



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則	行財政局組織制度課	1
規則	神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則の一部を改正する規則	港湾局空港調整課	137
規則	神戸市立保護施設条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局保護課	138
規則	神戸市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	福祉局くらし支援課	140
訓令甲	神戸市公舎使用規程の一部を改正する訓令	行財政局厚生課	190
訓令甲	失業者の退職手当支給規程の一部を改正する訓令	行財政局給与課	191
訓令甲	神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令	行財政局業務改革課	213
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令	行財政局組織制度課	217
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	383
告示	公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始並びにその関係図面の縦覧	建設局下水道部経営管理課	385
告示	指定納付受託者の指定(ソニー・ペイメントサービス株式会社)	企画調整局デジタル戦略部	386
告示	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新(NPO法人ぱれっと)	地域協働局地域活性課	387
告示	利用料金の承認(神戸市有馬温泉の館)	経済観光局観光企画課	388
告示	利用料金の承認(神戸市立有馬温泉観光交流センター)	経済観光局観光企画課	391
告示	利用料金の承認(神戸市立太閤の湯殿館)	経済観光局観光企画課	392
告示	使用料の徴収事務の委託の廃止(神戸市立水産体験学習館)	経済観光局農水産課	393
告示	利用料金の承認(神戸市立平磯海づり公園)	経済観光局農水産課	394
告示	垂水漁港の岸壁・物揚場の使用料の徴収事務の委託	経済観光局農水産課	395
告示	事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務の委託	環境局環境創造課	396
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	399
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導部	404
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導部	407
告示	介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	福祉局監査指導部	410

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設許可	福祉局監査指導部	411
告示	介護保険法に基づく介護医療院の開設許可	福祉局監査指導部	412
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	413
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導部	418
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導部	422
告示	介護保険法に基づく介護老人保健施設の廃止	福祉局監査指導部	425
告示	介護保険法に基づく介護医療院の廃止	福祉局監査指導部	426
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	427
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	431
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	432
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	433
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	435
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	436
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	437
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	439
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	440
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	441
告示	神戸市中央卸売市場東部市場における水産物仲卸業者の使用に係る使用料等の収納事務の委託	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場	442
告示	神戸市中央卸売市場東部市場における青果物仲卸業者の使用に係る使用料等の収納事務等の委託	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場	443
告示	神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例によるばい捨て防止重点区域の指定(新開地駅周辺地区)	環境局業務課	444
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局業務改革課	445
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等の件(新規)	行財政局業務改革課	446
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等の件(一部改正)	行財政局業務改革課	454
告示	地縁による団体の認可について(黒田自治会ほか)	地域協働局地域活性課	457
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(サンランド自治会ほか)	地域協働局地域活性課	458
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(赤坂自治会ほか)	地域協働局地域活性課	459
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	460
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	461
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	462

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

種類	件名	所管部署	ページ
告示	生活保護法等による指定介護機関の指定の再開	福祉局くらし支援課	463
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	464
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	466
告示	生活保護法等による施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	468
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 鴨子ヶ原30号線ほか)	建設局道路管理課	469
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 葺合北146号線ほか)	建設局道路管理課	470
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 西垂水99号線)	建設局道路管理課	471
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	472
公告	農用地利用集積計画の決定(一般)	農業委員会事務局	473
公告	都市再生整備計画の縦覧(神戸・兵庫運河周辺地区ほか)	都市局都市計画課	490
公告	都市再生整備計画の縦覧(神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)(第6回変更)ほか)	都市局都市計画課	491
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	492
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	493
公告	認可地縁団体が所有する不動産の所有権保存又は所有権移転に係る登記の特例に関する公告(川北自治会)	地域協働局地域活性課	494
公告	地区計画の変更に伴う素案の縦覧(神戸複合産業団地南地区地区計画)	都市局都市計画課	496
公告	大規模小売店舗立地法第6条第5項による届出(ニトリ神戸和田岬店)	経済観光局経済政策課	498
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(テックランド神戸和田岬店)	経済観光局経済政策課	499
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(阪神ファミリーショップ青木)	経済観光局経済政策課	501
公告	大規模小売店舗立地法第6条第5項による届出(阪神ファミリーショップ青木)	経済観光局経済政策課	503
公告	開発行為に関する工事の完了(須磨区白川台2丁目ほか)	都市局都市計画課	504
交通局	交通局公文書管理規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	506
選挙管理委員会	神戸市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	選挙管理委員会事務局	517
監査委員	包括外部監査人松谷卓也の補助者	監査事務局第1課	519
監査委員	監査公表	監査事務局第1課	520

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第82号

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(事務分掌規則の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 本庁の組織	第2章 本庁の組織
第1節～第3節 [略]	第1節～第3節 [略]
第4節 企画調整局(第8条一第 <u>15</u> 条)	第4節 企画調整局(第8条一第 <u>17</u> 条)
第5節 地域協働局(第16条一第 <u>20</u> 条)	第5節 行財政局(第18条一第 <u>38</u> 条)
第6節 行財政局(第21条一第 <u>39</u> 条)	第6節 文化スポーツ局(第39条一
第7節 文化スポーツ局(第40条一	

第43条)	第42条)
第8節 福祉局 (第44条—第53条)	第7節 福祉局 (第43条—第52条)
第9節 健康局 (第54条—第59条)	第8節 健康局 (第53条—第58条)
第10節 こども家庭局 (第60条—第65条)	第9節 こども家庭局 (第59条—第64条)
第11節 環境局 (第66条—第70条)	第10節 環境局 (第65条—第69条)
第12節 経済観光局 (第71条—第80条)	第11節 経済観光局 (第70条—第77条)
第13節 建設局 (第81条—第97条)	第12節 建設局 (第78条—第94条)
第14節 都市局 (第98条—第112条)	第13節 都市局 (第95条—第108条)
第15節 建築住宅局 (第113条—第123条)	第14節 建築住宅局 (第109条—第119条)
第16節 港湾局 (第124条—第133条)	第15節 港湾局 (第120条—第129条)
第3章 会計室の組織 (第134条・第135条)	第3章 会計室の組織 (第130条・第131条)
第4章 区役所の組織 (第136条—第147条)	第4章 区役所の組織 (第132条—第143条)
第5章 福祉事務所の組織 (第148条—第152条)	第5章 福祉事務所の組織 (第144条—第148条)
第6章 事業所の組織 (第153条—第207条)	第6章 事業所の組織 (第149条—第204条)
第7章 職及び職務等 (第208条—第221条)	第7章 職及び職務等 (第205条—第217条)
附則	附則
(本庁の組織)	(本庁の組織)
第2条 本庁の組織は、次の表のとおり	第2条 本庁の組織は、次の表のとおり

りとする。

局又は 局に相 当する 室	部又は 部に相 当する 室若し くは本 部	課又は 課に相 当する 室若し くはセ ンター	係
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調 整局		企画課	
		政策課	
		調整課	
		産学連 携推進 課	
地域協 働局		地域協 働課	
		地域活 性課	
		区役所	

りとする。

局又は 局に相 当する 室	部又は 部に相 当する 室若し くは本 部	課又は 課に相 当する 室若し くはセ ンター	係
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調 整局		企画調 整課	
		政策課	
		未来都 市推進 課	
		参画推 進課	
地域協 働局		地域協 働課	
		地域活 性課	
		区役所	

		課	
		住民課	
		男女共同参画課	
行財政局		[略]	[略]
		[略]	
		組織編成課	
		[略]	
	[略]	[略]	
[略]		[略]	[略]
福祉局		政策課	
		相談支援課	
		[略]	
		[略]	
[略]		[略]	
経済観光局		経済政策課	
		企業立地課	

行財政局		[略]	[略]
		区役所課	
		住民課	
		[略]	
		組織制度課	
		[略]	
	[略]	[略]	
[略]		[略]	[略]
福祉局		政策課	
		[略]	
		保護課	
		[略]	
[略]		[略]	
経済観光局		経済政策課	

		新産業 創造課	
		[略]	
	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
都市局		[略]	
		都市計 画課	[略]
		未来都 市推進 課	
		[略]	[略]
		地域整 備推進 課	再開発係 推 進係
		[略]	
		工務課	整備係 工務 係
		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

		[略]	
	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	
都市局		[略]	
		都市計 画課	[略]
		[略]	[略]
		地域整 備推進 課	地域整備係 再開発係 推 進係
		[略]	
		工務課	事業推進係 整備係 工務 係
		[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

2 企画調整局に医療・新産業本部を置き、その内部組織は、次の表のとおりとする。

部	課	係
新産業 部	企業立	
	地課	

	新産業課	
医療産業都市部	調査課	
	推進課	
	誘致課	

2、3 [略]

(市長室市民情報サービス課)

第6条 市長室市民情報サービス課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 個人情報保護制度及び神戸市個人情報保護審査会に関すること。

(3)、(4) [略]

(5) 市民相談に関すること。

(企画調整局企画課)

第8条 企画調整局企画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2)～(5) [略]

(6)、(7) [略]

3、4 [略]

(市長室市民情報サービス課)

第6条 市長室市民情報サービス課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 個人情報保護制度及び神戸市個人情報保護審議会に関すること。

(3)、(4) [略]

(企画調整局企画調整課)

第8条 企画調整局企画調整課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 女性活躍及び男女共同参画の推進に関すること。

(3) 外郭団体の事業調整に関すること。

(4)～(7) [略]

(8) 公立大学法人神戸市外国語大学に関すること。

(9)、(10) [略]

(11) 教育大綱に関すること。

(企画調整局政策課)

第9条 企画調整局政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

(企画調整局調整課)

第10条 企画調整局調整課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 市政の重要施策の総合調整に関すること。

(2) 外郭団体の事業調整に関すること。

(企画調整局産学連携推進課)

(12) 総合教育会議に関すること。

(13) 教育委員会との連携に関すること。

(企画調整局政策課)

第9条 企画調整局政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

(8) スマートシティの推進に関すること。

(企画調整局未来都市推進課)

第10条 企画調整局未来都市推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 長期にわたる政策の立案及び調整に関すること。

(2) 地域活性化施策の立案及び調整に関すること。

(3) 広域圏計画に係る調整に関すること。

(4) 国際技術支援に関すること。

(企画調整局参画推進課)

第11条 企画調整局産学連携推進課

は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2)、(3) [略]

(4) 神戸市公立大学法人に関するこ
と。

(5) 教育大綱に関すること。

(6) 総合教育会議に関すること。

(7) 創造都市の推進に関すること。

(8) [略]

(9) 震災復興に係る調査及び調整に
関すること。

第11条 企画調整局参画推進課は、次
に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 新たな事業化の検討及び検証に
関すること。

(3)、(4) [略]

(5) 震災復興に係る調査及び調整に
関すること。

(6) 創造都市の推進に関すること。

(7) [略]

(8) 協働と参画のまちづくりの推進
に関すること。

(9) 地域課題の把握及び解決に向け
た総合的な調整に関すること。

(10) 地域住民の自治組織など地域
組織への支援及び調整に関するこ
と（他の所管に属するものを除
く。）。

(11) 認可地縁団体に関すること。

(12) ふれあいのまちづくりに関す
ること（他の所管に属するものを除

く。)。。

(13) ふたば学舎及び丸山コミュニティセンターに関すること。

(14) NPO法人の認証及び認定に関すること。

(15) 社会貢献活動の支援に関すること。

(企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課)

第13条 企画調整局医療・新産業本部新産業部企業立地課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 企業立地に関すること。

(2) 対内投資の促進に関すること。

(3) 企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。）。。

(企画調整局医療・新産業本部新産業部新産業課)

第14条 企画調整局医療・新産業本部新産業部新産業課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新産業の育成に関すること。

(2) 海外拠点を活用した経済交流に関すること。

(企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部調査課)

(企画調整局医療産業都市部調査課)

第13条 企画調整局医療産業都市部調

第15条 企画調整局医療・新産業本部

査課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(企画調整局医療産業都市部推進課)

第14条 企画調整局医療産業都市部推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(企画調整局医療産業都市部誘致課)

第15条 企画調整局医療産業都市部誘致課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

第5節 地域協働局

(地域協働局地域協働課)

第16条 地域協働局地域協働課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総合調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 移住及び交流の促進に関すること。

(3) 地域活動への支援に係る総合的な調整に関すること。

(4) 地域共生の推進に係る連携及び

医療産業都市部調査課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部推進課)

第16条 企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部誘致課)

第17条 企画調整局医療・新産業本部医療産業都市部誘致課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

調整に関すること。

(地域協働局地域活性課)

第17条 地域協働局地域活性課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 協働と参画のまちづくりの推進に関すること。

(2) 地域課題の把握及び解決に向けた総合的な調整に関すること。

(3) 地域住民の自治組織など地域組織への支援及び調整に関すること
(他の所管に属するものを除く。)

(4) 認可地縁団体に関すること。

(5) ふれあいのまちづくりに関する
こと(他の所管に属するものを除く。)

(6) ふたば学舎及び丸山コミュニティセンターに関すること。

(7) NPO法人の認証及び認定に関すること。

(8) 社会貢献活動の支援に関する
こと。

(地域協働局区役所課)

第18条 地域協働局区役所課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 区役所の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 区政の企画及び調査に関するこ

と。

(地域協働局住民課)

第19条 地域協働局住民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑登録及び個人番号カードに係る事務の統括、改善及び指導に関すること。

(2) 戸籍の入力及び写し、謄本又は抄本、証明書その他即時に処理を要する文書の作成及び郵送による交付に関すること。

(3) 外国人住民に係る住居地の届出の統括に関すること。

(4) 特別永住者の手続きの統括に関すること。

(5) 住居表示制度の実施及び町及び字の区域及び名称に関すること。

(6) 新たに生じた土地の確認に関すること。

(地域協働局男女共同参画課)

第20条 地域協働局男女共同参画課は、女性活躍及び男女共同参画の推進に関する事務を分掌する。

第6節 [略]

第21条、第22条 [略]

第5節 [略]

第18条、第19条 [略]

(行財政局区役所課)

第20条 行財政局区役所課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 区役所の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2) 区政の企画及び調査に関すること。

(行財政局住民課)

第21条 行財政局住民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 戸籍、住民基本台帳、個人の印鑑登録及び個人番号カードに係る事務の統括、改善及び指導に関すること。

(2) 戸籍の入力及び写し、謄本又は抄本、証明書その他即時に処理を要する文書の作成及び郵送による交付に関すること。

(3) 外国人住民に係る住居地の届出の統括に関すること。

(4) 特別永住者の手続きの統括に関すること。

(5) 住居表示制度の実施及び町及び字の区域及び名称に関すること。

(6) 新たに生じた土地の確認に関すること。

第23条～第25条 [略]

(行財政局組織編成課)

第22条～第24条 [略]

(行財政局組織制度課)

第26条 行財政局組織編成課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(行財政局給与課)

第27条 行財政局給与課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の勤務条件に関する事

第28条～第34条 [略]

(行財政局税務部市民税課)

第35条 行財政局税務部市民税課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 市税の窓口の運営管理に関する事

(5) [略]

第36条～第39条 [略]

第7節 [略]

第40条～第43条 [略]

第8節 [略]

(福祉局政策課)

第44条 福祉局政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

第25条 行財政局組織制度課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 職員の勤務条件に関する事

(行財政局給与課)

第26条 行財政局給与課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の待遇に関する事

第27条～第33条 [略]

(行財政局税務部市民税課)

第34条 行財政局税務部市民税課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 市税の窓口に関する事

(5) [略]

第35条～第38条 [略]

第6節 [略]

第39条～第42条 [略]

第7節 [略]

(福祉局政策課)

第43条 福祉局政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(6) 家族のケアを行う子ども・若者

(福祉局相談支援課)

第45条 福祉局相談支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に関すること。
- (2) 家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。
- (3) ひきこもり状態にある者及びその家族等への支援に関すること。
- (4) ひきこもりに関する情報発信に関すること。
- (5) 再犯防止・更生支援に関すること。

第46条 [略]

第47条 福祉局くらし支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(8) [略]

(9) 地域見守り活動の推進に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(10) 生活保護に関すること。

(11) 中国残留邦人等支援給付及び

の支援に関すること。

第44条 [略]

第45条 福祉局くらし支援課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(8) [略]

(9) 高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(12) 保護施設の認可、指導及び監督に関すること。

(13) ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。

(14) 市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。

(15) 被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(16) 低所得世帯療養資金の償還に関すること。

(17) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。

(18) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

（福祉局保護課）

第46条 福祉局保護課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 生活保護に関すること。

(2) 中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 保護施設の認可、指導及び監督

に關すること。

(4) ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に關すること。

(5) 市立の保護施設及び一時宿泊施設に關すること。

(6) 被保護者等緊急援護資金貸付金に關すること(他の所管に属するものを除く。)

(7) 生活困窮者の自立支援に關すること(他の所管に属するものを除く。)

(8) 低所得世帯療養資金の償還に關すること。

(9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に關すること。

(10) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに關すること。

(福祉局高齢福祉課)

第47条 福祉局高齢福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(福祉局高齢福祉課)

第48条 福祉局高齢福祉課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(4) [略]

(5) 高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に關すること。

(6) 認知症対策に關すること。

(福祉局介護保険課)

第49条 福祉局介護保険課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(9) [略]

第50条～第53条 [略]

第9節 [略]

第54条～第59条 [略]

第10節 [略]

第60条～第65条 [略]

第11節 [略]

(環境局環境創造課)

第66条 環境局環境創造課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) エネルギー政策に関すること。

(2) 地球温暖化対策に関すること。

(3) 環境に配慮した都市づくりに関すること(他の所管に属するものを除く。)

(4)～(8) [略]

(福祉局介護保険課)

第48条 福祉局介護保険課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(9) [略]

(10) 認知症対策に関すること。

第49条～第52条 [略]

第8節 [略]

第53条～第58条 [略]

第9節 [略]

第59条～第64条 [略]

第10節 [略]

(環境局環境創造課)

第65条 環境局環境創造課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2)～(6) [略]

(7) 環境に配慮した都市づくりに関すること(他の所管に属するものを除く。)

(8) 地球温暖化対策に関すること。

(9) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

第67条～第70条 [略]

第12節 [略]

(経済観光局経済政策課)

第71条 経済観光局経済政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(9) [略]

(経済観光局企業立地課)

第72条 経済観光局企業立地課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 企業立地に関すること。

(2) 対内投資の促進に関すること。

(3) 企業の誘致に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(経済観光局新産業創造課)

第73条 経済観光局新産業創造課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新産業の育成に関すること。

(2) 海外拠点を活用した経済交流に関すること。

(3) 都市型創造産業に関する企画、

(9) エネルギー政策に関すること。

第66条～第69条 [略]

第11節 [略]

(経済観光局経済政策課)

第70条 経済観光局経済政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(9) [略]

(10) 都市型創造産業振興に関する企画、立案、調整及び推進に関すること。

立案、調整及び推進に関すること。

第74条～第80条 [略]

第13節 [略]

第81条～第97条 [略]

第14節 [略]

第98条 [略]

(都市局都市計画課)

第99条 都市局都市計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン等)に関すること。

(5) [略]

(6) 都市計画法等の規定による開発行為の相談及び許可、集合住宅協議、開発登録簿等に関すること。

(7) 都市計画決定事項の照会、案内、相談及び啓発に関すること。

(8) 都市計画法の規定による建築行為等の許可及び相談に関すること。

(9)～(11) [略]

第71条～第77条 [略]

第12節 [略]

第78条～第94条 [略]

第13節 [略]

第95条 [略]

(都市局都市計画課)

第96条 都市局都市計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(3) [略]

(4) 神戸市都市空間向上計画(立地適正化計画)に関すること。

(5) 市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)に関すること。

(6) [略]

(7) 神戸スマート都市づくり計画に関すること。

(8) 都市計画法等の規制による開発行為の指導及び許可、集合住宅協議、開発登録簿等に関すること。

(9) 都市計画決定事項の照会、案内、指導及び啓発に関すること。

(10) 都市計画法の規定による建築行為等の許可及び指導に関すること。

(11)～(13) [略]

(12) [略]

(都市局未来都市推進課)

第100条 都市局未来都市推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市政策の実現に向けた企画立案及び調整に関すること。

(2) 地域活性化施策の立案及び調整に関すること。

(都市局交通政策課)

第101条 都市局交通政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 新たな交通手段の導入に係る調整に関すること。

(都市局景観政策課)

第102条 都市局景観政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(14) 神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）に基づく届出に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(15) [略]

(都市局交通政策課)

第97条 都市局交通政策課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 新たな交通手段を含めた、市全体の新たな交通政策の検討に関すること。

(4) 鉄道、軌道等の調査及び計画に関すること

(5) 地域公共交通に係る交通事業者等との調整に関すること。

(都市局景観政策課)

第98条 都市局景観政策課は、都市景観の形成に関する事務を所掌する（他の所管に属するものを除く。）。

(1) 都市景観の形成に関すること

(他の所管に属するものを除く。)

(2) 歴史的建築物その他の景観資源

の保全活用に関すること。

第103条～第105条 [略]

(都市局地域整備推進課)

第106条 都市局地域整備推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(6) [略]

(都市局用地活用推進課)

第107条 都市局用地活用推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画事業に係る用地の取得、管理、利活用、処分及び取得に伴う損失補償等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 市及び市長が施行した土地区画整理事業区域の清算金の徴収・交付、並びに換地図等に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) [略]

(都市局工務課)

第108条 都市局工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業の設計、工事及び公共施

第99条～第101条 [略]

(都市局地域整備推進課)

第102条 都市局地域整備推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(6) [略]

(7) 都市開発資金に関すること。

(都市局用地活用推進課)

第103条 都市局用地活用推進課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(2) 事業用地の取得、管理、利活用、処分及び取得に伴う損失補償に関すること(他の所管に属するものを除く。)

(3) [略]

(都市局工務課)

第104条 都市局工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 都市計画事業及び住宅市街地総合整備事業の工事及び移管に關す

設移管に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 鈴蘭台北地区土地区画整理事業及び下三条町北地区防災街区整備事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 阪神電鉄本線連続立体交差事業の設計、工事及び公共施設移管に関すること。

(都市局新都市管理課)

第109条 都市局新都市管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る造成地及びその他の不動産の管理(他の所管に属するものを除く。)並びに調整に関すること。

(2)～(4) [略]

(都市局企業誘致課)

第110条 都市局企業誘致課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る産業用地への企業の誘致に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 新都市整備事業に係る産業用地の処分に関すること(他の所管に属

ること(他の所管に属するものを除く。)。

(2) 土地区画整理事業及び防災街区整備事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(3) 鉄道交差に関する事業に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(都市局新都市管理課)

第105条 都市局新都市管理課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る造成地及びその他の新都市整備事業に係る不動産の管理(他の所管に属するものを除く。)並びに調整に関すること。

(2)～(4) [略]

(都市局企業誘致課)

第106条 都市局企業誘致課は、新都市事業に係る造成地(他の所管に属するものを除く。)への企業の誘致及び処分に関する事務を分掌する。

するものを除く。)。

(3) 産業団地就業者神戸移住支援制度に関すること。

(都市局内陸・臨海計画課)

第111条 都市局内陸・臨海計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関すること。

(都市局新都市工務課)

第112条 都市局新都市工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る工事に関すること。

(2)、(3) [略]

第15節 [略]

第113条～第123条 [略]

第16節 [略]

第124条、第125条 [略]

(港湾局空港調整課)

(都市局内陸・臨海計画課)

第107条 都市局内陸・臨海計画課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) [略]

(2) 新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可の諸手続に関すること。

(3) 公有水面の埋立てに係る諸手続に関すること。

(都市局新都市工務課)

第108条 都市局新都市工務課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 新都市整備事業に係る工事の実施及び臨海部等の工事の監督に関すること。

(2) 新都市整備事業に係る道路、公園、緑地及び臨海部等の維持管理に関すること。

(3)、(4) [略]

第14節 [略]

第109条～第119条 [略]

第15節 [略]

第120条、第121条 [略]

(港湾局空港調整課)

第126条 港湾局空港調整課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸空港島の管理及び維持保全並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(4) 神戸空港及び神戸空港島の工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第127条～第135条 [略]

（区役所の組織）

第136条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
総務部	地域協働課	
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

2 北神区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
	[略]	[略]
	地域協働課	

第122条 港湾局空港調整課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸空港島の管理、維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第123条～第131条 [略]

（区役所の組織）

第132条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
総務部	まちづくり課	
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

2 北神区役所の組織は、次の表のとおりとし、局相当の事務所とする。

部	課	係
	[略]	[略]
	まちづくり課	

[略]	[略]
(区役所総務部地域協働課等)	
<p>第137条 <u>東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部地域協働課</u>は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>2 <u>北神区役所市民課</u>は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>市税に関する証明書(固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。)</u>の作成及び交付に関する<u>こと。</u></p> <p>3 <u>北神区役所地域協働課</u>は、次に掲げる事務を分掌する。</p>	

[略]	[略]
(区役所総務部まちづくり課等)	
<p>第133条 <u>東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部まちづくり課</u>は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>2 <u>北神区役所市民課</u>は、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>固定資産課税台帳の閲覧及び縦覧に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)</u>。</p> <p>(18) <u>市税に関する申請及び届出の受付等に関すること(北区役所の所管区域に関することを含む。)</u>。</p> <p>(19) <u>市税に関する証明書の作成及び交付に関すること(北区役所の所管区域に係る申請及び届出の受付に関することを含む。)</u>。</p> <p>(20) <u>市税その他徴収金の収納に関すること(北区役所の所管区域に係る申請及び届出の受付に関することを含む。)</u>。</p> <p>3 <u>北神区役所まちづくり課</u>は、次に掲げる事務を分掌する。</p>	

(1)～(6) [略]

(区役所総務部市民課)

第138条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

(8) 市税に関する証明書（固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること（中央区役所及び西区役所総務部市民課を除く。）。

第139条～第143条 [略]

(須磨区役所北須磨支所市民課)

第144条 須磨区役所北須磨支所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(6) 市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。

(7)～(18) [略]

第145条 [略]

(西区役所玉津支所)

第146条 [略]

(1)～(6) [略]

(区役所総務部市民課)

第134条 東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所総務部市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

第135条～第139条 [略]

(須磨区役所北須磨支所市民課)

第140条 須磨区役所北須磨支所市民課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

(6) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。

(7) 固定資産課税台帳の縦覧に関すること。

(8)～(19) [略]

第141条 [略]

(西区役所玉津支所)

第142条 [略]

2 玉津支所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 災害対策に係る連絡及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2)～(13) [略]

(14) 市税に関する証明書(住宅用家屋証明書を除く。)の作成及び交付に関すること。

(15)、(16) [略]

(区役所出張所)

第147条 北区役所山田出張所(以下「山田出張所」という。)は、北区総務部地域協働課の所管とし、北神区役所有馬出張所(以下「有馬出張所」という。)、北神区役所道場出張所(以下「道場出張所」という。)、北神区役所八多出張所(以下「八多出張所」という。)、北神区役所大沢出張所(以下「大沢出張所」という。)、北神区役所長尾出張所(以下「長尾出張所」という。)及び北神区役所淡河出張所(以下「淡河出張所」という。)は、北神区役所市民課の所管とし、西区役所伊川谷出張所(以下「伊川谷出張所」という。)、西区役所榎谷出張所(以下「榎谷出張所」という。)、西区役所押部谷出張所(以下「押部谷出

2 玉津支所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(12) [略]

(13) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。

(14)、(15) [略]

(区役所出張所)

第143条 北区役所山田出張所(以下「山田出張所」という。)は、北区総務部まちづくり課の所管とし、北神区役所有馬出張所(以下「有馬出張所」という。)、北神区役所道場出張所(以下「道場出張所」という。)、北神区役所八多出張所(以下「八多出張所」という。)、北神区役所大沢出張所(以下「大沢出張所」という。)、北神区役所長尾出張所(以下「長尾出張所」という。)及び北神区役所淡河出張所(以下「淡河出張所」という。)は、北神区役所市民課の所管とし、西区役所伊川谷出張所(以下「伊川谷出張所」という。)、西区役所榎谷出張所(以下「榎谷出張所」という。)、西区役所押部谷出張所(以下「押部谷出

出張所」という。)、西区役所平野出張所(以下「平野出張所」という。)、西区役所神出出張所(以下「神出出張所」という。))及び西区役所岩岡出張所(以下「岩岡出張所」という。))は、西区役所総務部地域協働課の所管とし、係相当の事務所とする。

2 山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)、(2) [略]

(3) 市税に関する証明書(住宅用家屋証明書を除く。)の作成及び交付に関すること(山田出張所及び北神区役所各出張所では固定資産税関係証明書を除く。)。

(4) 選挙に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) [略]

第148条～第154条 [略]

出張所」という。)、西区役所平野出張所(以下「平野出張所」という。)、西区役所神出出張所(以下「神出出張所」という。))及び西区役所岩岡出張所(以下「岩岡出張所」という。))は、西区役所総務部まちづくり課の所管とし、係相当の事務所とする。

2 山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)、(2) [略]

(3) 税に関する証明書(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく証明書を除く。)の作成及び交付に関すること。

(4) [略]

第144条～第150条 [略]

(男女共同参画センター)

第151条 企画調整局企画調整課男女共同参画センター(以下「男女共同参画センター」という。))は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 女性活躍及び男女共同参画に係る施策の立案、啓発、調査及び研究に関すること。
- (2) 神戸市男女共同参画審議会に関すること。
- (3) 婦人大学に関すること。
- (4) 男女共同参画センター及び婦人会館の管理及び運営に関すること。

(三宮証明サービスコーナー)

第155条 地域協働局住民課三宮証明サービスコーナー（以下「三宮証明サービスコーナー」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 住民票、戸籍及び個人の印鑑の登録に関する文書の作成及び交付に関すること。
- (2) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。

(男女共同参画センター)

第156条 地域協働局男女共同参画課男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 女性活躍及び男女共同参画に係る施策の立案、啓発、調査及び研究に関すること。
- (2) 神戸市男女共同参画審議会に関

すること。

(3) 婦人大学に関すること。

(4) 男女共同参画センター及び婦人会館の管理及び運営に関すること。

(消費生活センター)

第157条 地域協働局消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）に相談指導係、消費者教育係及び計量検査係を置く。

2 消費生活センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 消費者行政に関する企画、連絡及び調整に関すること。

(2) 消費生活情報の収集及び提供に関すること。

(3) 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。

(4) 物価情報の収集及び提供に関すること。

(5) 消費者教育及び消費生活の啓発に関すること。

(6) 消費生活に関する調査及び研究に関すること。

(7) 計量検査に関すること。

第158条 [略]

第152条 [略]

(三宮証明サービスコーナー)

第153条 行財政局住民課三宮証明サ

(市税の窓口)

第159条 行財政局税務部市民税課東灘市税の窓口、灘市税の窓口、中央市税の窓口、北市税の窓口、長田市税の窓口、須磨市税の窓口、垂水市税の窓口及び西市税の窓口(以下「市税の窓口」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市税に関する証明の発行及び閲覧に関すること。
- (2) [略]

第160条～第169条 [略]

ービスコーナー(以下「三宮証明サービスコーナー」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 住民票、戸籍及び個人の印鑑の登録に関する文書の作成及び交付に関すること。
- (2) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。

(市税の窓口)

第154条 行財政局税務部市民税課東灘市税の窓口、灘市税の窓口、中央市税の窓口、北市税の窓口、長田市税の窓口、須磨市税の窓口、垂水市税の窓口及び西市税の窓口(以下「市税の窓口」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 市税に関する証明及び閲覧に関すること。
- (2) [略]

第155条～第164条 [略]

(ひきこもり支援室)

第165条 福祉局ひきこもり支援室(以下「ひきこもり支援室」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) ひきこもり状態にある者及びその家族等への相談支援に関すること。

第170条 [略]

(保健所保健課)

第171条 保健所保健課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

(8) 精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(9)、(10) [略]

第172条～第179条 [略]

(保健所精神保健福祉センター)

第180条 保健所精神保健福祉センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)。

(2)～(4) [略]

第181条～第197条 [略]

(2) ひきこもりに関する情報発信に関すること。

第166条 [略]

(保健所保健課)

第167条 保健所保健課は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(7) [略]

(8) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。

(9)、(10) [略]

第168条～第175条 [略]

(保健所精神保健福祉センター)

第176条 保健所精神保健福祉センターは、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る調整及び実施並びに自殺対策に関すること。

(2)～(4) [略]

第177条～第193条 [略]

(消費生活センター)

第194条 経済観光局消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)に相談指導係、消費者教育係及び計量検査係を置く。

2 消費生活センターは、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 消費者行政に関する企画、連絡及び調整に関すること。
- (2) 消費生活情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費生活の相談及び苦情処理に関すること。
- (4) 物価情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 消費者教育及び消費生活の啓発に関すること。
- (6) 消費生活に関する調査及び研究に関すること。
- (7) 計量検査に関すること。

第198条、第199条 [略]

(王子動物園)

第200条 [略]

2 王子動物園は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

第201条 [略]

(水環境センター)

第202条 建設局東水環境センター、中央水環境センター及び西水環境センター（以下「水環境センター」という。）に次の表に定める組織を置く。

[略]	[略]	[略]
]	

第195条、第196条 [略]

(王子動物園)

第197条 [略]

2 建設局王子動物園は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) [略]

第198条 [略]

(水環境センター)

第199条 建設局東水環境センター、中央水環境センター及び西水環境センター（以下「水環境センター」という。）に次の表に定める組織を置く。

[略]	[略]	[略]
]	

中央水環 境センタ	[略]	[略]
一	施 設 課	施設係 <u>水環境係</u>
[略]	[略]	[略]

2～4 [略]

第203条 [略]

(西神整備事務所)

第204条 都市局西神整備事務所(以下「西神整備事務所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業に係る内陸部の工事の監督に関すること。
- (2) [略]

第205条～第207条 [略]

(危機管理監、広報官、局長等)

第208条 [略]

2 組織の事務を主管する者として、
局に局長を、区役所に区長等を、本部に本部長を、部(区役所の部を含む。以下同じ。)に部長を、室に室長を、課(区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の課を含む。以下同じ。)

中央水環 境センタ	[略]	[略]
一	施 設 課	施設係 <u>水環境第1 係 水環境第2係</u>
[略]	[略]	[略]

2～4 [略]

第200条 [略]

(西神整備事務所)

第201条 都市局西神整備事務所(以下「西神整備事務所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 新都市整備事業に係る内陸部の工事の実施及び監督に関すること。
- (2) [略]
- (3) 新都市整備事業に係る内陸部の道路、公園及び緑地等の維持管理に関すること。

第202条～第204条 [略]

(危機管理監、広報官、局長等)

第205条 [略]

2 局に局長を、区役所に区長等を、本部に本部長を、部(区役所の部を含む。以下同じ。)に部長を、室に室長を、課(区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の課を含む。以下同じ。)に課長を、センターにセンター

に課長を、センターにセンター長を、
係(区役所、区役所支所、福祉事務所
及び事業所の係を含む。以下同じ。)
に係長を置く。

3 市長室秘書課に国際渉外秘書官を
置く。

4 市長室国際部国際課に国際経済連
携専門官を置く。

5 [略]

6 危機管理室に防災専門官を置く。

7 企画調整局調整課、企画調整局デ
ジタル戦略部及び行財政局業務改革
課に上席デジタル化専門官及びデジ
タル化専門官を置く。

8 企画調整局産学連携推進課に企業
連携調整官を置く。

9 企画調整局医療産業都市部調査課
に医療イノベーション専門官を置
く。

長を、係(区役所、区役所支所、福祉
事務所及び事業所の係を含む。以下
同じ。)に係長を置く。

3 市長室国際部国際課に国際渉外専
門官を置く。

4 [略]

5 企画調整局に連携推進専門官を置
く。

6 企画調整局政策課、企画調整局デ
ジタル戦略部及び行財政局業務改革
課にデジタル化専門官を置く。

7 企画調整局医療・新産業本部新産
業部に総括イノベーション専門官を
置く。

8 企画調整局医療・新産業本部新産
業部新産業課にイノベーション専門
官を置く。

9 企画調整局医療・新産業本部新産
業部調査課に医療イノベーション専
門官を置く。

10～12 [略]

13 福祉局相談支援課に再犯防止コーディネーターを置く。

14、15 [略]

16 経済観光局に国際経済統括官を置く。

17 経済観光局新産業創造課に総括イノベーション専門官及びイノベーション専門官を置く。

18 経済観光局新産業創造課にオープンイノベーション専門官を置く。

19 [略]

20 福祉事務所及び支所に所長を、北福祉事務所に部長（北神担当）を置く。

21 [略]

22 東京事務所、男女共同参画センター、職員研修所、こども家庭センター、環境局事業所、自動車管理事務所、建設事務所及び森林整備事務所に副所長を、総合療育センターまるやま学園及びあけぼの学園、東部療育センターひまわり学園並びに西部療育センターのぼら学園に園長を、博物館に事務局長、事務室長、事務長及び副館長を、健康科学研究所に部長を置く。

23 [略]

10～12 [略]

13、14 [略]

15 経済観光局経済政策課にオープンイノベーション専門官を置く。

16 [略]

17 福祉事務所及び支所に所長を、北福祉事務所に担当部長（北神担当）を置く。

18 [略]

19 東京事務所、職員研修所、こども家庭センター、環境局事業所、自動車管理事務所、建設事務所及び森林整備事務所に副所長を、総合療育センターまるやま学園及びあけぼの学園、東部療育センターひまわり学園並びに西部療育センターのぼら学園に園長を、博物館に事務局長、事務室長、事務長及び副館長を、健康科学研究所に部長を置く。

20 [略]

第209条 市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ、当該各号に定める補職名を置くことができる。

(1) 局、局に相当する室及び本部（以下「局等」という。） 局長、副局長、部長及び課長

(2) 部並びに部に相当する室及び本部（以下「部等」という。） 部長、課長又は係長

(3) 課並びに課に相当する室及びセンター（以下「課等」という。）
課長、係長又は守衛長

(4) 区役所 副区長又は部長

(5) 北須磨支所 課長

(6) 玉津支所 係長

(7) 福祉事務所 部長又は課長

(8) 福祉事務所支所 課長又は係長

(9) 消費生活センター 課長

(10)、(11) [略]

(12) 保健所 部長

(13) [略]

(14) 環境局事業所及び自動車管理

第206条 市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ、当該各号に定める補職名を置くことができる。

(1) 局、局に相当する室及び本部（以下「局等」という。） 担当局長、副局長又は担当部長

(2) 局等並びに部並びに部に相当する室及び本部（以下「部等」という。）
担当課長（危機管理室にあっては、担当部長又は担当課長）

(3) 局等、部等並びに課並びに課に相当する室及びセンター（以下「課等」という。） 担当係長又は守衛長

(4) 区役所 副区長又は担当部長

(5) 北須磨支所 担当課長

(6) 玉津支所 担当係長

(7) 福祉事務所 担当部長又は担当課長

(8) 福祉事務所支所 担当課長又は担当係長

(9)、(10) [略]

(11) 保健所 担当部長

(12) [略]

(13) 環境局事業所及び自動車管理

事務所 係長又は作業長

(15) 布施畑環境センター 係長又は作業長

(16) クリーンセンター 係長又は作業長

(17) 本場、東部市場及び西部市場
課長

(18) 西農業振興センター及び北農業振興センター 課長

(19) 王子動物園 副園長、係長又は総括班長

(20) 建設事務所及び水環境センター 係長又は総括班長

(21) 神戸港管理事務所 課長

2 前項第9号から第21号までに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、第1類の事業所に副所長、部長、課長又は係長を、第2類の事業所に副所長、課長又は係長を、第3類の事業所に副所長又は係長を置くことができる。

(福祉事務所の職)

第210条 福祉事務所の所長は、区役所（北神区役所を除く。次項において

事務所 担当係長又は作業長

(14) 布施畑環境センター 担当係長又は作業長

(15) クリーンセンター 担当係長又は作業長

(16) 消費生活センター 担当課長

(17) 本場、東部市場及び西部市場
担当課長

(18) 西農業振興センター及び北農業振興センター 担当課長

(19) 王子動物園 副園長、担当係長又は総括班長

(20) 建設事務所及び水環境センター 担当係長又は総括班長

(21) 臨海整備事務所及び西神整備事務所 担当課長

(22) 神戸港管理事務所 担当課長

2 前項第9号から第22号までに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、第1類の事業所に副所長、担当課長又は担当係長を、第2類及び第3類の事業所に副所長又は担当係長を置くことができる。

(福祉事務所の職)

第207条 福祉事務所の所長は、区役所（北神区役所を除く。次項において

同じ。)保健福祉部長をもって充てる。

2～5 [略]

6 北福祉事務所部長(北神担当)は、北神区役所部長(総務・保健福祉担当)をもって充てる。

7 福祉事務所に置かれる部長、課長又は係長は、区役所の部長、課長又は係長のうち区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部、北神区役所保健福祉課の事務を担当するものを、福祉事務所支所に置かれる課長又は係長は、区役所支所の課長又は係長のうち区役所支所保健福祉課の事務を担当するものをもって充てる。

8 西福祉事務所保健福祉課の係長及び課の職員は、前各項に掲げるもののほか、玉津支所の係長及び課の職員(保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。)をもって充てる。

(保健所の職)

第211条 健康局保健所食品衛生課の課長、係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、係長及び職員をもって充てる。

同じ。)保健福祉部長をもって充てる。

2～5 [略]

6 北福祉事務所担当部長(北神担当)は、北神区役所担当部長(総務・保健福祉担当)をもって充てる。

7 福祉事務所に置かれる担当部長、担当課長又は担当係長は、区役所の担当部長、担当課長又は担当係長のうち区役所(北神区役所を除く。)保健福祉部、北神区役所保健福祉課の事務を担当するものを、福祉事務所支所に置かれる担当課長又は担当係長は、区役所支所の担当課長又は担当係長のうち区役所支所保健福祉課の事務を担当するものをもって充てる。

8 西福祉事務所保健福祉課の係長及び課の職員は、前各項に掲げるもののほか、玉津支所の担当係長及び課の職員(保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。)をもって充てる。

(保健所の職)

第208条 健康局保健所食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。

2 健康局保健所環境衛生課の課長、
係長及び職員は、健康局環境衛生課
の課長、係長及び職員をもって充て
る。

3 健康局保健所家庭支援課の課長、
係長及び職員は、それぞれこども家
庭局家庭支援課の課長、こども家庭
局家庭支援課の係長及び職員をもっ
て充てる。

4、5 [略]

(男女共同参画センターの職)

第212条 男女共同参画センターの所
長は、地域協働局男女共同参画課長
の職にある者をもって充てる。

2 男女共同参画センターの課長、係
長及び職員は、それぞれ地域協働局
男女共同参画課の課長、係長及び職
員をもって充てる。

(職務)

2 健康局保健所環境衛生課の課長、
担当係長及び職員並びに保健所の担
当課長（保健所環境衛生課の事務を
掌理する者に限る。）は、健康局環境
衛生課の課長、担当係長及び職員並
びに健康局の担当課長（健康局環境
衛生課の事務を掌理する者に限る。）
をもって充てる。

3 健康局保健所家庭支援課の課長、
担当係長及び職員並びに保健所の担
当課長（保健所家庭支援課の事務を
掌理する者に限る。）は、それぞれこ
ども家庭局家庭支援課の課長、こど
も家庭局家庭支援課の担当係長及び
職員並びにこども家庭局の担当課長
（こども家庭局家庭支援課の事務を
掌理する者に限る。）をもって充て
る。

4、5 [略]

(職務)

第213条 [略]

2 [略]

3 局長、区長等、本部長、副局長、部長（健康科学研究所の部長を除く。以下同じ。）、室長、課長（健康科学研究所の部長を含む。）、センター長及び事業所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員又は所掌事務を担当する職員（部下の職員に限る。）を指揮監督する。

4 係長（玉津支所の係長を除く。）は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員又は所掌事務を担当する職員（部下の職員に限る。）を指揮監督する。

第209条 [略]

2 [略]

3 局長、担当局長、区長等、本部長、副局長、部長（健康科学研究所の部長を除く。以下同じ。）、担当部長、室長、課長（健康科学研究所の部長を含む。）、担当課長、センター長及び事業所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員又は所掌事務を担当する職員（担当局長にあつては、局長等の長及び担当局長（以下「局長等」という。）を、担当部長にあつては、局長等及び部等の長、担当部長、第1類の事業所の長その他これらに準ずる者（以下「部長等」という。）を、担当課長にあつては、局長等、部長等及び課等の長、担当課長、第2類の事業所の長その他これらに準ずる者（以下「課長等」という）を除く。）を指揮監督する。

4 係長及び担当係長（玉津支所の担当係長を除く。）は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員又は所掌事務を担当する職員（担当係長にあつては、局長等、部長等、課長等、係長、担当係長、第3類の事業所の長その他これらに準ずる者を除く。）を指揮監督する。

5 [略]

6 玉津支所の係長は、上司の命を受け、玉津支所の事務の一部を主任し、当該事務を担当する部下の職員を指揮監督する。

7 国際渉外秘書官は、上司の命を受け、市長及び副市長の通訳及びその統括並びに市長及び副市長に係る海外との渉外調整支援を行う。

8 国際経済連携専門官は、上司の命を受け、高度人材及び企業の誘致並びに市内企業と海外企業の交流促進を行う。

9、10 [略]

11 防災専門官は、上司の命を受け、危機管理に関する施策の企画、実施及び連絡調整業務を行う。

12 [略]

13 上席デジタル化専門官及びデジタル化専門官は、上司の命を受け、業務改革、庁内業務のデジタル化の推進及びスマートシティの推進を行う。

14 企業連携調整官は、上司の命を受け、寄附等による企業連携の推進を行う。

15～20 [略]

21 再犯防止コーディネーターは、上司の命を受け、再犯防止及び更生支

5 [略]

6 玉津支所の担当係長は、上司の命を受け、玉津支所の事務の一部を主任し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

7 国際渉外専門官は、上司の命を受け、通訳及び翻訳等の国際交流支援業務を行う。

8、9 [略]

10 [略]

11 デジタル化専門官は、上司の命を受け、業務改革、庁内業務のデジタル化の推進及びスマートシティの推進を行う。

12～17 [略]

援の推進を行う。

22、23 [略]

24 国際経済統括官は、外資系企業誘致及びスタートアップ育成推進等を行う。

25～27 [略]

第214条 東京事務所の副所長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、当該事務を担当する部下の職員を指揮監督する。

2～10 [略]

第215条、第216条 [略]

(事務分担)

第217条 組織の事務を主管しない局長、部長、課長及び係長の事務分担は、危機管理監、局の事務を主管する局長、市長室長、会計室長、区長等又は事業所の所管部局の長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、組織の事務を主管しない保健所の部長、課長及び係長の事務分担は、保健所長、健康局長及びこども家庭局長が定める。

3、4 [略]

5 組織の事務を主管しない局長、部長、課長及び係長には、その担当する所管事務に係る名称を冠することが

18、19 [略]

20～22 [略]

第210条 東京事務所の副所長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

2～10 [略]

第211条、第212条 [略]

(事務分担)

第213条 担当局長、担当部長、担当課長及び担当係長の事務分担は、危機管理監、局長、市長室長、会計室長、区長等又は事業所の所管部局の長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、保健所の担当部長、担当課長及び担当係長の事務分担は、保健所長、健康局長及びこども家庭局長が定める。

3、4 [略]

5 担当局長、担当部長、担当課長及び担当係長には、その担当する所管事務に係る名称を冠することができ

できる。

6 第208条及び第209条に規定する職員以外の職員（第2条、第134条及び第136条に規定する組織に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、課等の長又は課の事務を主管しない課長が定める。

7 第208条及び第209条に規定する職員以外の職員（第143条に規定する組織に属する者に限る。）の配置については所長が、担当事務については課の事務を主管する課長が定める。

8 第208条及び第209条に規定する職員以外の職員（玉津支所に属する者に限る。）の担当事務は、所長が定める。

9 第208条及び第209条に規定する職員以外の職員（福祉事務所及び福祉事務所支所に属する者に限る。）の担当事務は、課の事務を主管する課長（福祉事務所支所にあつては、支所長）が定める。

10 第208条及び第209条に規定する職員以外の職員（事業所に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、次の各号に掲げる事業所の区分に従い、当該各号に定める者が定める。

(1)～(4) [略]

る。

6 第205条及び第206条に規定する職員以外の職員（第2条、第130条及び第132条に規定する組織に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、課等の長又は担当課長が定める。

7 第205条及び第206条に規定する職員以外の職員（第139条に規定する組織に属する者に限る。）の配置については所長が、担当事務については課長が定める。

8 第205条及び第206条に規定する職員以外の職員（玉津支所に属する者に限る。）の担当事務は、所長が定める。

9 第205条及び第206条に規定する職員以外の職員（福祉事務所及び福祉事務所支所に属する者に限る。）の担当事務は、課長（福祉事務所支所にあつては、支所長）が定める。

10 第205条及び第206条に規定する職員以外の職員（事業所に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、次の各号に掲げる事業所の区分に従い、当該各号に定める者が定める。

(1)～(4) [略]

第218条 [略]

(代行)

第219条 [略]

2 第208条及び第209条に規定する職員(係長、作業長、守衛長及び総括班長を除く。)に事故があるときは、当該事務を所掌する直近下位の第208条及び第209条に規定する職員(作業長、守衛長及び総括班長を除く。)がその事務を代行する。

3 [略]

第220条 [略]

(専決)

第221条 危機管理監、局長、区長等、副局長、部長、本部長、室長、事務局長、課長、所長、センター長、事務室長、係長、副所長、事務長及び事業所長は、市長が訓令で定める事項を専決することができる。

別表第1 (第153条関係)

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
東京事務所	企画調整局	第2類	東京都千代田区平河町2丁目6番3号	所長

第214条 [略]

(代行)

第215条 [略]

2 第205条及び第206条に規定する職員(係長、担当係長、作業長、守衛長及び総括班長を除く。)に事故があるときは、当該事務を所掌する直近下位の第205条及び第206条に規定する職員(作業長、守衛長及び総括班長を除く。)がその事務を代行する。

3 [略]

第216条 [略]

(専決)

第217条 危機管理監、局長、担当局長、区長等、副局長、部長、本部長、室長、担当部長、事務局長、課長、所長、センター長、担当課長、事務室長、係長、副所長、事務長、担当係長及び事業所長は、市長が訓令で定める事項を専決することができる。

別表第1 (第149条関係)

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
東京事務所	企画調整局	第2類	東京都千代田区平河町2丁目6番3号	所長

三宮証明サービスコーナー	地域協働局 市民課	第4類	神戸市中央区三宮町1丁目10番1号	
男女共同参画センター	地域協働局 男女共同参画課	第3類	神戸市中央区橘通3丁目4番3号	所長
消費生活センター	地域協働局	第2類	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	所長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
東灘市税の窓口	[略]	[略]	[略]	係長
灘市税の窓口	[略]	[略]	[略]	係長
中央市税の窓口	[略]	[略]	[略]	係長

男女共同参画センター	企画調整局 企画課	第3類	神戸市中央区橘通3丁目4番3号	所長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
三宮証明サービスコーナー	行財政局 住民課	第4類	神戸市中央区三宮町1丁目10番1号	
東灘市税の窓口	[略]	[略]	[略]	担当係長
灘市税の窓口	[略]	[略]	[略]	担当係長
中央市税の窓口	[略]	[略]	[略]	担当係長

北市税の 窓口	[略]	[略]	[略]	係長
長田市税 の窓口	[略]	[略]	[略]	係長
須磨市税 の窓口	[略]	[略]	[略]	係長
垂水市税 の窓口	[略]	[略]	[略]	係長
西市税の 窓口	[略]	[略]	[略]	係長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

北市税の 窓口	[略]	[略]	[略]	担当 係長
長田市税 の窓口	[略]	[略]	[略]	担当 係長
須磨市税 の窓口	[略]	[略]	[略]	担当 係長
垂水市税 の窓口	[略]	[略]	[略]	担当 係長
西市税の 窓口	[略]	[略]	[略]	担当 係長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ひきこも り支援室	福祉局	第 2 類	神戸市中央 区橘通3丁 目4番1号	室長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
桜の宮保 育所	こども 家庭局 幼保振 興課	第 3 類	神戸市北区 甲栄台2丁 目4番1号	所長

[略]	[略]	[略]	[略]
鈴蘭台西町保育所	[略]	[神戸市北区 鈴蘭台西町 3丁目6番 23号]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
淡河環境センター	環境局 業務課	[略]	[略]
資源リサイクルセンター	環境局 業務課	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第5 (第202条関係)

水環境センター	所管する下水処理場及びポンプ場	所管区域
---------	-----------------	------

[略]	[略]	[略]	[略]
鈴蘭台西町保育所	[略]	[神戸市北区 鈴蘭台西町 3丁目6番 20号]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
淡河環境センター	環境局 事業管理課	[略]	[略]
資源リサイクルセンター	環境局 事業管理課	[略]	[略]
消費生活センター	経済観光局 第2類	神戸市中央区橘通3丁目4番1号	所長
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第5 (第199条関係)

水環境センター	所管する下水処理場及びポンプ場	所管区域
---------	-----------------	------

東水 環境 セン ター	東灘処理場 深江大橋ポン プ場 本庄ポンプ場 魚崎 ポンプ場 大石ポンプ場 東部スラッジセンター 向 洋ポンプ場 京橋ポンプ場 中突堤ポンプ場 小野浜 ポンプ場 ポートアイラ ンド処理場 ポートアイラ ンド第1ポンプ場 ポート アイランド第2ポンプ場 ポートアイランド第3ポン プ場	[略]
中央 水環 境セ ンタ ー	西部処理場 明泉寺ポン プ場 丸山ポンプ場 南駒栄 ポンプ場 外浜ポンプ場 宇治川ポンプ場 湊川ポン プ場 和田岬ポンプ場 浜 中ポンプ場 島上ポンプ場 鈴蘭台処理場	[略]
[略]	[略]	[略]

別表第7（第211条関係）

保健所の職	区役所の職
-------	-------

東水 環境 セン ター	東灘処理場 深江大橋ポン プ場 本庄ポンプ場 魚崎 ポンプ場 大石ポンプ場 東部スラッジセンター 向 洋ポンプ場 京橋ポンプ場	[略]
中央 水環 境セ ンタ ー	西部処理場 明泉寺ポン プ場 丸山ポンプ場 南駒栄 ポンプ場 外浜ポンプ場 宇治川ポンプ場 湊川ポン プ場 和田岬ポンプ場 浜 中ポンプ場 島上ポンプ場 鈴蘭台処理場 ポートア イランド処理場 ポートア イランド第1ポンプ場 ポ ートアイランド第2ポン プ場 ポートアイランド第3 ポンプ場	[略]
[略]	[略]	[略]

別表第7（第208条関係）

保健所の職	区役所の職
-------	-------

保健センター課長	区役所保健福祉部 保健福祉課長、北神 区役所保健福祉課 長及び北須磨支所 保健福祉課長
保健センター課長（北須磨支所保健担当）	北須磨支所保健福 祉課課長（保健担 当）
保健センター係長	区役所保健福祉部 保健福祉課、北神 区役所保健福祉課及 び北須磨支所保健 福祉課の係長並び に玉津支所の係長 （保健及び福祉に 係る業務を担当す るものに限る。）
保健センター職員	[略]

別表第9（第211条関係）

保健所の職	区役所の職
[略]	[略]
部長（北神保健福 祉担当）	北神区役所部長（北 神区役所の保健福 祉に関する事務を 掌理する者に限 る。）

保健センター担当課長	区役所保健福祉部 保健福祉課長及び 北神区役所保健福 祉課長
保健センターの担当係長	区役所保健福祉部 保健福祉課、北神 区役所保健福祉課及 び北須磨支所保健 福祉課の担当係長 並びに玉津支所の 担当係長（保健及び 福祉に係る業務を 担当するものに限 る。）
保健センターの職員	[略]

別表第9（第208条関係）

保健所の職	区役所の職
[略]	[略]
担当部長	担当部長（保健福祉 に関する事務を掌 理する者に限る。）

[略]	[略]	[略]	[略]
保健福祉課課長	区役所保健福祉部 保健福祉課の課長、 北神区役所保健福 祉課の課長及び北 須磨支所の保健福 祉課の課長	担当課長	区役所保健福祉部 の担当課長（区役所 保健福祉部保健福 祉課の事務を掌理 する者に限る。） 北神区役所の担当 課長（保健福祉課の 事務を掌理する者 に限る。）及び北須 磨支所の担当課長 （保健福祉課の事 務を掌理する者に 限る。）
保健福祉課係長	区役所保健福祉部 保健福祉課、北神区 役所保健福祉課及 び北須磨保健福祉 課の係長並びに玉 津支所の係長（保健 及び福祉に係る業 務を担当するもの に限る。	保健福祉課の担 当係長	区役所保健福祉部 保健福祉課、北神区 役所保健福祉課及 び北須磨保健福祉 課の担当係長並び に玉津支所の担当 係長（保健及び福祉 に係る業務を担当 するものに限る。）
		健康福祉課あん しんすこやか係 長	区役所保健福祉部 健康福祉課あんし んすこやか係長
		保健福祉課の担 当係長	区役所保健福祉部 健康福祉課の担当

			係長及び玉津支所の担当係長(保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。)
保健福祉課職員	区役所保健福祉部保健福祉課の職員及び玉津支所の職員(保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。)	保健福祉課職員	区役所保健福祉部保健福祉課職員及び玉津支所職員(保健及び福祉に係る業務を担当するものに限る。)
北神保健福祉課職員	北神区役所保健福祉課の職員	北神保健福祉課職員	北神区役所保健福祉課職員
北須磨保健福祉課職員	北須磨支所保健福祉課の職員	北須磨保健福祉課職員	北須磨支所保健福祉課職員

(職員職名規則の一部改正)

第2条 神戸市職員職名規則(昭和24年9月規則第222号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(職名の構成)</u>	<u>(職名)</u>

第3条 職員の職名は、補職名及び職種名による。

(補職名)

第4条 局、区役所、部、本部、室、課、センター、係又は事業所の長その他の管理職にある者については、別表第1に掲げる補職名を置く。

2 特別の事務又は業務に従事する者であって特にその職務内容を明らかにする必要があるものについては、前条に規定する職名のほか、別表第2に掲げる職種名を置く。

3 [略]

(職名に関する特例)

第5条 職名に関し法令その他の特別の定めがあるものであって特に必要があると認められるものについては、第3条の規定による職名のほか、別に職名を併せて用いることができる。

別表第1 (第4条関係)

危機管理監	広報官	局長	副局長
部長	本部長	業務改革専門官	
国際経済統括官	室長	課長	国際

第3条 職員の職名は、事務職員及び技術職員とする。

(補職名)

第4条 局、区役所、部、本部、室、課、センター、係又は事業所の長その他の管理職にある者の補職名として別表第1の左欄に掲げる補職名を置き、当該補職名の区分に応じ当該右欄に掲げる職名の職員をもって充てる。

2 特別の事務又は業務に従事する者であって特にその職務内容を明らかにする必要があるものについては、前条に規定する職名のほか、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ当該右欄に掲げる職種名を置く。

3 [略]

(職名に関する特例)

第5条 職名に関し法令その他の特別の定めがあるものであって特に必要があると認められるものについては、第3条に定める職名のほか、別に職名を併せて用いることができる。

別表第1 (第4条関係)

補職名	職名
危機管理監 広報官 局長	事務職員
長 担当局長 副局長	技術職員

渉外秘書官 国際経済連携専門官 ホームページ監理官 広聴専門官 防災専門官 上席デジタル化専門官 企業連携調整官 総括イノベーション専門官 主任相談員 再犯防止コーディネーター 特別指導監査専門官 児童福祉法務専門官 係長 デジタル化専門官 イノベーション専門官 医療イノベーション専門官 文書改革専門官 相談員 オープンイノベーション専門官 区長 北神担当区長 副区長 所長 副所長 館長 副館長 事務局長 事務室長 事務長 園長 副園長 場長 センター長 作業長 守衛長 総括班長 副部長

別表第2 (第4条関係)

保育士 児童自立支援専門員 児童生活支援員 計量士 司書 学芸員 司書補 業務長 守衛 更生業務
--

部長 本部長 業務改革専門官 室長 担当部長 課長 国際経済連携専門官 ホームページ監理官 広聴専門官 総括イノベーション専門官 主任相談員 特別指導監査専門官 児童福祉法務専門官 担当課長 係長 デジタル化専門官 イノベーション専門官 医療イノベーション専門官 文書改革専門官 相談員 オープンイノベーション専門官 担当係長 区長 北神担当区長 副区長 所長 副所長 館長 副館長 事務局長 事務室長 事務長 園長 副園長 場長 センター長 作業長 守衛長 総括班長	事務職員 技術職員
---	--------------

別表第2 (第4条関係)

区分	職種名
事務職員に属	保育士 児童自立支援専門員 児童生活支援員 計量士

員 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 師 管理栄養士 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 衛生検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視能訓練士 保健師 助産師 看護師 准看護師 歯科衛生士 物療技術員 船長 航海士 機関長 機関士 班長主任 助手 管理員 施設管理員 防疫手 営繕工 調理士 調理員 造園手 環境技術手 機械操作手 自動車運転手 整備工 鈑金溶接工 衛生業務手 予防衛生業務員 建設技術手 土木工手 動物飼育手 電工 甲板員 機関員 介護業務員 病院業務員	するも 司書 学芸員 司書補 業務の 長 守衛 更生業務員 技術職 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 員に属 管理栄養士 栄養士 するも 診療放射線技師 臨床検査技師 の 衛生検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 視能訓練士 保健師 助産師 看護師 准看護師 歯科衛生士 物療技術員 船長 航海士 機関長 機関士 班長主任 助手 管理員 施設管理員 防疫手 営繕工 調理士 調理員 造園手 環境技術手 機械操作手 自動車運転手 整備工 鈑金溶接工 衛生業務手 予防衛生業務員 建設技術手 土木工手 動物飼育手 電工 甲板員 機関員 介護業務員 病院業務員
(注) [略]	(注) [略]

(旅費条例施行細則の一部改正)

第3条 旅費条例施行細則(昭和27年7月規則第76号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「職名・」を削る。

(市税条例施行規則の一部改正)

第4条 神戸市市税条例施行規則(昭和30年11月規則第82号)の一部を次のよう

に改正する。

第1号様式中

「

所 属

職 氏 名

を

」

「

所 属

氏 名

に改める。

」

第2号様式中

「

所 属

職 氏 名

を

」

「

所 属

氏 名

に改める。

」

第3号様式中

「

所 属

職 氏 名

を

」

「

所 属

氏 名

に改める。

」

第18号様式中

「
所 属
職氏 名 を
」

「
所 属 に改める。
氏 名
」

(国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第5条 神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を
次のように改正する。

様式第1号中

「
所 属
職 名 を
氏 名
」

「
所 属 に改める。
氏 名
」

様式第2号中

「
所 属
職 名 を
氏 名
」

「

所 属

に改める。

氏 名

」

(土地区画整理事業清算金等取扱規則の一部改正)

第6条 神戸市土地区画整理事業清算金等取扱規則（昭和36年11月規則第62号）

の一部を次のように改正する。

様式第8号中

「

所 属 _____

職 名 _____

を

氏 名 _____

」

「

所 属 _____

に改める。

氏 名 _____

」

(消防本部組織規則の一部改正)

第7条 神戸市消防本部組織規則（昭和38年12月規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(局長等)</p> <p>第16条 <u>組織の事務を主管する者として、消防局に局長を置き、消防長をもつて充てる。</u></p> <p>2 <u>組織の事務を主管する者として、部に部長、課に課長、係に係長を置く。</u></p> <p>3 <u>組織の事務を主管する者として、防災センターにセンター長を置く。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 <u>組織の事務を主管する者として、機動隊に隊長及び副隊長を置く。</u></p> <p>6 <u>第1項から第3項まで及び第5項に掲げるもののほか、局長は、必要があると認めるときは、局に局長、部に部長、課、機動隊及び防災センターに課長及び係長を置くことができる。</u></p> <p>7 <u>前項の規定により置かれた局長、部長、課長及び係長の所掌事務は、第1項の規定により置かれた局長が定める。</u></p>	<p>(局長等)</p> <p>第16条 消防局に局長を置き、消防長をもつて充てる。</p> <p>2 部に部長、課に課長、係に係長を置く。</p> <p>3 防災センターにセンター長を置く。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 機動隊に隊長及び副隊長を置く。</p> <p>6 <u>局長が必要があると認めるときは、局に担当局長又は担当部長、局、部及び防災センターに担当課長、課に担当係長を置くことができる。</u></p> <p>7 <u>担当部長、担当課長及び担当係長の所掌事務は、局長が定める。</u></p>
<p>(消防吏員の階級等)</p> <p>第17条 消防長の階級は消防司監、<u>前条第6項の規定により置かれた局長及び前条第2項の規定により置かれた部長の階級は消防正監、前条第6項の規定により置かれた部長、セン</u></p>	<p>(消防吏員の階級等)</p> <p>第17条 消防長の階級は消防司監、<u>担当局長及び部長の階級は消防正監、担当部長、センター長及び隊長の階級は消防正監又は消防監、課長、担当課長及び副隊長の階級は消防司令</u></p>

ター長及び隊長の階級は消防正監又は消防監、課長及び副隊長の階級は消防司令長、係長の階級は消防司令とする。

2 [略]

3 部長、課長及び係長の職は、第1項に規定する消防正監、消防監、消防司令長及び消防司令のほか、部長にあつては神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下単に「行政職給料表」という。）の職務の級が7級である者を、課長にあつては行政職給料表の職務の級が6級である者を、係長の職にあつては行政職給料表の職務の級が5級である者をもつて充てることができる。

（職務）

第18条 局長、部長、センター長、課長及び隊長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員又は所掌事務を担当する職員（部下の職員に限る。）を指揮監督する。

2 係長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員又は所掌事務を

長、係長及び担当係長の階級は消防司令とする。

2 [略]

3 部長及び担当部長、課長及び担当課長並びに係長及び担当係長の職は、第1項に規定する消防正監、消防監、消防司令長及び消防司令のほか、部長及び担当部長にあつては神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下単に「行政職給料表」という。）の職務の級が7級である者を、課長及び担当課長にあつては行政職給料表の職務の級が6級である者を、係長及び担当係長の職にあつては行政職給料表の職務の級が5級である者をもつて充てることができる。

（職務）

第18条 部長、センター長、課長及び隊長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 係長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、所属職員を指揮監督する。

担当する職員（部下の職員に限る。）

を指揮監督する。

3 副隊長は、隊長を補佐し、上司の命を受け、所属職員又は所掌事務を担当する職員（部下の職員に限る。）を指揮監督する。

（代行）

第20条 局長に事故があるときは、所

3 担当局長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、当該所掌事務を担当する職員（局長を除く。）を指揮監督する。

4 担当部長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、当該所掌事務を担当する職員（局長、担当局長及び部長を除く。）を指揮監督する。

5 担当課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、当該所掌事務を担当する職員（局長、担当局長、部長、担当部長、センター長、隊長、課長、担当課長及び副隊長を除く。）を指揮監督する。

6 副隊長は、隊長を補佐し、上司の命を受け、所属職員（隊長を除く。）を指揮監督する。

7 担当係長は、上司の命を受け、所掌事務を主任し、当該所掌事務を担当する職員（局長、担当局長、部長、担当部長、センター長、課長、隊長、担当課長、副隊長、係長及び担当係長を除く。）を指揮監督する。

（代行）

第20条 局長に事故があるときは、所

<p>管の部長（<u>組織の事務を主管する者に限る。</u>）又はセンター長がその事務を代行する。</p> <p>2 部長に事故があるときは、所管の課長（<u>組織の事務を主管する者に限る。</u>）がその事務を代行する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 センター長に事故があるときは、所管の<u>課長</u>がその事務を代行する。</p> <p>5 課長又は<u>副隊長</u>に事故があるときは、所管の係長がその事務を代行する。</p>	<p>管の部長又はセンター長がその事務を代行する。</p> <p>2 部長に事故があるときは、所管の課長がその事務を代行する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 センター長に事故があるときは、所管の<u>担当課長</u>がその事務を代行する。</p> <p>5 課長又は<u>担当課長</u>に事故があるときは、所管の係長又は<u>担当係長</u>がその事務を代行する。</p>
--	--

（会計規則の一部改正）

第8条 神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義等）	（定義等）
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]

3 歳入徴収者、支出担当者又は前渡金管理者が欠けたとき又は事故あるときは、その所管の係長がその事務を代行することができる。

4 [略]

(区会計管理者)

第2条の2 区会計管理者は、区役所総務部地域協働課課長(総務担当)をもつて充てる。

(出納員その他の会計職員)

第3条 会計管理者又は区会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第174条の44第1項の規定に基づき、出納員、審査出納員、審査出納補助職員、区出納員、分任出納員、区分任出納員、北神特別出納員、北須磨支所特別出納員及び会計室、区役所総務部地域協働課、北神区役所市民課又は須磨区役所北須磨支所(以下「北須磨支所」という。)に属する職員(第83条において「出納員等」という。)を置く。

2、3 [略]

4 審査出納補助職員は、別表第1に

3 歳入徴収者、支出担当者又は前渡金管理者が欠けたとき又は事故あるときは、その所管の係長又は担当係長がその事務を代行することができる。

4 [略]

(区会計管理者)

第2条の2 区会計管理者は、区役所総務部総務担当課長をもつて充てる。

(出納員その他の会計職員)

第3条 会計管理者又は区会計管理者の事務を補助させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第174条の44第1項の規定に基づき、出納員、審査出納員、審査出納補助職員、区出納員、分任出納員、区分任出納員、北神特別出納員、北須磨支所特別出納員及び会計室、区役所総務部まちづくり課、北神区役所市民課又は須磨区役所北須磨支所(以下「北須磨支所」という。)に属する職員(第83条において「出納員等」という。)を置く。

2、3 [略]

4 審査出納補助職員は、別表第1に

定める組織の係長その他これに準ずる者をもつて充て、審査出納員の命を受け、前項の支出負担行為に関する確認に係る事務に従事する。

5～7 [略]

8 会計室、区役所総務部地域協働課、北神区役所市民課又は北須磨支所に所属する職員は、会計管理者、区会計管理者、北神特別出納員若しくは北須磨支所特別出納員又は上司の命を受けて所管の会計事務をつかさどる。

9 [略]

10 区会計管理者等（区会計管理者、北神特別出納員又は北須磨支所特別出納員をいう。以下同じ。）に事故がある場合又は区会計管理者等が欠けた場合において必要があるときは、あらかじめ区会計管理者が定める者がその事務を代理することができる。

（賠償責任を負う職員の指定）

第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る

定める組織の係長、担当係長その他これに準ずる者をもつて充て、審査出納員の命を受け、前項の支出負担行為に関する確認に係る事務に従事する。

5～7 [略]

8 会計室、区役所総務部まちづくり課、北神区役所市民課又は北須磨支所に所属する職員は、会計管理者、区会計管理者、北神特別出納員若しくは北須磨支所特別出納員又は上司の命を受けて所管の会計事務をつかさどる。

9 [略]

10 区会計管理者等（区会計管理者、区役所総務部まちづくり課会計担当係長、北神特別出納員又は北須磨支所特別出納員をいう。以下同じ。）に事故がある場合又は区会計管理者等が欠けた場合において必要があるときは、あらかじめ区会計管理者が定める者がその事務を代理することができる。

（賠償責任を負う職員の指定）

第83条の2 地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る

行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第219条の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

(2) [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 次に掲げる職員

ア 地方自治法第232条の4第2項の確認を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則第219条第2項の規定その他これに類する規定により地方自治法第232条の4第2項の確認に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

イ、ウ [略]

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員

ア～ウ [略]

エ 支出又は支払を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則第219条第2項

行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

(1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第215条の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

(2) [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 次に掲げる職員

ア 地方自治法第232条の4第2項の確認を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則第215条第2項の規定その他これに類する規定により地方自治法第232条の4第2項の確認に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

イ、ウ [略]

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員

ア～ウ [略]

エ 支出又は支払を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則第215条第2項

その他これに類する規定により
支出又は支払の専決に係る事務
を代行している場合にあつては、
当該代行を行つている職員)

(5) 地方自治法第234条の2第1項
の監督又は検査 次に掲げる職員

ア 神戸市事務分掌規則第219条の
規定その他これに類する規定に
より、神戸市契約規則（昭和39年
3月規則第120号）第52条の2、第
58条の2又は第65条の2の規定
により委任を受けた主管課長の
事務を代行している職員

イ～エ [略]

別表第1（第2条、第3条、第19条関
係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査出 納員
神戸市事務分 掌規則第2条 第1項の表に 規定する課（建 築住宅局建築 課、設備課及び 保全課を除 く。）	課長	課長	総務 担当 の課 長	課長

その他これに類する規定により
支出又は支払の専決に係る事務
を代行している場合にあつては、
当該代行を行つている職員)

(5) 地方自治法第234条の2第1項
の監督又は検査 次に掲げる職員

ア 神戸市事務分掌規則第215条の
規定その他これに類する規定に
より、神戸市契約規則（昭和39年
3月規則第120号）第52条の2、第
58条の2又は第65条の2の規定
により委任を受けた主管課長の
事務を代行している職員

イ～エ [略]

別表第1（第2条、第3条、第19条関
係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査出 納員
神戸市事務分 掌規則第2条 第1項の表に 規定する課（行 政局業務改 革課並びに建 築住宅局建築 課、設備課及び	課長 又は 担当 課長	課長 又は 担当 課長	課長	課長又 は担当 課長

					保全課を除く。)				
神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当する室	室長 又は 課長	室長 又は 課長	[略]	室長又は 課長	神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当する室	室長 又は 担当 課長	室長 又は 担当 課長	[略]	室長又は 担当 課長
					市長室広報戦略部、危機管理室、企画調整局デジタル戦略部及び福祉局監査指導部	担当 課長	担当 課長	総務 担当 の担 当課 長	担当課 長
神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当するセンター	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当するセンター	[略]	[略]	[略]	[略]
					行財政局業務改革課	課長 又は 担当 課長	課長 又は 担当 課長	総務 担当 の担 当課 長	課長又は 担当 課長
建築住宅局建築課、設備課及び保全課	技術 管理 課の 課長	技術 管理 課の 課長	[略]	課長	建築住宅局建築課、設備課及び保全課	技術 管理 課長 又は	技術 管理 課長 又は	[略]	課長又は 担当 課長

会計室	[略]	[略]	総務 担当 の課 長	[略]
第1類の事業 所(行財政局職 員研修所、こ ども家庭局こ ども家庭セン ター並びに建 設局王子動物 園及び建設事 務所を除く。)	総務 担当 課の 課長	総務 担当 課の 課長	総務 担当 の課 長	総務担 当課の 課長
行財政局職員 研修所	副所 長又 は課 長	副所 長又 は課 長	[略]	副所長 又は課 長
こども家庭局 こども家庭セ ンター	副所 長又 は課 長	副所 長又 は課 長	[略]	副所長 又は課 長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
建設局建設事 務所	副所 長又	副所 長又	[略]	副所長 又は担

	担当 課長	担当 課長		
会計室	[略]	[略]	課長	[略]
第1類の事業 所(行財政局職 員研修所、こ ども家庭局こ ども家庭セン ター並びに建 設局王子動物 園及び建設事 務所を除く。)	総務 担当 課の 課長 又は 担当 課長	総務 担当 課の 課長 又は 担当 課長	総務 担当 課の 課長	総務担 当課の 課長又 は担当 課長
行財政局職員 研修所	副所 長又 は担 当課 長	副所 長又 は担 当課 長	[略]	副所長 又は担 当課長
こども家庭局 こども家庭セ ンター	副所 長又 は担 当課 長	副所 長又 は担 当課 長	[略]	副所長 又は担 当課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
建設局建設事 務所	副所 長又	副所 長又	[略]	副所長 又は担

	は課長	は課長			は担当長	は担当長		当課長
第2類の事業所（文化スポーツ局博物館小磯記念美術館、健康局保健所精神保健福祉センター及び保健センター並びにこども家庭局若葉学園を除く。）及び第3類の事業所（文化スポーツ局博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館を除く。）	[略]	[略]	[略]	事業所の長（第3類の事業所にあつては、所管課の課長）	[略]	[略]	[略]	事業所の長（第3類の事業所にあつては、所管課の課長又は担当課長）
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
文化スポーツ局博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館	[略]	[略]	所管課の	[略]	総務		課の	[略]
					担当		課長	
					の課			
					長			

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所 精神保健福祉 センター	課長	課長	総務 担当 の課 長	課長
神戸市消防本 部組織規則（昭 和38年12月規 則第68号）第2 条に規定する 課	課長	課長	総務 担当 の課 長	課長
消防局警防部 航空機動隊	副隊長 又は課 長	副隊長 又は課 長	[略]	副隊長 又は課 長
神戸市教育委 員会事務局組 織規則（昭和33 年4月教育委 員会規則第3 号）第1条に規 定する課	課長	課長	総務 担当 の課 長	課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事 務局学校教育 部児童生徒課	[略]	[略]	所管 課の 総務	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所 精神保健福祉 センター	担当	担当	総務 担当 の担 当課 長	担当課 長
神戸市消防本 部組織規則（昭 和38年12月規 則第68号）第2 条に規定する 課	課長 又は 担当	課長 又は 担当	課長	課長又 は担当 課長
消防局警防部 航空機動隊	副隊長 又は担 当課 長	副隊長 又は担 当課 長	[略]	副隊長 又は担 当課長
神戸市教育委 員会事務局組 織規則（昭和33 年4月教育委 員会規則第3 号）第1条に規 定する課	課長 又は 担当	課長 又は 担当	課長	課長又 は担当 課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事 務局学校教育 部児童生徒課	[略]	[略]	所管 課の 課長	[略]

青少年育成センター			担当 の課 長		青少年育成センター				
教育委員会事務局総合教育センター	副所長 又は課長	副所長 又は課長	[略]	副所長 又は課長	教育委員会事務局総合教育センター	副所長 又は担当課長	副所長 又は担当課長	[略]	副所長 又は担当課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の幼稚園	教育委員 会事務局 学校支援 部学 校 営 援 の課 長 (課 の事 務を 主管 する 課長 若し	園長、 教育委員 会事務局 学校支援 部学 校 営 援 の課 長 (課 の事 務を 主管 する 課長 若し	[略]	[略]	神戸市立の幼稚園	教育委員 会事務局 学校支援 部学 校 営 援 の課 長 若 しく は担 当課 長 (幼 稚園 の運 営費	園長、 教育委員 会事務局 学校支援 部学 校 営 援 の課 長 若 しく は担 当課 長 (幼 稚園 の運 営費	[略]	[略]

くは	課長
幼稚園	若し
園の	くは
運営	幼稚園
費に	園の
係る	運営
事務	費に
を掌	係る
理す	事務
る者	を掌
に限	理す
る。	る者
)、学	に限
校教	る。
育部)、学
学校	校教
教育	育部
課	学校
長、	教育
教科	課
指導	長、
課	教科
若し	指導
くは	課
児童	長、
生徒	児童
課	生徒
又は	課長

に係	の運
る事	営費
務を	に係
掌理	る事
する	務を
者に	掌理
限	する
る。	者に
)、学	限
校教	る。
育部)、学
学校	校教
教育	育部
課	学校
長、	教育
教科	課
指導	長、
課	教科
若し	指導
くは	課
児童	長、
生徒	児童
課	生徒
又は	課長
総合	若し
教育	くは
セン	特別
ター	支援

	総合教育センター副所長	若しくは特別支援教育課長又は総合教育センター副所長				副所長	教育課長又は総合教育センター副所長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の義務教育学校	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市立の義務教育学校	[略]	[略]	[略]	[略]
					神戸市立工業高等専門学校	事務室長又は担当課長	事務室長又は担当課長	事務室長	事務室長又は担当課長
市選挙管理委員会事務局	総務担当の課長	総務担当の課長	総務担当の課長	総務担当の課長	市選挙管理委員会事務局	総務担当の担当課長	総務担当の担当課長	総務担当の担当課長	総務担当の担当課長
人事委員会事務局の組織等	[略]	[略]	総務担当	[略]	人事委員会事務局の組織等	[略]	[略]	課長	[略]

に関する規則 (昭和26年6月人事委員会規則第1号)第2条に規定する課			の課 長	
監査事務局	[略]	[略]	総務 担当 の課 長	[略]
農業委員会事務局	事務局長 又は 課長	事務局長 又は 課長	[略]	事務局 長又は 課長
神戸市会事務局 処務規程(昭和38年4月市会規程第1号)第2条に規定する課	[略]	[略]	総務 担当 の課 長	[略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査出 納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭局	園長	園長	[略]	園長又

に関する規則 (昭和26年6月人事委員会規則第1号)第2条に規定する課				
監査事務局	[略]	[略]	総務 担当 の課 長	[略]
農業委員会事務局	事務局長 又は 担当 課長	事務局長 又は 担当 課長	[略]	事務局 長又は 担当課 長
神戸市会事務局 処務規程(昭和38年4月市会規程第1号)第2条に規定する課	[略]	[略]	課長	[略]

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査出 納員
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭局	園長	園長	[略]	園長又

若葉学園	又は 課長	又は 課長		は課長
区役所（総務部 地域協働課並 びに北神区役 所及び北須磨 支所を除く。）	課長	課長	総務 担当 の課 長	課長
区役所総務部 地域協働課	課長	課長	総務 担当 の課 長	課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
福祉事務所（支 所を除く。）	課長	課長	総務 担当 の課 長	課長
消防局市民防 災総合センタ ー	課長	課長	総務 担当 の課 長	課長
消防局消防署 （水上消防署 を除く。）	課長 又は 分署 長	課長 又は 分署 長	総務 担当 の課 長 又	課長又 は分署 長

若葉学園	又は 担当 課長	又は 担当 課長		は担当 課長
区役所（総務部 まちづくり課 並びに北神区 役所及び北須 磨支所を除 く。）	課長 又は 担当 課長	課長 又は 担当 課長	課長	課長又 は担当 課長
区役所総務部 まちづくり課	課長 又は 担当 課長	課長 又は 担当 課長	総務 担当 の担 当課 長	課長又 は担当 課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
福祉事務所（支 所を除く。）	課長 又は 担当 課長	課長 又は 担当 課長	課長	課長又 は担当 課長
消防局市民防 災総合センタ ー	担当 課長	担当 課長	総務 担当 の担 当課 長	担当課 長
消防局消防署 （水上消防署 を除く。）	課 長、 担当 課長	課 長、 担当 課長	課長 又は 分署 長	課長、 担当課 長又は 分署長

			は分 署長	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(3) 北神特別出納員の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査出 納員
北神区役所	課長	課長	総務 担当 の課 長	課長

(4) 北須磨支所特別出納員の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査出 納員
北須磨支所	課長	課長	課長	課長
須磨福祉事務 所支所	支所 長又 は課 長	支所 長又 は課 長	支所 長又 は課 長	支所長 又は課 長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	又は 分署 長	又は 分署 長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(3) 北神特別出納員の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査出 納員
北神区役所	課長 又は 担当 課長	課長 又は 担当 課長	課長	課長又 は担当 課長

(4) 北須磨支所特別出納員の所管に係るもの

組織	歳入 徴収 者	支出 担当 者	前渡 金管 理者	審査出 納員
北須磨支所	課長 又は 担当 課長	課長 又は 担当 課長	課長	課長又 は担当 課長
須磨福祉事務 所支所	支所 長又 は担 当課 長	支所 長又 は担 当課 長	支所 長又 は担 当課 長	支所長 又は担 当課長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2（第3条関係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
市長室広報戦 略部市民情報 サービス課	係長		[略]
危機管理室	係長		
地域協働局住 民課	所長及 び係長	事務一 部 担 当 者	一部の 収 納 は、金 銭登 録 機に よ る。
地域協働局男 女共同参画課 男女共同参画 センター	[略]		
地域協働局消 費生活センタ ー	係長		
行財政局業務 改革課	係長		
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2（第3条関係）

(1) 会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任 出納 員	備考
市長室広報戦 略部市民情報 サービス課	担当係 長		[略]
危機管理室	担当係 長		
企画調整局企 画調整課男女 共同参画セン ター	[略]		
行財政局業務 改革課	担当係 長		
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局住民	担当係	事務一 部の	

行財政局給与課	係長		
行財政局厚生課	係長		
行財政局税務部市民税課	課長及び係長	[略]	[略]
行財政局税務部収税課	係長	[略]	
行財政局税務部市民税課市の窓口	係長	課長、係長及び事務担当者	[略]
文化スポーツ局スポーツ企画課	係長		
文化スポーツ局国際スポー	係長		

課	長	担当者	収納は、金銭登録機による。
行財政局給与課	担当係長		
行財政局厚生課	担当係長		
行財政局税務部市民税課	担当課長及び担当係長	[略]	[略]
行財政局税務部収税課	担当係長	[略]	
行財政局税務部市民税課市の窓口	担当係長	担当課長、担当係長及び事務担当者	[略]
文化スポーツ局スポーツ企画課	担当係長		
文化スポーツ局国際スポー	担当係長		

ツ室			
文化スポーツ 局文化交流課	係長		
文化スポーツ 局文化財課	係長	[略]	
文化スポーツ 局博物館（小磯 記念美術館を 除く。）	係長		
文化スポーツ 局博物館小磯 記念美術館（神 戸ゆかりの美 術館を除く。）	係長		[略]
[略]	[略]		
文化スポーツ 局中央図書館	係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局政策課	係長	[略]	
福祉局高齢福 祉課	係長		
福祉局介護保 険課	係長		
福祉局国保年 金医療課	係長	[略]	

ツ室			
文化スポーツ 局文化交流課	担当係 長		
文化スポーツ 局文化財課	係長及 び担当 係長	[略]	
文化スポーツ 局博物館（小磯 記念美術館を 除く。）	担当係 長		
文化スポーツ 局博物館小磯 記念美術館（神 戸ゆかりの美 術館を除く。）	担当係 長		[略]
[略]	[略]		
文化スポーツ 局中央図書館	係長及 び担当 係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局政策課	担当係 長	[略]	
福祉局高齢福 祉課	担当係 長		
福祉局介護保 険課	担当係 長		
福祉局国保年 金医療課	担当係 長	[略]	

[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局障害福祉課	係長		
福祉局障害者支援課	係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局監査指導部	係長		
健康局食品衛生課	係長	[略]	
健康局環境衛生課（動物管理センターを除く。）	係長	[略]	[略]
健康局環境衛生課動物管理センター	係長		[略]
健康局斎園管理課（墓園管理センター墓園管理事務所及び斎場管理センター斎場を除く。）	係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局斎園管理課斎場管理センター鶴越	係長		

[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局障害福祉課	担当係長		
福祉局障害者支援課	担当係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局監査指導部	担当係長		
健康局食品衛生課	担当係長	[略]	
健康局環境衛生課（動物管理センターを除く。）	担当係長	[略]	[略]
健康局環境衛生課動物管理センター	担当係長		[略]
健康局斎園管理課（墓園管理センター墓園管理事務所及び斎場管理センター斎場を除く。）	担当係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局斎園管理課斎場管理センター鶴越	担当係長		

斎場			
健康局保健所	係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所	係長	[略]	
健康科学研究所			
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所	係長		
食肉衛生検査所			
健康局保健所	係長		
精神保健福祉センター			
[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭局	係長及		
幼保振興課	び事務 担当者		
こども家庭局	所長、		
幼保振興課保	係長及		
育所	び事務 担当者		
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局環境創	係長		
造課			
環境局業務課	係長	[略]	

斎場			
健康局保健所	担当係	[略]	
	長		
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所	担当係	[略]	
健康科学研究所	長		
[略]	[略]	[略]	[略]
健康局保健所	担当係		
食肉衛生検査所	長		
健康局保健所	担当係		
精神保健福祉センター	長		
[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭局	担当係		
幼保振興課	長及び		
	事務担 当者		
こども家庭局	所長、		
幼保振興課保	担当係		
育所	長及び		
	事務担 当者		
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局環境創	担当係		
造課	長		
環境局業務課	担当係	[略]	

[略]	[略]	[略]	
環境局環境保 全課	係長		
環境局自然環 境課	係長		
経済観光局経 済政策課	係長	[略]	
経済観光局工 業課	係長	[略]	
経済観光局フ ァッション産 業課	係長	[略]	
経済観光局農 政計画課	係長	[略]	
経済観光局西 農業振興セン ター	係長	[略]	
経済観光局北 農業振興セン ター	係長	[略]	
経済観光局中 央卸売市場運 営本部経営課	係長	[略]	
経済観光局中	係長		

	長		
[略]	[略]	[略]	[略]
環境局環境保 全課	担当係 長		
環境局自然環 境課	担当係 長		
経済観光局経 済政策課	担当係 長	[略]	
経済観光局工 業課	担当係 長	[略]	
経済観光局フ ァッション産 業課	担当係 長	[略]	
経済観光局消 費生活センタ ー	係長		
経済観光局農 政計画課	担当係 長	[略]	
経済観光局西 農業振興セン ター	担当係 長	[略]	
経済観光局北 農業振興セン ター	担当係 長	[略]	
経済観光局中 央卸売市場運 営本部経営課	担当係 長	[略]	
経済観光局中	担当係		

中央卸売市場運 営本部西部市 場			
建設局道路管 理課	係長	[略]	
建設局公園部 管理課	係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局王子動 物園	係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局まち再 生推進課	係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
建築住宅局政 策課	係長	[略]	
建築住宅局建 築指導部建築 調整課	係長		[略]
区役所総務部 保険年金医療 課	係長	[略]	[略]
北神区役所市 民課	係長	[略]	[略]
須磨区役所北 須磨支所市民 課	係長	[略]	[略]

中央卸売市場運 営本部西部市 場	長		
建設局道路管 理課	担当係 長	[略]	
建設局公園部 管理課	担当係 長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
建設局王子動 物園	担当係 長		
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局まち再 生推進課	担当係 長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]
建築住宅局政 策課	担当係 長	[略]	
建築住宅局建 築指導部建築 調整課	担当係 長		[略]
区役所総務部 保険年金医療 課	係長及 び担当 係長	[略]	[略]
北神区役所市 民課	係長及 び担当 係長	[略]	[略]
須磨区役所北 須磨支所市民 課	係長及 び担当 係長	[略]	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総務部教職員課	係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の小 学校、中学校、 義務教育学校 及び特別支援 学校	[略]	[略]	[略]
農業委員会事務局	係長	[略]	

(注) この表において、「係長」とは事務担当の係長をいう。

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
健康局保健所 保健センター	係長	[略]	
こども家庭局 若葉学園	係長		

[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総務部教職員課	担当係長		
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の小 学校、中学校、 義務教育学校 及び特別支援 学校	[略]	[略]	[略]
神戸市立工業 高等専門学校	係長		
農業委員会事務局	担当係長	[略]	

(注) この表において、「係長」とは事務担当係の係長をいい、「担当係長」とは事務担当の担当係長をいう。

(2) 区会計管理者の所管に係るもの

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
健康局保健所 保健センター	係長及び担当係長	[略]	
こども家庭局 若葉学園	担当係長		

区役所総務部	係長			区役所総務部	担当係		
地域協働課（北				まちづくり課	長		
区役所総務部				（北区役所総			
地域協働課山				務部まちづく			
田出張所並び				り課山田出張			
に西区役所総				所並びに西区			
務部地域協働				役所総務部ま			
課伊川谷出張				ちづくり課伊			
所、櫛谷出張				川谷出張所、櫛			
所、押部谷出張				谷出張所、押部			
所、平野出張				谷出張所、平野			
所、神出出張所				出張所、神出出			
及び岩岡出張				出張所及び岩岡			
所を除く。）				出張所を除			
				く。）			
西区役所玉津	副所長	[略]		西区役所玉津	副所長	[略]	
支所	又は係			支所	又は担		
	長				当係長		
北区役所総務	地域協	[略]	[略]	北区役所総務	まちづ	[略]	[略]
部地域協働課	働課の			部まちづくり	くり課		
山田出張所	係長			課山田出張所	の担当		
					係長		
西区役所総務	地域協	[略]	[略]	西区役所総務	まちづ	[略]	[略]
部地域協働課	働課の			部まちづくり	くり課		
伊川谷出張所、	係長			課伊川谷出張	の担当		
櫛谷出張所、押				所、櫛谷出張	係長		
部谷出張所、平				所、押部谷出張			
野出張所、神出				所、平野出張			

出張所及び岩 岡出張所			
区役所総務部 市民課（垂水区 役所総務部市 民課明舞サー ビスコーナー を除く。）	係長	[略]	[略]
垂水区役所総 務部市民課明 舞サービスコ ーナー	市民課 の係長	[略]	[略]
区役所総務部 保険年金医療 課	係長	[略]	[略]
区役所保健福 祉部保健福祉 課	係長	[略]	
区役所保健福 祉部生活支援 課	係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) この表において、「係長」とは事務担当の係長をいう。

(3) 北神特別出納員の所管に係る

所、神出出張所 及び岩岡出張 所			
区役所総務部 市民課（垂水区 役所総務部市 民課明舞サー ビスコーナー を除く。）	担当係 長	[略]	[略]
垂水区役所総 務部市民課明 舞サービスコ ーナー	市民課 の担当 係長	[略]	[略]
区役所総務部 保険年金医療 課	係長及 び担当 係長	[略]	[略]
区役所保健福 祉部保健福祉 課	担当係 長	[略]	
区役所保健福 祉部生活支援 課	係長及 び担当 係長	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) この表において、「係長」とは事務担当係の係長をいい、「担当係長」とは事務担当の担当係長をいう。

(3) 北神特別出納員の所管に係る

もの

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
北神区役所市民課	係長	[略]	[略]
北神区役所市民課有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所及び淡河出張所	係長	[略]	[略]

(注) この表において、「係長」とは事務担当の係長をいう。

(4) 北須磨支所特別出納員の所管に係るもの

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
須磨区役所北須磨支所市民課	係長	[略]	[略]
須磨区役所北	係長		

もの

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
北神区役所市民課	係長及び担当係長	[略]	[略]
北神区役所市民課有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所及び淡河出張所	係長及び担当係長	[略]	[略]

(注) この表において、「係長」とは事務担当係の係長をいい、「担当係長」とは事務担当の担当係長をいう。

(4) 北須磨支所特別出納員の所管に係るもの

組織	区出納員	区分 任出 納員	備考
須磨区役所北須磨支所市民課	係長及び担当係長	[略]	[略]
須磨区役所北	係長及び		

須磨支所保健 福祉課			
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) この表において、「係長」とは事務担当の係長をいう。

別表第3 (第67条関係)

区分	種別	口座	説明(口座付記)
歳入	一時	[略]	[略]
歳出	保管	自作農創設	[略]
外現金	現金	特別措置収入金	
		[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

須磨支所保健 福祉課	び担当 係長		
[略]	[略]	[略]	[略]

(注) この表において、「係長」とは事務担当係の係長をいい、「担当係長」とは事務担当の担当係長をいう。

別表第3 (第67条関係)

区分	種別	口座	説明(口座付記)
歳入	一時	[略]	[略]
歳出	保管	自作農創設	[略]
外現金	現金	特別措置収入金	
		奨学寄附金 交付金	工業高等専門学校 奨学寄附金 交付金
		[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

第22号様式を次のように改める。

第22号様式（第50条関係）

整理番号	第	号	旅 費 概 算 払 精 算 書						
年 度			支出担当者		係長		担当		
会計科目									
節									
命 令 事 項	出張		用務先						
	年	月	日	から					
	年	月	日	まで					
	支出命令番号		用務						
	第	号							
過不足を生じた理由									
精 算									
区 分	月 日	鉄 道 (船) 賃	急 行 料 金	特別車 両 (船 室) 料 金	座 席 指 定 料 金	車 賃	日 当	宿 泊 料	合 計 額
概 算 受 領	月 日 から	km	回	km	回	km	日	夜	円
	月 日 まで	円	円	円	円	円	円	円	
精 算 額	月 日 から	km	回	km	回	km	日	夜	円
	月 日 まで	円	円	円	円	円	円	円	
過不足 不足の場合△		円	円	円	円	円	円	円	円
上記のとおり精算します。									
年 月 日									
局 (室) 課 等級									
氏名									

(物品会計規則の一部改正)

第9条 神戸市物品会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前										
<p>(物品管理者等の代理者)</p> <p>第5条の2 物品管理者が欠けたとき又は事故あるときは、その所管の係長がその事務を代行することができる。ただし、第3類の事業所等にあつては直近の上司がその事務を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1(第4条、第5条関係)</p> <p>(1) 会計管理者の所管に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所</td> <td style="width: 10%;">物品出納員等及び物品管理</td> <td style="width: 10%;">物品管理</td> <td style="width: 15%;">そのほかにも出納員等及び物品管理員を置かなければ</td> <td style="width: 10%;">物品出納員等及び物品管理</td> </tr> </table>	物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理	物品管理	そのほかにも出納員等及び物品管理員を置かなければ	物品出納員等及び物品管理	<p>(物品管理者等の代理者)</p> <p>第5条の2 物品管理者が欠けたとき又は事故あるときは、その所管の係長<u>又は担当係長</u>がその事務を代行することができる。ただし、第3類の事業所等にあつては直近の上司がその事務を行う。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1(第4条、第5条関係)</p> <p>(1) 会計管理者の所管に係るもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所</td> <td style="width: 10%;">物品出納員等及び物品管理</td> <td style="width: 10%;">物品管理</td> <td style="width: 15%;">そのほかにも出納員等及び物品管理員を置かなければ</td> <td style="width: 10%;">物品出納員等及び物品管理</td> </tr> </table>	物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理	物品管理	そのほかにも出納員等及び物品管理員を置かなければ	物品出納員等及び物品管理
物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理	物品管理	そのほかにも出納員等及び物品管理員を置かなければ	物品出納員等及び物品管理							
物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理	物品管理	そのほかにも出納員等及び物品管理員を置かなければ	物品出納員等及び物品管理							

	員と なる べき 者		ればなら ない場所	員と なる べき 者		員と なる べき 者	ればなら ない場所	員と なる べき 者	
神戸市事務 分掌規則 (平成31年 3月規則第 66号)第2 条第1項の 表に規定す る課	係長	課長	地域協働 局住民課 三宮証明 サービス コーナー 一、行財 政局税務 部市民税 課市税の 窓口、福 祉局くら し支援課 更生セン ター及び 更生援護 相談所並 びに健康 局環境衛 生課動物 管理セン ター	[略]	神戸市事務 分掌規則 (平成31年 3月規則第 66号)第2 条第1項の 表に規定す る課	係長 又は 担当 係長	課長 又は 担当 課長	行財政局 住民課三 宮証明サ ービスコ ーナー及 び税務部 市民税課 市税の窓 口、福祉 局保護課 更生セン ター及び 更生援護 相談所並 びに健康 局環境衛 生課動物 管理セン ター	[略]
神戸市事務 分掌規則第 2条第1項	係長	[略]			神戸市事務 分掌規則第 2条第1項	担当 係長	[略]		

の表に規定する課に相当する室					の表に規定する課に相当する室				
市長室広報戦略部、危機管理室、企画調整局デジタル戦略部及び福祉局監査指導部	係長	課長			市長室広報戦略部、危機管理室、企画調整局デジタル戦略部及び福祉局監査指導部	担当	担当		
神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当するセンター	係長	[略]			神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定する課に相当するセンター	担当	[略]		
会計室	係長	[略]			会計室	担当	[略]		
神戸市消防本部組織規則（昭和38年12月規則第68号）第2条に規定する課及び消防局警防	係長	[略]			神戸市消防本部組織規則（昭和38年12月規則第68号）第2条に規定する課及び消防局警防	係長	[略]		
						又は担当			
						係長			

部 航空機動 隊				
市選挙管理 委員会事務 局	係長	課長		
人事委員会 事務局	係長	[略]		
監査事務局	係長	[略]		
農業委員会 事務局	係長	[略]		
神戸市会事 務局処務規 程（昭和38 年4月市会 規程第1 号）第2条 に規定する 課	係長	[略]		
第1類の事 業所	係長	[略]		
第2類の事 業所（文化 スポーツ局 博物館小磯 記念美術	副所 長、副 館長、 副園 長又	[略]		

部 航空機動 隊				
市選挙管理 委員会事務 局	担当	担当		
人事委員会 事務局	係長	課長		
監査事務局	担当	[略]		
農業委員会 事務局	担当	[略]		
神戸市会事 務局処務規 程（昭和38 年4月市会 規程第1 号）第2条 に規定する 課	担当	[略]		
第1類の事 業所	係長	[略]		
第2類の事 業所（文化 スポーツ局 博物館小磯 記念美術	又は 担当 係長	[略]		
第2類の事 業所（文化 スポーツ局 博物館小磯 記念美術	副所 長、副 館長、 副園 長、係	[略]		

館、福祉局 障害者更生 相談所、健 康局保健所 精神保健福 祉センター 及び保健セ ンター並び にこども家 庭局若葉学 園、東部療 育センター 及び西部療 育センター を除く。)	は係 長				館、福祉局 障害者更生 相談所及び ひきこもり 支援室、健 康局保健所 精神保健福 祉センター 及び保健セ ンター並び にこども家 庭局若葉学 園、東部療 育センター 及び西部療 育センター を除く。)	長又 は担 当係 長			
文化スポー ツ局博物館 小磯記念美 術館（神戸 ゆかりの美 術館を除 く。）	係長	[略]			文化スポー ツ局博物館 小磯記念美 術館（神戸 ゆかりの美 術館を除 く。）	担当 係長	[略]		
福祉局障害 者更生相談 所並びにこ ども家庭局	[略]	[略]		[略]	福祉局障害 者更生相談 所並びにこ ども家庭局	[略]	[略]		[略]

東部療育センター及び西部療育センター					東部療育センター及び西部療育センター				
					福祉局ひきこもり支援室	担当	室長		
健康局保健所精神保健福祉センター	係長	課長			健康局保健所精神保健福祉センター	担当	担当		
						係長	課長		
第3類の事業所（地域協働局男女共同参画センター及び文化スポーツ局博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館を除く。）	[略]	[略]			第3類の事業所（企画調整局企画調整課男女共同参画センター及び文化スポーツ局博物館小磯記念美術館神戸ゆかりの美術館を除く。）	[略]	[略]		
地域協働局男女共同参画課男女共同参画センター	[略]	[略]			企画調整局企画調整課男女共同参画センター	[略]	[略]		

ター				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年4月教育委員会規則第3号）第1条に規定する課	係長	課長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総合教育センター	係長	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の義務教育学校	[略]	[略]		

(注) この表において、「課長」とは、事務担当の課長をいい、「係長」とは事務担当の係長をいう。

(2) 区会計管理者の所管に係るも

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年4月教育委員会規則第3号）第1条に規定する課	係長 又は 担当 係長	課長 又は 担当 課長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
教育委員会事務局総合教育センター	係長 又は 担当 係長	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立の義務教育学校	[略]	[略]		
神戸市立工業高等専門学校	係長	事務室長		

(注) この表において、「係長」とは事務担当係の係長をいい、「担当係長」とは事務担当の担当係長をいう。

(2) 区会計管理者の所管に係るも

の				
物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者
健康局保健所保健センター	係長	[略]		
区役所総務部（地域協働課を除く）並びに	係長	[略]	[略]	[略]

の				
物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほかにも物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となるべき者
健康局保健所保健センター	係長又は担当係長	[略]		
区役所総務部（まちづくり課を除く）並びに	係長又は担当係長	[略]	[略]	[略]

北神区役所 市民課及び 地域協働課					北神区役所 市民課及び まちづくり 課				
区役所総務 部地域協働 課	係長	課長	北区役所 総務部地 域協働課 山田出張 所並びに 西区役所 総務部地 域協働課 伊川谷出 張所、櫛谷 出張所、押 部谷出張 所、平野出 張所、神出 出張所及 び岩岡出 張所	[略]	区役所総務 部まちづく り課	担当 係長	総務 担当 の担 当課 長	北区役所 総務部ま ちづくり 課山田出 張所並び に西区役 所総務部 まちづく り課伊川 谷出張所、 櫛谷出張 所、押部谷 出張所、平 野出張所、 神出出張 所及び岩 岡出張所	[略]
区役所保健 福祉部及び 北神区役所 保健福祉課	係長	[略]			区役所保健 福祉部及び 北神区役所 保健福祉課	係長 及び 担当 係長	[略]		
須磨区役所 北須磨支所	係長	課長		[略]	須磨区役所 北須磨支所	係長 又は 担当	課長 又は 担当		[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
こども家庭 局若葉学園	係長	[略]			こども家庭 局若葉学園	担当 係長	[略]		
消防局市民 防災総合セ ンター	係長	課長			消防局市民 防災総合セ ンター	係長 又は 担当 係長	総務 担当 の担 当課 長		
消防局消防 署（水上消 防署を除 く。）	係長	[略]			消防局消防 署（水上消 防署を除 く。）	係長 又は 担当 係長	[略]		
消防局水上 消防署	係長	[略]			消防局水上 消防署	係長 又は 担当 係長	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>(注) この表において、「<u>課長</u>」とは、<u>事務担当の課長</u>をいい、「<u>係長</u>」とは事務担当の係長をいう。</p>					<p>(注) この表において、「<u>係長</u>」とは事務担当<u>係</u>の係長をいい、「<u>担当係長</u>」とは事務担当の<u>担当係長</u>をいう。</p>				

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

第10条 神戸市収入証紙条例施行規則（昭和39年3月規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 次に掲げる手数料の徴収については、収入証紙による収入の方法による。ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の規定(同条例第2条第1号から第3号まで、第6号から第11号まで、第16号、第18号から第25号まで、第26号から第60号まで、第65号、第70号、第133号から第141号まで、第143号、第145号、第146号及び第151号、第3条並びに第4条から第4条の4までを除く。)による手数料。ただし、高等学校学校における修学、学業成績等に関する証明手数料、保健所における証明手数料(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等</p>	<p>(手数料の種類)</p> <p>第2条 次に掲げる手数料の徴収については、収入証紙による収入の方法による。ただし、金銭登録機を置いて出納員が収納する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の規定(同条例第2条第1号から第3号まで、第6号から第11号まで、第16号、第18号から第25号まで、第26号から第60号まで、第65号、第70号、第133号から第141号まで、第143号、第145号、第146号及び第151号、第3条並びに第4条から第4条の4までを除く。)による手数料。ただし、高等学校及び高等専門学校における修学、学業成績等に関する証明手数料、保健所における証明手数料(医薬品、医療機器等の品質、有効性及</p>

<p>に関する法律（昭和35年法律第145号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に係るものを除く。）<u>、中央卸売市場における証明手数料、農業振興センターにおける証明手数料、農業委員会における証明手数料、地域協働局住民課及び行</u> <u>財政局税務部</u>における証明手数料並びに区役所総務部、北神区役所市民課及び須磨区役所北須磨支所市民課における証明手数料を除く。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に係るものを除く。）<u>、中央卸売市場における証明手数料、農業振興センターにおける証明手数料、農業委員会における証明手数料、行</u> <u>財政局</u><u>住民課及び税務部</u>における証明手数料並びに区役所総務部、北神区役所市民課及び須磨区役所北須磨支所市民課における証明手数料を除く。</p> <p>(2) [略]</p>
--	--

（地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正）

第11条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和39年10月規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（収入決定者）</p> <p>第20条 収入決定者は、別表第6に規定するセンター長、課長及び所長で、</p>	<p>（収入決定者）</p> <p>第20条 収入決定者は、別表第6に規定するセンター長、課長、<u>担当課長</u>及</p>

その所管に係る収入事業を行う者をいう。

- 2 収入決定者が欠けたとき又は事故あるときは、その所管の係長がその事務を代行することができる。

(支出決定者)

第35条 支出決定者は、別表第6に規定するセンター長、課長及び所長でその所管に係る支出事務を行うものをいう。

- 2 [略]

- 3 支出決定者若しくは前渡金管理者が欠けたとき、又は支出決定者若しくは前渡金管理者に事故があるときは、その所管の係長がその事務を代行することができる。

- 4 [略]

(賠償責任を負う職員の指定)

第124条 地方公営企業法第34条の規定により準用される地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

- (1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することが

び所長で、その所管に係る収入事業を行う者をいう。

- 2 収入決定者が欠けたとき又は事故あるときは、その所管の係長又は担当係長がその事務を代行することができる。

(支出決定者)

第35条 支出決定者は、別表第6に規定するセンター長、課長、担当課長及び所長でその所管に係る支出事務を行うものをいう。

- 2 [略]

- 3 支出決定者若しくは前渡金管理者が欠けたとき、又は支出決定者若しくは前渡金管理者に事故があるときは、その所管の係長又は担当係長がその事務を代行することができる。

- 4 [略]

(賠償責任を負う職員の指定)

第124条 地方公営企業法第34条の規定により準用される地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げるその職員が直接補助する事務に係る行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員とする。

- (1) 支出負担行為 支出負担行為を行うことについて専決することが

できる職員（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第219条第2項の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

(2) [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 第37条第2項の審査を行う経理担当課長（神戸市事務分掌規則第219条第2項の規定その他これに類する規定により第37条第2項の審査に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア、イ [略]

ウ 支出又は支払を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則第219条第2項その他これに類する規定により支出又は支払の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

(5) 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査 次に掲げる職員

できる職員（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第215条第2項の規定その他これに類する規定により支出負担行為の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

(2) [略]

(3) 地方自治法第232条の4第2項の確認 第37条第2項の審査を行う経理担当課長（神戸市事務分掌規則第215条第2項の規定その他これに類する規定により第37条第2項の審査に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

(4) 支出又は支払 次に掲げる職員
ア、イ [略]

ウ 支出又は支払を行うことについて専決することができる職員（神戸市事務分掌規則第215条第2項その他これに類する規定により支出又は支払の専決に係る事務を代行している場合にあつては、当該代行を行つている職員）

(5) 地方自治法第234条の2第1項の監督又は検査 次に掲げる職員

ア 神戸市事務分掌規則第219条の規定その他これに類する規定により、神戸市契約規則第52条の2、第58条の2又は第65条の2の規定により委任を受けた主管課長の事務を代行している職員

イ～エ [略]

別表第1 (第3条関係)

設置箇所	金銭出納員	金銭分任出納員
建設局下水道部経営管理課	係長	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
都市局総務課	係長	
都市局新都市管理課	係長	
都市局企業誘致課	係長	
都市局新都市工務課	係長	
都市局西神整備事務所	係長	
港湾局経営企画課	係長	
港湾局ウォーター	係長	

ア 神戸市事務分掌規則第215条の規定その他これに類する規定により、神戸市契約規則第52条の2、第58条の2又は第65条の2の規定により委任を受けた主管課長の事務を代行している職員

イ～エ [略]

別表第1 (第3条関係)

設置箇所	金銭出納員	金銭分任出納員
建設局下水道部経営管理課	担当係長	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
都市局総務課	担当係長	
都市局新都市管理課	担当係長	
都市局企業誘致課	担当係長	
都市局新都市工務課	担当係長	
都市局西神整備事務所	担当係長	
港湾局経営企画課	担当係長	
港湾局ウォーター	担当係長	

フロント再開発推進課		
港湾局空港調整課	係長	
港湾局振興課	係長	
港湾局経営課	係長	
[略]	[略]	[略]
港湾局神戸港管理事務所	係長	[略]
[略]	[略]	[略]
港湾局物流戦略課	係長	
[略]	[略]	[略]

(注) この表において、「係長」とは事務担当の係長をいう。

別表第2 (第3条、第66条関係)

設置箇所	物品管理者	物品出納員及び物品管理員	審査出納員
建設局総務課	[略]	係長	[略]
建設局下水道部経営管理課	[略]	係長	[略]

フロント再開発推進課	長	
港湾局空港調整課	担当係長	
港湾局振興課	担当係長	
港湾局経営課	担当係長	
[略]	[略]	[略]
港湾局神戸港管理事務所	担当係長	[略]
[略]	[略]	[略]
港湾局物流戦略課	担当係長	
[略]	[略]	[略]

(注) この表において、「係長」とは事務担当係の係長をいい、「担当係長」とは事務担当の担当係長をいう。

別表第2 (第3条、第66条関係)

設置箇所	物品管理者	物品出納員及び物品管理員	審査出納員
建設局総務課	[略]	担当係長	[略]
建設局下水道部経営管理課	[略]	担当係長	[略]

建設局下水道 部計画課	[略]	係長	課長
建設局下水道 部管路課	[略]	係長	課長
建設局下水道 部施設課	[略]	係長	課長
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局総務課	[略]	係長	[略]
都市局新都市 管理課	[略]	係長	[略]
都市局企業誘 致課	[略]	係長	課長
都市局内陸・ 臨海計画課	[略]	係長	課長
都市局新都市 工務課	[略]	係長	課長
都市局西神整 備事務所	[略]	係長	[略]
港湾局経営企 画課	[略]	係長	課長

建設局下水道 部計画課	[略]	担当係 長	課長又 は担当 課長
建設局下水道 部管路課	[略]	担当係 長	課長又 は担当 課長
建設局下水道 部施設課	[略]	担当係 長	課長又 は担当 課長
[略]	[略]	[略]	[略]
都市局総務課	[略]	担当係 長	[略]
都市局新都市 管理課	[略]	担当係 長	[略]
都市局企業誘 致課	[略]	担当係 長	課長又 は担当 課長
都市局内陸・ 臨海計画課	[略]	担当係 長	課長又 は担当 課長
都市局新都市 工務課	[略]	担当係 長	課長又 は担当 課長
都市局西神整 備事務所	[略]	担当係 長	[略]
港湾局経営企 画課	[略]	担当係 長	課長又 は担当 課長

港湾局ウォーターフロント再開発推進課	[略]	<u>係長</u>	課長
港湾局空港調整課	[略]	<u>係長</u>	課長
港湾局振興課	[略]	<u>係長</u>	課長
港湾局経営課	[略]	<u>係長</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局神戸港管理事務所	[略]	<u>係長</u>	[略]
港湾局港湾計画課	[略]	[略]	課長
港湾局物流戦略課	[略]	<u>係長</u>	[略]
港湾局工務課	[略]	[略]	課長
港湾局海岸防災課	[略]	[略]	課長

(注) この表において、「課長」とは、事務担当の課長をいい、「係長」とは事務担当の係長をいう。

港湾局ウォーターフロント再開発推進課	[略]	<u>担当係長</u>	課長又は担当課長
港湾局空港調整課	[略]	<u>担当係長</u>	課長又は担当課長
港湾局振興課	[略]	<u>担当係長</u>	課長又は担当課長
港湾局経営課	[略]	<u>担当係長</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局神戸港管理事務所	[略]	<u>担当係長</u>	[略]
港湾局港湾計画課	[略]	[略]	課長又は担当課長
港湾局物流戦略課	[略]	<u>担当係長</u>	[略]
港湾局工務課	[略]	[略]	課長又は担当課長
港湾局海岸防災課	[略]	[略]	課長又は担当課長

(注) この表において、「係長」とは事務担当係の係長をいい、「担当係長」とは事務担当の担当係長をい

別表第6（第20条、第35条、第46条関係）

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
行財政局給与課	[略]	[略]	総務担当 の課長
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局契約監理課	[略]	[略]	総務担当 の課長
行財政局資産活用課	課長	課長	総務担当 の課長
建設局総務課	[略]	[略]	総務担当 の課長
建設局下水道部経営管理課	[略]	[略]	総務担当 の課長
建設局下水道部計画課	課長	課長	総務担当 の課長
建設局下水道部管路課	課長	課長	総務担当 の課長
建設局下水道部施設課	課長	課長	総務担当 の課長
建設局東水	課長	課長	総務担当

う。

別表第6（第20条、第35条、第46条関係）

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
行財政局給与課	[略]	[略]	課長
[略]	[略]	[略]	[略]
行財政局契約監理課	[略]	[略]	課長
行財政局資産活用課	課長又は担当 課長	課長又は担当 課長	課長
建設局総務課	[略]	[略]	課長
建設局下水道部経営管理課	[略]	[略]	課長
建設局下水道部計画課	課長又は担当 課長	課長又は担当 課長	課長
建設局下水道部管路課	課長又は担当 課長	課長又は担当 課長	課長
建設局下水道部施設課	課長又は担当 課長	課長又は担当 課長	課長
建設局東水	課長又は	課長又は	課長

環境センター 一管理課			の課長	環境センター 一管理課	は担当 課長	は担当 課長	
建設局東水 環境センター 一施設課	[略]	[略]	総務担当 の課長	建設局東水 環境センター 一施設課	[略]	[略]	課長
建設局中央 水環境セン ター管理課	課長	課長	総務担当 の課長	建設局中央 水環境セン ター管理課	課長又 は担当 課長	課長又 は担当 課長	課長
建設局中央 水環境セン ター施設課	[略]	[略]	総務担当 の課長	建設局中央 水環境セン ター施設課	[略]	[略]	課長
建設局西水 環境センター 一管理課	課長	課長	総務担当 の課長	建設局西水 環境センター 一管理課	課長又 は担当 課長	課長又 は担当 課長	課長
建設局西水 環境センター 一施設課	課長	課長	総務担当 の課長	建設局西水 環境センター 一施設課	課長又 は担当 課長	課長又 は担当 課長	課長
都市局総務 課	[略]	[略]	総務担当 の課長	都市局総務 課	[略]	[略]	課長
都市局新都 市管理課	[略]	[略]	総務担当 の課長	都市局新都 市管理課	[略]	[略]	課長
都市局企業 誘致課	課長	課長	総務担当 の課長	都市局企業 誘致課	課長又 は担当 課長	課長又 は担当 課長	課長
都市局内陸・ 臨海計画課	課長	課長	総務担当 の課長	都市局内陸・ 臨海計画課	課長又 は担当 課長	課長又 は担当 課長	課長
都市局新都	課長	課長	総務担当	都市局新都	課長又	課長又	課長

市工務課			の課長
[略]	[略]	[略]	[略]
建築住宅局 技術管理課	課長	課長	総務担当 の課長
港湾局経営 企画課	課長	課長	総務担当 の課長
港湾局ウォ ーターフロ ント再開発 推進課	課長	課長	総務担当 の課長
港湾局空港 調整課	課長	課長	総務担当 の課長
港湾局振興 課	課長	課長	総務担当 の課長
港湾局経営 課	[略]	[略]	総務担当 の課長
港湾局海務 課	[略]	[略]	総務担当 の課長
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局港湾 計画課	課長	課長	総務担当 の課長
港湾局物流	[略]	[略]	総務担当

市工務課	は担当	は担当	
	課長	課長	
[略]	[略]	[略]	[略]
建築住宅局 技術管理課	課長又 は担当	課長又 は担当	課長
	課長	課長	
港湾局経営 企画課	課長又 は担当	課長又 は担当	課長
	課長	課長	
港湾局ウォ ーターフロ ント再開発 推進課	課長又 は担当	課長又 は担当	課長
	課長	課長	
港湾局空港 調整課	課長又 は担当	課長又 は担当	課長
	課長	課長	
港湾局振興 課	課長又 は担当	課長又 は担当	課長
	課長	課長	
港湾局経営 課	[略]	[略]	課長
港湾局海務 課	[略]	[略]	課長
[略]	[略]	[略]	[略]
港湾局港湾 計画課	課長又 は担当	課長又 は担当	課長
	課長	課長	
港湾局物流	[略]	[略]	課長

戦略課			の課長	戦略課			
港湾局工務課	課長	課長	総務担当	港湾局工務課	課長又は担当	課長又は担当	課長
			の課長				
港湾局海岸防災課	課長	課長	総務担当	港湾局海岸防災課	課長又は担当	課長又は担当	課長
			の課長				

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職の範囲に関する規則の一部改正)

第12条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職の範囲に関する規則(昭和40年8月規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(範囲)	(範囲)
第2条 前条に規定する職の範囲は、次のとおりとする。	第2条 前条に規定する職の範囲は、次のとおりとする。
(1) 企業管理者	(1) 企業管理者
<u>(2) 局長、部長、課長及び係長の職</u>	<u>(2) 部、課及び係の長並びに担当局長、担当部長、担当課長及び担当係長の職</u>
(3)、(4) [略]	(3)、(4) [略]

(非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年8月規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第1号の2中

「

所属		職名	
----	--	----	--

を

」

「

所属	
----	--

に

」

様式第3号中

「

7 現認者	職名		氏名	
-------	----	--	----	--

を

」

「

7 現認者	氏名	
-------	----	--

に

」

改める。

様式第21号中

「

被災職員に関する事項	ふりがな		<input type="checkbox"/> 男
	氏名		<input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生(歳)	
	住所		
	所管部局名		
	職名		
	退職年月日	年 月 日	

を

」

「

被災職員に関する事項	ふりがな	<input type="checkbox"/> 男
	氏名	<input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住所	
	所管部局名	
	退職年月日	年 月 日

に

」

改める。

（公有財産規則の一部改正）

第14条 神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（管理主任の設置）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 管理主任は、前項に規定する課等の長又は事務担当の<u>課長</u>をもつて充てる。</p> <p style="text-align: center;">（管理副主任の設置等）</p> <p>第22条の2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（管理主任の設置）</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 管理主任は、前項に規定する課等の長又は事務担当の<u>担当課長</u>をもつて充てる。</p> <p style="text-align: center;">（管理副主任の設置等）</p> <p>第22条の2 [略]</p>

2 管理副主任は、事業所等の長（課を置く事業所については、庶務担当課の課長（ <u>組織の事務を主管する者に限る。</u> ）とする。）をもつて充てる。	2 管理副主任は、事業所等の長（課を置く事業所については、庶務担当課の課長とする。）をもつて充てる。
3 [略]	3 [略]

（区行政の総合調整に関する規則の一部改正）

第15条 神戸市区行政の総合調整に関する規則（昭和48年3月規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第4条 [略]	第4条 [略]
2 区長等は、前項の措置の要請をしようとする事項のうち、必要があると認めるものは、あらかじめ <u>地域協働局長</u> に協議するものとする。	2 区長等は、前項の措置の要請をしようとする事項のうち、必要があると認めるものは、あらかじめ <u>行財政局長</u> に協議するものとする。
3 [略] (遵守義務等)	3 [略] (遵守義務等)
第15条 [略]	第15条 [略]
2 区長等は、会議において審議した事項及び審議の結果を <u>地域協働局長</u> 及び事案に係りのある局の長に通知	2 区長等は、会議において審議した事項及び審議の結果を <u>行財政局長</u> 及び事案に係りのある局の長に通知し

しなければならない。 (庶務) 第16条 会議の庶務は、 <u>区役所総務部</u> <u>地域協働課</u> が行う。	なければならない。 (庶務) 第16条 会議の庶務は、 <u>区役所総務部</u> <u>まちづくり課</u> が行う。
---	---

(高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例施行規則規則の一部改正)

第16条 神戸市高齢者及び障害者居室等改修資金貸付条例施行規則(昭和48年6月規則第43号)の一部を次のように改正する。

様式第5号中「職名及び」を削る。

(消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則の一部改正)

第17条 神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則(昭和49年7月規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 消費生活会議の庶務は、 <u>主管</u> <u>局</u> において処理する。	(庶務) 第6条 消費生活会議の庶務は、 <u>経済</u> <u>観光局</u> において処理する。

(公印規則の一部改正)

第18条 神戸市公印規則(昭和52年3月規則第111号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(補助機関等の印)</p> <p>第4条 次に掲げるものが使用する印は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室の長並びに神戸市事務分掌規則第134条に規定する会計室の長</p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p style="text-align: center;">(公印の調製等)</p> <p>第10条 公印の調製及び廃印は、<u>行財政局業務改革課課長（総務・文書改革担当）</u>が行う。</p> <p>2 公印（<u>行財政局業務改革課課長（総務・文書改革担当）</u>が管守及び使用を行う公印を除く。以下この項において同じ。）の管守主管課の長（当該公印に係る所掌事務を掌理する<u>課長</u>を含む。以下「管守課長」という。以下</p>	<p style="text-align: center;">(補助機関等の印)</p> <p>第4条 次に掲げるものが使用する印は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室の長並びに神戸市事務分掌規則第2条第2項に規定する<u>医療・新産業本部の長及び同規則第130条</u>に規定する会計室の長</p> <p>(5)～(11) [略]</p> <p style="text-align: center;">(公印の調製等)</p> <p>第10条 公印の調製及び廃印は、<u>行財政局担当課長（総務・文書改革担当）</u>が行う。</p> <p>2 公印（<u>行財政局担当課長（総務・文書改革担当）</u>が管守及び使用を行う公印を除く。以下この項において同じ。）の管守主管課の長（当該公印に係る所掌事務を掌理する<u>担当課長</u>を含む。以下「管守課長」という。以下</p>

同じ。)は、公印に係る物品管理者(神戸市物品会計規則(昭和39年3月規則第82号。以下「物品会計規則」という。)第5条第1項に規定する物品管理者をいう。以下同じ。)から公印の貸与を受けるものとする。

3 [略]

附則別表

附則様式	公の施設	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	管守主管課
1	[略]	[略]	[略]	[略]	企画調整局 医療産業都市部調査課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
18	[略]	[略]	[略]	[略]	東灘区役所 総務部地域協働課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2(第3条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法	用途	管守主管課
			(ミリメ		

同じ。)は、公印に係る物品管理者(神戸市物品会計規則(昭和39年3月規則第82号。以下「物品会計規則」という。)第5条第1項に規定する物品管理者をいう。以下同じ。)から公印の貸与を受けるものとする。

3 [略]

附則別表

附則様式	公の施設	公印の名称	書体	寸法(ミリメートル)	管守主管課
1	[略]	[略]	[略]	[略]	企画調整局 医療・新産業本部医療産業都市部調査課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
18	[略]	[略]	[略]	[略]	東灘区役所 総務部まちづくり課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2(第3条、第10条関係)

様式	公印の名称	書体	寸法	用途	管守主管課
			(ミリメ		

			ト ル)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
8	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 資 産 活 用 課 及 び 東 灘 区 役 所 総 務 部 地 域 協 働 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	地 域 協 働 局 住 民 課、行 財 政 局 税 務 部 税 務 課、市 民 税 務 課、固 定 資 産 税 課 及 び 収 税 課、兵 庫 区 役 所 総 務 部 市 民 課、北 区 役 所 総 務 部 地 域 協 働 課、北 神 区 役 所 市 民 課、垂 水 区 役 所 総 務 部 市 民 課 及 び 西 区 役 所 総 務 部 地 域 協 働 課 並 び に 須 磨 区

			ト ル)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
8	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 資 産 活 用 課 及 び 東 灘 区 役 所 総 務 部 ま ち づ くり 課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	行 財 政 局 住 民 課、税 務 部 税 務 課、市 民 税 課、固 定 資 産 税 課 及 び 収 税 課、兵 庫 区 役 所 総 務 部 市 民 課、北 区 役 所 総 務 部 ま ち づ く り 課、北 神 区 役 所 市 民 課、 垂 水 区 役 所 総 務 部 市 民 課 及 び 西 区 役 所 総 務 部 ま ち づ くり 課 並 び に 須 磨 区 役 所 北

					役所北須磨支所市民課及び西区役所玉津支所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11	[略]	[略]	[略]	[略]	地域協働局 地域活性課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
17	[略]	[略]	[略]	[略]	地域協働局 男女共同参画課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3（第4条、第10条関係）

様式	公印 の 名 称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	使途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
43 の 4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

					須磨支所市民課及び西区役所玉津支所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11	[略]	[略]	[略]	[略]	企画調整局 参画推進課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
17	[略]	[略]	[略]	[略]	企画調整局 企画調整課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第3（第4条、第10条関係）

様式	公印 の 名 称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	使途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
43 の 4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
43 の 5	企画調整局医療・新産	隸書	方 21	企画調整局医療・新産	企画調整局医療・新産業本部企業立地新産課

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
51	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役所（北 神区役所を 除く。）総務 部地域協働 課、北神区役 所市民課及 び須磨区役 所北須磨支 所市民課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
54	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役所（北 神区役所を 除く。）総務 部地域協働 課、北神区役 所市民課、須 磨区役所北 須磨支所市 民課及び西 区役所玉津

業本 部長 の印				業本 部長 の権 限に 属す る公 用文	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
51	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役所（北 神区役所を 除く。）総務 部まちづく り課、北神区 役所市民課 及び須磨区 役所北須磨 支所市民課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
54	[略]	[略]	[略]	[略]	各区役所（北 神区役所を 除く。）総務 部まちづく り課、北神区 役所市民課、 須磨区役所 北須磨支所 市民課及び 西区役所玉

[略]

					支所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
別表第4（第5条、第10条関係）					
様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
68	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	北区役所総 務部地域協 働課、北神 区役所市民 課及び西区 役所総務部 地域協働課
				[略]	地域協働局 住民課
				[略]	
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

					津支所
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
別表第4（第5条、第10条関係）					
様式	公印 の名称	書体	寸法 (ミ リメ ートル)	用途	管守主管課
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
68	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	北区役所総 務部まちづ くり課、北 神区役所市 民課及び西 区役所総務 部まちづ くり課
				[略]	行財政局住 民課
				[略]	
				[略]	[略]
				[略]	[略]
				[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

様式第43の5を削る。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第19条 神戸市児童福祉法施行細則(昭和62年3月規則第80号)の一部を次のように改正する。

様式第28号中

「

所 属

職 名

氏 名

を

」

「

所 属

氏 名

に改める。

」

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第20条 神戸市職員の育児休業等に関する規則(平成4年3月規則第134号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(育児休業の承認の請求)	(育児休業の承認の請求)
第2条 育児休業の承認の請求は、次	第2条 育児休業の承認の請求は、次

に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。 (1) 請求者の所属、職種名及び氏名 (2)～(6) [略] 2 [略]	に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。 (1) 請求者の所属、 <u>職名</u> 、職種名及び氏名 (2)～(6) [略] 2 [略]
---	---

(職員の勤務時間に関する規則の一部改正)

第21条 神戸市職員の勤務時間に関する規則（平成6年12月規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤務時間等)	(勤務時間等)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 第1項の規定にかかわらず、所属長その他これに準ずる者（以下「所属長等」という。）は、職員からの申し出を受けた場合で当該申し出が公務に支障がないと認めるときは、当該職員の休憩時間を午前11時30分から午後0時30分まで、午後0時から午	3 第1項の規定にかかわらず、所属長、 <u>担当課長</u> その他これに準ずる者（以下「所属長等」という。）は、職員からの申し出を受けた場合で当該申し出が公務に支障がないと認めるときは、当該職員の休憩時間を午前11時30分から午後0時30分まで、午

<p>後1時まで、午後0時30分から午後1時30分まで又は午後1時から午後2時までのいずれかの時間に設けることができる。</p> <p>4、5 [略]</p>	<p>後0時から午後1時まで、午後0時30分から午後1時30分まで又は午後1時から午後2時までのいずれかの時間に設けることができる。</p> <p>4、5 [略]</p>
---	---

(介護保険条例施行規則の一部改正)

第22条 神戸市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第129号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中

「

所 属
 職 名 を
 氏 名

」

「

所 属 に改める。
 氏 名

」

(リサイクル工房あづま管理規則の一部改正)

第23条 神戸市リサイクル工房あづま管理規則（平成13年11月規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(工場の管理)	(工場の管理)
第4条 工場についての神戸市庁舎利用規則(平成元年8月規則第33号)第4条第2項の規定の適用については、同項中「当該事務所の長」とあるのは、「 <u>環境局業務課課長(地域環境担当)</u> 」とする。	第4条 工場についての神戸市庁舎利用規則(平成元年8月規則第33号)第4条第2項の規定の適用については、同項中「当該事務所の長」とあるのは、「 <u>環境局地域環境担当課長</u> 」とする。

(男女共同参画審議会規則の一部改正)

第24条 神戸市男女共同参画審議会規則(平成15年7月規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)
第7条 審議会の庶務は、 <u>主管局</u> において処理する。	第7条 審議会の庶務は、 <u>企画調整局</u> において処理する。

(男女共同参画の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第25条 神戸市男女共同参画の推進に関する条例施行規則(平成15年9月規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（苦情処理委員の庶務）</p> <p>第4条 苦情処理委員の庶務は、<u>主管局</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">（施行細目の委任）</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、申出の処理に関して必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p>	<p style="text-align: center;">（苦情処理委員の庶務）</p> <p>第4条 苦情処理委員の庶務は、<u>企画調整局</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">（施行細目の委任）</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、申出の処理に関して必要な事項は、<u>企画調整局長</u>が定める。</p>

（地域活動推進委員会規則の一部改正）

第26条 神戸市地域活動推進委員会規則（平成16年9月規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（庶務）</p> <p>第5条 委員会の庶務は、<u>主管局</u>にお</p>	<p style="text-align: center;">（庶務）</p> <p>第5条 委員会の庶務は、<u>企画調整局</u></p>

いて処理する。	において処理する。
---------	-----------

(生活保護法施行細則の一部改正)

第27条 生活保護法施行細則（平成21年4月規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「職名及び職務の内容」を「職務の内容」に改める。

様式第13号中

「

所 属		
職 名		を
氏 名		

」

「

所 属		
氏 名		に改める。

」

(男女いきいき事業所表彰選考委員会規則の一部改正)

第28条 神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会規則（平成25年3月規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)

第9条 委員会の庶務は、主管局において処理する。

第9条 委員会の庶務は、企画調整局において処理する。

(指定管理者選定評価委員会規則の一部改正)

第29条 神戸市指定管理者選定評価委員会規則(平成25年3月規則第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第1条、第10条関係)		別表(第1条、第10条関係)	
附属機関	庶務	附属機関	庶務
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市企画調整局指定 管理者選定評価委員会	[略]	神戸市企画調整局指定 管理者選定評価委員会	[略]
神戸市地域協働局指 定管理者選定評価委 員会	地域協働局		
[略]	[略]	[略]	[略]

(副市長事務分担規則の一部改正)

第30条 副市長事務分担規則(平成25年11月規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事務分担)</p> <p>第2条 副市長は、次の各号に掲げる副市長の区分に応じ、当該各号に定める事務を担当する。</p> <p>(1) 今西副市長 行財政局、環境局、<u>経済観光局、建設局、都市局、港湾局</u>及び交通局の所管に属する事務並びに人事委員会事務局、農業委員会事務局及び市会事務局に関する事務</p> <p>(2) 小原副市長 <u>危機管理室、会計室、地域協働局、文化スポーツ局、福祉局、健康局、こども家庭局、建築住宅局、消防局及び水道局</u>の所管に属する事務並びに教育委員会事務局、<u>選挙管理委員会事務局及び監査事務局</u>に関する事務</p>	<p>(事務分担)</p> <p>第2条 副市長は、次の各号に掲げる副市長の区分に応じ、当該各号に定める事務を担当する。</p> <p>(1) 今西副市長 行財政局、環境局、<u>経済観光局、都市局及び交通局</u>の所管に属する事務並びに人事委員会事務局、農業委員会事務局及び市会事務局に関する事務</p> <p>(2) <u>油井副市長 危機管理室、建設局、建築住宅局、港湾局、消防局及び水道局の所管に属する事務並びに監査事務局に関する事務</u></p> <p>(3) 小原副市長 会計室、文化スポーツ局、福祉局、健康局及び<u>こども家庭局</u>の所管に属する事務並びに教育委員会事務局及び<u>選挙管理委員会事務局</u>に関する事務</p>

2 市長室、企画調整局及び区役所の所管に属する事務は、両副市長が共同して所掌する。

(合議)

第3条 市長の決裁を得ようとするときは、必要に応じ、他の副市長の決裁を経るものとする。ただし、次に掲げる事項については、両副市長の決裁を経なければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(事故ある場合等の事務処理)

第4条 今西副市長に事故があるとき、又は今西副市長が欠けたときはその担当事務は小原副市長が、小原副市長に事故があるとき、又は小原副市長が欠けたときはその担当事務は今西副市長がそれぞれ処理する。

2 両副市長に事故がある場合において、緊急その他急施を要するときは、次の区分により事務を処理することができる。

2 市長室、企画調整局及び区役所の所管に属する事務は、全副市長が共同して所掌する。

(合議)

第3条 市長の決裁を得ようとするときは、必要に応じ、他の副市長の決裁を経るものとする。ただし、次に掲げる事項については、全副市長の決裁を経なければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(事故ある場合等の事務処理)

第4条 今西副市長に事故があるとき、又は今西副市長が欠けたときはその担当事務は油井副市長が、油井副市長に事故があるとき、又は油井副市長が欠けたときはその担当事務は小原副市長が、小原副市長に事故があるとき、又は小原副市長が欠けたときはその担当事務は今西副市長がそれぞれ処理し、2人の副市長に事故があるとき、又は2人の副市長が欠けたときはそれらの担当事務は他の副市長が処理する。

2 全副市長に事故がある場合において、緊急その他急施を要するときは、次の区分により事務を処理することができる。

(1)、(2) [略]	(1)、(2) [略]
3 <u>両副市長</u> が欠けたときは、副市長の専決事項については、重要なものは市長の決裁を受け、その他のものは部局の長が代行する。	3 <u>全副市長</u> が欠けたときは、副市長の専決事項については、重要なものは市長の決裁を受け、その他のものは部局の長が代行する。

(子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第31条 神戸市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年10月規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式中

「

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

を

」

「

所 属 _____

氏 名 _____

に改める。

」

(災害救助に関する手続等を定める規則の一部改正)

第32条 災害救助に関する手続等を定める規則（平成31年3月規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第11号中

「

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

を

」

「

所 属
氏 名

に改める。

」

(市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第33条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(その他の事務の区長に対する委任)</p> <p>第54条 前各条に定めるもののほか、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。</p> <p>(1) 手数料（次に掲げるものを除く。）、使用料、延滞金、滞納処分費、弁償金、受益者負担金、分担金、過怠金及び過料の徴収に関すること。</p>	<p>(その他の事務の区長に対する委任)</p> <p>第54条 前各条に定めるもののほか、地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、区長に委任する。ただし、別に定めるものを除く。</p> <p>(1) 手数料（次に掲げるものを除く。）、使用料、延滞金、滞納処分費、弁償金、受益者負担金、分担金、過怠金及び過料の徴収に関すること。</p>

ア [略]	ア [略]
イ <u>地域協働局住民課</u> の処理に係る郵便による証明書等の交付に係る手数料	イ <u>行財政局住民課</u> の処理に係る郵便による証明書等の交付に係る手数料
ウ、エ [略]	ウ、エ [略]
(2)～(28) [略]	(2)～(28) [略]
2 [略]	2 [略]

(職員退職手当金条例の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第34条 神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例施行規則（令和2年3月規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特例条例第2条第1号に規定する規則で定める者)	(特例条例第2条第1号に規定する規則で定める者)
第2条 特例条例第2条第1号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	第2条 特例条例第2条第1号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号） <u>第136条</u> に規定する <u>東灘区役所、灘区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所又は須磨</u>	(1) 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号） <u>第132条</u> に規定する <u>東灘区役所、灘区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所又は須磨</u>

<p>区役所総務部地域協働課に勤務する者であって、神戸市職員職名規則（昭和24年9月規則第222号）第4条第2項の規定に基づく職種名が、電話交換手であるもの</p> <p>(2) [略]</p>	<p>区役所総務部まちづくり課に勤務する者であって、神戸市職員職名規則（昭和24年9月規則第222号）第4条第2項の規定に基づく職種名が、電話交換手であるもの</p> <p>(2) [略]</p>
---	--

（宅地造成等規制法施行細則等の一部改正）

第35条 次に掲げる規則の規定中「職名」を削る。

- (1) 神戸市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年3月規則第81号）様式第1号
- (2) 神戸市会計規則（昭和39年3月規則第81号）第22号様式
- (3) 建築物に附置すべき駐車施設に関する条例施行規則（昭和42年9月規則第43号）様式第4号
- (4) 神戸市港湾施設条例施行規則（昭和48年4月規則第11号）様式第16号
- (5) 神戸市下水道条例施行規則（昭和50年11月規則第70号）様式第17号の2及び第18号の3
- (6) 神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則（平成10年1月規則第64号）様式第2号
- (7) 港湾法第37条第1項の規定による許可並びに同条第4項の規定による占用料及び土砂採取料に関する条例施行規則（平成12年3月規則第142号）様式第5号
- (8) 神戸市屋外広告物条例施行規則（平成12年3月規則第144号）様式第12号
- (9) 神戸市森林法施行細則（平成13年6月規則第16号）様式第4号
- (10) 神戸市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成24年3月規則第52号）様式第14号
- (11) 神戸市空家空地対策の推進に関する規則（平成28年9月規則第14号）様式
- (12) 神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（平成30年5月規則第1号）様式第1号
- (13) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則

(平成31年4月規則第1号) 様式第2号

(14) 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則

(令和2年10月規則第31号) 様式第21号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中神戸市事務分掌規則別表1 鈴蘭台西町保育所の項の改正規定は、令和5年4月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第83号

神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則の一部を改正する規則

神戸空港特定運営事業等評価委員会設置規則（令和4年5月規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>令和6年3月31日</u>までとする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（失効）</p> <p>2 この規則は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>令和5年3月31日</u>までとする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（失効）</p> <p>2 この規則は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市立保護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第84号

神戸市市立保護施設条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立保護施設条例施行規則（昭和34年4月規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立保護施設条例（昭和34年4月条例第1号。以下「条例」という。）の<u>施行に</u>関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（施設の定員）</p> <p>第2条 <u>神戸市立保護施設</u>（以下「施設」という。）の定員は、別表のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立保護施設条例（昭和34年4月条例第1号。以下「条例」という。）<u>第8条の</u>規定に基づき、<u>神戸市立保護施設</u>（以下「施設」という。）の<u>管理及び運営</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（施設の定員）</p> <p>第2条 <u>施設</u>の定員は、別表のとおりとする。</p>

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第21条 条例第8条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）

(2) 事業計画書

(3) 施設の管理に係る人員の配置計画に関する書類

(4) 施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第22条 [略]

第21条 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第85号

神戸市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

神戸市老人福祉法施行細則（昭和38年12月規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(養護受託申出書)</p> <p>第4条 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）<u>第1条の7</u>の規定による申出は、養護受託申出書によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第9条 削除</u></p>	<p>(養護受託申出書)</p> <p>第4条 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）<u>第1条の6</u>の規定による申出は、養護受託申出書によらなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(措置費精算等)</u></p> <p><u>第9条 老人ホームの長又は養護受託者は、毎月分の措置費について、翌月の7日までに、措置費請求・精算書に措置費精算明細書を添付して、</u></p>

第10条 削除

(費用の徴収)

第19条 福祉事務所長は、法第28条第1項の規定により、法第11条第1項の規定に係る措置に係る養護老人ホームの被措置者又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から養護老人ホームへの入所又は入所の委託に係る費用（以下「徴収金」という。）として、納付義務者が被措置者の場合は別表第1に掲げる額を、納付義務者が被措置者の扶養義務者の場合は別表第2に掲げる額を徴収する。

2 福祉事務所長は、法第28条第1項の規定により、法第11条第1項の規定に係る措置に係る特別養護老人ホームの被措置者から、当該措置に要する費用について介護保険法（平成9年法律第123号）第48条及び介護

当該措置を採った福祉事務所長に報告しなければならない。

(経理状況報告書)

第10条 福祉事務所長は、毎月ごとに、法第11条第1項の規定に係る措置費について、老人保護措置費経理状況報告書を作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(費用の徴収)

第19条 福祉事務所長は、法第28条第1項の規定により、法第11条第1項の規定に係る措置に係る養護老人ホームの被措置者又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から養護老人ホームへの入所又は入所の委託に係る費用（以下「徴収金」という。）として、別表第1又は別表第2に掲げる額を徴収する。

2 福祉事務所長は、法第28条第1項の規定により、法第11条第1項の規定に係る措置に係る特別養護老人ホームの被措置者から、当該措置に要する費用について介護保険法（平成9年法律第123号）第48条及び介護

保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条の規定により厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額から施設介護サービス費として支払われる額を控除した額を徴収する。

3 [略]

（決定通知書等の様式）

第22条 この規則に規定する通知書その他の書類の様式は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14)及び(15) 削除

(15の2)～(21) [略]

(22) 被措置者状況変更届出書
（第16条関係） 様式第22号

(23)、(24) [略]

（施行細目の委任）

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

別表第2（第19条関係）

[略]

備考

1 この表のC₁階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25

保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条の規定により厚生大臣が定める基準により算出した費用の額から施設介護サービス費として支払われる額を控除した額を徴収する。

3 [略]

（決定通知書等の様式）

第22条 この規則に規定する通知書その他の書類の様式は、次のとおりとする。

(1)～(13) [略]

(14) 措置費請求・精算書（第8条関係） 様式第14号

(15) 措置費精算明細書（第9条関係） 様式第15号

(15の2)～(21) [略]

(22) 被措置者状況変更届（第16条関係） 様式第22号

(23)、(24) [略]

（施行細目の委任）

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

別表第2（第19条関係）

[略]

備考

1 この表のC₁階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25

年法律第226号) 第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C₂階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとし、当該主たる扶養義務者が同法第318条に規定する賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第25条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる者を含む。)であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。)をいう。ただし、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を均等割の額又は所得割の額から順次控除して得た額を

年法律第226号) 第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、C₂階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の8及び附則第5条第2項の規定は、適用しないものとする。)をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を均等割の額又は所得割の額から順次控除して得た額を均等割の額又は所得割の額とする。

均等割の額又は所得割の額とする。 2～5 [略]	2～5 [略]
-----------------------------	---------

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

第 年 月 日
 入所番号（ ）

様

福祉事務所長



措置 開始 変更 決定 通知 書

次のとおり老人福祉法の措置（開始・変更）を決定したので通知します。

措置の種別		
施設又は養護受託者又は事業者	所在地等	
	施設名等	種類 1 養護老人ホーム 2 特別養護老人ホーム 3 養護受託者 4 居宅介護等
措置変更のとき 変更後の施設又は養護受託者又は事業者	所在地等	
	施設名等	種類 1 養護老人ホーム 2 特別養護老人ホーム 3 養護受託者 4 居宅介護等
措置決定の理由		
措置決定年月日		
備考		

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日
 入所番号（ ）

様

福祉事務所長



措 置 廃 止 決 定 通 知 書
 停 止

次のとおり老人福祉法の措置（廃止・停止）を決定したので通知します。

措置の種別			
これまでの施設又は養護受託者又は事業者	所在地等		
	施設名等		
措置決定の理由			
措置廃止年月日		停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考			

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

（表面）

養 護 受 託 申 出 書

年 月 日

福祉事務所長 宛

住 所 _____

電 話 _____

氏 名 _____

私は老人を預って養護したいので申し出ます。

本人の状況	生年月日		職 業	
	健康状態		収 入（月 額）	
	略 歴			


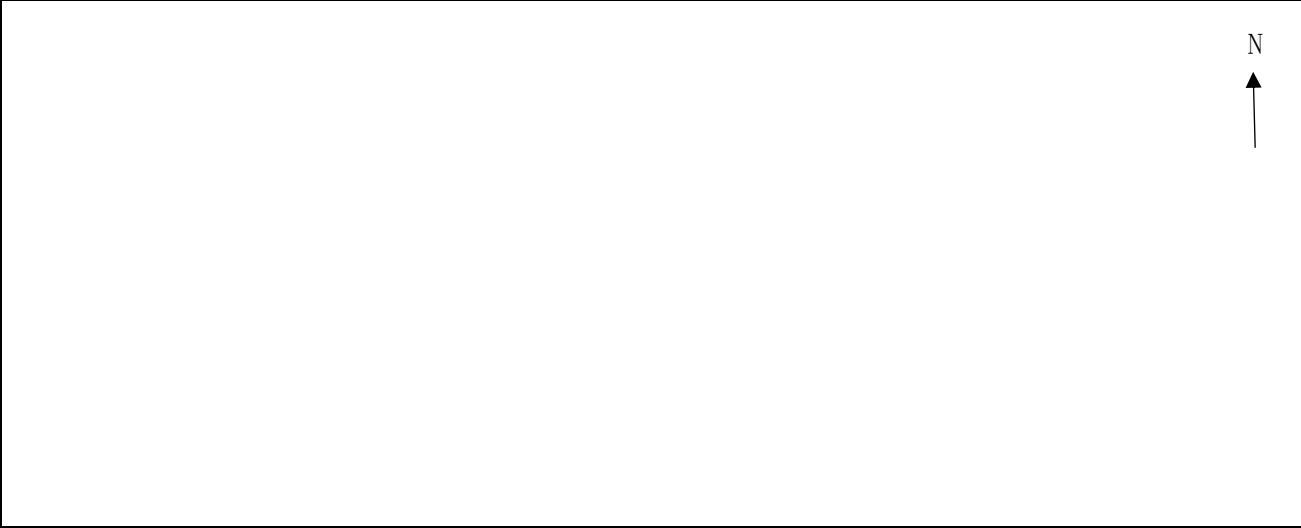
家族の状況	氏 名	生年月日	職 業	収 入（月 額）	健 康 状 態	経 歴 そ の 他

住居の状況	敷地 m ² （自宅 借地 その他）		老人を起居させる部屋の状況	専用 共用（共用者）
	建坪 m ² （1戸建 長屋） （平屋 2階建）			階 畳
	部屋数 畳室 畳室 畳室			押入有無 洋室 和室

受託老人に関する希望事項

養護受託を希望する理由

(裏面)

住所見取図	
住居(家屋)見取図	
備考	

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第4条関係）

養護受託申出不承認決定通知書

	第	号	
	年	月	日
様			
		福祉事務所長	印
年 月 日付で申出された老人福祉法による養護受託のことについて、次のとおり不承認とすることに決定したので通知します。			
不承認理由			

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第5条関係）

第 号
年 月 日
入所番号（ ）

様

福祉事務所長



入所依頼書

次のとおり老人福祉法による入所措置が必要ですので、入所を依頼します。

被措置者	住所			
	氏名		生年月日	
			性別	
生計中心者	住所	氏名	続柄	
措置理由				
措置開始年月日 (変更)				
備考				

様式第7号中「深い理解と愛情をもって」を「深い理解と愛情をもって」に、
「損害を被った場合」を「損害を被った場合」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第5条関係）

入所番号	入所受諾（不承諾）書		
年 月 日			
福祉事務所長 宛			
施設名 _____			
施設長 _____			
年 月 日 第 _____ 号で依頼があった次の者についての 入所を受託しました（できません）。			
住 所			
氏 名		生年月日	
		性別	
不承諾の場合 その理由			
措置開始年月日	年 月 日		
備 考			

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第5条関係）

養護受諾（不承諾）書

年 月 日			
福祉事務所長 宛			
住 所 _____			
養護受託者 氏 名 _____			
登録番号 第 _____ 号			
年 月 日 第 _____ 号で依頼があった次の者についての養護は 受諾しました（できません）。			
氏 名		性別	
住 所			
生 年 月 日			
不承諾の場合 その理由			
委託開始年月日	年 月 日		
備 考			

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第5条関係）

第 号
年 月 日
入所番号（ ）

様

福祉事務所長



措置解除通知書

次のとおり老人福祉法による入所措置を解除することに決定したので通知します。

被措置者	氏名		生年月日	
			性別	
	措置開始 年 月 日			
措置解除 の理由				
措置解除 年 月 日				
備考				

様式第12号を次のように改める。

様

福祉事務所長



葬 祭 依 頼 書

つぎのとおりですから葬祭の執行を依頼します。

死亡者	本 籍			
	氏 名		生年月日	
			性 別	
	死亡年月日			
葬 祭 経 費	葬 祭 費	円	摘要	
	加 算 費	円	ア. 火葬料加算額 円	
	計	円	イ. 運搬料加算額 円	
備 考				
<p>注意事項</p> <p>死亡老人の遺留金品は老人福祉法第27条第2項により福祉事務所長あて引渡して下さい</p>				

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第6条関係）

入所番号	葬 祭 受 諾（不承諾）書			
年 月 日				
福祉事務所長 宛				
施 設 名 又 は 養護受託者住所 _____ 施 設 長 又 養護受託者氏名 _____ 養 護 受 託 者 管 理 番 号 _____				
年 月 日 第 _____ 号で依頼があった次の者についての葬祭執行は、受諾しました（できません）。				
死亡者	氏 名		生年月日	
			性 別	
	死 亡 年月日			
葬祭不承諾の理由				
葬祭執行の状況	葬祭年月日	年 月 日		
	遺留金品	点 現金 円 その他 円		
	葬祭場所			
備 考				

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 削除

様式第15号の2を次のように改める。

様式第15号の2 (第10条の2関係)

老人居宅生活支援事業開始届出書

年 月 日

神戸市長宛

住所 _____

届出者名称 _____

氏名 _____

(法人の場合は代表者氏名)

次のとおり老人福祉法による老人居宅生活支援事業を開始したいので、同法第14条の規定により届け出ます。

1 事業の種類及び内容	種類	
	内容	
2 経営者の氏名又は法人の名称及び住所又は所在地	氏名(名称)	
	住所(所在地)	
3 職員の定数及び職務の内容		
4 主な職員の氏名		
5 事業を行おうとする区域		
6 施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類、所在地及び定員	名称	
	種類	
	所在地	
	定員	
7 事業開始の予定年月日	年 月 日	
添付書類		

(注) この様式の欄に書けないものは別紙としてください。

様式第15号の4を次のように改める。

様式第15号の4（第10条の3関係）

老人居宅生活支援事業変更届出書

年 月 日

神戸市長宛

住 所 _____

届出者 名 称 _____

氏 名 _____

（法人の場合は代表者氏名）

老人福祉法第14条の規定による届出をした老人居宅生活支援事業について、次のとおり届け出た事項を変更したので、同法第14条の2の規定により届け出ます。

1 変更する事項	
2 変更前の内容	
3 変更後の内容	
4 変更の時期	
5 変更の理由	

様式第15号の5を次のように改める。

様式第15号の5（第10条の4関係）

老人居宅生活支援事業廃止（休止）届出書

年 月 日

神戸市長宛

住所 _____

届出者名称 _____

氏名 _____

（法人の場合は代表者氏名）

老人福祉法第14条の規定による届出をした老人居宅生活支援事業を、次のとおり（廃止・休止）したいので、同法第14条の3の規定により届け出ます。

<p>1 廃止 の年月日 休止</p>	<p>年 月 日</p>
<p>2 廃止 の理由 休止</p>	
<p>3 現に便宜を受け又は 入所している者 に対する措置</p>	
<p>4 休止の予定期間 （休止の場合に限る。）</p>	<p>年 月 日まで</p>

様式第15号の6を次のように改める。

老人デイサービスセンター等設置届出書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所 _____

届出者 名 称 _____

氏 名 _____

(法人の場合は代表者氏名)

次のとおり老人福祉法による老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センターを設置したいので、同法第15条第2項の規定により届け出ます。

1 施設の名称	
2 施設の種類	
3 施設の所在地	
4 建物の規模及び構造並びに設備の概要	
5 職員の定数及び職務の内容	
6 施設の長の氏名	
7 事業を行おうとする区域	
8 事業開始の予定年月日	年 月 日
9 入所定員 (老人短期入所施設に限る。)	
添付資料	

(注) この様式の欄に書けないものは別紙としてください。

様式第15号の8を次のように改める。

老人デイサービスセンター等変更届出書

年 月 日

神戸市長宛

住所 _____

届出者名称 _____

氏名 _____
(法人の場合は代表者氏名)

老人福祉法第15条第2項による届出をした老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センターについて、次のとおり届け出た事項を変更したので、同法第15条の2第1項の規定により届け出ます。

1 変更する事項	
2 変更前の内容	
3 変更後の内容	
4 変更の時期	
5 変更の理由	

様式第15号の9を次のように改める。

老人デイサービスセンター等廃止（休止）届出書

年 月 日

神戸市長宛

住所 _____

届出者名称 _____

氏名 _____

（法人の場合は代表者氏名）

老人福祉法第15条第2項の規定による届出をした老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センターを次のとおり（廃止・休止）したいので、同法第16条第1項の規定により届け出ます。

<p>1 廃止 の年月日 休止</p>	<p>年 月 日</p>
<p>2 廃止 の理由 休止</p>	
<p>3 現に便宜若しくは 援助を受け又は入 所している者に対 する措置</p>	
<p>4 休止の予定期間 (休止の場合に限る。)</p>	<p>年 月 日まで</p>

様式第16号を次のように改める。

様式第16号（第11条関係）

老人ホーム設置認可申請書	
神戸市長宛	年 月 日
	住所_____
	申請者 法人名_____
	代表者_____
<p>次のとおり老人ホームを設置したいので老人福祉法第15条第4項及び老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により申請します。</p>	
<p>以下に掲げる事項を記載したものを添付してください。</p>	
<ol style="list-style-type: none">1 施設の名称、種類及び所在地2 建物の規模及び構造並びに設備の概要3 養護老人ホームを設置しようとするものにあつては、老人福祉法施行規則第2条第1項第3号に掲げる事項4 特別養護老人ホームを設置しようとするものにあつては、老人福祉法施行規則第2条第1項第4号に掲げる事項5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴6 事業開始の予定年月日	

様式第19号を次のように改める。

様式第19号（第13条関係）

老人ホーム事業変更届出書

年 月 日

神戸市長宛

住所 _____

届出者 法人名 _____

代表者 _____

老人ホームの事業を次のとおり変更したいので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により届け出ます。

1 施設の名称、種類及び所在地	
2 変更する事項	・施設の名称及び所在地
	・建物の規模及び構造並びに設備の概要
	・施設の運営の方針
3 変更前の内容	
4 変更後の内容	
5 変更の時期	
6 変更の理由	
添付書類 ・建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更にあつては、建物の各階平面図・立面図（それぞれ変更前・変更後のもの）等、記載事項が確認できる書類 ・施設の運営の方針の変更にあつては、重要事項説明書・施設の運営規定（それぞれ変更前・変更後のもの）等、記載事項が確認できる書類	

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第14条関係）

老人ホーム廃止・休止・入所定員減少・入所定員増加 認可申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住 所 _____

申請者 法人名 _____

代表者 _____

老人ホームについて、次のとおり（廃止・休止・入所定員の減少・入所定員の増加）をしたいので、神戸市老人福祉法施行細則第14条の規定により申請します。

<p>1 廃止し、休止、若しくは入所定員を減少し、又は入所定員を増加する理由</p>	
<p>2 廃止し、休止、若しくは入所定員を減少しようとする場合にあっては、現に入所している者に対する措置</p>	
<p>3 廃止しようとする場合にあっては、廃止する時期</p>	
<p>4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間</p>	
<p>5 入所定員を減少し、又は増加しようとする場合にあっては、その年月日及び減少・増加後の入所定員</p>	
<p>添付書類 ・記載事項が確認できる書類</p>	

様式第22号を次のように改める。

様式第22号（第16条関係）

入所番号	被措置者状況変更届出書		
年 月 日			
福祉事務所長宛			
施設名 _____			
施設長 _____			
次のとおり変更の事由が生じたので老人福祉法施行規則第6条によりお届けします。			
氏 名			生年月日
			性 別
変更(停止・廃止) すべき事由			
変 更 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第19条関係）

第 号
年 月 日
入所番号（ ）

様

福祉事務所長



老人ホーム費用徴収額決定（変更）通知書

下記の老人ホーム入所者に係る老人福祉法第11条に規定する措置に要する費用について、同法第28条の規定に基づきあなたから徴収する額を下記のとおり決定・変更したので通知します。

記

入所者氏名	
施設名	
費用徴収額	
理由	

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第24号を次のように改める。

様

福祉事務所長



督促状

老人福祉法第28条による費用徴収金について、下記の金額が未納となっております。指定納期限までに必ず納入されますよう督促いたします。

納入義務者	住所	
	氏名	
未納金額		
債権	名称	
	年度	
	月	
	納付期限	
	金額(円)	
指定納期限		
納入方法		<input type="checkbox"/> 同封の納付書にて指定納期限までに納入してください。既にお手元にある納付書は重複となりますので、破棄してください。 <input type="checkbox"/> お手元にあります納付書にて納入してください。納付書を紛失された場合は再発行いたしますので、下記問い合わせ先まで連絡してください。

※この督促状が到着する前に納入された場合は、行き違いですのでご了承ください。

※納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、所定の割合で計算した延滞金がかかります。

備考 行政不服審査法及行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市老人福祉法施行細則の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

訓令甲第8号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市公舎使用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公舎使用規程の一部を改正する訓令

神戸市公舎使用規程（昭和24年12月訓令甲第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第2条 この規程において「公舎」とは、市長、副市長その他本市職員（<u>本市へ将来帰任することを前提に任命権者の命により国等に採用されるため市を退職したものを含む。</u>）の居住に供するため予算の範囲内で設置する宿舎（消防局の宿舎を除く。）をいう。</p>	<p>第2条 この規程において「公舎」とは、市長、副市長その他本市職員の居住に供するため予算の範囲内で設置する宿舎（消防局の宿舎を除く。）をいう。</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

訓令甲第9号

庁中一般
区役所
事業所

失業者の退職手当支給規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

神戸市長 久元喜造

失業者の退職手当支給規程等の一部を改正する訓令

(失業者の退職手当支給規程の一部改正)

第1条 失業者の退職手当支給規程(昭和53年1月訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(求職の申込み)</p> <p>第5条 受給資格者は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「公共職業安定所」という。)に出頭し、退職票及び受給資格証を提示して求職の申込みをするものとする。この場合において、その者が第7条第4項又は第</p>	<p>(求職の申込み)</p> <p>第5条 受給資格者は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「公共職業安定所」という。)に出頭し、退職票及び受給資格証を提示して求職の申込みをするものとする。この場合において、その者が第7条第4項に規定</p>

7条の4第3項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて提示しなければならない。

(規則第8条第1項に規定する市長が定めるもの)

第5条の2 規則第8条第1項に規定する市長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第9条第1項第2号の規定により退職したもの

(2) [略]

(3) 条例第9条第1項第3号の規定により退職した者のうち、公務上の傷病により退職したもの又は条例第9条第1項第4号の規定により退職した者のうち、通勤による傷病により退職したもの

(受給期間延長の申出)

第7条 規則第8条第1項の規定による申出は、様式第3による受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の第6条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添

する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提示しなければならない。

(規則第8条第1項に規定する市長が定めるもの)

第5条の2 規則第8条第1項に規定する市長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第9条に規定する行政整理により退職したもの

(2) [略]

(3) 公務上の傷病又は通勤による傷病により退職したもの

(4) 規則第4条の3第1項第3号に規定する人事刷新のため退職したもの

(受給期間延長の申出)

第7条 規則第8条第1項の規定による申出は、様式第3による受給期間延長申請書に受給資格証を添えて元の所属長に提出することによって行うものとする。

えて元の所属長に提出することによつて行うものとする。

2～3 [略]

4 元の所属長は、第1項に規定する申出をした者が規則第8条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に様式第4による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、元の所属長は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を元の所属長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、元の所属長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 規則第8条第1項に規定する理由がやんだ場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給

2～3 [略]

4 元の所属長は、第1項に規定する申出をした者が規則第8条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者の様式第4による受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を元の所属長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、元の所属長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1) 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 受給期間延長通知書

(2) 規則第8条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証

資格証

(規則第8条第4項に規定する市長
が定めるもの)

第7条の2 規則第8条第4項に規定
する市長が定めるものは、次の各号
のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその
事業に専念し始めた日から起算し
て、30日を経過する日が、規則第
8条第1項に規定する雇用保険法
第20条第1項を適用した場合にお
ける同項各号に掲げる受給資格者
の区分に応じ、当該各号に定める
期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実
施する受給資格者が第19条第1
項に規定する就業手当又は再就
職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施
する受給資格者が自立することが
できないと元の所属長が認めたも
の

(規則第8条第4項に規定する市長
が定める職員)

第7条の3 規則第8条第4項に規定
する市長が定める職員は、次の各号
のいずれかに該当するものとする。

(1) 規則第8条第1項に規定する退

職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして元の所属長が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第7条の4 規則第8条第1項に規定

する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が、その旨を申し出る（以下「特例申出」という。）

ときは、様式第3による受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他規則第8条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて元の所属長に提出することによつて行うものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が規則第8条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしな

かつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 元の所属長は、特例申出をした者が規則第8条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に様式第4による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、元の所属長は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を元の所属長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、元の所属長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 規則第8条第4項に規定する事

<p>業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等 通知書及び受給資格証</p>
--

様式第1中

「上記の事項を確認する。（退職した職員の氏名） ㊟」を

「上記の事項を確認する。（退職した職員の氏名） 」に、

元の所属	所在地		を
	名称		
	所属長の氏名及び印	㊟	

元の所属	所在地		に
	名称		
	所属長の氏名		

改める。

様式第2中

公共 職業 安定 所	所在地		を
	名称	㊟	

公共 職業 安定 所	所在地		に、
	名称		

発 行 者		印	を
-------------	--	---	---

発 行 者			に
-------------	--	--	---

改める。

様式第2の2中

「提出者 氏 名

㊟」を

「提出者 氏 名

」に改める。

様式第3を次のように改める。

様式第3(第7条、第7条の4関係)

受給期間延長等申請書

申請者	氏名				受給資格 証番号	
	住所又は 居所					
退職年月日	年 月 日					
この申請書 を提出する 理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、傷病等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 ()					
	疾病又は負 傷の場合	傷病の 名称			診療担 当者	
職業に就く ことができ ない期間又 は事業を実 施する期間	年 月 日から 年 月 日まで					
<p>失業者の退職手当支給規程第7条第1項、第7条の4第1項の規定により上記のとおり申請 します。</p> <p>年 月 日</p> <p>宛</p> <p>申請者 氏 名</p>						
処 理 欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで					

- 注意 1 この申請は、元の所属長に受給資格証を添えて提出すること。
- 2 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間は、最大限3年まで認められるものであること。
- 3 処理欄には、記載しないこと。

様式第4を次のように改める。

様式第4(第7条、第7条の4関係)

受給期間延長等通知書

申請者氏名		受給資格 証番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、傷病等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 ()		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
失業者の退職手当支給規程第7条第4項、第7条の4第3項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 元の所属長 所在地 氏 名			

- 注意 1 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき(例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき)には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

様式第5を次のように改める。

様式第5(第11条関係)
(表面)

公共職業訓練等受講届

受給資格者	氏名							受給資格証番号		
	住所又は居所									
公共職業訓練等に関する事項	種類	1公共職業訓練	2雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第13条の適応訓練	4高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練			
		職種	期間		昼夜間の別		昼間・夜間			
	受講開始年月日	年月日			終了予定年月日	年月日				
	この欄の記載事実には誤りのないことを証明する。 年月日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名)									
寄宿に関する事項	寄宿の事実		有・無		寄宿開始年月日		年月日			
	寄宿前の住所又は居所									
	家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所			
					有・無	同居・別居				
					有・無	同居・別居				
					有・無	同居・別居				
				有・無	同居・別居					
			有・無	同居・別居						
公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名										
失業者の退職手当支給規程第11条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年月日 宛 受給資格者氏名										
※ 処理欄	基本手当	寄宿手当	証明認定	課長	係長	係				

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この届書には、受給資格証を添えること。
- 2 この届書に記載された事項に変更があつたときは、速やかに元の所属長に届け出ること。この場合においては、所要の証明を添えること。
- 3 記載上の注意
 - イ 「家族の状況」欄については、市町村長の証明を添えることを命じることがある。
 - ロ ※印欄には、記載しないこと。

様式第6中

「公共職業訓練等の施設の長の職 氏名 印」を
 「公共職業訓練等の施設の長の職 氏名 」に
 「受給資格者 住 所
 氏 名 印」を
 「受給資格者 住 所
 氏 名 」に改める。

様式第6の2中

「（公共職業訓練等の施設の長の職氏名） 印」を
 「（公共職業訓練等の施設の長の職氏名） 」に
 「受講者氏名 印」を
 「受講者氏名 」に改める。

様式第7中

「診療担当者 氏 名 印」を
 「診療担当者 氏 名 」に
 「申請者 氏 名 印」を
 「申請者 氏 名 」に改める。

様式第7の2中

「

公共職業安定所	所在地		印
	名称		

」

「

公共職業安定所	所在地	
	名称	

」に、

「

発行者		印
-----	--	---

」

発 行 者		に
-------------	--	---

改める。

様式第7の3中

「事業主氏名 ㊟
 (法人のときは名称及び代表者氏名) 」を

「事業主氏名 ㊟
 (法人のときは名称及び代表者氏名) 」に、

「申請者氏名 ㊟」を

「申請者氏名 ㊟」に改める。

様式第7の4、様式第7の5及び様式第8中

「申請者氏名 ㊟」を

「申請者氏名 ㊟」に改める。

様式第9、様式第10、様式第10の2及び様式第10の3中

「申請者 氏 名 ㊟」を

「申請者 氏 名 ㊟」に改める。

様式第11中

課長 係長 係員	を
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">係契印</div>	

課長 係長 係員	に
----------------------------	---

改める。

様式第12を次のように改める。

様式第12(第20条関係)

(表面)

失業者の退職手当支給台帳

受給資格者	氏名				旧所属			台帳番号
	現住所				性別	男	女	
	本籍地				年齢	歳		
受給資格者証	交付年月日				交付責任者氏名			
採用年月日				退職年月日				
退職当時支給した退職手当の額				円 (A)				
失業者の退職手当の金額	円 (B)			退職の月前6月に支払った給与総額				
同上日額	円 (D)			1 給料	円			
待期日数	日 (E) 〔A ただし未満の端 D 数は切り捨てる〕			2 扶養手当	円			
				3 地域手当	円			
				4 特殊勤務手当	円			
				5 超過勤務手当	円			
				6 夜勤手当	円			
				7 その他の手当	円			
				合計	円 (C)			
給付制限日数	日			失業者の退職手当の日額				円 (D)
給付日数	(X-E) 日			D × X - A = B				
失業者の退職手当の支給開始のできる年月日				年 月 日	〔求職申込の日から給付制限及び待期日数を経過した日〕			
同上の支給できなくなる年月日				年 月 日	〔退職の日の翌日から1年を経過した日〕			
支給経過	第1回	年 月 日	年 月 日	間	日分	円		
		年 月 日	年 月 日	受付支給	支給整理番号	責任者		
		給付残日数	日	給付残額	円			
	第2回	年 月 日	年 月 日	間	日分	円		
		年 月 日	年 月 日	受付支給	支給整理番号	責任者		
		給付残日数	日	給付残額	円			
	第3回	年 月 日	年 月 日	間	日分	円		
		年 月 日	年 月 日	受付支給	支給整理番号	責任者		
		給付残日数	日	給付残額	円			
	第4回	年 月 日	年 月 日	間	日分	円		
		年 月 日	年 月 日	受付支給	支給整理番号	責任者		
		給付残日数	日	給付残額	円			
	第5回	年 月 日	年 月 日	間	日分	円		
		年 月 日	年 月 日	受付支給	支給整理番号	責任者		
		給付残日数	日	給付残額	円			

(裏面)

支	第 6 回	年	月	日	間	日分	円		
		年	月	日	日	日	支給整理番号	責任者	
給	回	給付残日数	日			給付残額	円		
経	第 7 回								
過	第 8 回								
過	第 9 回								
過	第 10 回								
最 終 回	最 終 回	年	月	日	間	日分	円		
		年	月	日	日	日	支給整理番号	責任者	
待期日数の期間内に打切りとなった場合		打切りとなった年月日		年 月 日					
		その理由							
給付残日数があるうちに打切りとなった場合		打切りとなった年月日		年 月 日					
		その理由							
		給付残日数	日	給付残額	円				
失業の証明を行う公共職業安定所名									
備考									
作成者氏名									

様式第13中

認定年月日	認定期間	認定日数	累計日数	処理状況	取扱者印	認定年月日	認定期間	認定日数	累計日数	処理状況	取扱者印	を
-------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	---

認定年月日	認定期間	認定日数	累計日数	処理状況	取扱者	認定年月日	認定期間	認定日数	累計日数	処理状況	取扱者	に
-------	------	------	------	------	-----	-------	------	------	------	------	-----	---

改める。

(特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第2条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成4年11月訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休憩時間及び週休日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第2条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休憩時間及び週休日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条</p>

<p>の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の勤務時間、休憩時間及び週休日は、神戸市職員の勤務時間に関する規則(平成6年12月規則第72号。以下「規則」という。)第2条第1項第4号に、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の規定により採用された職員(以下「会計年度任用職員」という。)の休憩時間は、規則第2条に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第2条第1項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 別表第2</p>	<p>の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の勤務時間、休憩時間及び週休日は、神戸市職員の勤務時間に関する規則(平成6年12月規則第72号。以下「規則」という。)第2条第1項第4号に、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項の規定により採用された職員(以下「会計年度任用職員」という。)の休憩時間は、規則第2条に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第2条第1項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u> 別表第2</p>
--	---

(職員出勤簿等取扱等規程の一部改正)

第3条 神戸市職員出勤簿等取扱等規程(平成18年3月訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第134条に規定する会計室の職員をいう。ただし、常時勤務を要しない者（任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任用された職員をいう。）、育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により任用された職員をいう。）及び会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）を

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第130条に規定する会計室の職員をいう。ただし、常時勤務を要しない者（任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任用された職員をいう。）、育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）、再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項の規定により任用された職員をいう。）及び会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）を除く。）

除く。)を除く。 (2)～(4) [略]	を除く。 (2)～(4) [略]
-------------------------	---------------------

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(改正後の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程に関する経過措置)

第2条 暫定再任用短時間勤務職員（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第2条の規定による改正後の特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（以下この条において「新規程」という。）第2条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

(改正後の職員出勤簿等取扱等規程に関する経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の神戸市職員出勤簿等取扱等規程（以下この条において「新規程」という。）第2条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

訓令 甲第10号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公印取扱規程の一部を改正する訓令

神戸市公印取扱規程（昭和52年3月訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号。<u>第3条第1項第1号を除き、以下「規則」という。</u>）第11条の規定により、公印の管守、使用、調製、廃印等については、この訓令の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号。<u>以下「規則」という。</u>）第11条の規定により、公印の管守、使用、調製、廃印等については、この訓令の定めるところによる。</p>

様式第1号中

「

区分	市の印	市長の 印	市長職務 代理者の 印	表彰等専 用市長の 印	行財政局 長の印	その他 ()	計
件数							
押印							

を

」

「

区分	市の印	市長の印	表彰等専用 市長の印	その他 ()	計
件数					
通数					

に、

」

「

押印数	押 印 種 別
	市の印 市長の印 市長職務代理者の印 表彰等専用市長の印 行財政局長の印 その他（ ）
	市の印 市長の印 市長職務代理者の印 表彰等専用市長の印 行財政局長の印 その他（ ）

を

	市の印 市長の印 市長職務代理者の印 表彰等専用市長の印 行財政局長の印 その他（ ）

」

「

押 印 種 別
市の印 市長の印 表彰等専用市長の印 その他（ ）
市の印 市長の印 表彰等専用市長の印 その他（ ）

に

市の印 市長の印 表彰等専用市長の印 その他（ ）

」

改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市訓令甲第11号

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

(市長の権限に属する事務の専決規程の一部改正)

第1条 神戸市長の権限に属する事務の専決規程(平成31年3月訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長、危機管理監、局長(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第2条第1項の表に規定する局に相当する室(以下単に「局に相当する室」という。))の長、建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。以下同じ。)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長、危機管理監、局長(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第2条第1項の表に規定する局に相当する室(以下単に「局に相当する室」という。))の長、<u>企画調整局医療・新産業本部長</u>、<u>建設局湾岸・広域幹線道路本部長</u>及び都市局都心再整備本部長を含む。</p>

当区長、部長（経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。）、室長（局に相当する室の長を除く。以下同じ。）、須磨区役所北須磨支所長、西区役所玉津支所長、事業所長（神戸市事務分掌規則第153条第1項に規定する事業所の長をいう。以下同じ。）、課長（同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。）、課内室長、課内所長及び係長並びに消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

（危機管理監の専決事項）

第3条 危機管理監の専決事項は、次のとおりとする。

危機管理監専決事項

(1) [略]

む。以下同じ。）、担当局長、区長、北神担当区長、部長（経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。）、担当部長、室長（局に相当する室の長を除く。以下同じ。）、須磨区役所北須磨支所長、西区役所玉津支所長、事業所長（神戸市事務分掌規則第149条第1項に規定する事業所の長をいう。以下同じ。）、課長（同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。）、担当課長、課内室長、課内所長、係長及び担当係長並びに消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決について必要な事項を定めるものとする。

2 前項の事務は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第54条の2により委任された事務を含むものとする。

（危機管理監の専決事項）

第3条 危機管理監の専決事項は、次のとおりとする。

危機管理監専決事項

(1) [略]

(2) 神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定により市長が特に指定する事務に関する事。

(3)～(5) [略]

(6) 危機管理室に係る次条局長共通専決事項の項に規定する事項に関する事。

(局長の専決事項)

第4条 局長の専決事項は、次のとおり（建設局長にあつては、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局長にあつては、都市局都心再整備本部長の専決事項に係るものを除く。）

とする。この場合において、局長（組織の事務を主管する局長を除く。）

は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関する事について、局長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定める事により、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

局長共通専決事項

(1) 別表第1及び別表第2に定める局長共通の決裁区分に属する事

(2) 神戸市事務分掌規則第209条第1項の規定により市長が特に指定する事務に関する事。

(3)～(5) [略]

(6) 危機管理室に係る次条局長及び担当局長共通専決事項の項に規定する事項に関する事。

(局長及び担当局長の専決事項)

第4条 局長及び担当局長の専決事項は、次のとおり（企画調整局長にあつては、企画調整局医療・新産業本部長、建設局長にあつては、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局長にあつては、都市局都心再整備本部長の専決事項に係るものを除く。）

とする。この場合において、担当局長

は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関する事について、局長及び担当局長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定める事により、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

局長及び担当局長共通専決事項

(1) 別表第1及び別表第2に定める局長及び担当局長共通の決裁区

項に関する事

(2)、(3) [略]

(4) 重要でない次に掲げる事項に関する事

ア～ウ [略]

エ 照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等（副局長、部長及び室長の専決事項に係るものを除く。第6号において同じ。）

(5)～(11) [略]

企画調整局長専決事項

事務事業の調整（危機管理に関する対策に係る調整を除く。）に関する事

分に属する事項に関する事

(2)、(3) [略]

(4) 重要でない次に掲げる事項に関する事

ア～ウ [略]

エ 照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等（副局長、部長、担当部長及び室長の専決事項に係るものを除く。第6号において同じ。）

(5)～(11) [略]

企画調整局長専決事項

(1) 事務事業の調整（危機管理に関する対策に係る調整を除く。）に関する事

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体の認可（第7条企画調整局担当課長（神戸市事務分掌規則第11条に規定する事務を所掌する担当課長に限る。）専決事項の項第1号エ及びオに規定するものを除く。）及びこれに伴う告示（同号アに規定するものを除く。）並びに認可の取消しに関する事。

(3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に関する事のうち重要な事項に関する事。

企画調整局医療・新産業本部長専

決事項

企画調整局医療・新産業本部に係る
局長及び担当局長共通専決事項の項
に規定する事項に関すること。

地域協働局長専決事項

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体の認可（第7条地域協働局地域活性課長専決事項の項第1号エ及びオに規定するものを除く。）及びこれに伴う告示（同号アに規定するものを除く。）並びに認可の取消しに関すること。
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に関することのうち重要な事項に関すること。
- (3) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の規定に基づく報告の徴収並びに立入検査及び質問に関すること。
- (4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づく報告の徴収並びに立入検査及びこれに伴う命令に関すること。
- (5) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の規定に基づく報告の徴収並びに立入検査及びこれに

伴う命令に関すること。

(6) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定に基づく指示、措置要求の申出の受理及び調査、報告の徴収並びに立入検査に関すること。

(7) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関すること（消防局長の専決事項に属するものを除く。）。

(8) 食品表示法（平成25年法律第70号）に関すること（健康局長の専決事項に属するものを除く。）。

(9) 計量器の検査、取締り及び指導に関すること。

行財政局長専決事項 [略]

行財政局長専決事項 [略]

行財政局担当局長（資産活用担当）専決事項

(1) 別表第1に定める特定担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 別表第2に定める行財政局担当局長（資産活用担当）及び用地取得事務を所掌する担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

(3) 国土利用計画法の規定に基づく市長の意見、土地に関する権利の

文化スポーツ局長専決事項、福祉局長専決事項 [略]

健康局長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 食品表示法に関すること（地域協働局長の専決事項に属するものを除く。）。

(10)～(30) [略]

健康局局長（保健企画担当）専決事項

別表第1に定める特定局長の決裁区分に属する事項に関すること。

こども家庭局長専決事項

(1)～(4) [略]

移転等の届出及び遊休土地に関する措置等同法の施行に関することのうち重要でない事項に関すること（都市局指導課長専決事項に係るものを除く。）。

(4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく土地等の譲渡予定価格の申出に対する審査及び意見のうち重要でない事項に関すること。

(5) 租税特別措置法の規定に基づく特定住宅用地譲渡の認定のうち重要でない事項に関すること。

文化スポーツ局長専決事項、福祉局長専決事項 [略]

健康局長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 食品表示法（平成25年法律第70号）に関すること（経済観光局長の専決事項に属するものを除く。）。

(10)～(30) [略]

健康局担当局長（保健企画担当）専決事項

別表第1に定める特定担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

こども家庭局長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に関すること（第7条子ども家庭局家庭支援課課長（家庭支援調整担当）の専決事項に属するものを除く。）。

(6)～(8) [略]

環境局長専決事項 [略]

経済観光局長専決事項

(1) 神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和2年3月条例第46号）に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(5) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に関すること（第7条子ども家庭局担当課長（家庭支援調整担当）の専決事項に属するものを除く。）。

(6)～(8) [略]

環境局長専決事項 [略]

経済観光局長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の規定に基づく報告の徴収並びに立入検査及び質問に関すること。

(4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づく報告の徴収並びに立入検査及びこれに伴う命令に関すること。

(5) 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の規定に基づく報告の徴収並びに立入検査及びこれに伴う命令に関すること。

(6) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定に基づく指示、措置要求の申出の受理及び調査、報

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

建設局長専決事項 [略]

建設局湾岸・広域幹線道路本部長
専決事項

建設局湾岸・広域幹線道路本部に係
る局長共通専決事項に規定する事項
に関する事。

都市局長専決事項 [略]

都市局都心再整備本部長専決事
項

都市局都心再整備本部に係る局長共
通専決事項に規定する事項に関する
事。

告の徴収並びに立入検査に関する
こと。

(7) 液化石油ガスの保安の確保及
び取引の適正化に関する法律(昭和
42年法律第149号)に関する事(消
防局長の専決事項に属するものを
除く。)。

(8) 食品表示法に関する事(健康
局長の専決事項に属するものを除
く。)。

(9) 計量器の検査、取締り及び指導
に関する事。

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

建設局長専決事項 [略]

建設局湾岸・広域幹線道路本部長
専決事項

建設局湾岸・広域幹線道路本部に係
る局長及び担当局長共通専決事項に
規定する事項に関する事。

都市局長専決事項 [略]

都市局都心再整備本部長専決事
項

都市局都心再整備本部に係る局長及
び担当局長共通専決事項に規定する
事項に関する事。

建築住宅局長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（都市局長、環境局業務課課長（地域環境担当）、経済観光局農政計画課長、経済観光局農政計画課課長（農政企画担当）、建築住宅局建築指導部長及び建築指導部安全対策課長の専決事項に属するものを除く。）。

(5)～(8) [略]

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項、第16条第2項、第19条第3項及び第38条の規定に基づく命令並びに同法第34条及び第37条の規定に基づく認定の取消しに関すること。

(10) [略]

建築住宅局局长（設備担当） 専決事項

別表第1に定める特定局長の決裁区分に属する事項に関すること。

港湾局長専決事項 [略]

（副局長専決事項）

第5条 副局長の専決事項は、次のと

建築住宅局長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（都市局長、環境局担当課長（地域環境担当）、経済観光局農政計画課長、経済観光局担当課長（農政企画担当）、建築住宅局建築指導部長及び建築指導部安全対策課長の専決事項に属するものを除く。）。

(5)～(8) [略]

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項、第16条第2項、第19条第3項及び第33条の規定に基づく命令並びに同法第34条及び第37条の規定に基づく認定の取消しに関すること。

(10) [略]

建築住宅局担当局長（設備担当） 専決事項

別表第1に定める特定担当局長の決裁区分に属する事項に関すること。

港湾局長専決事項 [略]

（副局長専決事項）

第5条 副局長の専決事項は、次のと

おりとする。この場合において、副局長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、副局長共通専決事項の項に規定する事項を専決するものとする。

副局長共通専決事項

(1) 別表第1に定める副局長、部長及び室長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

行財政局副局長専決事項 [略]

港湾局副局長専決事項 [略]

(部長及び室長の専決事項)

第6条 部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長（組織の事務を主管する部長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長及び室長共通専決事項

おりとする。この場合において、副局長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、副局長共通専決事項の項に規定する事項を専決するものとする。

副局長共通専決事項

(1) 別表第1に定める副局長、部長、担当部長及び室長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

行財政局副局長専決事項 [略]

都市局副局長専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所掌する副局長の決裁区分に属する事項に関すること。

港湾局副局長専決事項 [略]

(部長、担当部長及び室長の専決事項)

第6条 部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）、担当部長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する担当部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事

の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

部長及び室長共通専決事項

- (1) 別表第1に定める副局長、部長及び室長共通の決裁区分及び別表第2に定める部長及び室長共通の決裁区分に属する事項に関すること。
- (2)～(4) [略]

行財政局部長（資産活用担当）専決事項

- (1) 別表第2に定める行財政局部長（資産活用担当）及び用地取得事務を所掌する部長の決裁区分に属する事項に関すること。
- (2) 国土利用計画法の規定に基づく市長の意見、土地に関する権利の

する職員に関することについて、部長、担当部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

部長、担当部長及び室長共通専決事項

- (1) 別表第1に定める副局長、部長、担当部長及び室長共通の決裁区分及び別表第2に定める部長、担当部長及び室長共通の決裁区分に属する事項に関すること。
- (2)～(4) [略]

企画調整局医療・新産業本部新産業部長専決事項

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和2年3月条例第46号）に関すること。

移転等の届出及び遊休土地に関する措置等同法の施行に関することのうち重要でない事項に関すること（都市局都市計画課課長（開発調整担当）専決事項に係るものを除く。）。

(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく土地等の譲渡予定価格の申出に対する審査及び意見のうち重要でない事項に関すること。

(4) 租税特別措置法の規定に基づく特定住宅用地譲渡の認定のうち重要でない事項に関すること。

行財政局税務部長専決事項

[略]

行財政局税務部部長（市税徴収担当）専決事項

(1) 別表第2に定める行財政局税務部部長（市税徴収担当）の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) [略]

福祉局監査指導部長専決事項

[略]

こども家庭局部長（指導研修担当）専決事項

保育等の指導及び研修の費用の支出に関すること（こども家庭局幼保事

行財政局税務部長専決事項

[略]

行財政局担当部長（市税徴収担当）専決事項

(1) 別表第2に定める行財政局担当部長（市税徴収担当）の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) [略]

福祉局監査指導部長専決事項

[略]

こども家庭局担当部長（指導監督担当）専決事項

保育等の指導及び研修の費用の支出に関すること（こども家庭局担当課

業課課長（指導研修担当）の専決事項に属するものを除く。）。

経済観光局中央卸売市場運営本
部長専決事項

神戸市中央卸売市場業務条例（令和
2年4月条例第1号）及び神戸市中
央卸売市場業務条例施行規則（令和
2年5月規則第14号）の施行に關す
ること。

建設局部長（防災担当）専決事項
[略]

建設局下水道部長専決事項、建設
局公園部長専決事項 [略]

都市局部長（多井畑保全・活用担
当）専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所
掌する部長の決裁区分に属する事項
に關すること。

都市局部長（新都市事業担当）専
決事項

別表第2に定める用地取得事務を所
掌する部長及び都市局部長（新都市
事業担当）の決裁区分に属する事項
に關すること。

都市局部長（新都市整備担当）専
決事項

(1) 別表第2に定める都市局部長
（新都市整備担当）の決裁区分に属

長（指導研修担当）の専決事項に属
するものを除く。）。

建設局担当部長（防災担当）専決
事項 [略]

建設局下水道部長専決事項、建設
局公園部長専決事項 [略]

都市局担当部長（新都市事業担
当）専決事項

別表第2に定める用地取得事務を所
掌する担当部長及び都市局担当部長
（新都市事業担当）の決裁区分に属
する事項に關すること。

都市局担当部長（新都市整備担
当）専決事項

(1) 別表第2に定める都市局担当
部長（新都市整備担当）の決裁区分

する事項に関すること。

- (2) 別表第2に定める用地取得事務を所掌する部長の決裁区分に属する事項に関すること。

建築住宅局建築指導部長専決事項 [略]

港湾局部長（工務・防災担当）専決事項

- (1) 別表第2に定める港湾局部長（工務・防災担当）の決裁区分に属する事項に関すること。

- (2) 別表第2に定める用地取得事務を所掌する部長の決裁区分に属する事項に関すること。

会計室長専決事項

- (1) 別表第2に定める局長共通及び会計室長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

（課長、課内室長及び課内所長の専決事項）

第7条 課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属する

に属する事項に関すること。

- (2) 別表第2に定める用地取得事務を所掌する担当部長の決裁区分に属する事項に関すること。

建築住宅局建築指導部長専決事項 [略]

港湾局担当部長（工務・防災担当）専決事項

- (1) 別表第2に定める港湾局担当部長（工務・防災担当）の決裁区分に属する事項に関すること。

- (2) 別表第2に定める用地取得事務を所掌する担当部長の決裁区分に属する事項に関すること。

会計室長専決事項

- (1) 別表第2に定める局長及び担当局長共通及び会計室長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

（課長、担当課長、課内室長及び課内所長の専決事項）

第7条 課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、担当課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する担当課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。

こと及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、課内室長及び課内所長共通
専決事項

(1) 別表第1及び別表第2に定める課長、課内室長及び課内所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(14) [略]

危機管理室課長（総務担当）専決事項

[略]

この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項

(1) 別表第1及び別表第2に定める課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(14) [略]

危機管理室担当課長（総務担当）専決事項

[略]

企画調整局企画調整課長専決事項

男女共同参画センターの使用許可に関すること。

企画調整局担当課長（神戸市事務分掌規則第11条に規定する事務を所掌する担当課長に限る。）専決事項

- (1) 地方自治法第260条の2の規定に係る次の事項に関すること。
- ア 認可した地縁による団体に係る変更に係る告示
- イ 地縁団体台帳の作成及び整備
- ウ 認可した地縁による団体に係る証明書の交付
- エ 認可した地縁による団体に係る規約の変更の認可
- オ 認可した地縁による団体に係る残余財産の処分の認可
- カ 申請及び届出
- キ 通知
- (2) 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関すること。
- (3) 特定非営利活動促進法に関することのうち重要でない事項に関すること。

企画調整局デジタル戦略部課長

(行政事務センター担当) 専決事項

項

子どものための教育・保育給付に係る

教育・保育給付認定に関すること

(こども家庭局幼保事業課長、区役

所(北神区役所を除く。)保健福祉

部保健福祉課長、北神区役所保健福

祉課長及び須磨区役所北須磨支所保

健福祉課長の専決事項に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること（こども家庭局幼保事業課長の専決事項に属するものを除く。）。

地域協働局地域活性課長専決事項

(1) 地方自治法第260条の2の規定に係る次の事項に関すること。

ア 認可した地縁による団体に係る変更に係る告示

イ 地縁団体台帳の作成及び整備

ウ 認可した地縁による団体に係る証明書の交付

エ 認可した地縁による団体に係る規約の変更の認可

オ 認可した地縁による団体に係る残余財産の処分の認可

カ 申請及び届出

キ 通知

(2) 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関すること。

地域協働局地域活性課課長（N P O支援担当）専決事項

特定非営利活動促進法に関することのうち重要でない事項に関するこ

と。

地域協働局住民課長専決事項
三宮証明サービスコーナーにおける
税に関する証明書の作成、交付及び
手数料の徴収に関すること。

地域協働局男女共同参画課長専
決事項
男女共同参画センターの使用許可に
関すること。

行財政局業務改革課課長（総務・
文書改革担当）専決事項 [略]

行財政局法務支援課長専決事項
～行財政局税務部法人税務課長
専決事項 [略]

行財政局税務部固定資産税課長
専決事項 [略]

(1) [略]

(2) 固定資産税（償却資産に限る。
以下この項において同じ。）及び特
別土地保有税の賦課に関すること。

(3) 地方税法第411条第2項に規定
する公示の日以後における固定資
産（償却資産に限る。）の価格等の

行財政局担当課長（総務・文書改
革担当）専決事項 [略]

行財政局住民課長専決事項
三宮証明サービスコーナーにおける
税に関する証明書の作成、交付及び
手数料の徴収に関すること。

行財政局法務支援課長専決事項
～行財政局税務部法人税務課長
専決事項 [略]

行財政局税務部固定資産税課長
専決事項 [略]

(1) [略]

(2) 特別土地保有税の賦課に関す
ること。

決定及び修正に関すること。

(4) 固定資産の評価に関すること。

(5) 固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。

行財政局税務部収税課長専決事項、行財政局税務部収納管理課長専決事項 [略]

行財政局税務部市民税課課長（個人市民税担当） 専決事項 [略]

行財政局税務部固定資産税課課長（固定資産税担当） 専決事項 [略]

行財政局税務部収税課課長（初動整理担当） 専決事項

別表第2に定める税務部収税課課長

行財政局税務部収税課長専決事項、行財政局税務部収納管理課長専決事項 [略]

行財政局税務部担当課長（個人市民税担当） 専決事項 [略]

行財政局税務部担当課長（調査監理担当） 専決事項

(1) 固定資産税の賦課に関すること。

(2) 地方税法第411条第2項に規定する公示の日以後における固定資産（償却資産に限る。）の価格等の決定及び修正に関すること。

(3) 固定資産（償却資産に係るものに限る。）の評価に関すること。

(4) 固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。

行財政局税務部担当課長（固定資産税担当） 専決事項 [略]

行財政局税務部担当課長（初動整理担当） 専決事項

別表第2に定める税務部担当課長

(初動整理担当)の決裁区分に属する事項に関する事。

行財政局税務部収税課課長(滞納整理担当) 専決事項

別表第2に定める税務部収税課課長(滞納整理担当)の決裁区分に属する事項に関する事。

行財政局税務部収税課課長(特別滞納整理担当) 専決事項

(1) 別表第2に定める税務部収税課課長(特別滞納整理担当)の決裁区分に属する事項に関する事。

(2)～(4) [略]

文化スポーツ局スポーツ企画課長専決事項、福祉局くらし支援課長専決事項 [略]

福祉局くらし支援課課長(保護担当) 専決事項 [略]

福祉局高齢福祉課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 養護老人ホームの入所措置に伴う措置費及び養老福祉金の支出に関する事。

福祉局介護保険課長専決事項、福祉局国保年金医療課長専決事項 [略]

福祉局障害者支援課長専決事項

(初動整理担当)の決裁区分に属する事項に関する事。

行財政局税務部担当課長(滞納整理担当) 専決事項

別表第2に定める税務部担当課長(滞納整理担当)の決裁区分に属する事項に関する事。

行財政局税務部担当課長(特別滞納整理担当) 専決事項

(1) 別表第2に定める税務部担当課長(特別滞納整理担当)の決裁区分に属する事項に関する事。

(2)～(4) [略]

文化スポーツ局スポーツ企画課長専決事項、福祉局くらし支援課長専決事項 [略]

福祉局保護課長 専決事項 [略]

福祉局高齢福祉課長専決事項

(1)、(2) [略]

福祉局介護保険課長専決事項、福祉局国保年金医療課長専決事項 [略]

福祉局障害者支援課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業者の認定の更新、変更、休止、廃止及び再開等に係る届出のうち定例的な事項に関すること（福祉局監査指導部課長（監査指導担当）の専決事項に属するものを除く。）。

(4) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び認定地域生活支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指導に関すること（福祉局監査指導部課長（監査指導担当）の専決事項に属するものを除く。）。

(5) [略]

福祉局監査指導部課長（監査指導担当） 専決事項 [略]

健康局環境衛生課長専決事項～
こども家庭局家庭支援課長専決事項 [略]

こども家庭局家庭支援課長（家庭支援調整担当） 専決事項 [略]

こども家庭局幼保振興課長専決

(1)、(2) [略]

(3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業者の認定の更新、変更、休止、廃止及び再開等に係る届出のうち定例的な事項に関すること（担当課長（監査指導担当）の専決事項に属するものを除く。）。

(4) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び認定地域生活支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指導に関すること（担当課長（監査指導担当）の専決事項に属するものを除く。）。

(5) [略]

福祉局監査指導部担当課長（監査指導担当） 専決事項 [略]

健康局環境衛生課長専決事項～
こども家庭局家庭支援課長専決事項 [略]

こども家庭局担当課長（家庭支援調整担当） 専決事項 [略]

こども家庭局幼保振興課長専決

事項 [略]

こども家庭局幼保事業課長専決事項

- (1) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること(企画調整局デジタル戦略部課長(行政事務センター担当)、区役所(北神区役所を除く。))保健福祉部長、北神区役所部長(総務・保健福祉担当)、区役所(北神区役所を除く。))保健福祉部保健福祉課長、北神区役所保健福祉課長及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課長の専決事項に属するものを除く。)及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の変更に関すること(企画調整局デジタル戦略部課長(行政事務センター担当)の専決事項に属するものを除く。))。

- (2)～(8) [略]

こども家庭局幼保振興課課長(保育所運営担当) 専決事項

- (1) 市立保育所の人事関係事務及び財務関係事務に係る別表第1及び別表第2に定める課長、課内室長及び課内所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

事項 [略]

こども家庭局幼保事業課長専決事項

- (1) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること(区役所(北神区役所を除く。))保健福祉部長、北神区役所担当部長(総務・保健福祉担当)、区役所(北神区役所を除く。))保健福祉部保健福祉課長、北神区役所保健福祉課長及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課長の専決事項に属するものを除く。)及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の変更に関すること。

- (2)～(8) [略]

こども家庭局担当課長(保育所運営担当) 専決事項

- (1) 市立保育所の人事関係事務及び財務関係事務に係る別表第1及び別表第2に定める課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) [略]

こども家庭局幼保事業課課長（指導監督担当） 専決事項 [略]

こども家庭局幼保事業課課長（指導研修担当） 専決事項

保育等の指導及び研修の費用の支出に関すること（こども家庭局部長（指導研修担当）の専決事項に属するものを除く。）。

環境局環境創造課課長（調整担当） 専決事項

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく適正処理困難物及び一般廃棄物等に関することのうち重要でない事項に関すること（環境局業務課長、業務課課長（地域環境担当）、業務課課長（事業管理担当）及び環境保全課課長（民間施設担当）の専決事項に属するものを除く。）。

環境局業務課長専決事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理業に関する収集又は運搬及び処分の事業（環境局環境創造課課長（調整担当）及び環境保全課長の専決事項に属するものを除く。）に係る重要でない届出等の内容の審査、

(2) [略]

こども家庭局担当課長（指導監督担当） 専決事項 [略]

こども家庭局担当課長（指導研修担当） 専決事項

保育等の指導及び研修の費用の支出に関すること（こども家庭局担当部長（指導研修担当）の専決事項に属するものを除く。）。

環境局担当課長（調整担当） 専決事項

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく適正処理困難物及び一般廃棄物等に関することのうち重要でない事項に関すること（環境局業務課長、担当課長（地域環境担当）、担当課長（事業管理担当）及び担当課長（民間施設担当）の専決事項に属するものを除く。）。

環境局業務課長専決事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理業に関する収集又は運搬及び処分の事業（環境局担当課長（調整担当）及び環境保全課長の専決事項に属するものを除く。）に係る重要でない届出等の内容の審査、報告、

報告、指導、監督等に関すること。

- (2) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく一般廃棄物及び保管場所等に関することのうち重要でない事項に関すること（環境局環境創造課課長（調整担当）、業務課課長（地域環境担当）、業務課課長（事業管理担当）及び環境保全課課長（民間施設担当）の専決事項に属するものを除く。）。

- (3) [略]

環境局業務課課長（地域環境担当）専決事項

- (1)～(4) [略]

- (5) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく自動販売機の届出等に関することのうち重要でない事項に関すること（環境局環境創造課課長（調整担当）、業務課長、業務課課長（事業管理担当）及び環境保全課課長（民間施設担当）の専決事項に属するものを除く。）。

環境局業務課課長（事業管理担当）専決事項

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基

指導、監督等に関すること。

- (2) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく一般廃棄物及び保管場所等に関することのうち重要でない事項に関すること（環境局担当課長（調整担当）、担当課長（地域環境担当）、担当課長（事業管理担当）及び担当課長（民間施設担当）の専決事項に属するものを除く。）。

- (3) [略]

環境局担当課長（地域環境担当）専決事項

- (1)～(4) [略]

- (5) 神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基づく自動販売機の届出等に関することのうち重要でない事項に関すること（環境局担当課長（調整担当）、業務課長、担当課長（事業管理担当）及び担当課長（民間施設担当）の専決事項に属するものを除く。）。

環境局担当課長（事業管理担当）専決事項

神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の規定に基

づく家庭系一般廃棄物等に関する
 ことのうち重要でない事項に関する
 こと（環境局環境創造課課長（調整担
 当）、業務課長、業務課課長（地域
 環境担当））及び環境保全課課長（民
 間施設担当）の専決事項に属するも
 のを除く。）。

環境局施設課長専決事項、環境局
 環境保全課長専決事項 [略]

環境局環境保全課課長（民間施設
 担当）専決事項 [略]

環境局自然環境課長専決事項
 [略]

経済観光局経済政策課課長（企画
 担当）専決事項 [略]

経済観光局経済政策課課長（中小
 企業金融担当）専決事項 [略]

経済観光局工業課長専決事項～
 経済観光局農政計画課長専決事
 項 [略]

経済観光局農政計画課課長（農政
 企画担当）専決事項 [略]

経済観光局農政計画課課長（農林
 土木担当）専決事項 [略]

経済観光局農政計画課長（集落排
 水担当）専決事項 [略]

建設局事業用地課長専決事項～
 建設局道路管理課長専決事項

づく家庭系一般廃棄物等に関する
 ことのうち重要でない事項に関する
 こと（環境局担当課長（調整担当）、
業務課長、担当課長（地域環境担当）
 及び担当課長（民間施設担当）の専
 決事項に属するものを除く。）。

環境局施設課長専決事項、環境局
 環境保全課長専決事項 [略]

環境局担当課長（民間施設担当）
 専決事項 [略]

環境局自然環境課長専決事項
 [略]

経済観光局担当課長（企画担当）
 専決事項 [略]

経済観光局担当課長（中小企業金
 融担当）専決事項 [略]

経済観光局工業課長専決事項～
 経済観光局農政計画課長専決事
 項 [略]

経済観光局担当課長（農政企画担
 当）専決事項 [略]

経済観光局担当課長（農林土木担
 当）専決事項 [略]

経済観光局担当課長（集落排水担
 当）専決事項 [略]

建設局事業用地課長専決事項～
 建設局道路管理課長専決事項

[略]

建設局道路管理課課長（境界調査・道路台帳担当） 専決事項

[略]

建設局下水道部経営管理課長専決事項～建設局公園部管理課長専決事項 [略]

都市局都市計画課課長（調整区域担当） 専決事項 [略]

都市局都市計画課課長（開発調整担当） 専決事項 [略]

都市局まち再生推進課長専決事項～都市局用地活用推進課長専決事項 [略]

都市局工務課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 都市計画法第65条第1項の規定による許可に関すること（都市局都市計画課課長（開発調整担当）の専決事項に属するものを除く。）。

都市局新都市管理課長専決事項、
都市局新都市工務課長専決事項
[略]

都市局新都市工務課課長（施設担

[略]

建設局担当課長（境界調査・道路台帳担当） 専決事項 [略]

建設局下水道部経営管理課長専決事項～建設局公園部管理課長専決事項 [略]

都市局都市計画課長専決事項

土地区画整理法第76条第1項の許可に関すること。

都市局担当課長（調整区域担当） 専決事項 [略]

都市局担当課長（開発調整担当） 専決事項 [略]

都市局まち再生推進課長専決事項～都市局用地活用推進課長専決事項 [略]

都市局工務課長専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 都市計画法第65条第1項の規定による許可に関すること（都市局担当課長（開発調整担当）課長の専決事項に属するものを除く。）。

都市局新都市管理課長専決事項、
都市局新都市工務課長専決事項
[略]

都市局担当課長（施設担当） 専決

当) 専決事項

別表第2に定める都市局新都市工務課課長（施設担当）の決裁区分に属する事項に関する事。

建築住宅局住宅整備課長専決事項～建築住宅局住宅管理課長専決事項 [略]

建築住宅局建築指導部建築安全課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条及び第36条の規定に基づく認定に関する事。

建築住宅局建築指導部安全対策課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に係る軽易な事項に関する事（環境局業務課課長（地域環境担当）の専決事項、経済観光局農政計画課長及び農政計画課長（農政企画担当）の専決事項に属するものを除く。）。

建築住宅局技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長の専決事項 [略]

事項

別表第2に定める都市局担当課長（施設担当）課長の決裁区分に属する事項に関する事。

建築住宅局住宅整備課長専決事項～建築住宅局住宅管理課長専決事項 [略]

建築住宅局建築指導部建築安全課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条及び第36条の規定に基づく認定に関する事。

建築住宅局建築指導部安全対策課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に係る軽易な事項に関する事（環境局担当課長（地域環境担当）の専決事項、経済観光局農政計画課長及び担当課長（農政企画担当）の専決事項に属するものを除く。）。

建築住宅局技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長の専決事項 [略]

港湾局経営企画課課長（調整担当） 専決事項 [略]

港湾局空港調整課長専決事項 [略]

港湾局空港調整課課長（空港調整担当） 専決事項

別表第2に定める港湾局空港調整課課長（空港調整担当）の決裁区分に属する事項に関する事

港湾局経営課長専決事項～港湾局工務課長専決事項 [略]

港湾局工務課課長（建築担当） 専決事項

別表第2に定める港湾局工務課課長（建築担当）の決裁区分に属する事項に関する事

港湾局工務課課長（設備担当） 専決事項

別表第2に定める港湾局工務課課長（設備担当）の決裁区分に属する事項に関する事

港湾局海岸防災課課長（整備担当） 専決事項 [略]

（消防局長等の専決事項）

第8条 消防局長、教育委員会事務局
長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会

港湾局担当課長（調整担当） 専決事項 [略]

港湾局空港調整課長専決事項 [略]

港湾局担当課長（空港調整担当） 専決事項

別表第2に定める港湾局担当課長（空港調整担当）の決裁区分に属する事項に関する事

港湾局経営課長専決事項～港湾局工務課長専決事項 [略]

港湾局担当課長（建築担当） 専決事項

別表第2に定める港湾局担当課長（建築担当）の決裁区分に属する事項に関する事

港湾局担当課長（設備担当） 専決事項

別表第2に定める港湾局担当課長（設備担当）の決裁区分に属する事項に関する事

港湾局担当課長（整備担当） 専決事項 [略]

（消防局長等の専決事項）

第8条 消防局長、教育委員会事務局
長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会

事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

消防局長専決事項

- (1) [略]
- (2) 第4条局長共通専決事項の項第2号から第10号までに掲げる事項に関する事。
- (3)～(13) [略]
- (14) 消防職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事(総務事務センターの所管に属するものを除く。)。

(15)～(20) [略]

- (21) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する市長の権限に属する事項に関する事(同法第82条第1項、第83条第1項並びに第83条の2第1項及び第2項に規定する事務のうち、同法第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものを除く。)。

(22) [略]

教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び市会事務局長専決事項

事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

消防局長専決事項

- (1) [略]
- (2) 第4条局長及び担当局長共通専決事項の項第2号から第10号までに掲げる事項に関する事。
- (3)～(13) [略]

(14)～(19) [略]

- (20) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務のうち、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)に規定する市長の権限に属する事項に関する事。

(21) [略]

教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び市会事務局長専決事項

(1) [略]

(2) 職員に対する児童手当の認定及び支給に関すること（総務事務センターの所管に属するものを除く。）（教育委員会事務局長及び教育次長を除く。）。

(3) [略]

農業委員会事務局長専決事項

(1) 別表第2に定める課長、課内室長及び課内所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 職員に対する児童手当の認定及び支給に関すること（総務事務センターの所管に属するものを除く。）。

(3) [略]

（係長の専決事項）

第9条 係長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する係長に限る。）の専決事項は、照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。

（区長等の専決事項）

第10条 区長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

農業委員会事務局長専決事項

(1) 別表第2に定める課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) [略]

（係長及び担当係長の専決事項）

第9条 係長及び担当係長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する係長及び担当係長に限る。）の専決事項は、照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。

（区長等の専決事項）

第10条 区長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険に係る保険料の不納欠損処分に関すること(行財政局 税務部部長(市税徴収担当)の所管に属するものを除く。)(北区長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(9) [略]

2 [略]

(区役所の部長及び北須磨支所長の専決事項)

第11条 区役所の部長及び須磨区役所北須磨支所長(以下「北須磨支所長」という。)の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長(組織の事務を主管する部長を除く。)は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長及び北須磨支所長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の部長及び北須磨支所長
共通専決事項

(1) 別表第3及び別表第4に定め

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険に係る保険料の不納欠損処分に関すること(行財政局 担当部長(市税徴収担当)の所管に属するものを除く。)(北区長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)

(9) [略]

2 [略]

(区役所の部長、担当部長及び北須磨支所長の専決事項)

第11条 区役所の部長、担当部長及び須磨区役所北須磨支所長(以下「北須磨支所長」という。)の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長及び北須磨支所長共通専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の部長、担当部長及び北須磨支所長共通専決事項

(1) 別表第3及び別表第4に定め

る部長及び北須磨支所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部長及び北神区役所部長（総務・保健福祉担当）専決事項

(1)、(2) [略]

北須磨支所長専決事項 [略]
(区役所等の課長の専決事項)

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることに

る部長、担当部長及び北須磨支所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(4) [略]

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部長及び北神区役所担当部長（総務・保健福祉担当）専決事項

(1)、(2) [略]

(3) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（子ども・子育て支援法第30条第1項に規定する保育認定子ども（以下単に「保育認定子ども」という。）に関連するものに限る。）。

北須磨支所長専決事項 [略]
(区役所等の課長及び担当課長の専決事項)

第12条 区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長及び担当課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当

より、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の課長共通専決事項

(1) 別表第3及び別表第4に定める課長共通の決裁区分に属する事項に関する事

(2)～(6) [略]

須磨区役所北須磨支所の課長共通専決事項

区役所の課長共通専決事項の項に規定する事項に関する事

区役所(北神区役所を除く。)総務部地域協働課課長(総務担当)専決事項

(1) 魚崎財産区に係る軽易定例な事項に関する事(東灘区役所総務部地域協働課課長(総務担当)に限る。)

(2) 農地对価等の徴収に関する事(北区役所、垂水区役所及び西区役所総務部地域協働課課長(総務担当)を除く。)

(3) 山田出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所における市税(個人の県民税を含む。)

該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。

区役所の課長及び担当課長共通専決事項

(1) 別表第3及び別表第4に定める課長及び担当課長共通の決裁区分に属する事項に関する事

(2)～(6) [略]

須磨区役所北須磨支所の課長及び担当課長共通専決事項

区役所の課長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項に関する事

区役所(北神区役所を除く。)総務部担当課長(総務担当)専決事項

(1) 魚崎財産区に係る軽易定例な事項に関する事(東灘区役所総務部担当課長(総務担当)に限る。)

(2) 農地对価等の徴収に関する事(北区役所、垂水区役所及び西区役所総務部担当課長(総務担当)を除く。)

(3) 山田出張所、伊川谷出張所、櫛谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所における市税(個人の県民税を含む。)

に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること（北区役所及び西区役所総務部地域協働課課長（総務担当）に限る。）。

区役所（北神区役所を除く。）総務部市民課長専決事項、区役所

（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項 [略]

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部保健福祉課長専決事項

子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（子ども・子育て支援法第30条第1項に規定する保育認定子ども（以下単に「保育認定子ども」という。）

に関連するものに限る。企画調整局デジタル戦略部課長（行政事務センター担当）の専決事項に属するものを除く。）。

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部保健福祉課課長（保健担当）及び北神区役所保健福祉課課長（保健担当）専決事項 [略]

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部生活支援課長専決事項 [略]

北神区役所保健福祉課長専決事項

に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること（北区役所及び西区役所総務部担当課長（総務担当）に限る。）。

区役所（北神区役所を除く。）総務部市民課長専決事項、区役所

（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項 [略]

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部保健福祉課長専決事項

子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定の変更に関すること（保育認定子どもに関連するものに限る。）。

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部担当課長（保健担当）及び北神区役所担当課長（保健担当）専決事項 [略]

区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部生活支援課長専決事項 [略]

北神区役所保健福祉課長専決事項

(1) [略]

(2) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること(保育認定子どもに関連するものに限る。企画調整局デジタル戦略部課長(行政事務センター担当)の専決事項に属するものを除く。)。

北神区役所市民課長及び須磨区役所北須磨支所市民課長専決事項 [略]

須磨区役所北須磨支所保健福祉課長専決事項

子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定の変更に関すること(保育認定子どもに関連するものに限る。企画調整局デジタル戦略部課長(行政事務センター担当)の専決事項に属するものを除く。)。

須磨区役所北須磨支所市民課課長(保険年金担当)専決事項
[略]

須磨区役所北須磨支所保健福祉課課長(保健担当)専決事項

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項、第34条第2項又は第38条の4の規定により精神障害者の家族等に代わり市長が行うこととされている事務

(1) [略]

(2) 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定の変更に関すること(保育認定子どもに関連するものに限る。)

北神区役所市民課長及び須磨区役所北須磨支所市民課長専決事項 [略]

須磨区役所北須磨支所保健福祉課長専決事項

子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定の変更に関すること(保育認定子どもに関連するものに限る。)

須磨区役所北須磨支所担当課長(保険年金担当)専決事項 [略]

に関すること。

(2) 障害者総合支援法に規定する
精神障害者に係る介護給付費等の
支給決定の申請に係る障害支援区
分の認定及び支給要否決定に関す
ること。

須磨区役所北須磨支所保健福祉
課課長（生活支援担当）専決事項
[略]

（玉津支所長の専決事項）

第13条 西区役所玉津支所長（以下「玉津支所長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 前条区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長共通専決事項（第4号を除く。）及び区役所（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項に属する事項に関すること。

(3)～(6) [略]

（区役所の係長の専決事項）

第14条 区役所の係長の専決事項は、照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。

須磨区役所北須磨支所担当課長
（生活支援担当）専決事項 [略]

（玉津支所長の専決事項）

第13条 西区役所玉津支所長（以下「玉津支所長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 前条区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長及び担当課長共通専決事項（第4号を除く。）及び区役所（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項に属する事項に関すること。

(3)～(6) [略]

（区役所の係長及び担当係長の専決事項）

第14条 区役所の係長及び担当係長の専決事項は、照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。

(第1類事業所長等の専決事項)

第15条 第1類の事業所（以下「第1類事業所」という。）の所長、事務局長、副所長、課長及び係長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、第1類事業所の副所長及び課長専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第217条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

第1類事業所長共通専決事項～
水環境センター長専決事項

[略]

第1類事業所の副所長及び課長
共通専決事項

- (1) 別表第5及び別表第6に定める第1類事業所の副所長及び課長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(5) [略]

博物館学芸課長専決事項 [略]

保健所保健課課長（精神保健福祉

(第1類事業所長等の専決事項)

第15条 第1類の事業所（以下「第1類事業所」という。）の所長、事務局長、副所長、課長、担当課長、係長及び担当係長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、第1類事業所の副所長、課長及び担当課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

第1類事業所長共通専決事項～
水環境センター長専決事項

[略]

第1類事業所の副所長、課長及び担当課長
共通専決事項

- (1) 別表第5及び別表第6に定める第1類事業所の副所長、課長及び担当課長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(5) [略]

博物館学芸課長専決事項 [略]

保健所保健課長専決事項 [略]

担当) 専決事項 [略]

保健所保健課課長(予防衛生担当) 専決事項 [略]

こども家庭センター課長(発達相談・判定指導担当) 専決事項
[略]

第1類事業所の係長共通専決事項 [略]

(第2類事業所長等の専決事項)

第16条 第2類の事業所(以下「第2類事業所」という。)の所長、事務室長及び係長の専決事項は、次のとおりとする。

第2類事業所長(小磯記念美術館長を除く。)共通専決事項

(1)～(7) [略]

小磯記念美術館事務室長専決事項

(1) 別表第5及び別表第6に定める第2類事業所長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 定期出版物の刊行に関すること。

(3) 所内取締りに必要な諸規程の制定改廃に関すること。

(4) 軽易又は定例な次に掲げる事項に関すること。

ア 照会、回答、通知、届出、申

保健所担当課長(予防衛生担当) 専決事項 [略]

こども家庭センター担当課長(発達相談・判定指導担当) 専決事項
[略]

第1類事業所の係長及び担当係長共通専決事項 [略]

(第2類事業所長等の専決事項)

第16条 第2類の事業所(以下「第2類事業所」という。)の所長、事務室長、係長及び担当係長の専決事項は、次のとおりとする。

第2類事業所長共通専決事項

(1)～(7) [略]

小磯記念美術館事務室長専決事項

請、申告、報告、進達、副申等

イ 諸証明

(5) 公文書の公開に係る軽易な事項に関すること。

(6) 個人情報の開示、訂正及び削除
その他個人情報の保護に係る軽易
な事項に関すること。

(7)～(9) [略]

(10) 前各号に掲げる事項に準ずる
事項に関すること。

公民館長専決事項、和光園長専決
事項 [略]

障害者更生相談所長専決事項

(1) [略]

(2) 療育手帳の交付に関すること
(こども家庭センター課長(発達相
談・判定指導担当)の専決事項に属
するものを除く。)

精神保健福祉センター所長専決
事項～布施畑環境センター所長
専決事項 [略]

(1)～(3) [略]

公民館長専決事項、和光園長専決
事項 [略]

障害者更生相談所長専決事項

(1) [略]

(2) 療育手帳の交付に関すること
(こども家庭センター担当課長(発
達相談・判定指導担当)の専決事項
に属するものを除く。)

精神保健福祉センター所長専決
事項～布施畑環境センター所長
専決事項 [略]

中央卸売市場運営本部本場長、東
部市場長及び西部市場長専決事
項

神戸市中央卸売市場業務条例（令和
2年4月条例第1号）及び神戸市中
央卸売市場業務条例施行規則（令和
2年5月規則第14号）の施行に關す

<p>西農業振興センター及び北農業振興センター所長専決事項～神戸港管理事務所長専決事項 [略]</p> <p>第2類事業所の係長共通専決事項 [略]</p> <p>(専決事項の代決)</p> <p>第19条 危機管理監、局長、区長、北神担当区長、部長、室長、事業所長、事務局長、副所長(第1類事業所の副所長をいう。)、課長、課内室長、課内所長、北須磨支所長、玉津支所長又は事務室長(以下「局長等」という。)に事故があるときは、神戸市事務分掌規則<u>第219条第2項</u>の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>ること。</u></p> <p>西農業振興センター及び北農業振興センター所長専決事項～神戸港管理事務所長専決事項 [略]</p> <p>第2類事業所の係長<u>及び担当係長</u>共通専決事項 [略]</p> <p>(専決事項の代決)</p> <p>第19条 危機管理監、局長、<u>担当局長</u>、区長、北神担当区長、部長、室長、<u>担当部長</u>、事業所長、事務局長、副所長(第1類事業所の副所長をいう。)、課長、<u>担当課長</u>、課内室長、課内所長、北須磨支所長、玉津支所長又は事務室長(以下「局長等」という。)に事故があるときは、神戸市事務分掌規則<u>第215条第2項</u>の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後												改正前											
別表第1（第2条、第4条—第7条関係）												別表第1（第2条、第4条—第7条関係）											
人事関係事務												人事関係事務											
決裁区分	副市長	行財政局長	特定局長	局長 共通	副局長、 部長 及び 室長 共通	人事課長	給与課長	総務 事務 センター 長	厚生 課長	課長、 課内 室長 及び 課内 所長 共通	備考	決裁区分	副市長	行財政局長	特定 担当 局長	局長 及び 担当 局長 共通	副局長、 部長、 担当 部長 及び 室長 共通	人事課長	給与課長	総務 事務 センター 長	厚生 課長	課長、 担当 課長、 課内 室長 及び 課内 所長 共通	備考
決裁事項												決裁事項											
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
注） この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 局長 局長、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局都心再整備本部長その他これらに準ずる者 （2） 特定局長 健康局局长（保健企画担当）及び建築住宅局局长（設備担当） （3） 部長 副局長、部長、室長、第1類事業所長その他これらに準ずる者 （4） 課長 課長、課内室長、課内所長、第2類事業所長その他これらに準ずる者 （5） 係長 係長、第3類事業所長その他これらに準ずる者												注） この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 局長 局長、 <u>担当局長、企画調整局医療・新産業本部長、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局都心再整備本部長</u> その他これらに準ずる者 （2） 特定担当局長 行財政局担当局長（資産活用担当）、健康局担当局長（保健企画担当） <u>及び建築住宅局担当局長（設備担当）</u> （3） 部長 副局長、部長、室長、 <u>担当部長</u> 、第1類事業所長その他これらに準ずる者 （4） 課長 課長、 <u>担当課長</u> 、課内室長、課内所長、第2類事業所長その他これらに準ずる者 （5） 係長 係長、 <u>担当係長</u> 、第3類事業所長その他これらに準ずる者											

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条）				別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条）					
財務関係事務				財務関係事務					
2-1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）				2-1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）					
	[略]	節	[略]		[略]	節	[略]	細節	[略]
01	[略]	01	[略]	01	[略]	01		01	[略]
								02	
								03	
								04	
02		02		02		02		01	
03		03		03		03		01	
								02	
								03	
								04	
								05	
								06	

						07
						08
						09
						10
						11
04	04			04	04	01-04
05	05			05	05	01
	05				05	01
06	06			06	06	01
						02
07	07			07	08	01
08	08			08	09	01-03
						04
09	09			09	10	01
10	10			10	11	01-03、09
						01
						01、03
						02
						04
						05-06
	10				11	07
	10				11	08
11	11			11	12	01
	11				12	01
	11				12	01、03
	11				12	01、03
						01
	11				12	01

					02
					03
					04
	11			12	05
12	12		12	13	01
	12			13	02
13	13		13	14	01
	13			14	01
	13			14	02
	13			14	02
	13			14	03-04
14	14		14	15	01
15	15		15	16	01
16	16		16	17	01-03
17	17		17	18	01-02
18	18		18	19	01-03
					02
19	19		19	20	01
20	20		20	21	01-03
21	21		21	22	01
	21			22	02
	21			22	03
22	22		22	23	01
	22			23	02-03
23	23		23	24	01
24	24		24	25	01-02
25	25		25	26	01
26	26		26	27	01

27	27	27	28	01-03
----	----	----	----	-------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後													
別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係） 財務関係事務 2-1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）													
決裁事項	節名称	節名称	細節名称等	専決 範囲	決裁区分							合議	備考
					副市長	特定局長	局長 共通	特定副局長 、特定部長 及び室長 共通	部長 、課長 、課内室長 及び課内 所長 共通	消防局長	教育委員会 事務局長 、教育次長 、監査事務 局長、市選 挙管理委員 会事務局長 、人事委員 会事務局長 、市会事務 局長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負（その他）	10 需用費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）	250万円以下	○						行財政局長、都市局長、建築住宅局長、港湾局長、教育委員会			

改正前													
別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係） 財務関係事務 2-1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）													
決裁事項	節名称	節名称	細節名称等	専決 範囲	決裁区分							合議	備考
					副市長	特定局長 及び担当 局長	局長 、担当 局長 共通	特定副局長 、特定部長 及び室長 共通	部長 、担当 部長 及び室長 共通	特定課長	課長 、担当 課長 、課内室長 及び課内 所長 共通		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負（その他）	10 需用費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）	250万円以下	○						行財政局長担当局長（資産活用担当）、都市局長、建築住宅局長、港			

											事務局長及び教育次長		
											○		
			150万円以下										行財政局部長（資産活用担当）、都市局部長（新都市事業担当）、部長（新都市整備担当）及び港湾局長（工務・防災担当）
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調達、請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	4,000万円超	○								
				4,000万円以下				○					
				2,000万円以下				○					
				1,000万円以下				○					
			一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものA、B）	200万円超				○					

													湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長
													○
			150万円以下										都市局担当部長（新都市事業担当）、担当部長（新都市整備担当）及び港湾局担当部長（工務・防災担当）
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
調達、請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	4,000万円超	○								
				4,000万円以下				○					
				2,000万円以下				○					
				1,000万円以下				○					
			一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものB）	200万円超				○					

事)	請負費]]]]]]]]]	事)	請負費]]]]]]]]	
	工事請負費（建物のガス設備にかかるもの（ガス冷暖房設備工事を除く））	全て					○				事)	工事請負費（建物のガス設備にかかるもの（ガス冷暖房設備工事を除く））	全て					○			環境局施設課長、都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課長、地域整備推進課長、用地活用推進課長、工務課長、新都市工務課長及び課長（施設担当）、建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長、住宅管理課長、技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長並びに港湾局空港調整課長（空港調整担当）、工務課長、課長（建築担当）及び課長（設備担当）
											事)	工事請負費（建物のガス設備にかかるもの（ガス冷暖房設備工事を除く））	全て					○			環境局施設課長、都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課長、地域整備推進課長、用地活用推進課長、工務課長、新都市工務課長及び担当課長（施設担当）、建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長、住宅管理課長、技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長並びに港湾局担当課長（空港調整担当）、工務課長、担当課長（建築担当）及び担当課長（設備担当）

権に係る補償を除く。) 請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担

及び賠償金

3,000万円以下	○									行財政局長、建設局長、都市局長、建築住宅局長、港湾局長、用地取得事務を所掌する局長、教育委員会事務局長及び教育次長	で、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和47年4月1日市長決定)の適用を受けるものについては、行財政局部長
1,000万円以下			○							用地取得事務を所掌する副局長及び部長	(資産活用担当)(3,000万円を超えるもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長
500万円以下				○						用地取得事務担当課の課長	(3,000万円以下)に合議
損失補償金(土地取得以外)	200万円超	○									
	200万円以下		○				○	○			
	100万円以下			○							

権に係る補償を除く。) 請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担

及び賠償金

200万円以下			○								で、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準(昭和47年4月1日市長決定)の適用を受けるものについては、行財政局担当局長
100万円以下				○							(資産活用担当)
50万円以下					○						(3,000万円を超えるもの。資産活用課長経由)又は資産活用課長
損失補償金(用地取得事務に係るもの)	3,000万円超	○									建設局長、都市局長、建築住宅局長、港湾局長、用地取得事務を所掌する担当局長、教育委員会事務局長及び教育次長
	3,000万円以下		○								(3,000万円以下)に合議
	1,000万円以下				○						用地取得事務を所掌する副局長、部長及び担当部長
	500万円以下					○					用地取得事務担当課の課長及び担当課長

	50万円以下									○		
損失補償金（土地取得以外）（電柱、ケーブル、上下水道管又はガス管の移設に伴うもの）	200万円超			○								
	200万円以下				○							
	100万円以下									○		
	全て									○	○	
損失補償金（土地取得以外）（請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担）	3,000万円超	○										
	3,000万円以下				○					○	○	
	1,000万円以下							○				
	500万円以下									○		
	全て										○	
損失補償金（土地取得以外）（消防法第29条第3項の規定に伴う移転料その他諸補償）	全て										○	
補填金	200万円超	○										不動産の取得等に伴うもの

損失補償金（電柱、ケーブル、上下水道管又はガス管の移設に伴うもの）	200万円超										○				
	200万円以下											○			
	100万円以下												○		
	全て												○	○	
	損失補償金（請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担）	3,000万円超	○												
		3,000万円以下												○	○
		1,000万円以下												○	
500万円以下														○	
損失補償金（消防法第29条第3項の規定に伴う移転料その他諸補償）	全て												○		
損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの	21 補償補填及び賠償金	200万円超	○												
		200万円以下												○	○

自動車事故によるものについては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額を上限とする。

				200万円以下			○													で、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準の適用を受けるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（3,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（3,000万円以下）に合議
				100万円以下				○												
				50万円以下					○											
損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの	21	補償補填及び賠償金	損害賠償金	200万円超	○															自動車事故によるものについては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額を上限とする。
				200万円以下				○												
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

				200万円超	○																不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準の適用を受けるものについては、行財政局担当局長（資産活用担当）（3,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（3,000万円以下）に合議
				200万円以下				○													
				100万円以下					○												
				50万円以下						○											
移転料その他諸補償（借地権に係る補償を除く。）	21	補償補填及び賠償金	補償補填金																		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。

2～14 [略]

15 課長、課内室長及び課内所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

16 [略]

(注)

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長及び担当局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。

2～14 [略]

15 課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

16 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後												改正前																															
別表第2 (第2条、第4条、第6条—第7条関係)												別表第2 (第2条、第4条、第6条—第7条関係)																															
財務関係事務												財務関係事務																															
2-2 収入決定 (収入を伴う施行決議・実施決定)												2-2 収入決定 (収入を伴う施行決議・実施決定)																															
項	専決	決裁区分										合議	備考	項	専決	決裁区分										合議	備考																
		副市長	特長局長	局長	特長局副局長	部長	特長課長	課長	消費防務局長	教育委員	教育委員会事務局局長					特定職	副市長	特長局長	局長	特長局副局長	部長	特長課長	課長	消費防務局長	教育委員			教育委員会事務局局長	特定職														
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		

]]]]]]]]				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
売却 (不動産又は 地上 権、地 役権、 その他 これら に準ず る権 利)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財 産規則が適用 されるものに ついては、行 財政政局 長、建設局 長、都市局 長、建築住 宅局長及び 港湾局長、 教育委員会 事務局長及 び教育次長	[略]
03 物品の 貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 [略] 2 契約を更新 する場合、その 内容に変更のな いもの(消費税 に係る変更以外 に変更のないも のを含む。)に
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

]]]]]]]]				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
売却 (不動産又は 地上 権、地 役権、 その他 これら に準ず る権 利)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財 産規則が適用 されるものに ついては、行 財政政局担 当局長(資 産活用担 当)、建設 局長、都市 局長、建築 住宅局長及 び港湾局 長、教育委 員会事務局 長(4,000万 円以下)に合 議	[略]
03 物品の 貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 [略] 2 契約を更新 する場合、その 内容に変更のな いもの(消費税 に係る変更以外 に変更のないも のを含む。)に
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

]]]]]]]]	[略]		については、500万円を超えるものについても、局長、消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長並びに市会事務局長 (以下この表において「局長等」という。)が専決することができる。 3 [略]]]]]]]]]]	[略]		については、500万円を超えるものについても、局長及び担当局長、消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長並びに市会事務局長 (以下この表において「局長等」という。)が専決することができる。 3 [略]		
04	不動産の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財産規則が適用されるものに	[略]	04	不動産の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市公有財産規則が適用されるものに	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	については、行 財政局部長 (資産活用担 当) (500万 円を超えるも の。資産活用 課長経由) 又 は資産活用課	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	については、行 財政局担当局 長 (資産活用 担当) (500 万円を超える もの。資産活 用課長経由) 又は資産活用		

]	略	略	略	略	略	略	略	略				
[[略]	[略]	[[[[[[[[[略]	[略]	[略]	[略]
略]	略	略	略	略	略	略	略	略				
]]]]]]]]]				

(注)

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。

2～9 [略]

10 課長、課内室長及び課内所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

11 [略]

]	略	略	略	略	略	略	略	略				
[[略]	[略]	[[[[[[[[[略]	[略]	[略]	[略]
略]	略	略	略	略	略	略	略	略				
]]]]]]]]]				

(注)

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長及び担当局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあつては、特定職の欄に掲げる者が専決する。

2～9 [略]

10 課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

11 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

]]]]]]]]]]																																					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
13 市税その他徴収金の徴収猶予若しくはその取消し、換価の猶予若しくはその取消し、徴収の嘱	全て							○					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

託、滞 納処分 又は過 誤納整 理	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
16 市税そ の他徴 収金の 滞納処 分の停 止又は 滞納欠 損処分	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1人 分の滞 納欠損 額が 1,000 万円 以下の もの				○								行財政局部 長（市税徴 収担当）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が

託、滞 納処分 又は過 誤納整 理	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
16 市税そ の他徴 収金の 滞納処 分の停 止又は 滞納欠 損処分	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1人 分の滞 納欠損 額が 1,000 万円 以下の もの				○								行財政局担 当部長（市 税徴収担 当）	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特
定局長及び担当局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲

専決する。

2～8 [略]

げる者が専決する。

2～8 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条）				別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条）					
財務関係事務				財務関係事務					
2-4 契約				2-4 契約					
	[略]	節	[略]		[略]	節	[略]	細節	[略]
01	[略]	10	[略]	01	[略]	11	[略]	01-03、09	[略]
		10				11		01	
		10				11		01、03	
		11				12		02	
		11				12		04	
		11				12		05-06	
		11				12		07	
02		11		02		12		08	
		11				12		01	
		11				12		01	
		11				12		01、03	
		11				12		01、03	

					01
		11		12	02
					03
					03
					04
		11		12	05
03		12		13	01
		12		13	02
04		13		14	01
		13		14	01
		13		14	02
		13		14	02
		13		14	02
		13		14	02
		13		14	02
		13		14	02
05		14		14	02
				14	02
06		15		14	02
				14	02
07		16		14	02
				14	02
08		17		14	02
				14	02
09		20		14	02
				14	02
10		21		14	02
		21		14	02
				14	03-04
				15	01
05				16	01
06				17	01-03
07				18	01-02
08				21	01-03
09				22	01
10				22	02
11		—			—
		—			—
12		—			—
		—			—
		—			—
		—			—
		—			—

	—		13	—	—
14	—		14	—	—
15	—		15	—	—
	—			—	—
16	—		16	—	—

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後													改正前																															
別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係） 財務関係事務 2-4契約													別表第2（第2条、第4条、第6条—第7条関係） 財務関係事務 2-4契約																															
決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分									合議	備考	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分									合議	備考													
					副市長	特定局長	局長共通	特定副局長、特定部長及び室長	部長及び室長共通	特定課長	課長、課内室長及び課内所長共通	消防局長	教育委員会事務局長 教育次長 監査事務局長 市選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 市会事務局長								特定職	副市長	特定局長及び担当局長	局長及び担当局長共通	特定副局長、特定部長及び室長	部長、担当部長及び室長共通	特定課長	課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通	消防局長			教育委員会事務局長 教育次長 監査事務局長 市選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 市会事務局長	特定職											
01	調達	10	需用費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			
			消耗品費（図書資料（教科用指導書））	8,000万円超		○																																	200万円を超えるものについては経理契約を要する。					
				8,000万円以下							○																														契約監理課長			
				200		○																																		教育委				
				200万円以下																																								200万円を超えるものについては経理契約を要する。

		万円以下										員会事務局長及び教育次長																		
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
請負 (その他)	10 需用費	消耗品費、印刷製本費(選挙用品)	8,000万円超	○										行財政局長	160万円を超えるものについては経理契約を要する。	消耗品費、印刷製本費(選挙用品)	160万円以下	○										市選挙管理委員会事務局長	160万円を超えるものについては経理契約を要する。	
			8,000万円以下							○				契約監理課長																
				160万円以下	○											市選挙管理委員会事務局長														
請負 (その他)	10 需用費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		修繕料(建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの)	250万円以下	○										行財政局長、都市局長、建築住宅局長、港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長	修繕料(建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの)	250万円以下	○										行財政局担当局長(資産活用担当)、都市局長、建築住宅局長、港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長	150		
		150万円以							○				行財政局部長(資産活用担														都市局			

				万円以下															
				100万円以下							○								
				全て							○	○							
請負 (その他)	11	役務費 一般役務費(公金取扱手数料に関するもの)	全て								○								会計室長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04 調達	13	使用料等(一般使用料等(貸借に係るものを除く)) 及び貸借料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
不動産の借入れ	13	土地借上料、家屋借上料 及び貸借料	500万円超	○															神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局長(資産活用担当)(500万円を超える

				万円以下															
				100万円以下							○								
				全て							○	○							
																			会計室長
04 調達	13	使用料等(一般使用料等(貸借に係るものを除く)) 及び貸借料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
不動産の借入れ	13	土地借上料、家屋借上料 及び貸借料	500万円超	○															神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局長(資産活用担当)(500万円を超える

もの。す。
 資産活用課長 2 契
 経由) 約を更
 又は資産活用 新する
 課長 場合、
 (500 その内
 万円以 容に変
 下) に 更のな
 合議 (消費 ないもの
 税に係 (消費
 る変更 税に係
 以外に る変更
 変更の 以外に
 のを 変更の
 含む。) ないもの
 につい 含む。) につ
 ては、 いては、
 500万 500万
 円を超 円を超
 えるも えるも
 のにつ につ
 いて いて
 も、局 も、局
 長、消 長、消
 防局 防局
 長、教 長、教
 育委員 育委員
 会事務 会事務
 局長、 局長、
 教育次 教育次
 長、監 長、監
 査事務 査事務
 局長、 局長、
 市選挙 市選挙
 管理委 管理委
 員会事 員会事
 務局 務局
 長、人 長、人
 事委員 事委員
 会事務 会事務
 局長並 局長並
 びに市 びに市
 会事務 会事務
 局長 局長
 (以下
 この表
 におい
 て「局

もの。す。
 資産活用課長 2 契
 経由) 約を更
 又は資産活用 新する
 課長 場合、
 (500 その内
 万円以 容に変
 下) に 更のな
 合議 (消費 ないもの
 税に係 (消費
 る変更 税に係
 以外に る変更
 変更の 以外に
 のを 変更の
 含む。) ないもの
 につい 含む。) につ
 ては、 いては、
 500万 500万
 円を超 円を超
 えるも えるも
 のにつ につ
 いて いて
 も、局 も、局
 長及び 長及び
 担当局 担当局
 長、消 長、消
 防局 防局
 長、教 長、教
 育委員 育委員
 会事務 会事務
 局長、 局長、
 教育次 教育次
 長、監 長、監
 査事務 査事務
 局長、 局長、
 市選挙 市選挙
 管理委 管理委
 員会事 員会事
 務局 務局
 長、人 長、人
 事委員 事委員
 会事務 会事務
 局長並 局長並
 びに市 びに市
 会事務 会事務
 局長 局長
 (以下

																									置場等 のため のもの につい ては、 行財政 局部長 (資産 活用担 当) (500 万円を 超える もの。 資産活 用課長 経由) 又は資 産活用 課長 (500 万円以 下)に 合議	
																									置場等 のため のもの につい ては、 行財政 局担当 局長 (資産 活用担 当) (500 万円を 超える もの。 資産活 用課長 経由) 又は資 産活用 課長 (500 万円以 下)に 合議	
			200 万円 以下																							
			100 万円 以下																							
			全 て																							
05	請負 (工 事)	14	工事 請負 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			工事請負費（建物のガス設備にかかるもの（ガス冷暖房設備工事を除く））	全 て							○															環境局 施設課 長、都 市局都 心再整 備本部 都心再 整備部
																										[略]
05	請負 (工 事)	14	工事 請負 費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			工事請負費（建物のガス設備にかかるもの（ガス冷暖房設備工事を除く））	全 て																						環境局 施設課 長、都 市局都 心再整 備本部 都心再 整備部
																										[略]

都心三宮再整備課長、地域整備推進課長、用地活用推進課長、工務課長、新都市工務課長及び新都市工務課長(施設担当)、建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長、住宅管理課長、技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長並びに港湾局空港調整課長(空港調整担当)、工務課長、課長(建築担当)及

都心三宮再整備課長、地域整備推進課長、用地活用推進課長、工務課長、新都市工務課長及び担当課長(施設担当)、建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長、住宅管理課長、技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長並びに港湾局担当課長(空港調整担当)、工務課長、担当課長(建築担当)及び担当課長

	円以下										
	50万円以下								○		
損失補償金（土地取得以外）（電柱、ケーブル、上下水道管又はガスパの移設に伴うもの）	200万円超			○							
	200万円以下					○					
	100万円以下							○			
	100万円以下								○	○	
	全て										
損失補償金（土地取得以外）（請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担）	3,000万円超	○									
	3,000万円以下			○					○	○	
	1,000万円以下					○					
	1,000万円以下										
	500万円以下								○		
損失補償金（土地	全								○		

	円以下										する副局長、部長及び担当部長
	500万円以下								○		用地取得事務担当課の課長
損失補償金（電柱、ケーブル、上下水道管又はガスパの移設に伴うもの）	200万円超			○							
	200万円以下							○			
	100万円以下								○		
	100万円以下									○	○
	全て										
損失補償金（請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担）	3,000万円超	○									
	3,000万円以下			○						○	○
	1,000万円以下								○		
	1,000万円以下										
	500万円以下									○	
損失補償金（土地	全										

																		活用課長 (4,000万円以下) に合議	
				4,000万円以下		○													行財政局長、 建設局長、都 市局長、建 築住宅局長、 港湾局長、教 育委員会事務 局長及び教育 次長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
15	不動産 の貸付	-	-	-	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 公有財 産規則 が適用 される もの につ いて は、 <u>行財 政局 部長 (資 産活 用担 当)</u> (500 万円を 超える もの。 資産活 用課長 経由) 又は資 産活用

																		活用課長 (4,000万円以下) に合議	
				4,000万円以下		○													行財政局担当 局長 (資産 活用担 当)、 建設局長、都 市局長、建 築住宅局長、 港湾局長、教 育委員会事務 局長及び教育 次長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
15	不動産 の貸付	-	-	-	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 公有財 産規則 が適用 される もの につ いて は、 <u>行財 政局 担当局 長(資 産活 用担 当)</u> (500 万円を 超える もの。 資産活 用課長 経由) 又は資 産活用

											課長 (500 万円以 下)に 合議												課長 (500 万円以 下)に 合議									
											[略]	[略]												[略]	[略]							
不動産 の貸付 (市長 が指定 するも のD)	-	-	-	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 公有財 産規則 が適用 される ものの うち、 一時的 な材料 置場等 のため のもの につい ては、 行財政 局部長 (資産 活用担 当) (500 万円を 超える もの。 資産活 用課長 経由) 又は資 産活用 課長 (500 万円以 下)に 合議	[略]	不動産 の貸付 (市長 が指定 するも のD)	-	-	-	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	神戸市 公有財 産規則 が適用 される ものの うち、 一時的 な材料 置場等 のため のもの につい ては、 行財政 局担当 局長 (資産 活用担 当) (500 万円を 超える もの。 資産活 用課長 経由) 又は資 産活用 課長 (500 万円以 下)に 合議	[略]
											[略]	[略]												[略]	[略]							
											[略]	[略]												[略]	[略]							
											[略]	[略]												[略]	[略]							

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)
 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
 2～13 [略]
 14 課長、課内室長及び課内所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。
 15 [略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)
 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長及び担当局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
 2～13 [略]
 14 課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。
 15 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前											
別表第3（第10条—第13条関係）						別表第3（第10条—第13条関係）											
人事関係事務						人事関係事務											
決裁事項		決裁区分	区長及び北 神担当区長	部長及び北 須磨支所長 共通	課長共通	玉津支所長	備考	決裁事項		決裁区分	区長及び北 神担当区長	部長、担当部 長及び北須 磨支所長共 通	課長及び担 当課長共通	玉津支所長	備考		
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
サービス	休暇の付与	部長、北須磨 支所長及び 玉津支所長 以上	課長（出張所 長（山田出張 所長、有馬出 張所長、道場 出張所長、長 尾出張所長、 伊川谷出張 所長、平野出 張所長及び 神出出張所 長に限る。）を 含む。以下こ の表におい て同じ。）	係長以下（出 張所長（八多 出張所長、大 沢出張所長、 淡河出張所 長、櫛谷出張 所長、及び岩 岡出張所長 に限る。）を 含む。以下こ の表におい て同じ。）	所属職員			サービス	休暇の付与	部長（担当部 長を含む。以 下この表に おいて同 じ。）、北須 磨支所長及 び玉津支所 長以上	課長（担当課 長及び出張 所長（道場出 張所長、櫛谷 出張所長及 び押部谷出 張所長を除 く。）を含む。 以下この表 において同 じ。）	係長以下（担 当係長及び 出張所長（道 場出張所長、 櫛谷出張所 及び押部谷 出張所長に 限る。）を含 む。以下この 表において 同じ。）	所属職員				
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前								
別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-1 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）							別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-1 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）								
	決裁事項	専決範囲	決裁区分			合議	備考		決裁事項	専決範囲	決裁区分			合議	備考
			区長及び 北神担当 区長	部長及び 北須磨支 所長共通	課長共通 玉津支所 長						区長及び 北神担当 区長	部長、担 当部長及 び北須磨 支所長共 通	課長及び 担当課長 共通 玉津支所 長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
03	物品又は不動産 の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	不動産において神戸市公有財 産規則が適用されるものにつ いては、 <u>地域協働局長及び行 財政局部長（資産活用担当）</u> (500万円を超えるもの。 <u>地 域協働局区役所課長及び行財 政局資産活用課長</u> 経由) 又は <u>地域協働局区役所課長及び行 財政局資産活用課長</u> (500万 円以下) に合議	[略]	03	物品又は不動産 の貸付	[略]	[略]	[略]	不動産において神戸市公有財 産規則が適用されるものにつ いては、 <u>行財政局担当局長 （資産活用担当）</u> (500万円 を超えるもの。 <u>区役所課長及 び資産活用課長</u> 経由) 又は <u>区 役所課長及び資産活用課長</u> (500万円以下) に合議	[略]	
	物品又は不動産 の貸付（市長が 指定するもの D)	[略]	[略]	[略]	[略]	不動産において神戸市公有財 産規則が適用されるもののう ち、一時的な材料置場等のた めのものは、 <u>地域協働局長及 び行財政局部長（資産活用担 当）</u> (500万円を超えるもの。	[略]		物品又は不動産 の貸付（市長が 指定するもの D)	[略]	[略]	[略]	不動産において神戸市公有財 産規則が適用されるもののう ち、一時的な材料置場等のた めのものは、 <u>行財政局担当局 長（資産活用担当）</u> (500万円 を超えるもの。 <u>区役所課長及</u>	[略]	

						地域協働局区役所課長及び行 財政局資産活用課長経由) 又 は地域協働局区役所課長及び 行財政局資産活用課長 (500 万 円以下) に合議									び資産活用課長経由) 又は区 役所課長及び資産活用課長 (500 万円以下) に合議	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>(注)</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 課長共通玉津支所長の欄 (以下この表において「課長等の欄」という。) の決裁区分で締結した契約に ついて変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合 は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。</p>								<p>(注)</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 課長及び担当課長共通玉津支所長の欄 (以下この表において「課長等の欄」という。) の決裁区分で締 結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締 結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。</p>								

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前								
別表第4（第10条—第13条関係）							別表第4（第10条—第13条関係）								
財務関係事務							財務関係事務								
4-2その他							4-2その他								
	決裁事項	専決範囲	決裁区分			合議	備考		決裁事項	専決範囲	決裁区分			合議	備考
			区長及び 北神担当 区長	部長及び 北須磨支 所長共通	課長共通 玉津支所 長						区長及び 北神担当 区長	部長、担 当部長及 び北須磨 支所長共 通	課長及び 担当課長 共通 玉津支所 長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
(注)							(注)								
1 [略]							1 [略]								

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前								
別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-3契約							別表第4（第10条—第13条関係） 財務関係事務 4-3契約								
	決裁事項	専決範囲	決裁区分			合議	備考		決裁事項	専決範囲	決裁区分			合議	備考
			区長及び 北神担当 区長	部長及び 北須磨支 所長共通	課長共通 玉津支所 長						区長及び 北神担当 区長	部長、担 当部長及 び北須磨 支所長共 通	課長及び 担当課長 共通 玉津支所 長		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
03	物品又は不動産 の貸付	[略]	[略]	[略]	[略]	不動産において神戸市公有財 産規則が適用されるものにつ いては、 <u>地域協働局長及び行 財政局部長（資産活用担当）</u> (500万円を超えるもの。 <u>地 域協働局区役所課長及び行財 政局資産活用課長</u> 経由)又は <u>地域協働局区役所課長及び行 財政局資産活用課長</u> （500万 円以下）に合議	[略]	03	物品又は不動産 の貸付	[略]	[略]	[略]	不動産において神戸市公有財 産規則が適用されるものにつ いては、 <u>行財政局担当局長 （資産活用担当）</u> （500万円 を超えるもの。 <u>区役所課長及 び資産活用課長</u> 経由)又は <u>区 役所課長及び資産活用課長</u> (500万円以下)に合議	[略]	
	物品又は不動産 の貸付（市長が 指定するもの D)	[略]	[略]	[略]	[略]	不動産において神戸市公有財 産規則が適用されるもののう ち、一時的な材料置場等のた めのものは、 <u>地域協働局長及 び行財政局部長（資産活用担 当）</u> （500万円を超えるもの。 <u>地域協働局区役所課長及び行</u>	[略]		物品又は不動産 の貸付（市長が 指定するもの D)	[略]	[略]	[略]	不動産において神戸市公有財 産規則が適用されるもののう ち、一時的な材料置場等のた めのものは、 <u>行財政局担当局 長（資産活用担当）</u> （500万円 を超えるもの。 <u>区役所課長及 び資産活用課長</u> 経由)又は <u>区</u>	[略]	

						財政局資産活用課長経由) 又は 地域協働局区役所課長及び 行財政局資産活用課長 (500 万 円以下) に合議								役所課長及び資産活用課長 (500 万円以下) に合議	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注) 1～6 [略] 7 課長共通玉津支所長の欄 (以下この表において「課長等の欄」という。) の決裁区分で締結した契約に ついて変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合 は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。 8 [略]								(注) 1～6 [略] 7 課長及び担当課長共通玉津支所長の欄 (以下この表において「課長等の欄」という。) の決裁区分で締 結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締 結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。 8 [略]							

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第5（第15条—第17条関係） 人事関係事務					別表第5（第15条—第17条関係） 人事関係事務				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 決裁区分 第1類事業所 第2類事業所長 第3類事業所長 </div>	第1類事業所		共通	共通	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 決裁区分 第1類事業所 第2類事業所長 第3類事業所長 </div>	第1類事業所		共通	共通
	所長共通	副所長及び課長 共通				副所長、課長及び 担当課長共通			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前				
別表第6（第15条—第17条関係）				別表第6（第15条—第17条関係）				
財務関係事務				財務関係事務				
6－1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）				6－1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）				
	[略]	節	[略]		[略]	節	[略]	[略]
01	[略]	01	[略]	01	[略]	01	02	[略]
02		02		02		01	04	
03		03		03		02	03	
						03	04	
						04	05	
						05	06	
						06	07	
						07	08	
						08	10	
						10		

04	04	04	04	01-04
05	07		08	01
06	08		09	01-03
07	09		10	01
08	10		11	01-03、09
				01
				04
				05-06
	10		11	07
	10		11	08
09	11	09	12	01
	11		12	01
	11		12	01、03
	11		12	01、03
	11		12	01、03
	11		12	01
				02
				03
				04
	11		12	05
10	12	10	13	02
11	13	11	14	01
	13		14	01
	13		14	02
	13		14	02
	13		14	02
	13		14	02
	13		14	02
	13		14	02

	13		14	02
	13		14	03-04
12	14	12	15	01
13	15	13	16	01
14	17	14	18	01-02
15	18	15	19	01-03
16	19	16	20	01
17	22	17	23	01
18	27	18	28	01-03

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前										
別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）										別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）										
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					[略]															
					[略]															
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
09	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	09	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	300万円以下				○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。	請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	300万円以下				○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
調達、請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものA、B）	200万円以下	○					調達、請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものB）	200万円以下	○					
				100万円以下		○	○							100万円以下		○	○			
				20万円以下				○						20万円以下				○		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
11	調達	13	使用料等（一般使用料等（貸借に係るものを除く）） 及び賃借料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	11	調達	13	使用料等（一般使用料等（貸借に係るものを除く）及び証明書発行等に係る手数料） 及び賃借料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

<p>略]</p>	<p>略]</p>
<p>(注) 1～11 [略] 12 本表における「諸収入金A」とは、使用料、手数料その他の収入をいう。 13～15 [略] 16 第1類事業所の副所長及び課長共通、第2類事業所長共通並びに第3類事業所長共通の欄（以下この表において「副所長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。</p>	<p>(注) 1～11 [略] 12 本表における「諸収入金A」とは、<u>市税（県民税を含む）</u>、使用料、手数料その他の収入をいう。 13～15 [略] 16 第1類事業所の副所長、<u>課長及び担当課長共通</u>、第2類事業所長共通並びに第3類事業所長共通の欄（以下この表において「副所長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であつて、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前							
別表第6（第15条—第17条関係）								別表第6（第15条—第17条関係）							
財務関係事務								財務関係事務							
6－2収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）								6－2収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）							
[略]	[略]	[略]	決裁区分				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
			第1類事業所		第2類事業 所長共通	第3類事業 所長共通									
			第1類事業所長 共通	副所長及び課長 共通											
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
(注) 1～9 [略] 10 第1類事業所の副所長及び課長共通、第2類事業所長共通並びに第3類事業所長共通の欄（以下この表において「副所長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。								(注) 1～9 [略] 10 第1類事業所の副所長、課長及び担当課長共通、第2類事業所長共通並びに第3類事業所長共通の欄（以下この表において「副所長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。							

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後									改正前												
別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-3その他									別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-3その他												
[略]	[略]	[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
			第1類事業所		第2類事業 所長共通	第3類事業 所長共通														第1類事業所長 共通	副所長及び課長 共通
			[略]																		
[略]									[略]												
(注) 1～8 [略]									(注) 1～8 [略]												

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
別表第6（第15条—第17条関係）				別表第6（第15条—第17条関係）					
財務関係事務				財務関係事務					
6－4 契約				6－4 契約					
	[略]	節	[略]		[略]	節	[略]	節 細 節	[略]
01	[略]	10	[略]	01	[略]	11	[略]	01-03、09 01 04 05-06 07 08	[略]
		10				11		07	
		10				11		08	
02		11		02		12		01	
		11				12		01	
		11				12		01、03	
		11				12		02	
		11				12		03	
		11				12		04	
		11				12		05	

03	12	03	13	02
04	13	04	14	01
	13		14	01
	13		14	02
	13		14	02
	13		14	02
	13		14	02
	13		14	02
	13		14	02
	13		14	03-04
05	14	05	15	01
06	15	06	16	01
07	17	07	18	01-02
08	—	08	—	—
09	—	09	—	—
	—		—	—
10	—	10	—	—
11	—	11	—	—
	—		—	—

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前									
別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-4契約										別表第6（第15条—第17条関係） 財務関係事務 6-4契約									
決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決 範囲	決裁区分			合 議	備考	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決 範囲	決裁区分			合 議	備考
					第1類事業所	第2類事業所 長共通	第3類事業所 長共通								第1類事業所	第2類事業所 長共通	第3類事業所 長共通		
					第1類事業所 長共通	副所長 及び課 長共通									第1類事業所 長共通	副所長、課 長及び 担当課 長共通			
01	調達	10	需用費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	01	調達	10	需用費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			消耗品費（市長が指定するものを除く共通物品）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				消耗品費（共通物品のうち市長が指定するものを除く）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	02	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	調達、請負（その他）	12	役務費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		調達、請負（その他）	12	役務費	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものA、B）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものB）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
04	調達	13	使用料等（一般使用料等（貸借に係るものを除く））	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	04	調達	13	使用料等（一般使用料等（貸借に係るものを除く）等及び証明書発行等に係る手数料）	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

			賃借料							
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1～13 [略]

14 第1類事業所の副所長及び課長共通、第2類事業所長共通並びに第3類事業所長共通の欄（以下この表において「副所長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

15 [略]

			賃借料							
				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注)

1～13 [略]

14 第1類事業所の副所長、課長及び担当課長共通、第2類事業所長共通並びに第3類事業所長共通の欄（以下この表において「副所長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

15 [略]

(事務引継規程の一部改正)

第2条 事務引継規程(昭和26年5月訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第3条 部局の長が死亡その他の故障により自ら事務の引継ぎができないときは、後任者又はその職務を行うことを命ぜられた者は、その事務を調査し、引継ぎの事由が生じることとなる日の10日後までに調査書を調製して、市長に報告しなければならない。</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>第3条 部局の長 <u>(局長(市長室長、危機管理室長及び会計室長を含む。以下同じ。))</u>、<u>区長その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)</u>が死亡その他の故障により自ら事務の引継ぎができないときは、後任者又はその職務を行うことを命ぜられた者は、その事務を調査し、引継ぎの事由が生じることとなる日の10日後までに調査書を調製して、市長に報告しなければならない。</p> <p>2、3 [略]</p>

様式中「職 氏 名」を「氏 名」に改める。

(職員の提案に関する規程の一部改正)

第3条 職員の提案に関する規程(昭和30年11月訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(提案審査会)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 会長は行財政局職員研修所長を、審査員は企画調整局政策課長、<u>企画調整局デジタル戦略部課長(情報政策担当)</u>、行財政局業務改革課長、行財政局人事課長、行財政局財務課長、建設局技術管理課長及び提案事項に係のある所属の長をもって充てる。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(提案審査会)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 会長は行財政局職員研修所長を、審査員は企画調整局政策課長、<u>企画調整局デジタル戦略部担当課長(情報政策担当)</u>、行財政局業務改革課長、行財政局人事課長、行財政局財務課長、建設局技術管理課長及び提案事項に係のある所属の長をもって充てる。</p> <p>3～5 [略]</p>

(公文書管理規程の一部改正)

第4条 公文書管理規程(昭和35年4月訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 局等 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室（以下「局」という。）、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第134条</u>に規定する会計室をいう。</p> <p>（総務・文書改革担当課長の職務）</p> <p>第4条 <u>行財政局業務改革課課長</u>（総務・文書改革担当）（以下「総務・文書改革担当課長」という。）は、市長の権限に属する公文書に関する事務（以下「公文書事務」という。）を統括するとともに、市役所に到達する文書の收受及び配布、市役所からの文書の発送並びに公文書の保存の事務を処理する。</p> <p>2 総務・文書改革担当課長は、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、必要な調査を行い、その結果に基づいて、公文書担当課の課長及び</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 局等 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第1条に規定する局及び室（以下「局」という。）、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）<u>第130条</u>に規定する会計室をいう。</p> <p>（総務・文書改革担当課長の職務）</p> <p>第4条 <u>行財政局担当課長</u>（総務・文書改革担当）（以下「総務・文書改革担当課長」という。）は、市長の権限に属する公文書に関する事務（以下「公文書事務」という。）を統括するとともに、市役所に到達する文書の收受及び配布、市役所からの文書の発送並びに公文書の保存の事務を処理する。</p> <p>2 総務・文書改革担当課長は、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、必要な調査を行い、その結果に基づいて、公文書担当課の課長又は</p>

所管課長に対し必要な措置を求めることができる。

(公文書担当課の総務担当の課長の職務)

第4条の2 公文書担当課の総務担当の課長は、当該局等における公文書事務を統括し、当該局等に到達する文書の收受及び配布の事務を処理するとともに、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、所管課長及び公文書主任に対し必要な指示をすることができる。

2 区役所の公文書担当課（以下「区公文書担当課」という。）の総務担当の課長は、前項の職務に加えて、当該区役所からの文書の発送の事務を処理する。

(公文書主任)

第6条 所管課に公文書主任を置き、当該所管課の庶務を担当する係長（これに準ずる者を含む。以下同じ。）をもつて充てる。ただし、係長が置かれていない所管課及び神戸市事務分掌規則第153条第1項に規定する事業所（以下単に「事業所」という。）のうち第3類のものにあつては、所管課長が兼任する。

(2)～(4) [略]

担当課長及び所管課長に対し必要な措置を求めることができる。

(公文書担当課の課長等の職務)

第4条の2 公文書担当課の課長又は担当課長は、当該局等における公文書事務を統括し、当該局等に到達する文書の收受及び配布の事務を処理するとともに、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、所管課長及び公文書主任に対し必要な指示をすることができる。

2 区役所の公文書担当課（以下「区公文書担当課」という。）の課長又は担当課長は、前項の職務に加えて、当該区役所からの文書の発送の事務を処理する。

(公文書主任)

第6条 所管課に公文書主任を置き、当該所管課の庶務を担当する係長（これに準ずる者を含む。以下同じ。）をもつて充てる。ただし、係長が置かれていない所管課及び神戸市事務分掌規則第149条第1項に規定する事業所（以下単に「事業所」という。）のうち第3類のものにあつては、所管課長が兼任する。

(2)～(4) [略]

(帳簿の作成)

第7条 総務・文書改革担当課長及び区公文書担当課の総務担当の課長は、文書収配簿（市役所又は区役所に到達する文書を所管課の公文書主任宛に配布する場合に記録する帳簿（電磁的記録を含む。以下同じ）をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2 行財政局法務支援課長及び区公文書担当課の総務担当の課長は、公示令達番号簿（条例、規則及び告示の公示並びに訓令及び内訓の令達をする場合に記録する帳簿をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

(記号及び番号)

第9条 文書に付する記号及び番号は、次に掲げるところによる。ただし、特に定めのあるものについては、この限りでない。

(1) 記号は、次の例示によること。

ただし、これにより難いときは、公文書担当課の課長に合議の上、別に定めることができる。

ア 庁内文書

建総第 号（局課の場合）

(帳簿の作成)

第7条 総務・文書改革担当課長及び区公文書担当課の課長又は担当課長は、文書収配簿（市役所又は区役所に到達する文書を所管課の公文書主任宛に配布する場合に記録する帳簿（電磁的記録を含む。以下同じ）をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

2 行財政局法務支援課長及び区公文書担当課の課長又は担当課長は、公示令達番号簿（条例、規則及び告示の公示並びに訓令及び内訓の令達をする場合に記録する帳簿をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

(記号及び番号)

第9条 文書に付する記号及び番号は、次に掲げるところによる。ただし、特に定めのあるものについては、この限りでない。

(1) 記号は、次の例示によること。

ただし、これにより難いときは、公文書担当課の課長又は担当課長に合議の上、別に定めることができる。

ア 庁内文書

建総第 号（局課の場合）

建下経第 号（局部課
の場合）

長総地第 号（区役所
の場合）

都臨第 号（事業所の
場合）

イ [略]

(2) [略]

（到達した文書の取扱い）

第11条 総務・文書改革担当課長又は
区公文書担当課の総務担当の課長
は、到達した文書を次に掲げる
ところにより処理し、所管課の公文書主
任に配布する。ただし、総務・文書
改革担当課長が配布するときは、原
則として局の公文書担当課の総務担
当の課長を経由するものとする。

(1)～(4) [略]

第12条 公文書主任は、前条の規定に
より配布された文書のほか、総務・
文書改革担当課長又は区公文書担当
課の総務担当の課長を経由しないで
所管課に到達した文書を次に掲げる
ところにより処理する。

(1)、(2) [略]

(3) 所管課に総務・文書改革担当課
長又は区公文書担当課の総務担当

建下経第 号（局部課
の場合）

長総ま第 号（区役所
の場合）

都臨第 号（事業所の
場合）

イ [略]

(2) [略]

（到達した文書の取扱い）

第11条 総務・文書改革担当課長又は
区公文書担当課の課長若しくは担当
課長は、到達した文書を次に掲げる
ところにより処理し、所管課の公文
書主任に配布する。ただし、総務・
文書改革担当課長が配布するとき
は、原則として局の公文書担当課の
課長又は担当課長を経由するもの
とする。

(1)～(4) [略]

第12条 公文書主任は、前条の規定に
より配布された文書のほか、総務・
文書改革担当課長又は区公文書担当
課の課長若しくは担当課長を経由し
ないで所管課に到達した文書を次に
掲げるところにより処理する。

(1)、(2) [略]

(3) 所管課に総務・文書改革担当課
長又は区公文書担当課の課長若し

の課長を経由しないで到達した文書のうち、電報、入札書、訴訟及び不服申立てに関する文書その他到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により收受印を押したものは、收受印の下に收受時刻を記入し、取扱者の印を押すこと。

(4) [略]

(5) 前号の規定により配布された文書でその所管に属しないものは、文書により理由を付して総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の総務担当の課長に返付すること。

(6)、(7) [略]

第13条 執務時間外に到達する文書は、守衛その他宿直勤務又は日直勤務を行う者が次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前号の規定により送付した文書以外の文書は、これを一括して翌日の執務時間の初めに総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の総務担当の課長（事業所にあつては、所管課長）に引き継ぐこと。ただし、神戸市の休日を定める条例（平成3

くは担当課長を経由しないで到達した文書のうち、電報、入札書、訴訟及び不服申立てに関する文書その他到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により收受印を押したものは、收受印の下に收受時刻を記入し、取扱者の印を押すこと。

(4) [略]

(5) 前号の規定により配布された文書でその所管に属しないものは、文書により理由を付して総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長若しくは担当課長に返付すること。

(6)、(7) [略]

第13条 執務時間外に到達する文書は、守衛その他宿直勤務又は日直勤務を行う者が次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前号の規定により送付した文書以外の文書は、これを一括して翌日の執務時間の初めに総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長若しくは担当課長（事業所にあつては、所管課長）に引き継ぐこと。ただし、神戸市の休日を定める条例

年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる休日その他これに類する日が2日以上にわたる場合は、1日宿直ごとに区分けし、及び結束して交替者に引き継ぐこと。

(郵送等の手続)

第25条 市役所又は区役所における郵送に係る文書は、公文書主任において、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 郵送に係る文書(次号及び第3号に掲げる文書を除く。)は、午後3時までに取りまとめ、郵送依頼票とともに総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の総務担当の課長に送付しなければならない。

(2) 大量の郵送に係る文書については、あらかじめ総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の総務担当の課長に連絡しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、料金後納制を利用することができる。

(3) [略]

2 総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の総務担当の課長は、前項の規定により郵送に係る文書の送

(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる休日その他これに類する日が2日以上にわたる場合は、1日宿直ごとに区分けし、及び結束して交替者に引き継ぐこと。

(郵送等の手続)

第25条 市役所又は区役所における郵送に係る文書は、公文書主任において、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 郵送に係る文書(次号及び第3号に掲げる文書を除く。)は、午後3時までに取りまとめ、郵送依頼票とともに総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長及び担当課長に送付しなければならない。

(2) 大量の郵送に係る文書については、あらかじめ総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長及び担当課長に連絡しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、料金後納制を利用することができる。

(3) [略]

2 総務・文書改革担当課長又は区公文書担当課の課長及び担当課長は、前項の規定により郵送に係る文書の

付を受けたときは、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1)～(3) [略]

3、4 [略]

(文書による公示及び令達の取扱い)

第27条 文書による公示及び令達は、市長が行うものにあつては行財政局法務支援課長が、区長が行うものにあつては区公文書担当課の総務担当の課長が公示令達番号簿により番号を付し、保健所長及びこども家庭センター所長等が行うものにあつては当該所長等が順次番号を付した上、直ちに所定の手続をしなければならない。

2 [略]

(公文書分類表)

第32条 [略]

2 公文書分類表を修正しようとするときは、所管課長は、当該所管課の属する局等の公文書担当課の総務担当の課長に合議した上で総務・文書改革担当課長に依頼しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

送付を受けたときは、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1)～(3) [略]

3、4 [略]

(文書による公示及び令達の取扱い)

第27条 文書による公示及び令達は、市長が行うものにあつては行財政局法務支援課長が、区長が行うものにあつては区公文書担当課の課長又は担当課長が公示令達番号簿により番号を付し、保健所長及びこども家庭センター所長等が行うものにあつては当該所長等が順次番号を付した上、直ちに所定の手続をしなければならない。

2 [略]

(公文書分類表)

第32条 [略]

2 公文書分類表を修正しようとするときは、所管課長は、当該所管課の属する局等の公文書担当課の課長又は担当課長に合議した上で総務・文書改革担当課長に依頼しなければならない。

別表第1 (第3条関係)

所管課	所管課長	所管課	所管課長
神戸市事務分掌規則第2条の表に規定する課、課に相当するセンター及び室並びに部又は部に相当する室であつて課を置かないもの（以下「課を置かない部等」という。）	組織の事務を主管する課長、センター長又は室長（課を置かない部等にあつては、 <u>課長</u> ）	神戸市事務分掌規則第2条の表に規定する課、課に相当するセンター及び室並びに部又は部に相当する室であつて課を置かないもの（以下「課を置かない部等」という。）	課長、センター長又は室長（課を置かない部等にあつては、 <u>担当課長</u> ）
[略]	[略]	[略]	[略]

（契約事務手続規程の一部改正）

第5条 契約事務手続規程（昭和39年5月訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

様式第13号、様式第25条の3及び様式29号中「職名及び」を削る。

様式第30号中「職氏名」を「氏名」に改める。

（係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程の一部改正）

第6条 係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程（昭和40年5月訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

<p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 局長 局長、区長及び北神担当区長</p> <p>(2) 部長 部長、第1類の事業所長その他これらに準ずる者</p> <p>(3) 課長 課長、第2類の事業所長その他これらに準ずる者</p> <p>(4) 係長 係長、第3類の事業所長その他これらに準ずる者</p>	<p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 局長 局長、<u>担当局長</u>、区長及び北神担当区長</p> <p>(2) 部長 部長、<u>担当部長</u>、第1類の事業所長その他これらに準ずる者</p> <p>(3) 課長 課長、<u>担当課長</u>、第2類の事業所長その他これらに準ずる者</p> <p>(4) 係長 係長、<u>担当係長</u>、第3類の事業所長その他これらに準ずる者</p>
--	--

(自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第7条 神戸市自家用電気工作物保安規程（昭和43年12月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保安業務の組織)	(保安業務の組織)
第8条 所管局長は、所属の係長職に	第8条 所管局長は、所属の係長職に

<p>ある電気関係職員、土木関係職員又は機械関係職員を主任技術者に選任するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所管局長は、必要があると認めるときは、所属職員のうちから主任技術者を選任することができる。</p> <p>3、4 [略]</p>	<p>ある電気関係技術職員、土木関係技術職員又は機械関係技術職員を主任技術者に選任するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所管局長は、必要があると認めるときは、所属技術職員のうちから主任技術者を選任することができる。</p> <p>3、4 [略]</p>
---	---

(広報広聴事務規程の一部改正)

第8条 神戸市広報広聴事務規程(昭和45年8月訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(広報広聴主管者及び広報広聴主任)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 広報広聴主管者は原則として局等の広報広聴事務を分掌する主管課の課長を、広報広聴主任は原則として局等の広報広聴事務を分掌する主管課の係長をもって充て、局等の長が</p>	<p>(広報広聴主管者及び広報広聴主任)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 広報広聴主管者は原則として局等の広報広聴事務を分掌する主管課の課長又は担当課長を、広報広聴主任は原則として局等の広報広聴事務を分掌する主管課の係長又は担当係長</p>

これを任命する。	をもって充て、局等の長がこれを任命する。
3～5 [略]	3～5 [略]

(区長会議規程の一部改正)

第9条 区長会議規程(昭和46年6月1日訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織)	(組織)
第2条 会議は、 <u>地域協働局長</u> 、区長及び北神担当区長をもって構成する。	第2条 会議は、 <u>行財政局長</u> 、区長及び北神担当区長をもって構成する。
2 [略]	2 [略]
3 <u>地域協働局長</u> は、必要に応じて前2項の者以外の者を会議に参加させることができる。	3 <u>行財政局長</u> は、必要に応じて前2項の者以外の者を会議に参加させることができる。
(会議)	(会議)
第3条 会議は、 <u>地域協働局長</u> が主宰する。	第3条 会議は、 <u>行財政局長</u> が主宰する。
2 [略]	2 [略]
(付議手続)	(付議手続)

第4条 部局の長、区長及び北神担当区長は、会議に付議すべき事案があるときは、その要旨を会議の日の3日前までに地域協働局長に通知しなければならない。ただし、急施を必要とする場合においては、この限りでない。

2 地域協働局長は、部局の長、区長及び北神担当区長から前項の通知を受けたときは、会議の議長をつとめる区長に協議し、これを会議に付議するものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、地域協働局で行う。

第6条 会議の運営その他この訓令の施行に関し必要な事項は、地域協働局長が定める。

第4条 部局の長、区長及び北神担当区長は、会議に付議すべき事案があるときは、その要旨を会議の日の3日前までに行財政局長に通知しなければならない。ただし、急施を必要とする場合においては、この限りでない。

2 行財政局長は、部局の長、区長及び北神担当区長から前項の通知を受けたときは、会議の議長をつとめる区長に協議し、これを会議に付議するものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、行財政局で行う。

第6条 会議の運営その他この訓令の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

(広報印刷物等取扱規程の一部改正)

第10条 神戸市広報印刷物等取扱規程（昭和50年4月訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(合議)</p> <p>第6条 局長等は、広報印刷物等を作成しようとするとき（同一年度内に2回以上作成する広報印刷物等については、当該年度の最初に作成するときに限る。）は、あらかじめ、市長室長が定める様式による計画書に市長室長が定める書類を添付して<u>市長室広報戦略部課長（広報コンテンツ担当）</u>（以下「広報コンテンツ担当課長」という。）に合議するものとする。</p>	<p>(合議)</p> <p>第6条 局長等は、広報印刷物等を作成しようとするとき（同一年度内に2回以上作成する広報印刷物等については、当該年度の最初に作成するときに限る。）は、あらかじめ、市長室長が定める様式による計画書に市長室長が定める書類を添付して<u>市長室広報戦略部広報コンテンツ担当課長（以下「広報コンテンツ担当課長」という。）</u>に合議するものとする。</p>

(公印取扱規程の一部改正)

第11条 神戸市公印取扱規程（昭和52年3月訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(総務・文書改革担当課長等の職務)</p> <p>第2条 <u>行財政局業務改革課課長（総</u></p>	<p>(総務・文書改革担当課長等の職務)</p> <p>第2条 <u>行財政局担当課長（総務・文</u></p>

務・文書改革担当）（以下「総務・文書改革担当課長」という。）は、上司の命を受けて公印の管守、使用、調製、廃印等に関する事務の一般を行うほか、行財政局業務改革課が管守主管課である公印の管守及び使用を行う。

（公印の使用手続）

第4条 [略]

2 規則第3条から第5条までに規定する公印の使用については、管守主管課の長（当該公印に係る所掌事務を掌理する課長を含む。以下「管守課長」という。）において、前項の例により行わなければならない。ただし、神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）に掲げる事務のため公印を使用するときは、公印使用認可簿の記載を省略することができる。

（印影等の印刷）

第5条 [略]

2 前項の文書に印影等の印刷を行う場合は、次に掲げる手続による。

(1) 主管課の長（当該主管課の事務を掌理する課長を含む。以下同じ。）は、様式第2号による印影印刷承認申請書に印影等の印刷を行おうと

書改革担当）（以下「総務・文書改革担当課長」という。）は、上司の命を受けて公印の管守、使用、調製、廃印等に関する事務の一般を行うほか、行財政局業務改革課が管守主管課である公印の管守及び使用を行う。

（公印の使用手続）

第4条 [略]

2 規則第3条から第5条までに規定する公印の使用については、管守主管課の長（当該公印に係る所掌事務を掌理する担当課長を含む。以下「管守課長」という。）において、前項の例により行わなければならない。ただし、神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）に掲げる事務のため公印を使用するときは、公印使用認可簿の記載を省略することができる。

（印影等の印刷）

第5条 [略]

2 前項の文書に印影等の印刷を行う場合は、次に掲げる手続による。

(1) 主管課の長（当該主管課の事務を掌理する担当課長を含む。以下同じ。）は、様式第2号による印影印刷承認申請書に印影等の印刷を行

する文書の見本を添えて、当該印刷を行うたびごとに総務・文書改革担当課長の承認を受けなければならない。

(2)、(3) [略]

3 [略]

(電子計算機による公印)

第6条 規則第9条の規定により、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印影」という。）を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用する場合は、次に掲げる手続による。

(1) [略]

(2) 総務・文書改革担当課長は、前号の申請を承認するときは、企画調整局デジタル戦略部課長(情報政策担当)と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、様式第7号による電子印使用承認書を交付する。

2～4 [略]

おうとする文書の見本を添えて、当該印刷を行うたびごとに総務・文書改革担当課長の承認を受けなければならない。

(2)、(3) [略]

3 [略]

(電子計算機による公印)

第6条 規則第9条の規定により、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印影」という。）を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用する場合は、次に掲げる手続による。

(1) [略]

(2) 総務・文書改革担当課長は、前号の申請を承認するときは、企画調整局デジタル戦略部担当課長(情報政策担当)と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、様式第7号による電子印使用承認書を交付する。

2～4 [略]

様式第2号から第9号までの様式中「行財政局長担当課長（総務・文書改革担当）」を「行財政局業務改革課課長（総務・文書改革担当）」に改める。

様式第11号中「管守補助者職・氏名」を「管守補助者氏名」に改める。

(辞令式の一部改正)

第12条 神戸市辞令式（昭和55年10月訓令甲第7号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（庁名氏名の記載例）</p> <p>第2条 庁名氏名の記載例は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現職員</p> <p style="padding-left: 40px;">神戸市<u>職員</u></p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <p>(2) 休職者</p> <p style="padding-left: 40px;">休職神戸市<u>職員</u></p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <p>(3) 退職者</p> <p style="padding-left: 40px;">元神戸市<u>職員</u></p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <p style="text-align: center;">（辞令の文例）</p> <p>第3条 辞令の文例は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 採用</p> <p style="padding-left: 40px;">神戸市<u>職員</u>に採用する</p>	<p style="text-align: center;">（庁名氏名の記載例）</p> <p>第2条 庁名氏名の記載例は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現職員</p> <p style="padding-left: 40px;">神戸市<u>〇〇〇〇</u></p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <p>(2) 休職者</p> <p style="padding-left: 40px;">休職神戸市<u>〇〇〇〇</u></p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <p>(3) 退職者</p> <p style="padding-left: 40px;">元神戸市<u>〇〇〇〇</u></p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <p style="text-align: center;">（辞令の文例）</p> <p>第3条 辞令の文例は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 採用</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>神戸市事務職員</u>（神戸市技術</p>

[略]

(2) 転任

ア 常時勤務を要する職への再任用
の場合

氏名

[略]

イ 他の任命権者への転任の場合

氏名

[略]

ウ 他の任命権者からの転任の場合

氏名

神戸市職員に任命する

[略]

エ 配置換の場合

氏名

[略]

(3) 補職

氏名

[略]

(4) 退職

ア 定年退職の場合

氏名

[略]

イ 依願退職の場合

職員)に採用する

[略]

(2) 転任

ア 常時勤務を要する職への再任用
の場合

職 氏名

[略]

イ 他の任命権者への転任の場合

職 氏名

[略]

ウ 他の任命権者からの転任の場合

職 氏名

神戸市事務職員(神戸市技術
職員)に任命する

[略]

エ 配置換の場合

職 氏名

[略]

(3) 補職

職 氏名

[略]

(4) 退職

ア 定年退職の場合

職 氏名

[略]

イ 依願退職の場合

氏名
[略]

(5) 勤務延長

ア 勤務延長の場合

氏名
[略]

イ 勤務延長の期限を延長する場合

氏名
[略]

ウ 勤務延長の期限を繰り上げる場合

氏名
[略]

エ 勤務延長の期限の到来により当然退職する場合

氏名
[略]

(6) 再任用

ア 常時勤務を要する職への再任用の場合

[略]

神戸市職員に再任用する

[略]

イ 短時間勤務の職への再任用の場合

職 氏名
[略]

(5) 勤務延長

ア 勤務延長の場合

職 氏名
[略]

イ 勤務延長の期限を延長する場合

職 氏名
[略]

ウ 勤務延長の期限を繰り上げる場合

職 氏名
[略]

エ 勤務延長の期限の到来により当然退職する場合

職 氏名
[略]

(6) 再任用

ア 常時勤務を要する職への再任用の場合

[略]

神戸市事務職員(神戸市技術職員)に再任用する

[略]

イ 短時間勤務の職への再任用の場合

[略]

神戸市職員に再任用する

[略]

ウ 再任用の任期を更新する場合

氏名

[略]

エ 再任用の任期の満了により当然
に退職する場合

氏名

[略]

(7) 任期を定めた採用(再任用を除く。)

ア 常時勤務を要する職への採用の
場合

[略]

神戸市職員に採用する

[略]

イ 短時間勤務の職への再任用の場
合

[略]

神戸市職員に採用する

[略]

ウ 任期を更新する場合

氏名

[略]

神戸市事務職員(神戸市技術
職員)に再任用する

[略]

ウ 再任用の任期を更新する場合

職 氏名

[略]

エ 再任用の任期の満了により当然
に退職する場合

職 氏名

[略]

(7) 任期を定めた採用(再任用を除く。)

ア 常時勤務を要する職への採用の
場合

[略]

神戸市事務職員(神戸市技術
職員)に採用する

[略]

イ 短時間勤務の職への再任用の場
合

[略]

神戸市事務職員(神戸市技術
職員)に採用する

[略]

ウ 任期を更新する場合

職 氏名

[略]

エ 任用の任期の満了により当然に
退職する場合

氏名

[略]

(8) 兼務

ア 命ずる場合

氏名

[略]

イ 免ずる場合

氏名

[略]

(9) 併任

ア 命ずる場合

氏名

神戸市職員に併任する

[略]

イ 免ずる場合

氏名

神戸市職員併任を解く

(10) 事務取扱

ア 命ずる場合

氏名

[略]

[略]

エ 任用の任期の満了により当然に
退職する場合

職 氏名

[略]

(8) 兼務

ア 命ずる場合

職 氏名

[略]

イ 免ずる場合

職 氏名

[略]

(9) 併任

ア 命ずる場合

職 氏名

神戸市事務職員(神戸市技術
職員)に併任する

[略]

イ 免ずる場合

職 氏名

神戸市事務職員(神戸市技術
職員)併任を解く

(10) 事務取扱

ア 命ずる場合

職 氏名

[略]

イ 免ずる場合

氏名

[略]

(11) 出務

ア 命ずる場合

氏名

[略]

イ 免ずる場合

氏名

[略]

(12) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条の公益的法人等(以下単に「公益的法人等」という。)若しくは同法第10条第1項の特定法人(以下単に「特定法人」という。)又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条第4号の公共施設等運営権者(以下単に「公共施設等運営権者」という。)への派遣等

ア 公益的法人等へ派遣する場合

氏名

[略]

イ 公益的法人等への派遣を免ずる場合

イ 免ずる場合

職 氏名

[略]

(11) 出務

ア 命ずる場合

職 氏名

[略]

イ 免ずる場合

職 氏名

[略]

(12) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条の公益的法人等(以下単に「公益的法人等」という。)若しくは同法第10条第1項の特定法人(以下単に「特定法人」という。)又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条第4号の公共施設等運営権者(以下単に「公共施設等運営権者」という。)への派遣等

ア 公益的法人等へ派遣する場合

職 氏名

[略]

イ 公益的法人等への派遣を免ずる場合

氏名

[略]

ウ 特定法人へ派遣する場合

氏名

[略]

エ [略]

公益的法人等への一般職の
地方公務員の派遣等に関する
法律第10条第1項の規定により
神戸市職員に採用する

[略]

オ 公共施設等運営権者へ派遣する
場合

氏名

[略]

カ 公共施設等運営権者から復帰さ
せる場合

[略]

神戸市職員に採用する

[略]

(13) 外国の地方公共団体の機関等
への派遣

[略]

ア 派遣する場合

氏名

職 氏名

[略]

ウ 特定法人へ派遣する場合

職 氏名

[略]

エ [略]

公益的法人等への一般職の地
方公務員の派遣等に関する法
律第10条第1項の規定により神
戸市事務職員(神戸市技術職
員)に採用

[略]

オ 公共施設等運営権者へ派遣する
場合

職 氏名

[略]

カ 公共施設等運営権者から復帰さ
せる場合

[略]

神戸市事務職員(神戸市技術
職員)に採用する

[略]

(13) 外国の地方公共団体の機関等
への派遣

[略]

ア 派遣する場合

職 氏名

[略]

イ 職務に復帰させる場合

氏名

[略]

(14) 分限

ア 休職

(ア) 心身の故障による休職の場合

氏名

[略]

(イ) 刑事事件休職の場合

氏名

[略]

(ウ) 職員の分限及び懲戒に関する条例第2条による休職の場合

氏名

[略]

イ 復職

氏名

[略]

ウ 降任

氏名

[略]

エ 免職

氏名

[略]

[略]

イ 職務に復帰させる場合

職 氏名

[略]

(14) 分限

ア 休職

(ア) 心身の故障による休職の場合

職 氏名

[略]

(イ) 刑事事件休職の場合

職 氏名

[略]

(ウ) 職員の分限及び懲戒に関する条例第2条による休職の場合

職 氏名

[略]

イ 復職

職 氏名

[略]

ウ 降任

職 氏名

[略]

エ 免職

職 氏名

[略]

<p>オ 降給</p> <p>(ア) 降格</p> <p>氏名</p> <p>[略]</p> <p>(イ) 降号</p> <p>氏名</p> <p>[略]</p> <p>(15) 懲戒</p> <p>ア 戒告</p> <p>氏名</p> <p>[略]</p> <p>イ 減給</p> <p>氏名</p> <p>[略]</p> <p>ウ 停職</p> <p>氏名</p> <p>[略]</p> <p>エ 免職</p> <p>氏名</p> <p>[略]</p> <p>(辞令)</p> <p>第4条 辞令は、氏名、所属、給料、 発令事項及び発令日を記載した辞令 書その他の書面の交付その他適当な 方法により行う。</p>	<p>オ 降給</p> <p>(ア) 降格</p> <p><u>職</u> 氏名</p> <p>[略]</p> <p>(イ) 降号</p> <p><u>職</u> 氏名</p> <p>[略]</p> <p>(15) 懲戒</p> <p>ア 戒告</p> <p><u>職</u> 氏名</p> <p>[略]</p> <p>イ 減給</p> <p><u>職</u> 氏名</p> <p>[略]</p> <p>ウ 停職</p> <p><u>職</u> 氏名</p> <p>[略]</p> <p>エ 免職</p> <p><u>職</u> 氏名</p> <p>[略]</p> <p>(辞令)</p> <p>第4条 辞令は、<u>職名</u>、氏名、所属、 給料、発令事項及び発令日を記載し た辞令書その他の書面の交付その他 適当な方法により行う。</p>
--	--

(特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程)

第13条 特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成4年11月訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前						
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）						
特別の勤務に従事する職員	勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日	備考	特別の勤務に従事する職員	勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日	備考	
												勤務場所
						企画調整局企画調整課男女共同参画セン	一	(1)	午前8時45分から午後5時30分まで	1時間	4週間を通じて8日	

										ター	(2)	日曜日及び土曜日			
											(3)	月曜日及び4週間を通じ4日			
										企画調整局デジタル戦略部	一般事務	(1)	午前8時45分から午後5時30分まで	1時間	日曜日及び土曜日

		日
(2)	午前11時30分から午後8時15分まで	木曜日及び金曜日
(3)	午前9時から午後5時45分まで	木曜日又は金曜日
(4)	午前9時30分から午後6時15分まで	木曜日及び1箇月間を通じ木曜日2日、

木曜日 3日 若しくは水曜日 2日

地域協働局住民課	一般事務	(1)	午前11時30分から午後8時15分まで	1時間	木曜日及び金曜日
		(2)	午前9時から午後5時45分まで		
地域協働局住民課	一般事務	平日(1)	午前7時30分から午後	1時間	9週間

民課 務
三宮
証明
サー
ビス
コー
ナー

後 4 時
15分ま
で

平 午前 8
日 時 15分
(2) から午
後 5 時
まで

平 午前 8
日 時 30分
(3) から午
後 5 時
15分ま
で

平 午前 10
日 時から
(4) 午後 6
時 45分
まで

平 午前 11
日 時 30分
(5) から午
後 8 時
15分ま
で

日 午前 8
曜 時 30分
日 から午

を
通
じ 1
8 日

		及 び 土 曜 日	後 5 時 15分ま で																					
地域 協働 局男女 共同参 画課 男女共 同参画 センター	一 般 事 務	(1)	午前 8 時 45分 から午 後 5 時 30分ま で	1 時間	4 週 間 を 通 じ 8 日	日 曜 日 及 び 土 曜 日	月 曜 日 及 び 4 週																	
		(2)																						
		(3)																						

					間を通じ4日									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
					行財政局住民課三宮証明センター	一	平	午前7時30分	1時間	9週間を通じ18日				
						般	日	(1)から午後4時15分まで						
						事	平	午前8時15分						
						務	日	(2)から午後5時まで						
						平	午前8時30分							
						日	(3)から午後5時15分まで							
						平	午前10時から							
						日	(4)午後6時							

									時45分 まで					
									平日 (5) 午前11 時30分 から午後 8時 15分ま で					
									日曜 日及び 土曜 日	午前8 時30分 から午後 5時 15分ま で				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
福祉 局 <u>く</u> <u>らし</u> <u>支援</u> <u>課</u> 更 生セ ンタ 一及 び更	一 般 事 務	平 日	午前8 時45分 から午 後5時 30分ま で	1時間	日 曜 日 及 び 4 週 間 を				福祉 局 <u>保</u> <u>護</u> 課 更生 セン ター 及び 更生 援護	一 般 事 務	平 日	午前8 時45分 から午 後5時 30分ま で	1時間	日 曜 日 及 び 4 週 間 を
		土 曜 日	午前8 時45分 から午											

生援 護相 談所	(1)	後0時 45分ま で		通 じ 3 日			相談 所	(1)	後0時 45分ま で		通 じ 3 日		
	土 曜 日	午前8 時45分 から午 後0時 30分ま で						土 曜 日	午前8 時45分 から午 後0時 30分ま で				
更 生 業 務 員	(1)	午後3 時45分 から翌 日午前 9時15 分まで	2時間	4 週 間 を 通 じ	4 週 間 を 通 じ	交 替 勤 務	更 生 業 務 員	(1)	午後3 時45分 から翌 日午前 9時15 分まで	2時間	4 週 間 を 通 じ	4 週 間 を 通 じ	交 替 勤 務
	(2)	午前8 時45分 から午 後5時 30分ま で	1時間	8 日	8 日			(2)	午前8 時45分 から午 後5時 30分ま で	1時間	8 日	8 日	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
環 境 局 事 務	一 般	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	環 境 局 事 務	一 般	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

業所	事務	(2)	午前 7 時 45分 から午 後 4 時 30分ま で				
		[略]	[略]	[略]	[略]		
		(2)	午前 7 時 45分 から午 後 4 時 30分ま で				
業所	事務	(2)	午前 8 時から 午後 4 時 45分 まで				
		[略]	[略]	[略]	[略]		
		(2)	午前 8 時から 午後 4 時 45分 まで				
業所	事務	(2)	午前 8 時から 午後 4 時 45分 まで				
		[略]	[略]	[略]	[略]		
		(2)	午前 8 時から 午後 4 時 45分 まで				
業所	事務	(2)	午前 7 時 45分 から午 後 4 時 30分ま で				
		[略]	[略]	[略]	[略]		
		(2)	午前 7 時 45分 から午 後 4 時 30分ま で				
業所	事務	(2)	午前 8 時から 午後 4 時 45分 まで				
		[略]	[略]	[略]	[略]		
		(2)	午前 8 時から 午後 4 時 45分 まで				

環境一般自動車管理事務所		午前7時45分から午後4時30分まで	[略]	[略]	[略]	[略]
	作業長及び整備工	午前7時45分から午後4時30分まで	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

環境一般自動車管理事務所		午前8時から午後4時45分まで	[略]	[略]	[略]	[略]
	作業長及び整備工	午前8時から午後4時45分まで	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1、2 [略]

3 この表において、「一般事務」とは、事務的な業務に従事するものを、「行政技術」とは、施設の維持管理等の業務に従事するものをいう。

別表第2（第2条関係）

特別の勤務に従事する職員	勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等	分			

備考

1、2 [略]

別表第2（第2条関係）

特別の勤務に従事する職員	勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等	分			

		平日	午前10 (4) 時から 午後5 時まで																	
		平日	午前11 (5) 時30分 から午 後6時3 0分まで																	
		平日	正午か (6) ら午後 7時ま で																	
		平日	午後1 (7) 時から 午後8 時まで																	
		日曜 日及 び土 曜日	午前10 時から 午後5 時まで																	
地域 協働 局男 女共 同参 画課 男女	一般 事務		午前8 時45分 から午 後5時3 0分まで	1 時 間	月曜 日及 び1 週間 を通 じ2 日															

共同
参画
セン
ター

行財 政局 住民 課三 宮証 明サ ービ スコ ーナ ー	一般 事務	平日 (1)	午前7 時30分 から午 後2時3 0分まで	1 時間	9週 間を 通じ 18日	交 替 勤 務
		平日 (2)	午前8 時30分 から午 後3時3 0分まで			
		平日 (3)	午前9 時から 午後4 時まで			
		平日 (4)	午前10 時から 午後5 時まで			
		平日 (5)	午前11 時30分 から午 後6時3 0分まで			

								平日 (6)	正午から午後7時まで				
								平日 (7)	午後1時から午後8時まで				
								日曜日及び土曜日	午前10時から午後5時まで				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
環境局業務課	環境技術手		午前7時45分から午後4時30分まで	[略]	[略]			環境局業務課	環境技術手		午前8時から午後4時45分まで	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
環境局業務所	一般事務	(1)	午前7時45分から午後4時30分まで	[略]	[略]			環境局業務所	一般事務		午前8時から午後4時45分まで	[略]	[略]

			で				
		(2)	午前 8 時 から 午後 3 時まで	1 時 間	日 曜 日 及 び 土 曜 日		
	環 境 技 術 手		午前 7 時 45 分 から 午後 4 時 30 分 まで	[略]	[略]		
	管 理 員 及 び 施 設 管 理 員		午前 7 時 45 分 から 午後 2 時 45 分 まで	[略]	[略]		
環 境 局 自 動 車 管 理 事 務 所	一 般 自 事 務		午前 7 時 45 分 から 午後 4 時 30 分 まで	[略]	[略]		
	整 備 工	[略]	[略]	[略]	[略]		
		(2)	午前 7 時 45 分 から 午後 4 時 30 分 まで				
環 境	[略]		[略]	[略]	[略]		
	環 境 技 術 手		午前 8 時 から 午後 4 時 45 分 まで	[略]	[略]		
	管 理 員 及 び 施 設 管 理 員		午前 8 時 から 午後 3 時 まで	[略]	[略]		
環 境 局 自 動 車 管 理 事 務 所	一 般 自 事 務		午前 8 時 から 午後 4 時 45 分 まで	[略]	[略]		
	整 備 工	[略]	[略]	[略]	[略]		
		(2)	午前 8 時 から 午後 4 時 45 分 まで				
環 境	[略]		[略]	[略]	[略]		

局 東			略			局 東			略		
ク リ	[略		[略]	[[略	ク リ	[略		[略]	[[略
一 ン				略]		一 ン			略]		
セ ン						セ ン	環 境	午 前 7	1	日 曜	
タ ー						タ ー	技 術	時 30分	時	日 及	
							手	か ら 午	間	び 土	
								後 4 時	1	曜 日	
								5分まで		並 び	
										に 1	
										週 間	
										を 通	
										じ 平	
										日 1	
										日	
							平 日	午 前 7		8 週	交
							(1)	時 30分		間 を	替
								か ら 午		通 じ	勤
								後 0 時		21日	務
								ま で			
							平 日	午 前 7	1	8 週	
							(2)	時 30分	時	間 を	
								か ら 午	間	通 じ	
								後 4 時		21日	
								7 分 ま			
								で			
							日 曜	午 前 7		8 週	
							日 及	時 30分		間 を	
							び 土	か ら 午		通 じ	

機 械 操 作 手	(1)	午前 7	1 時 間 並 び に 1 週 間 を 通 じ 平 日 1 日	日 曜
		時 45 分		日 及
		から 午		び 土
		後 4 時 3		曜 日
		0 分 まで		並 び
	(2)	午前 8	1 週 間 を 通 じ 平 日 1 日	に 1
		時 30 分		週 間
		から 午		を 通
		後 5 時 1		じ 平
		5 分 まで		日 1

	曜 日	後 0 時 まで	21 日	
機 械 操 作 手	(1)	午前 7	1 時 間 並 び に 1 週 間 を 通 じ 平 日 1 日	日 曜
		時 30 分		日 及
		から 午		び 土
		後 4 時 1		曜 日
		5 分 まで		並 び
	(2)	午前 8	1 週 間 を 通 じ 平 日 1 日	に 1
		時 から		週 間
		午後 4		を 通
		時 45 分		じ 平
		まで		日 1
(3)	午前 7	1 週 間 を 通 じ 平 日 1 日	に 1	
	時 45 分		週 間	
	から 午		を 通	
	後 4 時 3		じ 平	
	0 分		日 1	
(4)	午前 8	1 週 間 を 通 じ 平 日 1 日	に 1	
	時 30 分		週 間	
	から 午		を 通	
	後 5 時 1		じ 平	
	5 分 まで		日 1	
平 日	(1)	午前 7 時 30 分 から 午 後 0 時 まで	8 週 交 間 を 替 通 じ 勤 21 日 務	

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

			から午後 5時1 5分まで			
		平日 及び 土曜 日	午前7 時30分 から午 後4時1 5分まで	1 時 間 24日	8週 間を 通じ 24日	交 替 勤 務
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1、2 [略]

3 この表において、「一般事務」とは、事務的な業務に従事するものを、「行政技術」とは、施設の維持管理等の業務に従事するものをいう。

備考

1、2 [略]

(工事検査規程の一部改正)

第14条 神戸市工事検査規程（平成18年3月訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(検査員の指定に係る協議)	(検査員の指定に係る協議)
第4条 主管課長は、検査員候補者名簿から検査員を指定しようとするときは、 <u>建設局技術管理課課長（工事監理担当）</u> に協議するものとする。	第4条 主管課長は、検査員候補者名簿から検査員を指定しようとするときは、 <u>建設局担当課長（工事監理担当）</u> に協議するものとする。

(電子署名規程の一部改正)

第15条 電子署名規程（平成18年3月訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(電子署名)	(電子署名)
第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、 <u>行財政局業務改革課課長（総務・文書改革担当）</u> （以下「総務・文書改革担当課長」という。）及び <u>企画調整局デジタル戦略部課長（情報政策担当）</u> の合議を得たものについては、他の方法により	第3条 電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、 <u>行財政局担当課長（総務・文書改革担当）</u> （以下「総務・文書改革担当課長」という。）及び <u>企画調整局デジタル戦略部担当課長（情報政策担当）</u> の合議を得たものについては、他の方法により電

電子署名を行うことができる。

(非カード型電子署名管理者)

第8条 [略]

2 非カード型電子署名管理者に事故があるとき、又は非カード型電子署名管理者が欠けたときは、その所管の係長がその事務を代行することができる。

3 [略]

別表(第4条関係)

電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
[略]	[略]
区長	当該区役所総務部地域協働課課長(総務担当)
部(区役所を含む。) 若しくは部に相当する室若しくは本部又は課(区役所、区役所支所、福祉事務所及	各事務主管課の長(当該事務を掌理する課長を含む。)

子署名を行うことができる。

(非カード型電子署名管理者)

第8条 [略]

2 非カード型電子署名管理者に事故があるとき、又は非カード型電子署名管理者が欠けたときは、その所管の係長又は担当係長がその事務を代行することができる。

3 [略]

別表(第4条関係)

電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
[略]	[略]
区長	当該区役所総務部担当課長(総務担当)
部(区役所を含む。) 若しくは部に相当する室若しくは本部又は課(区役所、区役所支所、福祉事務所及	各事務主管課の長(当該事務を掌理する担当課長を含む。)

び事業所の 課を含む。) 若しくは課 に相当する 室若しくは センターの 長	び事業所の 課を含む。) 若しくは課 に相当する 室若しくは センターの 長
--	--

(職員出勤簿等取扱等規程の一部改正)

第16条 神戸市職員出勤簿等取扱等規程（平成18年3月訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出勤簿等の管理)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定によりがたい事情があると認められる職員の出勤簿については、その管理を行財政局人事課長が定めるところにより、別の者に行わせることができる。</p>	<p>(出勤簿等の管理)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>担当局長、担当部長、担当課長その他の</u>同項の規定によりがたい事情があると認められる職員の出勤簿については、その管理を行財政局人事課長が定めるところにより、別の者に行わせることができる。</p>

(要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程の一部改正)

第17条 神戸市要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程(平成18年12月訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(コンプライアンス推進責任者等)</p> <p>第6条 コンプライアンスを推進するための責任者として次の各号に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) コンプライアンス推進副責任者 (以下「推進副責任者」という。) <u>課長</u>その他これに準ずる者(所属長を除く。)</p> <p>(3)、(4) [略]</p>	<p>(コンプライアンス推進責任者等)</p> <p>第6条 コンプライアンスを推進するための責任者として次の各号に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) コンプライアンス推進副責任者 (以下「推進副責任者」という。) <u>担当課長</u>その他これに準ずる者 (所属長を除く。)</p> <p>(3)、(4) [略]</p>

(区役所等に係る職員の兼務に関する規程の一部改正)

第18条 神戸市区役所等に係る職員の兼務に関する規程(平成19年3月30日訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(住民課職員の兼務)	(住民課職員の兼務)
<p>第2条 <u>地域協働局住民課</u>に勤務を命ぜられたものにおいて前条第2号及び第3号に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、区役所等において当該事務に従事する職を兼ねるものとする。</p>	<p>第2条 <u>行財政局住民課</u>に勤務を命ぜられたものにおいて前条第2号及び第3号に掲げる事務に従事する職員は、辞令を用いることなく、区役所等において当該事務に従事する職を兼ねるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

神戸市告示第76号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和5年4月17日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

中央区東川崎町2丁目14番、20番の各一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、クロロエチレン、ベンゼン、
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別図

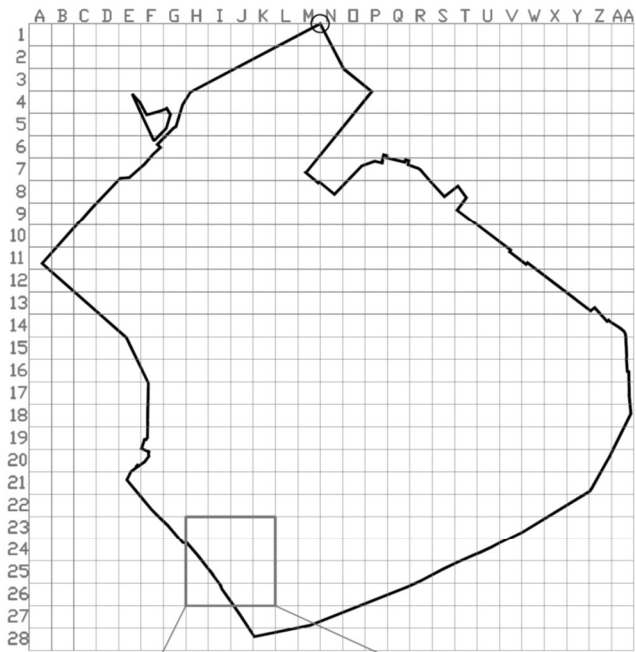
< 起点 >

起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端（No.3126）地点とする

< 格子の回転角度 >

24°12' 28"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

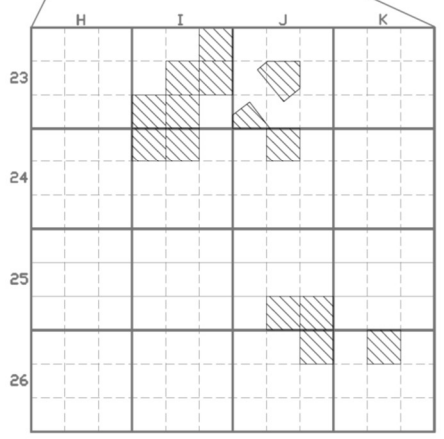
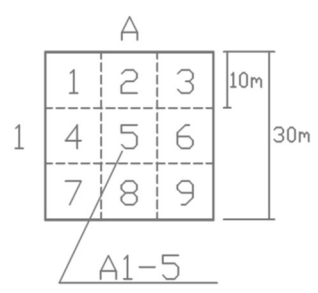


凡例

- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

< 30m格子図 >

単位区画番号



< 10m格子図 >

神戸市告示第80号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、神戸市建設局下水道部管路課において一般の縦覧に供する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 供用開始及び下水の処理開始の年月日

令和5年5月12日

2 下水を排除する区域及び処理する区域並びに供用を開始する排水施設の位置

兵庫区 駅南通5丁目の一部

須磨区 多井畑、高倉台6丁目の一部

北 区 有野町有野、有野町唐櫃、菖蒲が丘1丁目の各一部

西 区 伊川谷町潤和、伊川谷町有瀬、南別府3丁目、櫛谷町松本、押部谷町福住の各一部

3 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

4 終末処理場の名称及び位置

(1) 兵庫区及び須磨区は、西部処理場

(2) 北区は、兵庫県武庫川上流浄化センター

(3) 西区は、玉津処理場

神戸市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF高輪ビル6階
ソニーペイメントサービス株式会社
代表取締役 中村 英彦
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入等
キャッシュレス決済を利用して納付する証明書交付等申請にかかる手数料、その他経費
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和5年4月1日

神戸市告示第82号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

法人名	NPO法人ぱれっと
代表者	川田 晋
所在地	神戸市西区枝吉4丁目86番地1
目的	この法人は、高齢者や障害者が住み慣れた居宅及び地域で自立した生活をいつまでも送れるように、生活支援事業及び就労・自立支援を含めた社会参画支援事業を行う。また、地域福祉向上に関する調査・研究や啓蒙啓発活動、ボランティアの育成なども行う。これにより、高齢者及び障害者の日常生活を包括的にサポートし、高齢者・障害者の自立と生きる目的作りを支えると共に、高齢者・障害者福祉の向上及び地域生活の活性化に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和4年11月29日から令和9年11月28日まで）

神戸市告示第83号

神戸市有馬温泉の館条例（平成13年4月条例第18号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、神戸市有馬温泉の館の指定管理者となった一般財団法人神戸観光局が、その収入として收受する神戸市有馬温泉の館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、条例第5条第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 4月1日からの利用料金

(1) 利用料金の額

ア 1回分の券（1人につき）

区分	金の湯	銀の湯
大人（12歳以上）	650円	550円
中人（6歳以上12歳未満）	340円	290円
小人（大人及び中人以外）	140円	120円

イ 11回分の券（1人につき）

区分	金の湯	銀の湯
大人（12歳以上）	6,500円	5,500円
中人（6歳以上12歳未満）	3,400円	2,900円
小人（大人及び中人以外）	1,400円	1,200円

(2) 利用料金の減額

ア 利用料金の11回分の券において大人区分のみ、土曜日及び日曜日と国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）に限り利用する場合は、「平日専用11回分の券」とし、次のとおり減額する。

区分	金の湯	銀の湯
大人（12歳以上）	5,500円	4,500円

備考

- 平日専用の11回分の券で土曜日、日曜日、休日に利用する場合は、100円を追加徴収する。
- 11回分の券で平日に利用する場合において、平日専用の11回分の券との差額の返金はしない。

イ 神戸市立有馬温泉の館金の湯、銀の湯及び神戸市立太閤の湯殿館を複数施設利用する場合は、次のとおりとする。

(ア) 金の湯、銀の湯の両施設とも利用する場合は、1回分の券を「2館共通券」とし、次のとおり利用料金を減額する。また、有効期間は発行日から1年間とする。

区分	2館共通券	内訳	
		金の湯	銀の湯
大人（12歳以上）	850円	460円	390円

(イ) 金の湯、銀の湯、太閤の湯殿館の3施設すべてを利用する場合は、1回分の券を「3

館共通券」とし、次のとおり利用料金を減額する。また、有効期間は発行日から1年間とする。

区分	3館共通券	内訳		
		金の湯	銀の湯	太閤の湯殿館
大人(12歳以上)	1,000円	460円	390円	150円

(ウ) 神戸市立有馬温泉観光交流センターの会議室または和室を利用し、かつ前項の「3館共通券」を購入した場合、次のとおり利用料金を減額する。

区分	3館共通券	内訳		
		金の湯	銀の湯	太閤の湯殿館
大人(12歳以上)	680円	320円	270円	90円

ウ 旅行会社等が大人、中人合わせて11名以上の団体(以下「団体」という。)で利用する場合は、次のとおりとする。

(ア) 団体で金の湯又は銀の湯を利用し、かつ代表者(添乗員等)が利用当日に一括で利用料金を精算する場合は、次のとおり利用料金を減額する。

区分	金の湯		銀の湯	
	平日	休日	平日	休日
大人(12歳以上)	500円	550円	400円	460円
中人(6歳以上12歳未満)	290円	290円	250円	250円

エ その他指定管理者として特に必要があると認めるときは、指定管理者がその都度定める額に減額する。

(3) 施行日

この利用料金は、令和5年4月1日から施行する。

2 4月26日からの利用料金

(1) 利用料金の額

ア 1回分の券(1人につき)

区分	金の湯	銀の湯
大人(15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者)	800円	700円
小人(6歳に達した日以降の最初の3月31日が終了した者で大人を除く)	350円	300円
未就学児(大人及び小人以外の者)	140円	120円

イ 11回分の券(1人につき)

区分	金の湯	銀の湯
大人(15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者)	8,000円	7,000円
小人(6歳に達した日以降の最初の3月31日が終了した者で大人を除く)	3,500円	3,000円

(2) 利用料金の減額

ア 年末年始、ゴールデンウィーク、お盆期間等を除く平日に利用する者について、次のとおり利用料金を減額する。

区分	金の湯	銀の湯
大人（15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者）	650円	550円
小人（6歳に達した日以降の最初の3月31日が終了した者で大人を除く）	350円	300円
未就学児（大人及び小人以外の者）	140円	120円

イ 神戸市立有馬温泉の館金の湯、銀の湯及び神戸市立太閤の湯殿館を複数施設利用する場合は、次のとおりとする。

(ア) 金の湯、銀の湯の両施設とも利用する場合は、1回分の券を「2館共通券」とし、次のとおり利用料金を減額する。また、有効期間は発行日から1か月間とする。

区分	2館共通券	内訳	
大人（15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者）	1,200円	金の湯	銀の湯
		650円	550円

ウ 旅行会社が大人11名以上の団体（以下「団体」という。）で金の湯または銀の湯を年末年始、ゴールデンウィーク、お盆期間等を除く平日に利用し、かつ代表者（添乗員等）が利用当日に一括で利用料金を精算する場合は、次のとおり利用料金を減額する。

区分	金の湯	銀の湯
大人（15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了した者）	600円	500円

エ その他指定管理者として特に必要があると認めるときは、指定管理者がその都度定める額に減額する。

(3) 施行日

この利用料金は、令和5年4月26日から施行する。

神戸市告示第84号

神戸市立有馬温泉観光交流センター条例（平成15年3月条例第65号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、指定管理者がその収入として収受する神戸市立有馬温泉観光交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について条例第5条第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額

区分	利用料金			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	全日（午前9時から午後5時まで）	時間外（1時間につき）
多目的室の全室	2,000円	3,000円	5,000円	800円
多目的室の半室	1,000円	1,500円	2,500円	400円
会議室	1時間につき700円			
和室	1時間につき1,000円			

備考 条例第1条に規定する目的以外の目的であつて、かつ営利を目的とする使用にあつては、当該額の5倍に相当する額とする。

2 施行日

この利用料金は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市告示第85号

神戸市立太閤の湯殿館条例（平成11年3月条例第42号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、指定管理者がその収入として収受する神戸市立太閤の湯殿館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について条例第5条第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 利用料金の額

区分	個人の利用	団体の利用（1人あたりの料金）		
		30人以上 50人未満	50人以上 100人未満	100人以上
児童及び生徒	100円	90円	80円	70円
一般	200円	180円	160円	140円

備考

- (1) この表において「団体」とは、30人以上の人員が一団となっているものをいう。
- (2) この表において「児童及び生徒」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校もしくは高等学校に在学する児童もしくは生徒またはこれらに準ずるものをいう。
- (3) この表において「一般」とは、児童及び生徒並びに学校教育法第1条に規定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。

2 施行日

この利用料金は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市告示第86号

使用料の徴収事務の委託(神戸市立水産体験学習館)(令和3年5月神戸市告示第111号)
は、廃止する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市告示第87号

神戸市立海づり公園条例（昭和51年4月条例第27号）第16条の規定により、神戸市立平磯海づり公園の指定管理者となった一般財団法人神戸農政公社が、同条例第5条第1項の規定により、その収入として収受する海づり公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項の規定により承認をしたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金

(1) 釣り料、入園料及び駐車料

利用料金 公園名	釣り料		入園料	駐車料		
	基本釣り料	割増釣り料		基本駐車料	割増駐車料	単車駐車料
神戸市立平磯海づり公園	1人につき 1,000円 (600円)	1人1時間につき 250円 (150円)	1人1回につき 200円 (100円)	普通車1台1回につき 500円	1台1時間につき 100円	1台1回につき 100円

備考

- 基本釣り料は、公園に入園した時から4時間を経過するときまでの利用に係る料金をいい、基本駐車料は、普通自動車駐車場に入場した時から4時間を経過する時までの利用に係る料金をいう。
- ()内の利用料金は、年齢が6歳以上16歳未満の者に対して適用する。
- 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

(2) 許可に係る利用料金

区分	許可に係る利用料金
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 40,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき 80,000円
展示会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を一時的に独占をして使用する場合	1平方メートル 1日につき 200円

備考

1日未満、1平方メートル未満の端数は、それぞれ1日、1平方メートルとして計算する。

2 施行日

令和5年4月1日

神戸市告示第88号

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により，垂水漁港岸壁・物揚場に係る使用料の徴収事務を次の者に委託したので告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

委託先住所：神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏名：神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山田 智昭

委託期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務を次の者に委託する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先

名称	所在地
株式会社神東	神戸市東灘区魚崎浜町17番地6
株式会社ウイング	神戸市東灘区御影石町2丁目14番21号
株式会社吉岡清掃	神戸市東灘区御影塚町1丁目4-3
株式会社トーホーストア	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
株式会社河田商会	神戸市東灘区向洋町東2丁目4番地
株式会社森川貫一商店	神戸市東灘区住吉南町4丁目1番7号
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3-19
株式会社マキ包装	神戸市東灘区森南町3丁目4番8号
株式会社上野商事	神戸市東灘区深江南町4丁目7番3号
有限会社モリカワ	神戸市東灘区深江浜町1番
神戸市東部水産物卸売協同組合	神戸市東灘区深江浜町1番1
株式会社兵庫容器販売センター	神戸市東灘区深江浜町1番1
有限会社菅野商店	神戸市東灘区深江浜町1番地1
株式会社シンセー	神戸市灘区都通2丁目1番16号
株式会社北神	神戸市灘区浜田町1丁目1番22号
有限会社神戸清掃舎	神戸市灘区味泥町7番32号
株式会社リョーサン	神戸市中央区雲井通2丁目1番29-204号
有限会社富士商会	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目1番281号
石原アメニテック株式会社	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
宇治川商業協同組合	神戸市中央区下山手通8丁目9-27
薬カッチャン	神戸市中央区旗塚通5丁目3-8
株式会社沖食器	神戸市中央区元町通4丁目3番12号
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1-1
株式会社井原商店	神戸市中央区相生町4丁目4番13号
株式会社加納商店	神戸市中央区二宮町3丁目10番11号
大安亭市場協同組合	神戸市中央区八雲通5丁目4-17
株式会社極東エンタープライズ	神戸市中央区脇浜町2丁目1番8号
有限会社MINATO	神戸市中央区脇浜町3丁目7番5号
株式会社アダチ	神戸市兵庫区駅南通3丁目5番16号
藤定運輸株式会社	神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
株式会社顕木	神戸市兵庫区上沢通3丁目3番6号
株式会社イナガワ	神戸市兵庫区水木通5丁目2-7
株式会社ユウコウ	神戸市兵庫区大開通3丁目1番35号

神戸水産物卸協同組合	神戸市兵庫区中之島1丁目1番1号
神戸中央青果卸売協同組合	神戸市兵庫区中之島1丁目1番1号
株式会社かご武	神戸市兵庫区中之島1丁目1番4号
東山商店街振興組合	神戸市兵庫区東山町2丁目3-20
株式会社長澤音次郎商店	神戸市兵庫区門口町1番15号
有限会社大清	神戸市長田区苅藻島町1丁目1-43
神港衛生株式会社	神戸市長田区苅藻島町2丁目2番11号
株式会社松本興業社	神戸市長田区五番町5丁目1番地27-104号
有限会社リカーショップタナカ	神戸市長田区川西通3丁目6
株式会社イノウエ	神戸市長田区東尻池町9丁目1番20号
株式会社白石組	神戸市長田区片山町1丁目15番20号
有限会社オフィスドリーム	神戸市長田区蓮宮通2丁目2-10
株式会社マスオカ	神戸市長田区六番町2丁目1番地の27
腕塚食材商業協同組合	神戸市長田区腕塚町5丁目3番1-001号
月見山公設市場協同組合	神戸市須磨区月見山本町2丁目1番15号
有限会社デルタベシック	神戸市須磨区常磐町1丁目1番4号
ゼニヤ産業株式会社	神戸市須磨区多井畑南町19-16
カドヤ産商株式会社	神戸市須磨区弥栄台1丁目1番地
有限会社美化推進西山商店	神戸市垂水区つつじが丘1丁目6番地の10
有限会社舞子運送	神戸市垂水区西舞子4丁目6番10号
昭和商事有限会社	神戸市西区伊川谷町有瀬1450-1
株式会社曾根物産	神戸市西区玉津町今津427-1
有限会社ナガタ商会	神戸市西区見津が丘6丁目1番地の1
サンベビー株式会社	神戸市西区上新地3丁目2番9号
株式会社オカダ	神戸市西区池上1丁目11番5号
株式会社山陽	神戸市西区平野町堅田338番地
アークランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
イオンリテールストア株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
ウェルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田2丁目2番15号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
DCM株式会社	東京都品川区南大井6丁目22番7号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
株式会社西友	東京都北区赤羽2丁目1番1号
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台2丁目19番10号
大木開発株式会社	愛知県豊橋市広小路1丁目43番
株式会社ボトルワールドOK	奈良県吉野郡吉野町大字新子317番地
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪府大阪市西区阿波座1丁目5番16号
株式会社光洋	大阪府大阪市北区天神橋2丁目3番16号
近畿クリーンエイド販売株式会社	大阪府大阪市東成区東小橋1丁目11番10号
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町4丁目401番地1
三栄商事株式会社	大阪府東大阪市新池島町2丁目19番16号

株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野225番地1
ゴダイ株式会社	兵庫県姫路市錦町104番地スクエアビル2F
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129-1
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南1丁目3番52号
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

2 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

神戸市告示第90号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850680071	介護老人保健施設ヴィラ光陽	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7番地	医療法人社団南淡千遙会	兵庫県南あわじ市賀集福井560番地	令和5年4月1日	介護予防短期入所療養介護
2850680071	介護老人保健施設ヴィラ光陽	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7番地	医療法人社団南淡千遙会	兵庫県南あわじ市賀集福井560番地	令和5年4月1日	介護予防通所リハビリテーション
2850680071	介護老人保健施設ヴィラ光陽	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7番地	医療法人社団南淡千遙会	兵庫県南あわじ市賀集福井560番地	令和5年4月1日	短期入所療養介護
2850680071	介護老人保健施設ヴィラ光陽	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7番地	医療法人社団南淡千遙会	兵庫県南あわじ市賀集福井560番地	令和5年4月1日	通所リハビリテーション
2855280091	医療法人聖和錦秀会介護老人保健施設たちばな苑	兵庫県神戸市西区神出町勝成78-53	医療法人聖和錦秀会	大阪府和泉市あゆみ野1丁目7番1号	令和5年4月1日	介護予防短期入所療養介護

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

2855280091	医療法人聖和錦秀会介護老人保健施設たちばな苑	兵庫県神戸市西区神出町勝成78-53	医療法人聖和錦秀会	大阪府和泉市あゆみ野1丁目7番1号	令和5年4月1日	短期入所療養介護
2860690326	訪問看護ステーション珊瑚	兵庫県神戸市長田区長楽町6丁目2番29号	株式会社ロックリーヴル	兵庫県神戸市長田区長楽町6丁目2番29号	令和5年4月1日	介護予防訪問看護
2860690326	訪問看護ステーション珊瑚	兵庫県神戸市長田区長楽町6丁目2番29号	株式会社ロックリーヴル	兵庫県神戸市長田区長楽町6丁目2番29号	令和5年4月1日	訪問看護
2860890496	たるみな訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区宮本町1-28	株式会社ニッコー・ケイサービス	大阪府大阪市西区本田3丁目2番1号	令和5年4月1日	介護予防訪問看護
2860890496	たるみな訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区宮本町1-28	株式会社ニッコー・ケイサービス	大阪府大阪市西区本田3丁目2番1号	令和5年4月1日	訪問看護
2870103831	デイサービススイッチオン神戸御影	兵庫県神戸市東灘区御影本町8-1-8	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16番10号	令和5年4月1日	通所介護
2870103849	ジャスミンケアプランセンター	兵庫県神戸市東灘区深江北町1丁目7番27号 西芦屋ローズプラザ35号	株式会社Allegria	兵庫県神戸市東灘区深江北町1丁目7番27号	令和5年4月1日	居宅介護支援

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

2870503964	モーツアルトいのり	兵庫県神戸市兵庫区松原通2丁目1番17-1号	社会福祉法人フジの会	京都府京都市伏見区深草泓ノ壺町37番地の1	令和5年4月1日	居宅介護支援
2870603731	ライフワン神戸	兵庫県神戸市長田区平和台町2-4-13-101	株式会社Life Innovation	大阪府吹田市山田南6番8号	令和5年4月1日	介護予防福祉用具貸与
2870603731	ライフワン神戸	兵庫県神戸市長田区平和台町2-4-13-101	株式会社Life Innovation	大阪府吹田市山田南6番8号	令和5年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
2870603731	ライフワン神戸	兵庫県神戸市長田区平和台町2-4-13-101	株式会社Life Innovation	大阪府吹田市山田南6番8号	令和5年4月1日	特定福祉用具販売
2870603731	ライフワン神戸	兵庫県神戸市長田区平和台町2-4-13-101	株式会社Life Innovation	大阪府吹田市山田南6番8号	令和5年4月1日	福祉用具貸与
2870603749	長田すみれ園ショートステイサービス	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号	社会福祉法人すみれ会	兵庫県神戸市長田区鹿松町2丁目9番43号	令和5年4月1日	介護予防短期入所生活介護
2870603749	長田すみれ園ショートステイサービス	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号	社会福祉法人すみれ会	兵庫県神戸市長田区鹿松町2丁目9番43号	令和5年4月1日	短期入所生活介護

2870804610	ケアステーションあうる	兵庫県神戸市垂水区福田4丁目5-10 福田マンション 108号	株式会社かもあ	兵庫県神戸市垂水区福田4丁目5番10号	令和5年4月1日	訪問介護
2870804628	エルフ ケアプランセンター西神戸	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	社会福祉法人正福会	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1丁目1番10号くつろぎ・つるみ荘	令和5年4月1日	居宅介護支援
2870804636	特別養護老人ホームオレンジ神戸 Duo	兵庫県神戸市垂水区美山台3丁目18番12号	社会福祉法人恵愛園	兵庫県西宮市山口町名来1076番地1	令和5年4月1日	介護予防短期入所生活介護
2870804636	特別養護老人ホームオレンジ神戸 Duo	兵庫県神戸市垂水区美山台3丁目18番12号	社会福祉法人恵愛園	兵庫県西宮市山口町名来1076番地1	令和5年4月1日	短期入所生活介護
2870804644	特別養護老人ホームオレンジ神戸 式番館	兵庫県神戸市垂水区美山台3丁目18番12号	社会福祉法人恵愛園	兵庫県西宮市山口町名来1076番地1	令和5年4月1日	介護予防短期入所生活介護
2870804644	特別養護老人ホームオレンジ神戸 式番館	兵庫県神戸市垂水区美山台3丁目18番12号	社会福祉法人恵愛園	兵庫県西宮市山口町名来1076番地1	令和5年4月1日	短期入所生活介護
2870804651	エルフ ヘルパーテーション西神戸	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	社会福祉法人正福会	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1丁目1番10号くつろぎ・つるみ荘	令和5年4月1日	訪問介護

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

2875004232	訪問介護事業所 COLOR	兵庫県神戸市北区谷上西町27番2号	株式会社アリー	兵庫県神戸市北区谷上東町3番11-701号	令和5年4月1日	訪問介護
2875104404	デイサービスらしく2号館	兵庫県神戸市中央区筒井町3丁目2-25 リーガーデン1F	株式会社コムクト	兵庫県神戸市中央区筒井町3丁目2番25号	令和5年4月1日	通所介護
2875205243	ケアプランセンターおしべ	兵庫県神戸市西区押部谷町栄193-4	医療法人和敬会	兵庫県三木市大塚1丁目5番89号	令和5年4月1日	居宅介護支援
2875205276	訪問介護和み	兵庫県神戸市西区宮下2丁目6-20 藤ハイツB棟202号室	株式会社和み	兵庫県神戸市長田区宮川町4丁目8番地1号 ルネ神戸宮川町さくら坂405号	令和5年4月1日	訪問介護

神戸市告示第91号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870103831	デイサービススイッチオン神戸御影	兵庫県神戸市東灘区御影本町8-1-8	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16番10号	令和5年4月1日	介護予防通所サービス
2870804610	ケアステーションあうる	兵庫県神戸市垂水区福田4丁目5-10 福田マンション108号	株式会社かもあ	兵庫県神戸市垂水区福田4丁目5番10号	令和5年4月1日	介護予防訪問サービス
2870804651	エルフヘルパーステーション西神戸	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	社会福祉法人正福会	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1丁目1番10号くつろぎ・つるみ荘	令和5年4月1日	介護予防訪問サービス
2870804651	エルフヘルパーステーション西神戸	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	社会福祉法人正福会	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1丁目1番10号くつろぎ・つるみ荘	令和5年4月1日	生活支援訪問サービス
2870909443	訪問介護ステーションえがおの陽	兵庫県西宮市生瀬町2丁目10-20	株式会社えがおの陽	兵庫県西宮市北六甲台2丁目15-15	令和5年4月1日	介護予防訪問サービス

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

2870909443	訪問介護ステーション えがおの陽	兵庫県西宮市生瀬町2丁目10-20	株式会社えがおの陽	兵庫県西宮市北六甲台2丁目15-15	令和5年4月1日	生活支援訪問サービス
2873000745	サンホームあまがさき デイサービスセンター	兵庫県尼崎市大庄北3丁目15番1号	社会福祉法人博愛福祉会	兵庫県加古川市平岡町新在家2333-2	令和5年4月1日	介護予防通所サービス
2875004232	訪問介護事業所 COLOR	兵庫県神戸市北区谷上西町27番2号	株式会社アリー	兵庫県神戸市北区谷上東町3番11-701号	令和5年4月1日	介護予防訪問サービス
2875004232	訪問介護事業所 COLOR	兵庫県神戸市北区谷上西町27番2号	株式会社アリー	兵庫県神戸市北区谷上東町3番11-701号	令和5年4月1日	生活支援訪問サービス
2875104073	有限会社山陽メディカル山陽ケアセンター神戸	兵庫県神戸市中央区国香通5丁目2番30号 国香レジデンス202	有限会社山陽メディカル	兵庫県神戸市東灘区西岡本2丁目26-1-1224	令和5年4月1日	生活支援訪問サービス
2875104404	デイサービスらしく2号館	兵庫県神戸市中央区筒井町3丁目2-25 リーガーデン1F	株式会社コムクト	兵庫県神戸市中央区筒井町3丁目2番25号	令和5年4月1日	介護予防通所サービス
2875205276	訪問介護和み	兵庫県神戸市西区宮下2丁目6-20 藤ハイツB棟202号室	株式会社和み	兵庫県神戸市長田区宮川町4丁目8番地1号 ルネ神戸宮川町さくら坂405号	令和5年4月1日	介護予防訪問サービス

2875205276	訪問介護 和み	兵庫県神戸 市西区宮下 2丁目6- 20 藤ハイ ツB棟202 号室	株式会社和 み	兵庫県神戸 市長田区宮 川町4丁目 8番地1号 ルネ神戸宮 川町さくら 坂405号	令和5年4 月1日	生活支援訪 問サービス
2895000525	リハビリ特 化型ディス サービス ブ ルースカイ	兵庫県神戸 市北区筑紫 が丘5丁目 12-11	スポーツリ ハケアサポ ート株式会 社	兵庫県神戸 市北区甲栄 台5丁目10 番19号	令和5年4 月1日	介護予防通 所サービス

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市告示第92号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890100445	コウダイケ アコールセ ンター神戸 東	兵庫県神戸 市東灘区岡 本3-10- 16 アメニ ティコート 岡本109	コウダイケ アサービス 株式会社	兵庫県神戸 市中央区八 幡通3丁目 1番14号3 F	令和5年4 月1日	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護
2890500263	コウダイケ アコールセ ンター湊川	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町2-20 -1105	コウダイケ アサービス 株式会社	兵庫県神戸 市中央区八 幡通3丁目 1番14号3 F	令和5年4 月1日	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護
2890700343	グループホ ームわたぼ うし	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺字藪中 1242	医療法人社 団林山朝日 診療所	兵庫県神戸 市長田区林 山町7番地 の5	令和5年4 月1日	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護
2890700343	グループホ ームわたぼ うし	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺字藪中 1242	医療法人社 団林山朝日 診療所	兵庫県神戸 市長田区林 山町7番地 の5	令和5年4 月1日	認知症対応 型共同生活 介護
2890800648	くつろぎの 家エルフ・ 本多間	兵庫県神戸 市垂水区本 多間1丁目 13-4	社会福祉法 人正福会	大阪府大阪 市鶴見区中 茶屋1丁目 1番10号く つろぎ・つ るみ荘	令和5年4 月1日	介護予防認 知症対応型 共同生活介 護

2890800648	くつろぎの家エルフ・本多聞	兵庫県神戸市垂水区本多聞1丁目13-4	社会福祉法人正福会	大阪府大阪府市鶴見区中茶屋1丁目1番10号くつろぎ・つるみ荘	令和5年4月1日	認知症対応型共同生活介護
2890800655	くつろぎの家エルフ・神陵台	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	社会福祉法人正福会	大阪府大阪府市鶴見区中茶屋1丁目1番10号くつろぎ・つるみ荘	令和5年4月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2890800655	くつろぎの家エルフ・神陵台	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	社会福祉法人正福会	大阪府大阪府市鶴見区中茶屋1丁目1番10号くつろぎ・つるみ荘	令和5年4月1日	介護予防認知症対応型通所介護
2890800655	くつろぎの家エルフ・神陵台	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	社会福祉法人正福会	大阪府大阪府市鶴見区中茶屋1丁目1番10号くつろぎ・つるみ荘	令和5年4月1日	認知症対応型共同生活介護
2890800655	くつろぎの家エルフ・神陵台	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	社会福祉法人正福会	大阪府大阪府市鶴見区中茶屋1丁目1番10号くつろぎ・つるみ荘	令和5年4月1日	認知症対応型通所介護
2890800663	オービーホーム神陵台定期巡回	兵庫県神戸市垂水区神陵台8-1-12 イトウビル3F北	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273番7	令和5年4月1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

2890800671	エルフ あ んしんセン ター・垂水	兵庫県神戸 市垂水区西 脇1丁目4 -9-1	社会福祉法 人正福会	大阪府大阪 市鶴見区中 茶屋1丁目 1番10号く つろぎ・つ るみ荘	令和5年4 月1日	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看 護
2895000525	リハビリ特 化型ディス サービス ブ ルースカイ	兵庫県神戸 市北区筑紫 が丘5丁目 12-11	スポーツリ ハケアサポ ート株式会 社	兵庫県神戸 市北区甲栄 台5丁目10 番19号	令和5年4 月1日	地域密着型 通所介護
2895200539	看護小規模 多機能型居 宅介護 み たに	兵庫県神戸 市西区水谷 1丁目19番 28号	社会福祉法 人神戸日の 出会	兵庫県神戸 市西区平野 町印路字下 四ッ塚887 -8	令和5年4 月1日	複合型サー ビス（看護 小規模多機 能型居宅介 護）

神戸市告示第93号

次の施設について、介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の指定をしたので、同法第93条の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870804636	特別養護老人ホームオレンジ神戸 Duo	兵庫県神戸市垂水区美山台3丁目18番12号	社会福祉法人恵愛園	兵庫県西宮市山口町名来1076番地1	令和5年4月1日	介護老人福祉施設
2870804644	特別養護老人ホームオレンジ神戸 式番館	兵庫県神戸市垂水区美山台3丁目18番12号	社会福祉法人恵愛園	兵庫県西宮市山口町名来1076番地1	令和5年4月1日	介護老人福祉施設

神戸市告示第94号

次の施設について、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の許可をしたので、同法第104条の2第1号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850680071	介護老人保健施設ヴィラ光陽	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7番地	医療法人社団南淡千遙会	兵庫県南あわじ市賀集福井560番地	令和5年4月1日	介護老人保健施設
2855280091	医療法人聖和錦秀会介護老人保健施設たちばな苑	兵庫県神戸市西区神出町勝成78-53	医療法人聖和錦秀会	大阪府和泉市あゆみ野1丁目7番1号	令和5年4月1日	介護老人保健施設

神戸市告示第95号

次の施設について、介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の許可をしたので、同法第114条の7第1号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
28B0500011	介護医療院 すまいれすと夢野	兵庫県神戸市兵庫区熊野町5丁目15番14号	医療法人社 団良清会	兵庫県神戸市須磨区大手字大谷3番地の1	令和5年4月1日	介護医療院

神戸市告示第96号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2850680022	介護老人保健施設ヴィラ光陽	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7	医療法人社団光陽会	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7	令和5年3月31日	介護予防短期入所療養介護
2850680022	介護老人保健施設ヴィラ光陽	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7	医療法人社団光陽会	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7	令和5年3月31日	介護予防通所リハビリテーション
2850680022	介護老人保健施設ヴィラ光陽	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7	医療法人社団光陽会	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7	令和5年3月31日	短期入所療養介護
2850680022	介護老人保健施設ヴィラ光陽	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7	医療法人社団光陽会	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7	令和5年3月31日	通所リハビリテーション
2855280034	医療法人財団兵庫錦秀会介護老人保健施設たちばな苑	兵庫県神戸市西区神出町勝成78-53	医療法人財団兵庫錦秀会	兵庫県神戸市西区神出町勝成78-53	令和5年3月31日	介護予防短期入所療養介護

2855280034	医療法人財団兵庫錦秀会介護老人保健施設たちばな苑	兵庫県神戸市西区神出町勝成 78-53	医療法人財団兵庫錦秀会	兵庫県神戸市西区神出町勝成 78-53	令和5年3月31日	介護予防通所リハビリテーション
2855280034	医療法人財団兵庫錦秀会介護老人保健施設たちばな苑	兵庫県神戸市西区神出町勝成 78-53	医療法人財団兵庫錦秀会	兵庫県神戸市西区神出町勝成 78-53	令和5年3月31日	短期入所療養介護
2855280034	医療法人財団兵庫錦秀会介護老人保健施設たちばな苑	兵庫県神戸市西区神出町勝成 78-53	医療法人財団兵庫錦秀会	兵庫県神戸市西区神出町勝成 78-53	令和5年3月31日	通所リハビリテーション
2870202633	ももケアプランセンター	兵庫県神戸市灘区八幡町3丁目6-17 六甲ビィラ 202号	株式会社 MOMO	兵庫県神戸市灘区森後町1丁目5番11-1001号	令和5年3月31日	居宅介護支援
2870501554	パワーデイサービス	兵庫県神戸市兵庫区塚本通1丁目2番2号ニッシン第2ビル	株式会社ニッシンケアサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通4丁目9-5ニッシンビル 101	令和5年3月9日	通所介護
2870601487	愛の園ホームヘルプステーション	兵庫県神戸市長田区大塚町5丁目1番7号 202・203号	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字野路山 1053	令和5年3月31日	訪問介護
2870602014	ニチイケアセンター長田	兵庫県神戸市長田区長田町8-1-9	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	令和5年3月31日	介護予防福祉用具貸与

2870602014	ニチイケアセンター長田	兵庫県神戸市長田区長田町8-1-9	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	令和5年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
2870602014	ニチイケアセンター長田	兵庫県神戸市長田区長田町8-1-9	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	令和5年3月31日	特定福祉用具販売
2870602014	ニチイケアセンター長田	兵庫県神戸市長田区長田町8-1-9	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地	令和5年3月31日	福祉用具貸与
2870603541	適寿訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番23号	医療法人社団康人会	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番32号	令和5年3月31日	訪問介護
2870702475	たいようとうみ	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2番23号	一般社団法人神戸太陽の風	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2番23号	令和5年3月31日	訪問介護
2870800030	株式会社エルフ居宅介護支援事業所西神戸	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	株式会社エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1丁目1-13	令和5年3月31日	居宅介護支援
2870800295	株式会社エルフヘルパーステーション西神戸	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	株式会社エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1丁目1-13	令和5年3月31日	訪問介護

2870803372	オアシス向陽 居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市垂水区向陽3丁目1-27	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会	兵庫県伊丹市中央4丁目5番6号	令和5年3月31日	居宅介護支援
2875001576	えがおの広陵	兵庫県神戸市北区広陵町6丁目70	有限会社広陵介護センター	兵庫県神戸市北区広陵町6丁目70	令和5年3月31日	居宅介護支援
2875003416	谷上ノリッククリニックケアプランセンター	兵庫県神戸市北区谷上東町13-27 A&M102号室	社会医療法人社団正峰会	兵庫県西脇市黒田庄町田高313番地	令和5年3月31日	居宅介護支援
2875100303	東川崎高齢者ケアセンター真愛	兵庫県神戸市中央区東川崎町6丁目1-12	社会福祉法人イエス団	兵庫県神戸市中央区吾妻通5丁目2-20	令和5年3月31日	通所介護
2875103778	きらく介護ステーション	兵庫県神戸市中央区八雲通6丁目1番22号	合同会社喜楽	兵庫県神戸市中央区八雲通6丁目1番22号	令和5年3月31日	訪問介護
2875104305	ケアステーション七彩	兵庫県神戸市中央区多聞通2丁目4-4ブックローン神戸ビル西館7階A室	株式会社マリンブルー	兵庫県神戸市中央区相生町5丁目17-6カサベラ神戸907	令和5年3月31日	居宅介護支援

2875200251	ケアプラン センターお しべ	兵庫県神戸 市西区押部 谷町栄 193 - 4	特定医療法 人誠仁会	兵庫県明石 市大久保町 大窪字五反 田 2095- 1	令和5年3 月31日	居宅介護支 援
2875200525	有限会社 在宅介護し えん	兵庫県神戸 市西区平野 町向井 93- 1	有限会社 在宅介護し えん	兵庫県神戸 市西区平野 町向井 93- 1	令和5年3 月31日	訪問介護

神戸市告示第97号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870501554	パワーデイサービス	兵庫県神戸市兵庫区塚本通1丁目2番2号ニッシン第2ビル	株式会社ニッシンケアサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通4丁目9-5ニッシンビル101	令和5年3月9日	介護予防通所サービス
2870601487	愛の園ホームヘルプステーション	兵庫県神戸市長田区大塚町5丁目1番7号202・203号	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字野路山1053	令和5年3月31日	介護予防訪問サービス
2870601487	愛の園ホームヘルプステーション	兵庫県神戸市長田区大塚町5丁目1番7号202・203号	社会福祉法人ぶどうの枝福祉会	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字野路山1053	令和5年3月31日	生活支援訪問サービス
2870603541	適寿訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番23号	医療法人社団康人会	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番32号	令和5年3月31日	介護予防訪問サービス
2870603541	適寿訪問介護ステーション	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番23号	医療法人社団康人会	兵庫県神戸市長田区花山町2丁目11番32号	令和5年3月31日	生活支援訪問サービス

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

2870702475	たいようと うみ	兵庫県神戸 市須磨区大 黒町2丁目 2番23号	一般社団法 人神戸太陽 の風	兵庫県神戸 市須磨区大 黒町二丁目 2番23号	令和5年3 月31日	介護予防訪 問サービス
2870800295	株式会社エ ルフ ヘル パーステー ション西神 戸	兵庫県神戸 市垂水区西 脇1丁目4 -9-1	株式会社エ ルフ	大阪府大阪 市鶴見区中 茶屋1丁目 1-13	令和5年3 月31日	介護予防訪 問サービス
2870800295	株式会社エ ルフ ヘル パーステー ション西神 戸	兵庫県神戸 市垂水区西 脇1丁目4 -9-1	株式会社エ ルフ	大阪府大阪 市鶴見区中 茶屋1丁目 1-13	令和5年3 月31日	生活支援訪 問サービス
2875100303	東川崎高齢 者ケアセン ター真愛	兵庫県神戸 市中央区東 川崎町6丁 目1-12	社会福祉法 人イエス団	兵庫県神戸 市中央区吾 妻通5丁目 2-20	令和5年3 月31日	介護予防通 所サービス
2875103182	デイサービ スらしく2 号館	兵庫県神戸 市中央区筒 井町3丁目 2-25 リ ーガーデン 1階	株式会社コ ミクト	兵庫県神戸 市中央区筒 井町3丁目 2番25号	令和5年3 月31日	介護予防通 所サービス
2875103778	きらく介護 ステーション	兵庫県神戸 市中央区八 雲通6丁目 1番22号	合同会社喜 楽	兵庫県神戸 市中央区八 雲通6丁目 1番22号	令和5年3 月31日	介護予防訪 問サービス
2875103778	きらく介護 ステーション	兵庫県神戸 市中央区八 雲通6丁目 1番22号	合同会社喜 楽	兵庫県神戸 市中央区八 雲通6丁目 1番22号	令和5年3 月31日	生活支援訪 問サービス

2875200525	有限会社在宅介護しえん	兵庫県神戸市西区平野町向井 93-1	有限会社在宅介護しえん	兵庫県神戸市西区平野町向井 93-1	令和5年3月31日	介護予防訪問サービス
2890100403	デイサービススイッチオン神戸御影	兵庫県神戸市東灘区御影本町 8-1-8	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池 3丁目 16-10	令和5年3月31日	介護予防通所サービス
2871000762	デイサービスセンター「フェニックス芦屋」	兵庫県芦屋市楠町 15-7M3ビル 2F	株式会社マイライフ	兵庫県芦屋市楠町 15-7M3ビル 2F	令和5年3月31日	介護予防通所サービス
2872000449	明石仁十病院ホームヘルプステーション	兵庫県明石市魚住町清水 1628-1	医療法人公仁会	兵庫県明石市魚住町清水 1871番地の3	令和5年3月31日	介護予防訪問サービス
2872000449	明石仁十病院ホームヘルプステーション	兵庫県明石市魚住町清水 1628-1	医療法人公仁会	兵庫県明石市魚住町清水 1871番地の3	令和5年3月31日	生活支援訪問サービス
2872004219	ケアステーションふくろう	兵庫県明石市大久保町西島 306-1 江井ヶ島ビル 101	株式会社サント	兵庫県明石市小久保 1丁目 7-4 プレステージ西明石駅前グラットシェル 1304	令和5年3月31日	介護予防訪問サービス
2872004219	ケアステーションふくろう	兵庫県明石市大久保町西島 306-1 江井ヶ島ビル 101	株式会社サント	兵庫県明石市小久保 1丁目 7-4 プレステージ西明石駅前グラットシェル 1304	令和5年3月31日	生活支援訪問サービス

2873102574	中村整形外科アクティ ブエイジングセンター	兵庫県川西市美山台1 丁目1-3	医療法人社団中村整形外科リハビ リクリニック	兵庫県川西市美山台3 丁目3-2	令和5年3 月31日	介護予防通 所サービス
------------	--------------------------	---------------------	---------------------------	---------------------	---------------	----------------

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市告示第98号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2875103182	デイサービスらしく2号館	兵庫県神戸市中央区筒井町3丁目2-25 リーガーデン1階	株式会社コムクト	兵庫県神戸市中央区筒井町3丁目2番25号	令和5年3月31日	地域密着型通所介護
2890100197	メディカルグループホーム甲南山手	兵庫県神戸市東灘区本山中町1丁目15番7号	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木1丁目1番3号	令和5年3月31日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2890100197	メディカルグループホーム甲南山手	兵庫県神戸市東灘区本山中町1丁目15番7号	社会福祉法人千種会	兵庫県神戸市東灘区北青木1丁目1番3号	令和5年3月31日	認知症対応型共同生活介護
2890100403	デイサービススイッチオン神戸御影	兵庫県神戸市東灘区御影本町8-1-8	株式会社スイッチオンサービス	兵庫県伊丹市鴻池3丁目16-10	令和5年3月31日	地域密着型通所介護
2890800028	くつろぎの家 エルフ・本多間	兵庫県神戸市垂水区本多間1-13-4	株式会社エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1-1-13	令和5年3月31日	介護予防小規模多機能型居宅介護

2890800028	くつろぎの家 エルフ・本多聞	兵庫県神戸市垂水区本多聞1-13-4	株式会社 エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1-1-13	令和5年3月31日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2890800028	くつろぎの家 エルフ・本多聞	兵庫県神戸市垂水区本多聞1-13-4	株式会社 エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1-1-13	令和5年3月31日	小規模多機能型居宅介護
2890800028	くつろぎの家 エルフ・本多聞	兵庫県神戸市垂水区本多聞1-13-4	株式会社 エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1-1-13	令和5年3月31日	認知症対応型共同生活介護
2890800234	エルフあんしんセンター・垂水	兵庫県神戸市垂水区西脇1丁目4-9-1	株式会社エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1-1-13	令和5年3月31日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2890800259	くつろぎの家エルフ・神陵台	兵庫県神戸市垂水区西脇1-4-9-1	株式会社エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1-1-13	令和5年3月31日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2890800259	くつろぎの家エルフ・神陵台	兵庫県神戸市垂水区西脇1-4-9-1	株式会社エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1-1-13	令和5年3月31日	介護予防認知症対応型通所介護
2890800259	くつろぎの家エルフ・神陵台	兵庫県神戸市垂水区西脇1-4-9-1	株式会社エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1-1-13	令和5年3月31日	認知症対応型共同生活介護

2890800259	くつろぎの家エルフ・神陵台	兵庫県神戸市垂水区西脇1-4-9-1	株式会社エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋1-1-13	令和5年3月31日	認知症対応型通所介護
2895100010	小規模多機能型居宅介護「ゆうき」	兵庫県神戸市中央区東川崎町7丁目4-3	社会福祉法人イエス団	兵庫県神戸市中央区吾妻通5丁目2-20	令和5年3月31日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2895100010	小規模多機能型居宅介護「ゆうき」	兵庫県神戸市中央区東川崎町7丁目4-3	社会福祉法人イエス団	兵庫県神戸市中央区吾妻通5丁目2-20	令和5年3月31日	小規模多機能型居宅介護

神戸市告示第99号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第104条の2第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2850680022	介護老人保健施設ヴィラ光陽	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7	医療法人社団光陽会	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目7	令和5年3月31日	介護老人保健施設
2855280034	医療法人財団兵庫錦秀会介護老人保健施設たちばな苑	兵庫県神戸市西区神出町勝成78-53	医療法人財団兵庫錦秀会	兵庫県神戸市西区神出町勝成78-53	令和5年3月31日	介護老人保健施設

神戸市告示第100号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第113条第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第114条の7第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
28B0700017	須磨裕厚病院介護医療院	兵庫県神戸市須磨区大手字大谷3番地の1	医療法人社団良清会	兵庫県神戸市須磨区大手字大谷3番地の1	令和5年3月31日	介護医療院

神戸市告示第101号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2810801890	訪問介護ステーションLea	兵庫県神戸市垂水区泉が丘5丁目12-15 オネスティ3-201	株式会社 i b i s	兵庫県神戸市垂水区泉が丘5丁目12-15 オネスティ3-201	令和5年4月1日	居宅介護
2810801890	訪問介護ステーションLea	兵庫県神戸市垂水区泉が丘5丁目12-15 オネスティ3-201	株式会社 i b i s	兵庫県神戸市垂水区泉が丘5丁目12-15 オネスティ3-201	令和5年4月1日	重度訪問介護
2810101457	エルセンケアセンター神戸	兵庫県神戸市東灘区住吉山手2丁目11-24	株式会社 エルセンケア	兵庫県神戸市東灘区住吉山手2丁目11-24	令和5年4月1日	居宅介護
2810801908	ケアステーションあうる	兵庫県神戸市垂水区福田4丁目5-10	株式会社 かもあ	兵庫県神戸市垂水区福田4丁目5番10号	令和5年4月1日	居宅介護

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

2810801908	ケアステーションあうる	兵庫県神戸市垂水区福田4丁目5-10	株式会社かもあ	兵庫県神戸市垂水区福田4丁目5番10号	令和5年4月1日	重度訪問介護
2815202110	A m u	兵庫県神戸市西区大沢1丁目6番地7 シャルマン岩岡	医療法人社団東峰会	兵庫県神戸市西区岩岡町西脇838番地	令和5年4月1日	就労継続支援（B型）
2815202128	タイヨウ	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1051-13階	株式会社ベストライフ	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1050番地1	令和5年4月1日	短期入所
2810602082	飛鳥長田神社前	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番2号	株式会社Enjoy Create	兵庫県神戸市長田区長田町3丁目2番2号	令和5年4月1日	就労継続支援（B型）
2810701553	WAGOMU	兵庫県神戸市須磨区大手町7丁目5-19	株式会社Happy	兵庫県神戸市長田区二葉町1丁目1番8号	令和5年4月1日	就労継続支援（B型）
2820200067	グループホーム オハナ	兵庫県神戸市灘区城内通1丁目1番3号アーベインハイム101号	株式会社SYS	兵庫県神戸市灘区高德町1丁目2番13-113	令和5年4月1日	共同生活援助
2815102278	With You三宮校	兵庫県神戸市中央区御幸通4丁目2-9アベニュー御幸	株式会社With You	大阪府大阪市中央区本町橋2番22号	令和5年4月1日	就労移行支援（一般型）

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

		ビル 301 号				
2810201075	ONEGA ME神戸	兵庫県神戸 市灘区永手 町5丁目4 -16 TA TSUMI Build ing II 3 F	株式会社タ ツミコーポ レーション	兵庫県明石 市松の内2 丁目3番地 の9	令和5年4 月1日	就労継続支 援（B型）
2825000355	障害者グル ープホーム 悠遊	兵庫県神戸 市北区八多 町中890-2 番地	株式会社ネ オライフサ ポート	兵庫県神戸 市北区八多 町中894番 地	令和5年4 月1日	共同生活援 助
2815001793	障害者グル ープホーム 悠遊 ショ ートステイ	兵庫県神戸 市北区八多 町中890-2 番地	株式会社ネ オライフサ ポート	兵庫県神戸 市北区八多 町中894番 地	令和5年4 月1日	短期入所
2810801916	ヒーローズ ワーク垂水	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞1丁目 22番38号	株式会社ヒ ーローズワ ーク	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞1丁目 22番38号	令和5年4 月1日	就労継続支 援（A型）
2820600175	グループホ ーム庄山	兵庫県神戸 市長田区庄 山町2丁目 1番6号 庄山住宅 402号室	合同会社 凧	兵庫県神戸 市須磨区千 歳町1丁目 1番3号	令和5年4 月1日	共同生活援 助

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

2810801924	ぺんたす	兵庫県神戸市垂水区本多聞4丁目1-255-101	合同会社 舞の花	兵庫県神戸市垂水区西舞子3丁目7番7号	令和5年4月1日	生活介護
2820800171	オレンジホーム神戸	兵庫県神戸市垂水区美山台3丁目18番12号	社会福祉法人 人恵愛園	兵庫県西宮市山口町名来1076番地1	令和5年4月1日	共同生活援助

神戸市告示第102号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2835200193	相談支援事業所 ともに	兵庫県神戸市西区神出町紫合 74-5	一般社団法人 ほぼちの	兵庫県神戸市西区神出町紫合 74番地の 5	令和5年4月1日	地域移行支援
2835200193	相談支援事業所 ともに	兵庫県神戸市西区神出町紫合 74-5	一般社団法人 ほぼちの	兵庫県神戸市西区神出町紫合 74番地の 5	令和5年4月1日	地域定着支援
2835000197	ありまこうげん相談支援事業所	兵庫県神戸市北区長尾町上津 4663番地の 3	社会医療法人 寿栄会	兵庫県神戸市北区長尾町上津 4663番地の 3	令和5年4月1日	地域移行支援
2835000197	ありまこうげん相談支援事業所	兵庫県神戸市北区長尾町上津 4663番地の 3	社会医療法人 寿栄会	兵庫県神戸市北区長尾町上津 4663番地の 3	令和5年4月1日	地域定着支援

神戸市告示第103号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2830800153	ゆらりっと	兵庫県神戸市垂水区乙木1丁目4番15号	ゆらりっと福祉合同会社	兵庫県神戸市垂水区乙木1丁目4番15号	令和5年4月1日	計画相談支援
2830100174	ノアール相談支援事業所	兵庫県神戸市東灘区北青木4丁目23番22号山根ハイツ201号	合同会社斗五	兵庫県西宮市柏堂西町3番5号	令和5年4月1日	計画相談支援
2835000197	ありまこうげん相談支援事業所	兵庫県神戸市北区長尾町上津4663番地の3	社会医療法人寿栄会	兵庫県神戸市北区長尾町上津4663番地の3	令和5年4月1日	計画相談支援
2830100182	いろは	兵庫県神戸市東灘区御影本町3丁目9番8号	社会福祉法人木の芽福祉会	兵庫県神戸市東灘区御影本町3丁目9番8号	令和5年4月1日	計画相談支援

神戸市告示第104号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810700845	たいようとうみ	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2番23号	一般社団法人神戸太陽の風	兵庫県神戸市須磨区大黒町二丁目2番23号	令和5年3月31日	居宅介護
2810700845	たいようとうみ	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2番23号	一般社団法人神戸太陽の風	兵庫県神戸市須磨区大黒町二丁目2番23号	令和5年3月31日	重度訪問介護
2810700845	たいようとうみ	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2番23号	一般社団法人神戸太陽の風	兵庫県神戸市須磨区大黒町二丁目2番23号	令和5年3月31日	同行援護
2815101486	きらく介護ステーション	兵庫県神戸市中央区八雲通6丁目1番22号	合同会社喜楽	兵庫県神戸市中央区八雲通6丁目1番22号	令和5年3月31日	居宅介護

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

2815101486	きらく介護ステーション	兵庫県神戸市中央区八雲通6丁目1番22号	合同会社喜楽	兵庫県神戸市中央区八雲通6丁目1番22号	令和5年3月31日	重度訪問介護
2815200148	有限会社在宅介護しえん	兵庫県神戸市西区平野町向井93-1	有限会社在宅介護しえん	兵庫県神戸市西区平野町向井93-1	令和5年3月31日	同行援護
2815200148	有限会社在宅介護しえん	兵庫県神戸市西区平野町向井93-1	有限会社在宅介護しえん	兵庫県神戸市西区平野町向井93-1	令和5年3月31日	居宅介護
2815200148	有限会社在宅介護しえん	兵庫県神戸市西区平野町向井93-1	有限会社在宅介護しえん	兵庫県神戸市西区平野町向井93-1	令和5年3月31日	重度訪問介護
2810801569	くつろぎの家エルフ・本多聞	兵庫県神戸市垂水区本多聞1丁目13-4	株式会社エルフ	大阪府大阪市鶴見区中茶屋一丁目1番13号	令和5年3月31日	生活介護
2810800298	神戸光生園	兵庫県神戸市垂水区南多聞台8丁目23番15号	社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団	兵庫県神戸市須磨区友が丘1丁目1番地	令和5年3月31日	就労移行支援（一般型）
2825000207	みのたにホーム	兵庫県神戸市北区山田町下谷上字芝山8番地アルタイル中上102	社会福祉法人陽気会	兵庫県神戸市北区有野中町2丁目5番19号	令和5年3月31日	共同生活援助

神戸市告示第105号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2830700106	相談支援事業所 ジョイント	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田 1035-2	有限会社コスモサービス	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田 1035-2	令和5年4月1日	地域移行支援
2830700106	相談支援事業所 ジョイント	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田 1035-2	有限会社コスモサービス	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田 1035-2	令和5年4月1日	地域定着支援

神戸市告示第106号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2830700049	神戸太陽の風	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2番23号	一般社団法人 神戸太陽の風	兵庫県神戸市須磨区大黒町二丁目2番23号	令和5年3月31日	計画相談支援
2830700106	相談支援事業所 ジョイント	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田1035-2	有限会社コスモサービス	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田1035-2	令和5年4月1日	計画相談支援

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市告示第107号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850800265	ポラリス神戸 本多聞教室	兵庫県神戸市垂水区本多聞3丁目6-14	NPO法人オープンエア	兵庫県神戸市垂水区下畑町498番地53号	令和5年4月1日	放課後等デイサービス
2850600194	I P P O ジュニア	兵庫県神戸市長田区大道通4丁目102-1メルヘンハイツ201	一般社団法人神戸障害児スポーツ振興協会	兵庫県神戸市長田区神楽町2丁目3-1-402	令和5年4月1日	放課後等デイサービス
2850600160	F A M 平和台教室	兵庫県神戸市長田区長尾町2丁目2-5	株式会社 f a m	兵庫県神戸市須磨区大田町2丁目2-1	令和5年4月1日	放課後等デイサービス
2850700150	放課後等デイサービスレプタチャット	兵庫県神戸市須磨区菊池町1丁目2番5号石津ビル2階	株式会社 R U O L O	兵庫県神戸市須磨区前池町2丁目2番2号1階	令和5年4月1日	放課後等デイサービス

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

2850800034	クレールハウス垂水教室	兵庫県神戸市垂水区本多聞2丁目12-1	株式会社ラポール	兵庫県神戸市垂水区本多聞2丁目12番1号	令和5年4月1日	放課後等デイサービス
2850700168	放課後等デイサービスウィズ・ユ一妙法寺セカンド	兵庫県神戸市須磨区白川台6丁目23-2 ルナドーム1D	合同会社ウィズホープ	兵庫県神戸市須磨区多井畑東町19番地の7 サンビレッジ北須磨101号	令和5年4月1日	児童発達支援
2850700168	放課後等デイサービスウィズ・ユ一妙法寺セカンド	兵庫県神戸市須磨区白川台6丁目23-2 ルナドーム1D	合同会社ウィズホープ	兵庫県神戸市須磨区多井畑東町19番地の7 サンビレッジ北須磨101号	令和5年4月1日	放課後等デイサービス
2855100224	多機能型児童発達支援賀川記念館くじらぐも	兵庫県神戸市中央区日暮通2-3-13-1	社会福祉法人イエス団	兵庫県神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号	令和5年4月1日	児童発達支援
2855100224	多機能型児童発達支援賀川記念館くじらぐも	兵庫県神戸市中央区日暮通2-3-13-1	社会福祉法人イエス団	兵庫県神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号	令和5年4月1日	放課後等デイサービス

神戸市告示第108号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870800147	ゆらりっと	兵庫県神戸市垂水区乙木1丁目4番15号	ゆらりっと福祉合同会社	兵庫県神戸市垂水区乙木1丁目4番15号	令和5年4月1日	障害児相談支援
2870100142	ノアール相談支援事業所	兵庫県神戸市東灘区北青木4丁目23番22号山根ハイツ201号	合同会社斗五	兵庫県西宮市柏堂西町3番5号	令和5年4月1日	障害児相談支援

神戸市告示第109号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2850200797	にこにこゆうゆう	兵庫県神戸市灘区篠原中町2丁目2-12-1 F南	特定非営利活動法人じゅら	兵庫県神戸市灘区大和町3丁目2-12-508	令和5年3月31日	児童発達支援
2850200094	まんまる塾	兵庫県神戸市灘区水道筋2丁目13-1-101号	特定非営利活動法人じゅら	兵庫県神戸市灘区大和町三丁目2-12-508	令和5年3月31日	保育所等訪問支援

神戸市告示第110号

次の事業者について、児童福祉法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870700032	神戸太陽の風	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2番23号	一般社団法人神戸太陽の風	兵庫県神戸市須磨区大黒町二丁目2番23号	令和5年3月31日	障害児相談支援
2870700099	相談支援事業所 ジョイント	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田1035-2	有限会社コスモサービス	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田1035-2	令和5年4月1日	障害児相談支援

神戸市告示第111号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で水産物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市東灘区深江浜町 1 番地の 1

神戸市東部水産物卸売協同組合

代表者 理事長 村上 義國

2 委託年月日

令和 5 年 4 月 1 日

神戸市告示第112号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、神戸市中央卸売市場東部市場の市場施設で青果物仲卸業者の使用に係るものの使用料等の収納事務等を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市東灘区深江浜町 1 番地の 1

神戸東部青果卸売協同組合

代表者 理事長 後藤 雅弘

2 委託年月日

令和 5 年 4 月 1 日

神戸市告示第113号

神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月条例第48号）第7条第1項の規定によりばい捨て防止重点区域を令和5年6月1日付けで指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。当該ばい捨て防止重点区域を示す図面は、神戸市環境局業務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

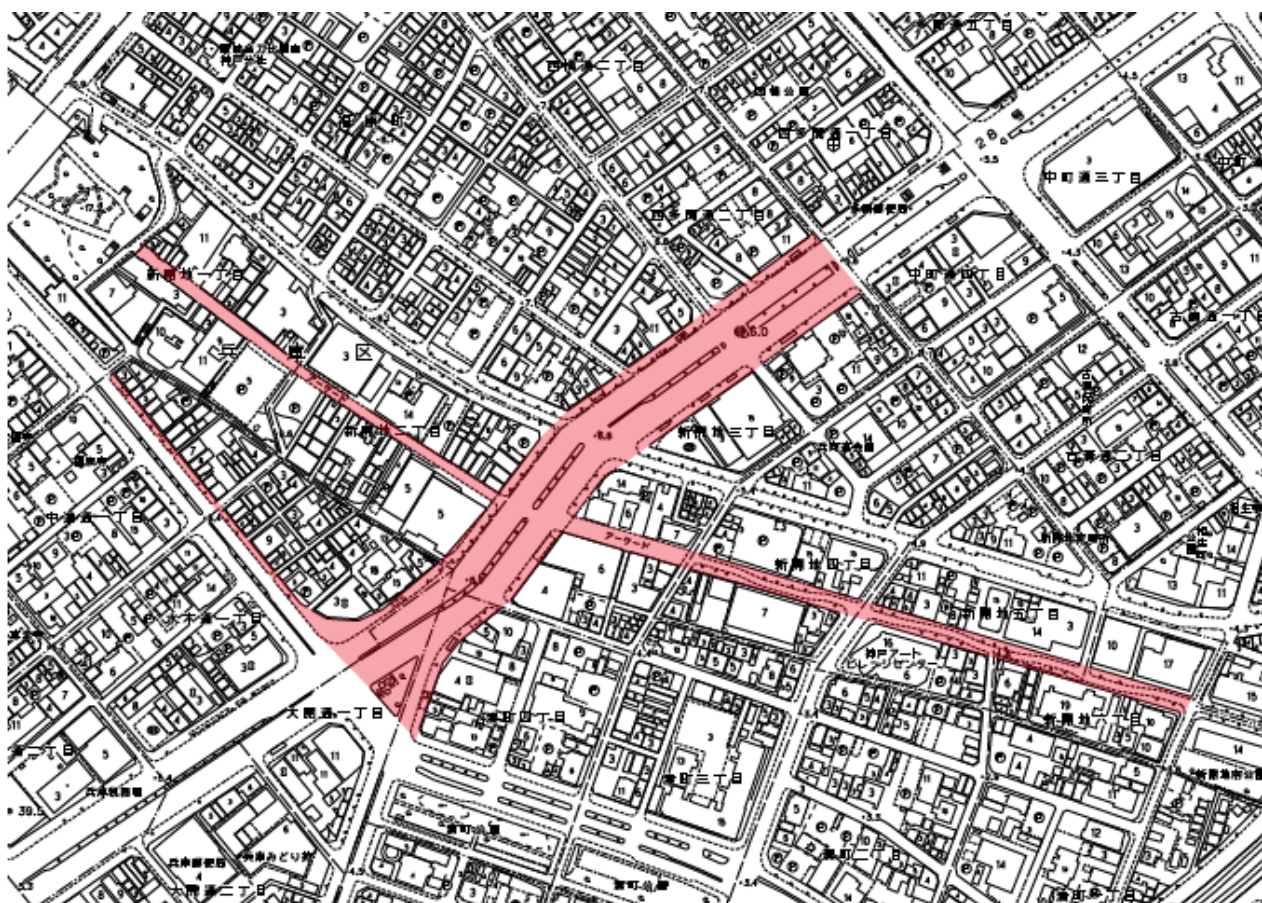
令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

当該ばい捨て防止重点区域（別図のとおり）

新開地本通り（新開地1丁目～6丁目の一部）及び新開地駅周辺の国道28号線の一部（水木通1丁目・大開通1丁目・湊町4丁目・新開地2丁目・新開地3丁目の一部）、湊町線の一部（中道通1丁目・水木通1丁目の一部）

（別図）



神戸市告示第114号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
立入調査員証	市長の印	2	れい書	方15

神戸市告示第115号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
措置開始変更決定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
措置廃止停止決定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
入所依頼書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
措置解除通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
葬祭依頼書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
老人ホーム費用徴収額決定(変更)通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
督促状	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
催告状	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
過誤納金還付・充当通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
児童扶養手当	市長の印	2	れい書	方15
児童扶養手当 認定通知書	市長の印	2	れい書	方15
児童扶養手当 認定請求却下通知書	市長の印	2	れい書	方15
児童扶養手当 額改定通知書	市長の印	2	れい書	方15
児童扶養手当 額改定却下通知書	市長の印	2	れい書	方15

児童扶養手当 支給停止通知書	市長の印	2	れい書	方 15
児童扶養手当 支給停止解除通知書	市長の印	2	れい書	方 15
児童扶養手当 資格喪失通知書	市長の印	2	れい書	方 15
児童扶養手当 一部支給停止適用除外決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
児童扶養手当 不足書類について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
児童扶養手当 現況の提出について	市長の印	2	れい書	方 15
児童扶養手当 受給証明書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
児童扶養手当 有期認定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
児童扶養手当 過払分相殺の決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
生活支援ショートステイ利用決定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 20
知的障害者居住地変更通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
療育手帳	市の印	1	れい書	方 13
療育手帳交付決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
療育手帳却下決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
療育手帳交付証明書	市長の印	2	れい書	方 15
身体障害者手帳	市の印	1	れい書	方 13
身体障害者手帳交付決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
身体障害者手帳却下決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
身体障害者居住地変更通知書	市長の印	2	れい書	方 15

身体障害者更生指導台帳の送付について	市長の印	2	れい書	方 15
身体障害者手帳交付証明書	市長の印	2	れい書	方 15
身体障害者手帳障害程度の再認定について（再交付申請のお知らせ）	市長の印	2	れい書	方 15
聴聞通知書	市長の印	2	れい書	方 15
身体障害者手帳返還命令決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
神戸市心身障害者扶養共済制度年金証書	市長の印	2	れい書	方 15
年金給付決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
神戸市心身障害者扶養共済制度加入証書	市長の印	2	れい書	方 15
加入等承認通知書	市長の印	2	れい書	方 15
掛金減免承認通知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 認定請求通知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 認定請求却下通知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 額改定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 額改定請求却下通知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 支給停止通知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 支給停止解除通知書	市長の印	2	れい書	方 15
障害認定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 資格喪失通知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 支給期間延長通知書	市長の印	2	れい書	方 15

特別児童扶養手当 有期再認定 通知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 現況届提出 命令書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 不支給処分 通知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当 証再発行通 知書	市長の印	2	れい書	方 15
特別児童扶養手当証書	市長の印	2	れい書	方 15
特別障害者手当認定通知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
特別障害者手当認定請求却下通 知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
特別障害者手当支給停止通知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
特別障害者手当支給停止解除通 知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
特別障害者手当有期再認定通知 書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
特別障害者手当資格喪失通知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
障害児福祉手当認定通知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
障害児福祉手当認定請求却下通 知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
障害児福祉手当支給停止通知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
障害児福祉手当支給停止解除通 知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
障害児福祉手当有期再認定通知 書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
特別障害者手当資格喪失通知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
経過的福祉手当認定通知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
経過的福祉手当認定請求却下通 知書	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15

経過的福祉手当支給停止通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
経過的福祉手当支給停止解除通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
経過的福祉手当有期再認定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
経過的福祉手当資格喪失通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
神戸市重度心身障害者介護手当支給認定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
神戸市重度心身障害者介護手当支給不承認通知書	市長の印	2	れい書	方 15
神戸市重度心身障害者介護手当受給資格喪失通知書	市長の印	2	れい書	方 15
神戸市重度心身障害者介護手当返還通知書	市長の印	2	れい書	方 15
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の保健福祉手帳	市の印	1	れい書	方 15
自立支援医療受給者証	市長の印	2	れい書	方 15
自立支援医療（精神通院医療）支給認定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請却下通知書	市長の印	2	れい書	方 15
子どものための教育・保育給付認定決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
子どものための教育・保育給付認定却下通知書	市長の印	2	れい書	方 15
子どものための教育・保育給付認定取消通知書	市長の印	2	れい書	方 15
入所（利用）決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
退所（園）決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
利用者負担額決定（変更）通知書	市長の印	2	れい書	方 15
子育てのための施設等利用給付認定決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15

子育てのための施設等利用給付認定申請却下・取消通知書	市長の印	2	れい書	方 15
子育てのための施設等利用給付認定取消通知書	市長の印	2	れい書	方 15
子育てのための施設等利用給付額決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
神戸市補足給付事業補助金交付決定通知書	市長の印	2	れい書	方 15
入所（利用）決定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
退所（園）決定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
利用調整結果（内定）通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
利用調整結果（保留）通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
施設・事業入所（園）の委託について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
施設・事業入所（園）の決定について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
利用調整結果（保留）通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
施設・事業入所（園）の委託取下げについて	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
施設・事業入所（園）委託の終了について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
施設・事業の調整結果について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
利用者負担額決定（変更）通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
利用者負担額（保育料）減免決定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
過誤納金還付(充当)通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
利用者負担額（保育料）納付状況のお知らせ	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
催告書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15

入所措置（委託）決定通知書	行政機関の長の印(児童相談所長の印)	62	れい書	方15
措置（委託）停止決定通知書	行政機関の長の印(児童相談所長の印)	62	れい書	方15
措置（委託）停止解除決定通知書	行政機関の長の印(児童相談所長の印)	62	れい書	方15
措置（委託）解除決定通知書	行政機関の長の印(児童相談所長の印)	62	れい書	方15
措置（委託）延長決定通知書	行政機関の長の印(児童相談所長の印)	62	れい書	方15
児童福祉施設費用徴収金基準額決定通知書	行政機関の長の印(児童相談所長の印)	62	れい書	方15
被虐待児受入加算の認定について	行政機関の長の印(児童相談所長の印)	62	れい書	方15
障害福祉サービス受給者証	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
障害福祉サービス受給者証	市長の印	2	れい書	方15
療養介護医療受給者証	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
療養介護医療受給者証	市長の印	2	れい書	方15
地域相談支援受給者証	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
地域相談支援受給者証	市長の印	2	れい書	方15
通所受給者証	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
肢体不自由児通所医療受給者証	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
障害児施設受給者証	行政機関の長の印(児童相談所長の印)	62	れい書	方15
障害児施設医療受給者証	行政機関の長の印(児童相談所長の印)	62	れい書	方15
地域生活支援サービス利用者証	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
地域生活支援サービス利用者証	市長の印	2	れい書	方15

自立支援医療受給者証	行政機関の長の印(福祉 事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
訪問理美容サービス利用券	市長の印	2	れい書	方 7

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市告示第116号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件、（平成11年10月告示第258号）及び（平成25年1月告示第595号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
介護保険資格者証（介護保険 暫定被保険者証）	市の印	1	れい書	方 30
児童手当認定通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
児童手当請求却下通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
特例給付認定通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
児童手当額改定通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
児童手当額改定却下通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
特例給付額改定通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
特例給付額改定却下通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
児童手当支給事由消滅通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
特例給付支給事由消滅通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
児童手当支給停止（差止）通知 書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
児童手当支給停止（差止）解除 通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
特例給付支給停止（差止）通知 書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15
特例給付支給停止（差止）解除 通知書	行政機関の長の印（福 祉事務所長の印）	62	れい書	方 15

児童手当返還・戻入通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	れい書	方 15
特例給付返還・戻入通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	れい書	方 15
児童手当返還金の督促について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	れい書	方 15
特例給付返還金の督促について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	れい書	方 15
児童手当返還金の納入について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	れい書	方 15
特例給付返還金の納入について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	れい書	方 15
児童手当に係る保育料特別徴収通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	れい書	方 15
特例給付に係る保育料特別徴収通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	れい書	方 15
児童手当に係る保育料等の徴収(支払)に係る通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	れい書	方 15
特例給付に係る保育料等の徴収(支払)に係る通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62	れい書	方 15

を

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書体	
介護保険資格者証	市の印	1	れい書	方 30
児童手当認定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
児童手当請求却下通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
特例給付認定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
児童手当額改定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
児童手当額改定却下通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15
特例給付額改定通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 の 2	れい書	方 15

特例給付額改定却下通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
児童手当支給事由消滅通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
特例給付支給事由消滅通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
児童手当支給停止(差止)通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
児童手当支給停止(差止)解除通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
特例給付支給停止(差止)通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
特例給付支給停止(差止)解除通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
児童手当返還・戻入通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
特例給付返還・戻入通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
児童手当返還金の督促について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
特例給付返還金の督促について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
児童手当返還金の納入について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
特例給付返還金の納入について	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
児童手当に係る保育料特別徴収通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
特例給付に係る保育料特別徴収通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
児童手当に係る保育料等の徴収(支払)に係る通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15
特例給付に係る保育料等の徴収(支払)に係る通知書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62の2	れい書	方15

」

に改める。

神戸市告示第117号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 名称
黒田自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、快適で充実した生活を送れるよう、黒田地区の由緒ある伝統を守り、良好な地域社会の維持及び形成を図れることを目的として、次の各号に掲げる事業を行う。
(1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
(2) 黒田地区の道路、水路、及び自治会施設の維持管理に関すること。
(3) 文化、体育等の活動に関すること。
(4) 本会に所属する、各種団体の活動の支援に関すること。
(5) 伝統的行事の開催に関すること。
(6) 防火、防犯活動に関すること。
(7) 行政との協力、及び他団体との連絡調整に関すること。
(8) その他目的達成に必要なこと。
- 3 区域
神戸市西区平野町黒田全域
- 4 主たる事務所
神戸市西区平野町黒田241番地の1
- 5 代表者の氏名
海妻 正嗣
- 6 代表者の住所
神戸市西区平野町黒田251番地
- 7 裁判所による代表者の職務執行の停止
なし
- 8 職務代行者の選任
なし
- 9 代理人
なし
- 10 規約に定めた解散の事由
総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。
- 11 認可年月日
令和5年4月20日

神戸市告示第118号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成17年6月30日付けで認可したサンランド自治会、令和元年8月5日付けで認可した原野自治会、平成4年12月21日付けで認可した桜塚自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	サンランド自治会	原野自治会	桜塚自治会
主たる事務所	神戸市西区北山台3丁目3番10号	神戸市北区山田町原野字クノ木2番地	神戸市西区白水1丁目33番3号
代表者の氏名	栗山 康秀	東久保 正治	高木 良治
代表者の住所	神戸市西区北山台3丁目18番16号	神戸市北区山田町原野字中ノ株8番地	神戸市西区白水1丁目33番3号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) サンランド自治会 令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	鯛谷 亮	栗山 康秀
代表者の住所	神戸市西区北山台3丁目2番34号	神戸市西区北山台3丁目18番16号

(2) 原野自治会 令和5年3月25日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	古川 隆明	東久保 正治
代表者の住所	神戸市北区山田町原野字樋詰9番地	神戸市北区山田町原野字中ノ株8番地

(3) 桜塚自治会 令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区白水1丁目35番13号	神戸市西区白水1丁目33番3号
代表者の氏名	前田 憲雄	高木 良治
代表者の住所	神戸市西区白水1丁目35番13号	神戸市西区白水1丁目33番3号

神戸市告示第 119 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成23年3月2日付けで認可した赤坂自治会、平成10年4月28日付けで認可した南下自治会、平成6年4月28日付けで認可した和田自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	赤坂自治会	南下自治会	和田自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町岩岡842番地の1	神戸市西区神出町南197番地の1	神戸市西区押部谷町和田226番地2号
代表者の氏名	橋本 良幸	宮谷 喜彦	北井 嘉彦
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡340番地	神戸市西区神出町南486番地の2	神戸市西区押部谷町和田332番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 赤坂自治会 令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	久森 義郎	橋本 良幸
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡736番地	神戸市西区岩岡町岩岡340番地

(2) 南下自治会 令和5年1月8日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	谷端 雅人	宮谷 喜彦
代表者の住所	神戸市西区神出町南240番地の1	神戸市西区神出町南486番地の2

(3) 和田自治会 令和5年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤本 正徳	北井 嘉彦
代表者の住所	神戸市西区押部谷町和田288番地2号	神戸市西区押部谷町和田332番地

神戸市告示第120号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
松田耳鼻咽喉科医院	神戸市東灘区森南町1丁目5番1号	令和5年2月8日
神戸いちご薬局	神戸市長田区大橋町5丁目3番地	令和5年4月1日

神戸市告示第121号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
松田耳鼻咽喉科医院	神戸市東灘区森南町1丁目5番1号	令和5年2月7日
うおざき駅前五郷皮フ科	神戸市東灘区魚崎中町4丁目6番15号	令和5年4月30日
北田クリニック	神戸市灘区城内通2丁目5番14号	令和5年3月31日
馬場神経内科	神戸市長田区北町2丁目64番地	令和5年3月31日
神戸医療生活協同組合 きたすま歯科	神戸市須磨区妙法寺字荒打314番地1	令和5年3月31日
いぶき山田歯科医院	神戸市西区井吹台東町4丁目20番9号	令和2年8月31日
完誠堂薬局魚崎店	神戸市東灘区魚崎北町2丁目2番27号	令和5年3月31日

神戸市告示第122号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)医療法人 聖和錦秀会 神出病院	神戸市西区神出町勝成78番地53	令和5年4月1日
(旧)医療法人財団兵庫錦秀会神出病院		

神戸市告示第123号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を再開したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

当該再開にかか る介護事業 所の名称	当該再開にか かる介護事業 所の所在地	介護事業 者の名称	介護事業者 の主たる事 務所の所在 地	再開年月 日	サービス種類
社会福祉 法人六甲 鶴寿園特 別養護老 人ホーム きしろ荘	神戸市灘区鶴 甲5丁目1番 50号	社会福祉 法人六甲 鶴寿園特 別養護老 人ホーム きしろ荘	神戸市灘区 鶴甲5丁目 1番50号	令和5年 4月1日	短期入所生活 介護 介護予防短期 入所生活介護 介護老人福祉 施設 居宅介護支援

神戸市告示第124号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)医療法人 聖和錦秀会 神出病院 (旧)医療法人財団兵庫錦秀会神出病院	神戸市西区神出町勝成78番地53	医療法人聖和錦秀会	大阪府和泉市あゆみ野1丁目7番1号	令和5年4月1日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
天の川ケアセンター	(新)神戸市東灘区森南町1丁目5番1号 (旧)神戸市東灘区森南町2丁目5番24号	株式会社R L	神戸市東灘区森南町1丁目12番13号	令和5年4月7日	訪問介護 介護予防訪問サービス
うみのほし訪問介護事業所	(新)神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号 (旧)神戸市灘区篠原北町4丁目15番16号	社会福祉法人神戸海星会	神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号	令和5年4月1日	訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問サービス

<p>しろはと神戸</p>	<p>(新)神戸市中央区橋通2丁目3番5号 (旧)神戸市中央区南本町通4丁目5番4号</p>	<p>合同会社しろはと神戸</p>	<p>神戸市長田区大塚町1丁目2番2号</p>	<p>令和4年10月1日</p>	<p>訪問介護</p>
<p>うみのほし 定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護 事業所</p>	<p>(新)神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号 (旧)神戸市灘区篠原北町4丁目15番16号</p>	<p>社会福祉法人神戸海星会</p>	<p>神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>

神戸市告示第125号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

1 あん摩マッサージ

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
レイス治療院 明石	牧山 敬子	兵庫県明石市大久保町 大窪4 92番地1	令和5年4月1 日
レイス治療院 明石	清水 政信	兵庫県明石市大久保町 大窪4 92番地1	令和5年4月1 日
訪問マッサージ エガオプラス	西口 貴章	神戸市東灘区御影郡家1丁目2 1番18号	令和5年4月4 日
天海鍼灸マッサ ージ治療院	山中 崇雅	神戸市灘区曾和町1丁目4番2 3号	令和5年4月1 日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
HEART A ID	野口 心平	神戸市垂水区本多聞3丁目11 番11号	令和5年4月1 日
HEART A ID	大西 健一	神戸市垂水区本多聞3丁目11 番11号	令和5年4月1 日
訪問鍼灸たか	原 有未	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目1 6番1号	令和5年4月1 日
HEART A ID	川岸 孝匡	神戸市垂水区本多聞3丁目11 番11号	令和5年4月1 日
HEART A ID	野村 亮介	神戸市垂水区本多聞3丁目11 番11号	令和5年4月1 日
HEART A ID	小田 晴頌	神戸市垂水区本多聞3丁目11 番11号	令和5年4月1 日
HEART A ID	木村 久美子	神戸市垂水区本多聞3丁目11 番11号	令和5年4月1 日
HEART A ID	掛川 綾奈	神戸市垂水区本多聞3丁目11 番11号	令和5年4月1 日
訪問マッサージ エガオプラス	西口 貴章	神戸市東灘区御影郡家1丁目2 1番18号	令和5年4月4 日

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

訪問鍼灸たか 兵庫治療院	原 有未	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番 9号	令和5年4月1 日
天海鍼灸マッサ ージ治療院	山中 崇雅	神戸市灘区曾和町1丁目4番2 3号	令和5年4月1 日

神戸市告示第126号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月2日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
HEART AID	野口 心平	神戸市垂水区千代が丘1丁目4番30号	令和5年3月31日
HEART AID	大西 健一	神戸市垂水区千代が丘1丁目4番30号	令和5年3月31日

2 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
OK御影整骨院	柰本 朋洋	神戸市東灘区御影中町3丁目1番15号	令和5年3月23日

神戸市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和5年5月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年5月16日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	鴨子ヶ原30号線	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目 27番13地先 神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目 187番24地先	238.70	6.00
市道	鴨子ヶ原31号線 (歩行者専用道路)	神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目 187番34地先 神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目 187番31地先	28.10	4.00

神戸市告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年5月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年5月16日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	葺合北146号線	神戸市中央区琴ノ緒町4丁目390番1地先から 神戸市中央区琴ノ緒町4丁目390番1地先まで	新	13.50	3.90
			旧	13.50	3.90

神戸市告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年5月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年5月16日まで一般の縦覧に供する。

令和5年5月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西垂水99号線	神戸市垂水区五色山4丁目 1507番1地先から 神戸市垂水区五色山4丁目 1506番5地先まで	新	6.90	最大 6.00 最小 6.00
			旧	6.90	最大 6.00 最小 6.00

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和5年4月14日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市東灘区向洋町中1丁目6番1号 他
- 3 縦覧期間
令和5年4月14日から同年5月16日まで
- 4 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年4月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
ただし、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。
 - (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

別表（一般）

利用権の設定をうける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地の 利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 物			
			認定面積 ㎡					
神戸市東灘区御影 内田 充	神戸市北区道場町 大西 晨夫	北区道場町塩田字神子ヶ谷 3443	畑 148	本公告日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市東灘区御影 内田 充	神戸市東灘区御影1丁目15-19-302 火土水ネットワーク合同会社 代表社員 内田 充	北区道場町塩田字神子ヶ谷 3618	畑 225	本公告日 令和6年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市北区山田町 森田 正己	神戸市北区山田町 前田 正之	北区山田町原野字藏ノ本 32	田 337	本公告日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市東灘区御影 内田 充	神戸市北区道場町 下岡 一則	北区道場町塩田字馬場添 2416-1 北区道場町塩田字神子ヶ谷 3446	田 276 畑 103	本公告日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	
神戸市東灘区御影 内田 充	兵庫県三田市すずかけ台 西本 光裕	北区道場町塩田字神子ヶ谷 3447	畑 112	本公告日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市東灘区御影 内田 充	神戸市北区山田町 岡崎 健治 神戸市北区鹿の子台北町 岡崎 繁雄 大阪府四條畷市田原台 岡崎 博史	北区道場町塩田字神子ヶ谷 3448	畑 54	本公告日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市東灘区御影 内田 充	神戸市北区道場町 東馬場 良文	北区道場町塩田字神子ヶ谷 3453	畑 134	本公告日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市北区道場町 谷上 竜司	神戸市北区大沢町 谷畑 壽壽代	北区大沢町神付字落合 300	田 3,226	本公告日 令和9年12月31日	32,260円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区京地 松本 かおり	神戸市北区大沢町 岩田 格夫	北区大沢町神付字西山 1329	田 6,387	本公告日 令和9年12月31日	42,160円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区大沢町 中西 諭吉	神戸市北区大沢町 中西 互	北区大沢町中大沢字田屋垣内 882-1	田 529	本公告日 令和9年12月31日	玄米60kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 山田 守男	神戸市北区淡河町 藤井 平大	北区淡河町行原字沢ノ垣 615 北区淡河町行原字中沢 620	田 1,453 田 1,592	本公告日 令和9年12月31日	14,530円／1筆 15,920円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
神戸市北区大沢町 藤滝 充克	神戸市北区大沢町 仲西 章展	北区大沢町上大沢字菅谷下 1604-5	田 948	本公告日 令和14年12月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。
神戸市北区大沢町 藤滝 充克	神戸市北区大沢町 上田 稔哉	北区大沢町上大沢字フケ 2255-1	田 761	本公告日 令和14年12月31日	8,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の住所へ持参する。

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市北区山田町 林 和彦	神戸市北区山田町 林 嘉之 神戸市北区山田町 林 幸子	北区山田町東下字下氷谷 9 北区山田町東下字下氷谷 10-1 北区山田町東下字下氷谷 36-1 北区山田町東下字下氷谷 44 北区山田町東下字下氷谷 51-1 北区山田町東下字下氷谷 52 北区山田町東下字下氷谷 53 北区山田町東下字下氷谷 121 北区山田町東下字下氷谷 126-2 北区山田町東下字中池下 48 北区山田町東下字中池下 49 北区山田町東下字中池下 51 北区山田町東下字中池下 52 北区山田町東下字熊谷 19-1 北区山田町東下字熊谷 20 北区山田町東下字口ノ池 6 北区山田町東下字口ノ池 7 北区山田町東下字口ノ池 7-2 北区山田町東下字口ノ池 9	田 1,507 田 342 田 1,457 田 168 田 488 田 228 田 922 田 317 田 582 田 202 田 704 田 1,013 田 897 田 13 田 59 田 218 田 158 畑 79 田 694	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用	
神戸市北区山田町 林 和彦	神戸市北区山田町 林 嘉之	北区山田町東下字上氷谷 23	田 1,596	本公告日 令和15年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区山田町 西田 豊博	北区山田町福地字ケチ原 6-1 北区山田町東下字ケチ原 16-1	田 1,478 田 431	令和5年4月30日 令和15年4月30日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市北区山田町 西田 良輔	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市西区岩岡町 早野 浩司	神戸市西区押部谷町 岩本 徹	西区押部谷町西盛字大垣内 368-1 西区押部谷町西盛字大垣内 368-2 西区押部谷町西盛字大垣内 370-1 西区押部谷町西盛字大垣内 380-1	田 777 田 1,173 田 672 田 1,971	本公告日 令和7年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区岩岡町 前田 常貴	神戸市西区岩岡町 村尾 竹市	西区岩岡町岩岡字庄太夫場 2845-2 西区岩岡町岩岡字庄太夫場 2845-3 西区岩岡町岩岡字庄太夫場 2845-10 西区岩岡町岩岡字庄太夫場 2881-18 西区岩岡町岩岡字庄太夫場 2931	田 1,472 田 919 畑 33 田 193 田 211	本公告日 令和7年3月31日	14,720円／1筆 9,190円／1筆 330円／1筆 1,930円／1筆 2,110円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区榎谷町 後藤 英美	神戸市西区榎谷町 二星 忠友	西区榎谷町栃木字伊ノ内 1030	田 3,007	本公告日 令和8年3月31日	21,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩岡町 藤原 昌之	神戸市西区岩岡町 武田 正太 加古郡稲美町 藤本 友子 神戸市西区岩岡町 木下 園子 加古川市加古川町寺家町 杉岡 恵子	西区岩岡町岩岡字四ツ塚 2234-2	田 1,482	本公告日 令和8年3月31日	14,820円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市長田区五位ノ池町 桶谷 光弘	神戸市西区榎谷町 二星 隆己	西区榎谷町松本字三本松 1090	田 1,028	本公告日 令和10年3月31日	10,280円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区竹の台 栗山 博史	神戸市西区神出町 田中 達也 神戸市西区神出町 中井 喜美子	西区神出町宝勢字坊主谷 4735	畑 1,367	本公告日 令和10年3月31日	5,000円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市西区学園西町 谷 紀章	神戸市西区榎谷町 垂井 和也	西区榎谷町友清字宮下 24-1 西区榎谷町友清字向井垣内 199 西区榎谷町友清字細尾 441	田 372 田 611 田 2,277	本公告日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市垂水区小東山本町 増田 幸市	神戸市西区押部谷町 岡野 和子 加古川市平岡町 岡野 一郎 神戸市西区王塚台 岡野 清一 神戸市西区押部谷町 岡野 健太郎 神戸市西区押部谷町 岡野 大樹	西区押部谷町和田字西ノ谷 766 西区押部谷町和田字西ノ谷 768 西区押部谷町和田字西ノ谷 797	田 935 田 1,298 田 532	本公告日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市垂水区小東山本町 増田 幸市	神戸市西区押部谷町 岡野 弘	西区押部谷町和田字西ノ谷 767	田 1,052	本公告日 令和15年3月31日	7,000円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区玉津町 濱田 篤郎	神戸市西区平野町 小池 孝雄	西区平野町堅田字中嶋 1206-1	畑 1,040	令和5年5月1日 令和15年3月31日	5,200円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区玉津町 濱田 篤郎	神戸市西区平野町 海妻 俊一	西区平野町堅田字中嶋 1206-2	畑 1,755	令和5年5月1日 令和15年3月31日	8,750円／1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 藪内 節子	西区押部谷町押部字今井 781 西区押部谷町押部字今井 805	田 2,171 田 1,458	令和5年4月30日 令和15年4月30日	21,710円／1筆 14,580円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用 水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市西区押部谷町 田坂 修司	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区押部谷町押部字今井 810	畑 1,676		11,732円／1筆		普通畑として利用	毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 藤井 利典	西区押部谷町細田字平町 1099 西区押部谷町細田字平町 1242	田 2,958 田 1,986	令和5年4月30日 令和15年4月30日	53,200円／1筆 35,700円／1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市須磨区竜が台 永吉 成璽	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区押部谷町細田字平町 1246 西区押部谷町細田字平町 1258 西区押部谷町細田字平町 1270 西区押部谷町細田字平町 1276	田 921 田 383 田 1,650 田 1,010		16,500円／1筆 6,900円／1筆 29,700円／1筆 18,200円／1筆			毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区押部谷町 武川 眞佐子	西区押部谷町高和字大坪 779-1 西区押部谷町高和字大坪 779-2	田 1,386 田 943	令和5年4月30日 令和15年4月30日	13,860円／1筆 9,430円／1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定 する方法で支払う。
神戸市西区押部谷町 田坂 修司	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定 する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市朝霧山手町 水野 かよ子	西区平野町堅田字中嶋 1207	畑 2,808	令和5年4月30日 令和15年4月30日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市西区玉津町 濱田 篤郎	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平野町 左野 典子	西区平野町西戸田字上川原 484	田 3,008	令和5年4月30日 令和15年4月30日	30,080円／1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度2月中に乙の指定 する方法で支払う。
神戸市北区日の峰 千阪 綾	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度1月中に甲の指定 する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 大西 光男	西区神出町小東野字大澤 275	田 3,914	令和5年4月30日 令和15年4月30日	23,484円／1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定 する方法で支払う。
神戸市垂水区つつじが丘 伊藤 新	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲の指定 する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 分玉 基弘	西区神出町北字小坂 208-1 西区神出町北字小坂 208-2	田 2,171 田 2,160	令和5年4月30日 令和15年4月30日	27,137円／1筆 27,000円／1筆	貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定 する方法で支払う。
神戸市西区神出町北465-3 神出ファーム ビレッジ内 農事組合法人神出北営農組合 代表理事 西馬 和則	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区神出町北字小坂 221-1	田 2,744		34,300円／1筆			毎年度11月中に甲の指定 する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区岩岡町 確永 泰章	西区岩岡町古郷字南場 2288-2 西区岩岡町古郷字南場 2297-2	田 1,299 田 615	令和5年4月30日 令和15年4月30日		使用貸借権設定	水田として利用	
加古川市東神吉町 内山 雄飛	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区北別府 永井 幸男	西区伊川谷町別府字芝垣内 1687	田 700	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 吉川 靖子	西区伊川谷町別府字芝垣内 1718 西区伊川谷町別府字芝垣内 1719	田 26 田 337	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 正夫	西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1752	田 852	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 秋定 佳子	西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1748 西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1749	田 327 田 1,285	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1751	田 390					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区北別府 秋定 浩二	西区伊川谷町別府字芝垣内 1722 西区伊川谷町別府字芝垣内 1723	田 175 田 284	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区北別府 秋定 正美	西区伊川谷町別府字芝垣内 1686	田 634	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区北別府 秋定 敏実	西区伊川谷町別府字芝垣内 1691 西区伊川谷町別府字芝垣内 1696-1	田 753 田 802	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区北別府 秋定 敏実 神戸市西区北別府 秋定 武志 神戸市西区北別府 秋定 正美 神戸市西区北別府 今田 由樹	西区伊川谷町別府字芝垣内 1692 西区伊川谷町別府字芝垣内 1693 西区伊川谷町別府字芝垣内 1695	田 439 田 578 田 284	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 長尾 克巳	西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1742 西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1743	田 532 田 2,776 田 26	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-88 西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-97 西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-98 西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-99 西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-100 西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-101 西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-102 西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-103	田 42 田 39 田 175 田 122 田 535 田 152 田 363					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 長尾 克巳 神戸市西区伊川谷町 長尾 あさ子	西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-18	山林 1,038	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	換地後農地として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区北別府 藤田 隆男	西区伊川谷町別府字芝垣内 1682-1 西区伊川谷町別府字芝垣内 1683-1	田 331 田 1,239 田 552	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区伊川谷町別府字芝垣内 1685 西区伊川谷町別府字芝垣内 1688 西区伊川谷町別府字芝垣内 1697	田 1,087 田 247					

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区北別府 藤田 隆男 神戸市西区北別府 藤田 元廣	西区伊川谷町別府字芝垣内 1690	田 1,038	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市中央区加納町6-5-1 別府財産区	西区伊川谷町別府字芝垣内 1694	溜池 7,656の内 5,356	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	換地後農地として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 永井 清代美	西区伊川谷町井吹字鎌塚 6 西区伊川谷町井吹字鎌塚 7 西区伊川谷町井吹字鎌塚 8 西区伊川谷町井吹字鎌塚 25 西区伊川谷町井吹字鎌塚 49 西区伊川谷町井吹字基 85-1 西区伊川谷町井吹字基 85-2 西区伊川谷町井吹字基 129 西区伊川谷町井吹字基 130-1 西区伊川谷町井吹字苗代 261 西区伊川谷町井吹字苗代 262 西区伊川谷町井吹字苗代 263 西区伊川谷町井吹字苗代 271-14	田 591 田 1,388 田 1,034 田 912 田 899 畑 1,676 田 196 畑 618 田 59 田 452 溜池 244 畑 386 田 872	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用 換地後農地として利用 普通畑として利用 水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 吉川 靖子	西区伊川谷町井吹字鎌塚 41-1 西区伊川谷町井吹字鎌塚 42-1 西区伊川谷町井吹字鎌塚 43-1 西区伊川谷町井吹字三番圃 51-1	田 566 田 190 田 122 田 516	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

		西区伊川谷町井吹字三番圃 52-1	田 922					
神戸市西区伊川谷町井吹223-2	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	西区伊川谷町井吹字三番圃 56-1	田 418					
農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区伊川谷町井吹字三番圃 59	田 942					
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	東京都小平市上水本町	西区伊川谷町井吹字鎌塚 13-1	田 375	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	三浦 孝夫	西区伊川谷町井吹字鎌塚 18	田 760					
		西区伊川谷町井吹字鎌塚 20	田 654					
		西区伊川谷町井吹字鎌塚 23	田 667					
神戸市西区伊川谷町井吹223-2	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	西区伊川谷町井吹字鎌塚 17-1	田 617	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市西区伊川谷町井吹223-2	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							
農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町井吹字生子谷 158	田 218	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	三浦 守	西区伊川谷町井吹字生子谷 159	田 462				水田として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 160	田 218				水田として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 161	田 198				水田として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 163	田 601				水田として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 167-1	畑 664				普通畑として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 173-1	畑 274				普通畑として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 174	畑 287				普通畑として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 175	溜池 115				換地後農地として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 176	溜池 224				換地後農地として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 177	田 320				水田として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 178	溜池 161				換地後農地として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 180	田 889				水田として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 181	溜池 178				換地後農地として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 182	田 330				水田として利用	
		西区伊川谷町井吹字生子谷 186-1	田 69				水田として利用	

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 修	西区伊川谷町井吹字鎌塚 29-1 西区伊川谷町井吹字生子谷 141-1	田 251 田 1,376	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 正夫	西区伊川谷町井吹字基 122 西区伊川谷町井吹字生子谷 131-1 西区伊川谷町井吹字生子谷 132 西区伊川谷町井吹字生子谷 133 西区伊川谷町井吹字生子谷 135 西区伊川谷町井吹字生子谷 136-2 西区伊川谷町井吹字生子谷 157 西区伊川谷町井吹字生子谷 162	畑 697 田 977 田 492 田 611 田 449 田 266 田 466 畑 608	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区伊川谷町井吹字生子谷 164 西区伊川谷町井吹字生子谷 165	田 244 田 684				水田として利用 水田として利用	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 直樹	西区伊川谷町井吹字鎌塚 4 西区伊川谷町井吹字鎌塚 5	田 1,094 田 532	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 日出夫	西区伊川谷町井吹字鎌塚 11-1 西区伊川谷町井吹字三番圃 68-1 西区伊川谷町井吹字三番圃 71 西区伊川谷町井吹字三番圃 72 西区伊川谷町井吹字三番圃 73-1	田 1,554 田 119 田 294 田 1,213 田 863	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 三浦 庸市	西区伊川谷町井吹字鎌塚 24 西区伊川谷町井吹字鎌塚 35 西区伊川谷町井吹字鎌塚 36 西区伊川谷町井吹字鎌塚 37 西区伊川谷町井吹字鎌塚 38	田 462 田 922 田 505 田 287 田 839	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	明石市大明石町 山下 隆子	西区伊川谷町井吹字生子谷 173-2 西区伊川谷町井吹字生子谷 188-1	田 330 田 44	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 山吹 玉千代	西区伊川谷町井吹字鎌塚 47-1 西区伊川谷町井吹字鎌塚 48-1	田 698 田 663	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 秋定 佳子	西区伊川谷町井吹字鎌塚 26-1 西区伊川谷町井吹字鎌塚 32-1	田 481 田 635	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 秋定 喜代子	西区伊川谷町井吹字三番瀬 61	田 1,004	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 秋定 浩	西区伊川谷町井吹字鎌塚 1 西区伊川谷町井吹字鎌塚 22-1 西区伊川谷町井吹字鎌塚 27 西区伊川谷町井吹字生子谷 137	田 1,084 田 354 田 320 田 482	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

		西区伊川谷町井吹字生子谷 138	田 112					
神戸市西区伊川谷町井吹223-2	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	西区伊川谷町井吹字生子谷 139	田 433					
農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町井吹字鎌塚 39	田 327	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	秋定 伸子	西区伊川谷町井吹字三番圃 63-1	田 783					
		西区伊川谷町井吹字基 89-2	田 17					
		西区伊川谷町井吹字苗代 259-1	田 571					
		西区伊川谷町井吹字苗代 260-1	田 431					
神戸市西区伊川谷町井吹223-2	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							
農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町井吹字基 89-1	田 642	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	秋定 信行	西区伊川谷町井吹字基 90-1	田 2,094					
神戸市西区伊川谷町井吹223-2	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							
農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町井吹字三番圃 58	田 1,021	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	秋定 和之	西区伊川谷町井吹字三番圃 69-1	田 963					
		西区伊川谷町井吹字三番圃 70	田 320					
神戸市西区伊川谷町井吹223-2	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							
農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町井吹字鎌塚 15-1	田 1,099	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	小寺 智子	西区伊川谷町井吹字鎌塚 16-1	田 701					
		西区伊川谷町井吹字生子谷 136-1	田 318					
		西区伊川谷町井吹字生子谷 140	田 238					
		西区伊川谷町井吹字生子谷 143-1	田 340					
		西区伊川谷町井吹字生子谷 152-1	田 716					
		西区伊川谷町井吹字生子谷 153	田 591					
		西区伊川谷町井吹字生子谷 154	田 618					
神戸市西区伊川谷町井吹223-2	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	西区伊川谷町井吹字生子谷 156	田 419					
農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 森田 茂	西区伊川谷町井吹字鎌塚 2 西区伊川谷町井吹字鎌塚 3 西区伊川谷町井吹字鎌塚 19 西区伊川谷町井吹字鎌塚 40 西区伊川谷町井吹字基 87-1	田 723 田 879 田 1,104 田 740 田 34	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 盛脇 格	西区伊川谷町井吹字鎌塚 9 西区伊川谷町井吹字鎌塚 10 西区伊川谷町井吹字鎌塚 12-1 西区伊川谷町井吹字鎌塚 21-1 西区伊川谷町井吹字鎌塚 30-1 西区伊川谷町井吹字基 123	田 849 田 1,441 田 861 田 692 田 672 畑 95 畑 1,444 田 4.15	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 普通畑として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区伊川谷町井吹字基 128 西区伊川谷町井吹字生子谷 151-2					水田として利用	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 村上 雅一 神戸市垂水区名谷町 真田 早苗 神戸市西区枝吉 真田 美智子	西区伊川谷町井吹字基 88-2	田 1,477	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 村上 貴史	西区伊川谷町井吹字基 88-1	田 1,134	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

令和5年5月2日 神戸市公報第3807号

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 長尾 功	西区伊川谷町井吹字鎌塚 33 西区伊川谷町井吹字三番圃 65-1 西区伊川谷町井吹字基 91-1 西区伊川谷町井吹字基 92-1 西区伊川谷町井吹字基 93 西区伊川谷町井吹字基 94-1 西区伊川谷町井吹字基 95-1 西区伊川谷町井吹字基 96-1 西区伊川谷町井吹字基 105 西区伊川谷町井吹字基 106 西区伊川谷町井吹字基 107	田 1,186 田 318 田 192 田 563 田 925 田 214 田 279 田 1,640 田 1,097 田 522 田 641	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区伊川谷町井吹字生子谷 179	原野 19				換地後農地として利用	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 長尾 克巳	西区伊川谷町井吹字三番圃 57-1 西区伊川谷町井吹字三番圃 60 西区伊川谷町井吹字基 97 西区伊川谷町井吹字基 98 西区伊川谷町井吹字基 99 西区伊川谷町井吹字基 100 西区伊川谷町井吹字基 101 西区伊川谷町井吹字基 102	田 566 田 1,606 畑 1,963 田 277 田 294 田 112 田 403 畑 849	令和5年4月30日 令和21年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	西区伊川谷町井吹字生子谷 142	田 416				水田として利用	

神戸市公告

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に基づき都市再生整備計画を作成したので、同法第46条第28項の規定により都市再生整備計画（下記に示す地区）を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和5年5月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

記

神戸・兵庫運河周辺地区

神戸兵庫地区

神戸六甲道地区

神戸西神中央地区（その2）

神戸市公告

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に基づき都市再生整備計画を作成したので、同法第46条第29項により準用する第28項の規定により都市再生整備計画（下記に示す地区）を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和5年5月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

記

神戸都心・ウォーターフロント地区（第2期）（第6回変更）

神戸ハーバーランド地区（第2期）（第6回変更）

神戸西神中央地区（第2回変更）

神戸垂水地区（第2回変更）

神戸灘西部・HAT神戸地区（第1回変更）

神戸名谷地区（第1回変更）

神戸長田地区（第1回変更）

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市東灘区向洋町中1丁目6番1号 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和5年5月17日（水）
10時00分から10時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

和田興産 株式会社

代表取締役 溝本 俊哉

神戸市中央区栄町通4丁目2番13号

2 設計者の氏名、住所及び連絡先

株式会社 大土呂巧建築設計事務所

大土呂 巧

神戸市中央区明石町48番地

078-331-5405

3 景観影響建築行為の概要

(1) 所在及び地番 神戸市中央区栄町通5丁目1-7、1-8

(2) 敷地面積 約775平方メートル

(3) 建築面積 約458平方メートル

(4) 延べ面積 約5570平方メートル

(5) 高さ 約44.9メートル

(6) 構造 RC造

(7) 階数 地上15階

(8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和5年5月2日から令和5年5月18日まで

神戸市公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等にかかる公告申請があり、当該申請について相当と認めため、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 川北自治会

(2) 区域 西側は、北側を三田市境、南側を有馬川までとし、神戸市北区道場町塩田3137番地、3135番地、3430番地及び3463番地を西側境界線とする。東側は北側三田市境、南側を有馬川までとし、神戸市北区道場町塩田3333番地の田地から、東西道路南側の3303番地、3287番地、3275番地、3267番地及び3208番地の2を東側境界線とする。
但し塩田2483番地の4、2483番地の5、3261番地の1、3261番地の2、3259番地の1、3259番地の2、3284番地、3286番地を除外する。

(3) 主たる事務所 神戸市北区道場町塩田3600番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
雑種地	122 m ²	神戸市北区道場町塩田字馬場添南3600番

上記土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
田邊 幹雄	神戸市北区道場町塩田2168番地
番匠 正明	神戸市北区道場町塩田2122番地
宇津 清一	神戸市北区道場町塩田2160番地
本荘 共史	大阪市西成区太子1丁目12番9号宝出307号
南田 豊	神戸市北区道場町塩田2554番地
北田 久子	神戸市北区道場町塩田2568番地
川北自治会	神戸市北区道場町塩田3600番地

(2) 建物

種類	床面積	所在地	家屋番号
集会所	62.58 m ²	神戸市北区道場町塩田字馬場添南 3254 番地	3254 番

上記建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
宇津 清一	神戸市北区道場町塩田 2160 番地
川北自治会	神戸市北区道場町塩田 3600 番地

- 3 申請事項に関し異議を述べることができる者の範囲
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 4 異議を述べる期間
令和5年5月2日から令和5年8月2日まで
- 5 異議を述べる方法
地方自治法施行規則第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による
- 6 異議申出書提出先
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市地域協働局地域活性課

神戸市公告

地区計画の案を作成したいので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年12月条例第35号)第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該地区計画の案の内容となるべき事項(以下「素案」という。)を令和5年5月9日から令和5年5月23日まで公衆の縦覧に供します。

なお、素案に対して意見を有する者は、同条例第16条の規定により、令和5年5月9日から令和5年5月30日まで、本市に意見書を提出することができます。

令和5年5月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

2 地区計画の名称	3 地区計画の位置及び区域
神戸複合産業団地南地区地区計画	神戸市西区押部谷町木見字荒田、字奥荒田、字西山、字佛谷、字池ノ内、字池ノ下、字奥ノ池、字川端、字上山畑ノ壱、字上山畑ノ弐、字上山畑ノ三、字又度ノ弐、字又度ノ四、字又度ノ五、字又度ノ六、字又度ノ七、字又度ノ八、北区山田町藍那字西山(別図のとおり)

4 素案の縦覧場所

神戸市都市局都市計画課(三宮国際ビル6F)

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

5 意見書の提出場所

神戸市都市局都市計画課(三宮国際ビル6F)

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

N



神戸複合産業団地南地区
地区計画区域

阪神高速7号北神戸線

阪神高速31号神戸山手線

布施畑IC

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和5年5月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ神戸和田岬店

神戸市兵庫区吉田町1丁目32番7 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリホールディングス	札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号	代表取締役 似鳥 昭雄

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

6,780 平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 平方メートル

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和4年6月13日

6 変更する理由

閉店するため

7 届出年月日

令和5年3月16日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年5月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年5月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド神戸和田岬店

神戸市兵庫区吉田町1丁目32番7 外

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	代表取締役 上野 善紀
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似7条1丁目 2番39号	代表取締役 似鳥 昭雄

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1番1号	代表取締役 上野 善紀

3 変更の年月日

令和4年6月13日

4 変更する理由

大規模小売店舗を分割したため。

5 届出年月日

令和5年3月16日

6 縦覧期間

令和5年5月2日から令和5年9月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和5年5月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和5年5月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

阪神ファミリーショップ青木

神戸市東灘区青木6丁目7番14号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江1丁目1番24号	代表取締役 藤原 崇起

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江1丁目1番24号	代表取締役 秦 雅夫

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号	代表取締役 井上 保
有限会社青木マルゼン	神戸市東灘区青木6丁目7番14号	代表取締役 穂積 一郎
有限会社ワッツオースリー販売	大阪府中央区城見1丁目4番70号	代表取締役 越智 正直
株式会社オンセンド	岐阜県美濃市2118の36	代表取締役 森 弘治

その他1名

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社関西スーパーマーケット	兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号	代表取締役 福谷 耕治
株式会社ワッツ西日本販売	大阪市中央区城見1丁目4番70号 住友生命OBPプラザビル	代表取締役 山野 博幸
株式会社オンセンド	岐阜県美濃市2118の36	代表取締役 森 弘治

3 変更の年月日

2(1)については、平成29年4月1日。

2(2)の株式会社関西スーパーマーケットについては令和4年4月1日、有限会社青木マルゼンについては平成22年11月30日、株式会社ワッツ西日本販売については社名・住所変更は平成28年9月1日、代表者は令和元年11月1日、その他1名については、平成24年12月31日。

4 変更する理由

2(1)については、代表者変更のため。

2(2)の株式会社関西スーパーマーケットについては、代表者変更のため。有限会社青木マルゼン及びその他1名については、退店のため。株式会社ワッツ西日本販売については、経営統合による社名・住所変更及び代表者変更のため。

5 届出年月日

令和5年3月24日

6 縦覧期間

令和5年5月2日から令和5年9月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6-1-12

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和5年5月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
阪神ファミリーショップ青木
神戸市東灘区青木6丁目7番14号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江1丁目1番24号	代表取締役 秦 雅夫

- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,462平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和5年4月1日
- 6 変更する理由
建物老朽化に伴う、施設閉館のため。
- 7 届出年月日
令和5年3月24日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年5月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市須磨区白川台2丁目37番3の内1工区
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県知事 齋藤 元彦
許可番号
令和3年7月8日 第7123号
（変更許可 令和4年2月15日 第1478号）
（変更許可 令和4年11月22日 第1501号）
- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市東灘区本山北町6丁目288番1、288番2の一部
開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区農人橋1丁目1番29-2306号
井谷 忠裕
神戸市東灘区本山北町3丁目3番8号
小林 敬司
許可番号
令和5年1月24日 第8094号
（変更許可 令和5年3月14日 第2045号）
- 3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区櫛谷町谷口字地蔵ノ下610番1
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区櫛谷町長谷201番1
大前興産株式会社
代表取締役 大前 伸晃
許可番号
令和4年11月21日 第8087号
- 4 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区学が丘6丁目1番1の一部、1番2の一部、学が丘7丁目864番77の一部、864番79、864番80、864番81、864番85の一部、864番100の一部、864番174、864番175、864番176、864番177、864番178、864番179、864番180、864番181、864番182、864番183、864番184、864番186、多聞町字小東山864番78 の内8工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

パナソニック ホームズ株式会社

代表取締役 井上 二郎

兵庫県明石市大明石町2丁目1番32号

積水ハウス株式会社 神戸支店

支店長 原口 貴彦

許可番号

平成30年2月22日 第6859号

(変更許可 平成30年10月10日 第1324号)

(変更許可 令和元年9月25日 第1350号)

(変更許可 令和4年5月16日 第1484号)

交通局公文書管理規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年5月2日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第1号

交通局公文書管理規程等の一部を改正する規程

第1条 交通局公文書管理規程（平成30年3月交規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（<u>経営企画課課長（監理担当）</u>の職務）</p> <p>第4条 <u>経営企画課課長（監理担当）</u>は、管理者の権限に属する公文書に関する事務（以下「公文書事務」という。）を統括するとともに、局に到達する文書の收受及び配布並びに公文書の保存の事務を処理する。</p> <p>2 <u>経営企画課課長（監理担当）</u>は、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、必要な調査を行い、その結果に基づいて、所管課長に対し必要</p>	<p>（<u>経営企画課長</u>の職務）</p> <p>第4条 <u>経営企画課長</u>は、管理者の権限に属する公文書に関する事務（以下「公文書事務」という。）を統括するとともに、局に到達する文書の收受及び配布並びに公文書の保存の事務を処理する。</p> <p>2 <u>経営企画課長</u>は、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、必要な調査を行い、その結果に基づいて、所管課長に対し必要な措置を求める</p>

な措置を求めることができる。

(帳簿の作成)

第7条 経営企画課課長(監理担当)

は、文書収配簿(局に到達する文書を所管課の公文書主任宛に配布する場合に記録する帳簿(電磁的記録を含む。以下同じ)をいう。以下同じ。)を作成するものとする。

(到達した文書の取扱い)

第10条 経営企画課課長(監理担当)

は、到達した文書を次に掲げるところにより処理し、所管課の公文書主任に配布する。

(1)～(4) [略]

第11条 公文書主任は、前条の規定により配布された文書のほか、経営企画課課長(監理担当)を経由しないで

所管課に到達した文書を次に掲げるところにより処理する。

(1)、(2) [略]

(3) 所管課に経営企画課課長(監理担当)を経由しないで到達した文書のうち、電報、入札書、訴訟及び不服申立てに関する文書その他到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により收受印を押したものは、收受印の下に收受時刻を記入し、取扱者の印を押すこと。

ことができる。

(帳簿の作成)

第7条 経営企画課長は、文書収配簿

(局に到達する文書を所管課の公文書主任宛に配布する場合に記録する帳簿(電磁的記録を含む。以下同じ)をいう。以下同じ。)を作成するものとする。

(到達した文書の取扱い)

第10条 経営企画課長は、到達した文

書を次に掲げるところにより処理し、所管課の公文書主任に配布する。

(1)～(4) [略]

第11条 公文書主任は、前条の規定により配布された文書のほか、経営企画課長を経由しないで所管課に到達

した文書を次に掲げるところにより処理する。

(1)、(2) [略]

(3) 所管課に経営企画課長を経由しないで到達した文書のうち、電報、入札書、訴訟及び不服申立てに関する文書その他到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により收受印を押したものは、收受印の下に收受時刻を記入し、取扱者の印を押すこと。

(4) [略]

(5) 前条の規定により配布された文書でその所管に属しないものは、文書により理由を付して経営企画課課長（監理担当）に返付すること。

(6)、(7) [略]

(公文書分類表)

第23条 [略]

2 公文書分類表を修正しようとするときは、所管課長は、経営企画課課長（監理担当）に依頼しなければならない。

(保存期間満了時の措置)

第25条の2 所管課長は、第23条又は前条の保存期間が満了したときの措置として、別表の1から13までに掲げるもの、昭和30年度までに作成し、又は取得されたものその他の歴史的価値があるものにあつては後世に残すべき重要な公文書として経営企画課課長（監理担当）に引き継ぐ措置をとるべきことを、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを、速やかに定めなければならない。

2 前項の措置は、経営企画課課長（監理担当）の同意を得た上で、公文書管理台帳への記載により定める

(4) [略]

(5) 前条の規定により配布された文書でその所管に属しないものは、文書により理由を付して経営企画課長に返付すること。

(6)、(7) [略]

(公文書分類表)

第23条 [略]

2 公文書分類表を修正しようとするときは、所管課長は、経営企画課長に依頼しなければならない。

(保存期間満了時の措置)

第25条の2 所管課長は、第23条又は前条の保存期間が満了したときの措置として、別表の1から13までに掲げるもの、昭和30年度までに作成し、又は取得されたものその他の歴史的価値があるものにあつては後世に残すべき重要な公文書として経営企画課長に引き継ぐ措置をとるべきことを、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを、速やかに定めなければならない。

2 前項の措置は、経営企画課長の同意を得た上で、公文書管理台帳への記載により定めるものとする。

ものとする。

3 第1項の規定により定めた措置については、経営企画課課長（監理担当）の同意を得た上で、変更することができる。

4 経営企画課課長（監理担当）は、前各項の対応を行う場合においては、行財政局担当課長（総務・文書改革担当）と必要に応じて協議するものとする。

（公文書の引継ぎ）

第26条 所管課長は、保存期間が満了した簿冊等について、第25条の2第1項の規定により引き継ぐことと定めたものは、毎年7月末日までに文書引継決議書又は文書管理システムを用いた引継ぎの依頼により、経営企画課課長（監理担当）に引き継がなければならない。ただし、文書管理システムに保存した電磁的記録しかない簿冊等については、この限りでない。

（引継文書の審査）

第27条 経営企画課課長（監理担当）は、文書の引継ぎの依頼を受けたときは、第21条第2項及び第3項に定める事項について審査しなければならない。

2 経営企画課課長（監理担当）は、

3 第1項の規定により定めた措置については、経営企画課長の同意を得た上で、変更することができる。

4 経営企画課長は、前各項の対応を行う場合においては、行財政局担当課長（総務・文書改革担当）と必要に応じて協議するものとする。

（公文書の引継ぎ）

第26条 所管課長は、保存期間が満了した簿冊等について、第25条の2第1項の規定により引き継ぐことと定めたものは、毎年7月末日までに文書引継決議書又は文書管理システムを用いた引継ぎの依頼により、経営企画課長に引き継がなければならない。ただし、文書管理システムに保存した電磁的記録しかない簿冊等については、この限りでない。

（引継文書の審査）

第27条 経営企画課長は、文書の引継ぎの依頼を受けたときは、第21条第2項及び第3項に定める事項について審査しなければならない。

2 経営企画課長は、審査の結果不適

審査の結果不適当なものがあると認めるときは、公文書主任に対してその修正を求めることができる。

- 3 経営企画課課長（監理担当）は、審査の結果適当であると認めるときは、当該引継ぎを承認するものとする。

（文書の収蔵）

第28条 経営企画課課長（監理担当）

は、前条第3項の規定による承認をしたときは、装丁に留意して当該文書を書庫に収蔵しなければならない。

- 2 [略]

- 3 経営企画課課長（監理担当）は、第1項の規定により収蔵する簿冊等については、歴史的公文書として永久保存するものとする。

- 4 経営企画課課長（監理担当）は、前各項の対応を行う場合においては、行財政局担当課長（総務・文書改革担当）と必要に応じて協議するものとする。

（文書の管理）

第29条 収蔵文書は経営企画課課長

（監理担当）が、その他の文書は所管課長がそれぞれ管理する。

（収蔵文書の閲覧及び借用）

第30条 収蔵文書を閲覧し、又は借用

当なものがあると認めるときは、公文書主任に対してその修正を求めることができる。

- 3 経営企画課長は、審査の結果適当であると認めるときは、当該引継ぎを承認するものとする。

（文書の収蔵）

第28条 経営企画課長は、前条第3項

の規定による承認をしたときは、装丁に留意して当該文書を書庫に収蔵しなければならない。

- 2 [略]

- 3 経営企画課長は、第1項の規定により収蔵する簿冊等については、歴史的公文書として永久保存するものとする。

- 4 経営企画課長は、前各項の対応を行う場合においては、行財政局担当課長（総務・文書改革担当）と必要に応じて協議するものとする。

（文書の管理）

第29条 収蔵文書は経営企画課長が、

その他の文書は所管課長がそれぞれ管理する。

（収蔵文書の閲覧及び借用）

第30条 収蔵文書を閲覧し、又は借用

しようとする者は、経営企画課課長（監理担当）の承認を受けなければならない。

- 2 経営企画課課長（監理担当）は、特に必要があると認めるときは、収蔵文書の閲覧又は借用を拒否することができる。

しようとする者は、経営企画課長の承認を受けなければならない。

- 2 経営企画課長は、特に必要があると認めるときは、収蔵文書の閲覧又は借用を拒否することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から適用する。

（神戸市交通局公印規程の一部改正）

第2条 神戸市交通局公印規程（昭和27年11月交規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
 (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
 (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（公印事務の総括）</p> <p>第1条の2 公印に関する事務は、<u>経営企画課課長（監理担当）</u>が総括する。</p> <p>（公印台帳）</p>	<p>（公印事務の総括）</p> <p>第1条の2 公印に関する事務は、<u>経営企画課長</u>が総括する。</p> <p>（公印台帳）</p>

第3条 経営企画課課長（監理担当）

は、様式第1号による公印台帳を設け、公印の新調、改刻又は廃止の都度、必要な事項を記録整理しなければならない。

（印影の印刷）

第4条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の場合において、印影等の印刷をしようとするときは、次に掲げる手順とする。

(1) 所管課長は、様式第2号による印影印刷申請書に印影等の印刷を行おうとする文書の見本を添えて、当該印刷を行うたびごとに、経営企画課課長（監理担当）の承認を受けなければならない。

(2) 経営企画課課長（監理担当）は、前号の承認をしたときは、様式第3号による印影印刷承認書および印影票を交付する。

(3) 所管課長は、印影等の印刷が完了したときは、直ちに使用した原版を廃棄するとともに、交付された印影票を添えて様式第4号による印影印刷完了報告書を経営企画課課長（監理担当）に提出しなければならない。

（公印の改廃）

第3条 経営企画課長は、様式第1

号による公印台帳を設け、公印の新調、改刻又は廃止の都度、必要な事項を記録整理しなければならない。

（印影の印刷）

第4条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の場合において、印影等の印刷をしようとするときは、次に掲げる手順とする。

(1) 所管課長は、様式第2号による印影印刷申請書に印影等の印刷を行おうとする文書の見本を添えて、当該印刷を行うたびごとに、経営企画課長の承認を受けなければならない。

(2) 経営企画課長は、前号の承認をしたときは、様式第3号による印影印刷承認書および印影票を交付する。

(3) 所管課長は、印影等の印刷が完了したときは、直ちに使用した原版を廃棄するとともに、交付された印影票を添えて様式第4号による印影印刷完了報告書を経営企画課長に提出しなければならない。

（公印の改廃）

第5条 公印の調製、改刻又は廃止しようとするときは、様式第6号による公印調整（改刻、廃止）承認願により、経営企画課課長（監理担当）を経て管理者の承認を得なければならない。

2 前項の規定により公印を調整または改刻したときは、その使用開始前に、経営企画課課長（監理担当）に届け出て、公印台帳への登録を受けなければならない。

3 第1項の規程により公印を廃止したときは、経営企画課課長（監理担当）に届け出てその登録の抹消を受けなければならない。また、不用となつた印をすみやかに経営企画課課長（監理担当）に送付しなければならない。

（廃止した公印の保存）

第6条 経営企画課課長（監理担当）は、第5条第3項の規定に基づき廃止した公印の送付を受けたときは、これを永久に保存しなければならない。ただし、別表1に定める神戸市交通局現金収納員の領収印については、廃止の日から起算して5年経過したのちは、裁断または焼却等の方法によりこれを廃棄することができる。

第5条 公印の調製、改刻又は廃止しようとするときは、様式第6号による公印調整（改刻、廃止）承認願により、経営企画課長を経て管理者の承認を得なければならない。

2 前項の規定により公印を調整または改刻したときは、その使用開始前に、総務課長に届け出て、公印台帳への登録を受けなければならない。

3 第1項の規程により公印を廃止したときは、経営企画課長に届け出てその登録の抹消を受けなければならない。また、不用となつた印をすみやかに経営企画課長に送付しなければならない。

（廃止した公印の保存）

第6条 経営企画課長は、第5条第3項の規定に基づき廃止した公印の送付を受けたときは、これを永久に保存しなければならない。ただし、別表1に定める神戸市交通局現金収納員の領収印については、廃止の日から起算して5年経過したのちは、裁断または焼却等の方法によりこれを廃棄することができる。

(事故の報告)

第7条 管守責任者は、公印の紛失、損傷、偽造等の事故があつたときは、速やかに様式第7号による公印事故報告書により、経営企画課課長(監理担当)を経て管理者に報告しなければならない。

別表1

公印名	書体	形式	寸法 (ミリメートル)	管守責任者
神戸市交通事業管理者の印	隷書	(1)	方 24	<u>経営企画課課長(監理担当)</u>
神戸市交通事業管理者代理の印	隷書の	(1 2)	方 24	<u>経営企画課課長(監理担当)</u>
神戸市交通事業管理者の印 (出納職専用)	隷書	(2)	方 24	<u>経営企画課課長(監理担当)</u>

(事故の報告)

第7条 管守責任者は、公印の紛失、損傷、偽造等の事故があつたときは、速やかに様式第7号による公印事故報告書により、経営企画課長を経て管理者に報告しなければならない。

別表1

公印名	書体	形式	寸法 (ミリメートル)	管守責任者
神戸市交通事業管理者の印	隷書	(1)	方 24	<u>経営企画課長</u>
神戸市交通事業管理者代理の印	隷書の	(1 2)	方 24	<u>経営企画課長</u>
神戸市交通事業管理者の印 (出納職専用)	隷書	(2)	方 24	<u>経営企画課長</u>

神戸市交通事業管理者代理の印（出納職専用）	隷書	（2） の 4 2）	方 4	2	経営企 画課課 長（監 理担 当）	神戸市交通事業管理者代理の印（出納職専用）	隷書	（2） の 4 2）	方 4	2	経営企 画課課 長
神戸市交通事業管理者の印（出納職専用）	隷書	（3） の 4 2）	方 4	2	経営企 画課課 長（監 理担 当）	神戸市交通事業管理者の印（出納職専用）	隷書	（3） の 4 2）	方 4	2	経営企 画課課 長
神戸市交通事業管理者代理の印（出納職専用）	隷書	（3） の 4 2）	方 4	2	経営企 画課課 長（監 理担 当）	神戸市交通事業管理者代理の印（出納職専用）	隷書	（3） の 4 2）	方 4	2	経営企 画課課 長
局の印	隷書	（5） の 1 2）	方 1	2	経営企 画課課 長（監 理担 当）	局の印	隷書	（5） の 1 2）	方 1	2	経営企 画課課 長
表彰辞令専用の局の印	隷書	（5） の 6 2）	方 6	3	経営企 画課課 長（監 理担 当）	表彰辞令専用の局の印	隷書	（5） の 6 2）	方 6	3	経営企 画課課 長
乗車券専用の局の印	隷書	（5） の 5 3）	径 5	1	経営企 画課課 長（監	乗車券専用の局の印	隷書	（5） の 5 3）	径 5	1	経営企 画課課 長

			理 担 当)
別表 2			
公印名	書 体	形式	寸法 (ミ リメ ートル)
神戸市交通事 業管理者の印	れ い 書	(1) 1	方 2 1
			経 営 企 画 課 課 長 (監 理 担 当)

別表 2			
公印名	書 体	形式	寸法 (ミ リメ ートル)
神戸市交通事 業管理者の印	れ い 書	(1) 1	方 2 1
			経 営 企 画 課 長

様式 2 中「経営企画課長」を「経営企画課課長（監理担当）」に改める。
 様式 3 中「経営企画課長」を「経営企画課課長（監理担当）」に改める。
 様式 4 中「経営企画課長」を「経営企画課課長（監理担当）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

神戸市選告示第3号

神戸市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月24日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田嘉晃

神戸市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神戸市選挙管理委員会規程（昭和51年8月選告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 事務局に<u>次長又は部長</u>を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">（職務）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 <u>次長、</u>部長及び課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 事務局に部長を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">（職務）</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 部長及び課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>

<p>3 [略]</p> <p>(次長、部長、課長及び係長の事務分担)</p> <p>第22条 次長、部長、課長及び係長の事務分担は、事務局長が定める。</p> <p>(事務の代行)</p> <p>第23条 事務局長に事故があるときは、次長又は部長がその事務を代行する。</p> <p>2 次長又は部長に事故があるときは課長が、課長に事故があるときは所管係長が、それぞれの事務を代行する。</p> <p>(専決)</p> <p>第24条 事務局長、次長、部長及び課長の専決事項は、神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の例による。</p>	<p>3 [略]</p> <p>(部長、課長及び係長の事務分担)</p> <p>第22条 部長、課長及び係長の事務分担は、事務局長が定める。</p> <p>(事務の代行)</p> <p>第23条 事務局長に事故があるときは、部長がその事務を代行する。</p> <p>2 部長に事故があるときは課長が、課長に事故があるときは所管係長が、それぞれの事務を代行する。</p> <p>(専決)</p> <p>第24条 事務局長、部長及び課長の専決事項は、神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の例による。</p>
---	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

神戸市監査委員告示第1号

包括外部監査人松谷 卓也の補助者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人松谷 卓也の監査の事務を補助する者について、次のとおり告示する。

令和5年4月19日

神戸市監査委員 細川 明子
 同 藤原 武光
 同 山本 嘉彦
 同 よこはた 和幸

監査の事務を補助する者の氏名	監査の事務を補助する者の住所	監査の事務を補助できる期間
新井 大介	神戸市中央区海岸通28番 BELISTA 神戸旧居留地2604号	令和5年4月19日（水）から 令和6年3月31日（日）まで
大野 彰子	神戸市中央区八幡通4丁目1-37-1603	令和5年4月19日（水）から 令和6年3月31日（日）まで
鈴木 亮	芦屋市山手町3番32-201号	令和5年4月19日（水）から 令和6年3月31日（日）まで
中原 卓也	神戸市灘区琵琶町1丁目2-3	令和5年4月19日（水）から 令和6年3月31日（日）まで
中村 健人	淡路市志筑1363-2 パーゼル壺番館207号室	令和5年4月19日（水）から 令和6年3月31日（日）まで
中山 稔規	神戸市中央区楠町1丁目10番8号	令和5年4月19日（水）から 令和6年3月31日（日）まで
森川 拓	西宮市上甲東園2丁目16番12号	令和5年4月19日（水）から 令和6年3月31日（日）まで
吉田 皓	大阪府高槻市宮田町3丁目34-3	令和5年4月19日（水）から 令和6年3月31日（日）まで
道幸 尚志	芦屋市山手町33番21号	令和5年4月19日（水）から 令和6年3月31日（日）まで

監査公表第2号
令和5年5月2日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

監 査 公 表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により下記の内容について別紙のとおりその結果に関する報告を公表します。

記

監査報告第1号 令和4年度財務定期監査(2)

行財政局(税務部)、環境局、経済観光局、農業委員会事務局、水道局
行財政局(内部統制、市役所改革関連)

監査報告第2号 令和4年度財政援助団体等監査(2)

一般財団法人神戸観光局

監査報告第3号 令和4年度財政援助団体等監査(2)

神戸コンベンションコンソーシアム

監査報告第4号 令和4年度財政援助団体等監査(2)

神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体

監査報告第5号 令和4年度財政援助団体等監査(2)

須磨ヨットハーバー運営共同事業体

監査報告第6号 令和4年度財政援助団体等監査(2)

神戸新聞地域創造・神戸新聞事業社共同事業体

監査報告第7号 令和4年度工事定期監査及び出資団体工事監査(2)

企画調整局、こども家庭局、経済観光局、建設局、建築住宅局、消防局
神戸新交通(株)